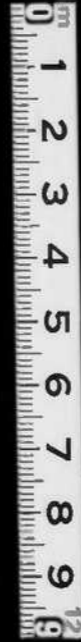


昭和十八年十一月

分課
委任
規程書類

二十

官房秘書課



国立公文書館

分類	総務省
	平成19年度
排架番号	3A
	5
	22



番整	號押	一	二	三	四	五	六
公達	番號	一	前	同	達		
年改	正	一	同	同	同	同	同
月	行	一	前	前	前	前	前
日	行	一	同	同	同	同	同
年公	發	同	同	同	同	同	同
月	揭	同	同	同	同	同	同
日	載	上	上	上	上	上	上
件	名	海運總局事務分掌規程制定ノ件	航空局事務分掌規程制定ノ件	通信院分課規程制定ノ件	通信院貯金保身局支局分課規程制定ノ件	通信局分課規程中改正ノ件	通信官分課規程中改正ノ件
	備						
	要						

裏面白紙



裏面白紙

1

裏面白紙

通カニシヤ

身秘 第四〇八號

昭和十八年十月三十一日立案

日達齊

検査

服務

大臣

大臣

事務審査委員

海運總局事務分掌規程制定ノ件

伺

運輸通信省ノ設置等ニ伴ヒ別紙ノ通海運總局事務

皇清同治六年

正月 日 日

欽差大臣李鴻章奏

為奏請

公堂

平

公堂

海運總局事務分掌規程

第一條 海運總局長官官房ニ於テハ人事ニ關スル事務及他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第二條 海運總局長官官房ニ庶務課ヲ置ク

長官官房庶務課ニ於テハ前條ニ掲グル事務ヲ掌ル

第三條 海運總局總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 海軍ニ關スル綜合計畫ノ設定其ノ他重要海軍政策ノ綜合調整ニ關スル事項
- 二 内地ニ於ケル海軍行政ト内地以外ノ地域ニ於ケル海軍行政トノ連絡ニ關スル事項

三 海事情報、海軍調査及海軍思想ノ普及ニ關スル事項

四 文書ニ關スル事項

五 會計ニ關スル事項

第四條 海運總局總務局ニ左ノ二課ヲ置ク

總務課

經理課

第五條 總務局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 本總局各局課ノ事務ノ綜合整理ニ關スル事項

二 海軍ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項

三 重要海軍政策ノ綜合調整ニ關スル事項

四 海軍資源ノ統制運用計畫事務ノ統合調整ニ關スル事項

四五 内地ニ於ケル海軍行政ト内地以外ノ地域ニ於ケル海軍行政トノ

連絡ニ關スル事項

五六 海軍法規ニ關スル事項

五七 海軍ニ關スル國際會議ニ關スル事項

五八 海軍審議會ニ關スル事項

五九 海軍情報ニ關スル事項

六〇 海軍ニ關スル調査及統計ニ關スル事項

六一 海軍思想ノ普及ニ關スル事項

六二 海軍調査及海軍思想普及ニ關スル團體ニ關スル事項

六三 文書ノ受授、發送及編纂保存ニ關スル事項

六四 文書ノ審査及進達ニ關スル事項

四五 長官ノ官印及總局印ノ管理ニ關スル事項

五六 局中他課ニ關セザル事項

第六條 總務局經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 本總局主管ニ屬スル會計ニ關スル事務

二 本總局主管ニ屬スル物品ノ經理ニ關スル事項

三 本總局主管ニ屬スル國有財産ニ關スル事項

第七條 海運總局海運局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 船舶ノ管理ニ關スル事項

二 水上運輸ニ關スル事項

三 水上運輸業ノ監督及助成ニ關スル事項

- 四 木船保險ニ關スル事項
- 五 港灣、經營ニ關スル事項
- 六 港灣運送業ノ監督及助成ニ關スル事項
- 七 船舶ノ保護ニ關スル事項
- 八 臨港倉庫ニ係ル倉庫營業ニ關スル事項
- 九 港務、水路、水先、航法、海難ニ關スル事項
- 十 燈臺其ノ他ノ航路標識ニ關スル事項
- 十一 航路標識附屬ノ設備ニ依ル氣象觀測ニ關スル事項
- 第八條 海運總局海運局ニ左ノ六課ヲ置ク
 - 管理課
 - 輸送課

- 港政課
- 海務課
- 標識課
- 工務課
- 燈臺官吏養成所
- 第九條 海運局管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 船舶運送業ノ監督ニ關スル事項
 - 二 船舶運送業及運送業者ノ監督ニ關スル事項
 - 三 産業設備官制ノ監督ニ關スル事項
 - 四 海運組合ノ監督ニ關スル事項

- 六 水上ノ運賃、運料及船租賣買價格ニ關スル事項
- 七 船積ノ輸出入、賣買及賃金ニ關スル事項
- 八 不開港場寄港及沿岸貿易ノ取締ニ關スル事項
- 九 船舶管理ニ伴フ國家補償ニ關スル事項
- 十 航路ノ補助及獎勵ニ關スル事項
- 十一 船舶金融ニ關スル事項
- 十二 木船保險ニ關スル事項
- 十三 木船保險審査會ニ關スル事項
- 十四 拿捕船、御留船等ノ管理ニ關スル事項
- 十五 局中他課ニ屬セザル事項

第十條 海運局輸送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 輸送計畫ニ關スル事項
 - 二 配船計畫及配船統制ニ關スル事項
 - 三 輸送及配船ノ監督ニ關スル事項
 - 四 船舶ノ使用ニ關スル事項
 - 五 拿捕船、御留船等ノ運用ニ關スル事項
- 第十一條 海運局港政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 港灣ノ運賃ニ關スル事項
 - 二 港灣運送業ノ監督及助成ニ關スル事項
 - 三 港灣運送業ニ關スル制度ノ監督ニ關スル事項

- 四 港湾作業ノ監督ニ關スル事項
 - 五 海陸運送ノ連絡ニ關スル事項
 - 六 臨港會館ニ係ル倉庫營業ニ關スル事項
- 第十二條 海運局海防課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 船舶ノ保護ニ關スル事項
- 二 船舶ノ防空ニ關スル事項
- 三 戰時航海取締ニ關スル事項
- 四 船舶ノ通信、信號及旗章ニ關スル事項
- 五 水雷ニ關スル事項
- 六 水先及航法ニ關スル事項

- 七 水雷救護及海難調査ニ關スル事項
 - 八 開港規則ノ施行其ノ他港務ニ關スル事項
- 第十三條 海運局海防課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航路標識及氣象観測施設ノ計畫ニ關スル事項
- 二 航路標識業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 氣象観測業務ノ監督ニ關スル事項
- 四 航路標識監察船ノ行動ニ關スル事項
- 五 航路標識職員ノ階級、養成計畫、福利及厚生ニ關スル事項
- 六 航路標識ニ於ケル防空及海上監視ニ關スル事項
- 七 航路標識ニ關スル調査ノ監督ニ關スル事項

第十四條 海運局工作課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航路標識施設ノ工事施行ニ關スル事項
- 二 氣象觀測施設ノ工事施行ニ關スル事項
- 三 航路標識ニ於ケル防空施設及海上監視施設ノ工事施行ニ關スル事項
- 四 航路標識固有財産ノ保存ニ關スル事項

第十五條 海運局燈臺官吏養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航路標識職員ノ養成ニ關スル事項

第十六條 海運總局船舶局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 造船ニ關スル事業ノ監督及助成ニ關スル事項

二 造船及船舶修繕ニ關スル事項

三 船舶ノ積卸測量、検査及登録ニ關スル事項

四 船舶用資材、運航用資材、機裝品其ノ他船舶用品ニ關スル事項

第十七條 海運總局船舶局ニ左ノ四課ヲ置ク

企畫課

材務課

造船課

造船機課

第十八條 船舶局企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 局中各課ノ事務ノ綜合整理、圖之事項
- 二 造船計畫、造船修繕計畫ニ關スル事項

三 造船事業及造機事業ノ監督及功成ニ關スル事項
三 造船事業及造機事業ニ關スル組合其ノ他ノ朝禮ノ監督ニ關スル事項

四五 船舶及船舶用機關ノ検査ニ關スル事項

五六 船舶ノ測度ニ關スル事項

六七 船舶ノ登録ニ關スル事項

七八 船舶滿載吃水線ノ指定ニ關スル事項

八九 船舶ノ構造及設備ノ現状調査ニ關スル事項

九十 水難ニ因ル船舶ノ損傷調査ニ關スル事項

十一 船舶ノ引揚及解撤事業ノ監督ニ關スル事項

十二 船級協會其ノ他船舶検査ニ關スル朝禮ノ監督ニ關スル事項

十三 局中備課ニ關セザル事項

第十九條 船舶局資材課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 本總局主手ニ屬スル物資ノ調整ニ關スル事項

二 造船事業及造機事業ニ於ケル資材ニ關スル事項

三 運航用、船員用及港灣荷役用ノ資材ニ關スル事項

四 船舶用品ニ關スル事項

五 造船鐵材調査ニ關スル事項

第二十條 船舶局造船課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 造船計畫ノ實施ニ關スル事項

- 二 造船技術ニ關スル事項
 - 三 船舶、船體及船體用材料ノ規格ニ關スル事項
 - 四 船舶及船體製造價格ニ關スル事項
 - 五 造船工場ノ管理ニ關スル事項
 - 六 造船狀況ノ調査ニ關スル事項
 - 七 鑲裝品ニ關スル事項
 - 八 船舶修繕計畫ノ實施ニ關スル事項
- 第二十一條 船舶局造機課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造機計畫ノ實施ニ關スル事項
 - 二 造機技術ニ關スル事項

- 三 船舶用發機及其ノ附屬品並ニ其ノ材料ノ規格ニ關スル事項
 - 四 船舶用發機及其ノ附屬品ノ價格ニ關スル事項
 - 五 船舶用電氣設備ニ關スル事項
 - 六 造機工場ノ管理ニ關スル事項
 - 七 造機狀況ノ調査ニ關スル事項
- 第二十二條 海運總局船員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 船員ノ雇用ニ關スル事項
 - 二 船員ノ監督及保護ニ關スル事項
 - 三 船員ノ教育及養成ニ關スル事項
 - 四 船員ノ指導及訓練ニ關スル事項

第二十三條 海運總局船員局ニ左ノ三課ヲ置ク

發請課

教育課

服務課

第二十四條 船員局整備課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 船中各課ノ事務ノ綜合整理ノ事

二 船員ノ需給整備ニ關スル事項

三 船員ノ登録及職業能力ノ調査ニ關スル事項

四 船員ノ使用及配員ニ關スル事項

五 船舶運營會ノ監督ニシテ船員ニ關スル事項

六 局中他課ニ關セザル事項

第二十五條 船員局教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 船員ノ教育及養成ニ關スル事項

二 高等商船學校ニ關スル事項

三 商船學校ニ關スル事項

四 航海訓練所ニ關スル事項

五 船員養成所ニ關スル事項

六 船員及承先人ノ試験ニ關スル事項

第二十六條 船員局船務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 船員ノ服務及給與ニ關スル事項

二 船員ノ服務ニ關スル事項

- 三 船員ノ福利及厚生ニ關スル事項
- 四 船員ノ指導及訓練ニ關スル事項
- 五 船員ノ勤勞狀況監査ニ關スル事項
- 六 船員ノ表彰及懲戒ニ關スル事項
- 七 海員審判所ニ關スル事項
- 八 船員ニ關スル船體ノ監督ニ關スル事項

附 則

本公達ハ

日ヨリ之ヲ施行ス

昭和拾八年拾月一日

題名、海運總局事務分限規程ノ改

本總局各局、事務分限、令課規程中ニ併セ規定スルコトトシ之、併セ第一章

第三章、第七條、第十六條、第二十二條ヲ挿入セリ

第一章 海運總局長官官房ニ於テ、人事、關シ事務及地ノ主眼、爲セリ

第二章 海運總局總務局、行方、令ノ事務ニ當リ

一 海運總局總務局、綜合計画、設定其、他重要事務政策、綜合調整、關シ中項

二 内地、行方ノ海運行政、内地以外ノ地域、行方ノ海運行政、連絡、關シ中項

三 海運情報、海運調査及海運思想ノ普及、關シ中項

四 文書、關シ中項

五 會計、關シ中項

第七条 海運總局海運局、行方、左ノ事務ノ掌ル

- 一 船舶ノ管理、関之事項
- 二 水上運輸、関之事項
- 三 水上輸送事業ノ監督及助成、関之事項
- 四 木船保險、関之事項
- 五 港湾ノ運営、関之事項
- 六 港湾運送業ノ監督及助成、関之事項
- 七 船舶ノ保護、関之事項
- 八 港湾倉庫、係ル倉庫營業、関之事項
- 九 港湾水路水先、航行及海難、関之事項
- 十 燈臺其ノ他、航路標識、関之事項
- 十一 航路標識附屬ノ設備、依ル氣象觀測、関之事項

第八条 海運總局船舶局、行方、左ノ事務ノ掌ル

- 一 造船ノ関之事業、監督及助成、関之事項
- 二 造船ノ船舶修繕、関之事項
- 三 船舶ノ積量測定、検査及登録、関之事項
- 四 船舶用資材、運航用資材、積裝品其ノ他、船舶用品、関之事項

第九条 海運總局船務局、行方、左ノ事務ノ掌ル

- 一 船隻ノ使用、関之事項
- 二 船隻ノ監督及保護、関之事項
- 三 船隻ノ教育及養成、関之事項
- 四 船隻ノ指導及訓練、関之事項

海運總局ノ部 考案 第一節 前掲

第一條 長官官房ニ庶務課ヲ置ク

ヲ置ク

第二條 長官官房庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第一條 (現行)

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第二條 長官官房庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第三條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第四條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第五條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第六條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第七條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第八條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第九條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第十條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

二 入部ニ關スル事項

第十一條 海運總局各分限業務規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 檢査ニ關スル事項

海防修 總務部編纂ニ於
テハ左ノ如ク整理ス

海防修 總務部編纂ニ於
テハ左ノ如ク整理ス

- 一 海防ニ關スル綜合計
畫ノ整理ニ關スル事項
- 二 軍事行政ノ綜合
調整ニ關スル事項
- 三 海防行政ノ整理運用
ノ整理ニ關スル事項
- 四 海防行政ノ整理運用
ニ關スル事項
- 五 内地ニ於ケル海防行
政ノ整理ニ關スル事項

- 一 本總局各局ノ整理ノ事
務ノ綜合整理ニ關スル
事項
- 二
- 三 (現行)
- 四
- 五 内地ニ於ケル海防行
政ノ整理ニ關スル事項

- 一
- 二 (同上)
- 三
- 四 内地以外ノ地域トノ
海防行政ノ連絡ニ關ス
ル事項

一 五五五
二 五五五
三 五五五
四 五五五
五 五五五

- 五 海防法ニ關スル事
項
- 七 海防ニ關スル事務會
議ニ關スル事項
- 八 海防中絶ニ關スル事
項
- 八 (要旨、房財法ニ關
スル事項)
- 四 文書ノ整理、保管及
複製保存ニ關スル事項
- 三 文書ノ整理、保管ニ
關スル事項

- 六 (現行)
- 七 (現行)
- 十六 海防中絶ニ關スル
事項
- 八
- 十三 (現行)
- 十四

- 五
- 六
- 十五
- 七
- 十二
- 十三

六 五五五
七 五五五
十六 五五五
八 五五五
十二 五五五
十四 五五五

三 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

十五 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

十四 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

十一 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

(以下ノ部ニ於テ)

五 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

九

(執行)

八

(同上)

九 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

六 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

十

(執行)

九

(同上)

十 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

七 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

十一

(執行)

十

(同上)

十一 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

(以下ノ部ニ於テ)

六 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

十二

(執行)

十一

(同上)

十二 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

十一

三 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

四 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

五 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

二 長官ノ印及事務ノ
管理ニ關スル事項

第六條 長官ノ事務

七 所有資産ニ關スル事項

- 六 債權ノ一、管理、
- 七 土地、建物、工作物、
- 八 不動産ノ買入、賃借、
- 九 本館第三管ニ關スル

三 本館第三管ニ關スル

物品ノ管理ニ關スル等

第八條 總務課ニ左ノ事項ヲ管ク

- 第一 事務
- 第二 庶務
- 第三 出納ノ外左ノ三及一

第六條 海運總局海運課ニ左ノ六課ヲ管ク

- 第一 船務
- 第二 貨物
- 第三 倉庫
- 第四 運送
- 第五 検査
- 第六 工務

第六條 海運總局海運課ニ左ノ六課ヲ管ク

- 第一 船務
- 第二 貨物
- 第三 倉庫
- 第四 運送
- 第五 検査
- 第六 工務

第七條 市場

参考資料

船務部
 船務部
 工務部
 陸軍省 東部支隊

- 第七條 海運局の業務ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
 - 二 海運局ノ業務ニ關スル事項
 - 三 海運組合ノ監督ニ關スル事項 (小規模汽船、汽船、汽船及汽船)

海運局事務所

- 第七條 海運局の業務ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 二 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
 - 三 海運局ノ業務ニ關スル事項
 - 四 海運組合ノ監督ニ關スル事項
 - 五 海運組合ノ監督ニ關スル事項

- 第七條 海運局の業務ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 (現行法)
 - 二 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
 - 三 (同上)
 - 四 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
 - 五 海運組合ノ監督ニ關スル事項

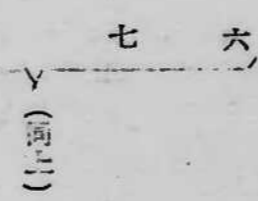
- 二 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
- 四 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
- 五 海運組合ノ監督ニ關スル事項

海運ニ關スルモノヲ除ク

- 七 海運ノ輸出入、運賃及運價ニ關スル事項
- 五 不況時ノ救済及沿岸貿易ノ振興ニ關スル事項
- 六 航路ノ補助及獎勵ニ關スル事項
- 七 海運局ノ業務ニ關スル事項
- 九 海運局ノ業務ニ關スル事項
- 二 海運局ノ業務ニ關スル事項



- 三 (現行法)
- 十一



- 二 (同上)
- 十

- 七 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
- 八 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
- 十 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
- 十一 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項
- 三 水運ノ利ノ増進ニ關スル事項

事務ノ管理ニ關スル事

三 水上ノ運賃、積荷料

及船積料等ニ關スル事

ル事

四 船積料及積荷料

ニ關スルモノヲ除ク

五 船積料管理ニ伴フ家

賃金ニ關スル事

六 本船保費ニ關スル事

七 船中他船ニ關スル事

八 船中他船ニ關スル事

九 船中他船ニ關スル事

十 船中他船ニ關スル事

十一 船中他船ニ關スル事

十二 船中他船ニ關スル事

十三 船中他船ニ關スル事

十四 船中他船ニ關スル事

十五 船中他船ニ關スル事

十六 船中他船ニ關スル事

十七 船中他船ニ關スル事

十八 船中他船ニ關スル事

十九 船中他船ニ關スル事

二十 船中他船ニ關スル事

二十一 船中他船ニ關スル事

二十二 船中他船ニ關スル事

二十三 船中他船ニ關スル事

二十四 船中他船ニ關スル事

二十五 船中他船ニ關スル事

二十六 船中他船ニ關スル事

二十七 船中他船ニ關スル事

二十八 船中他船ニ關スル事

二十九 船中他船ニ關スル事

三十 船中他船ニ關スル事

三十一 船中他船ニ關スル事

三十二 船中他船ニ關スル事

三十三 船中他船ニ關スル事

三十四 船中他船ニ關スル事

三十五 船中他船ニ關スル事

三十六 船中他船ニ關スル事

三十七 船中他船ニ關スル事

六 水上ノ運賃、積荷料

及船積料等ニ關スル事

ル事

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

六 水上ノ運賃、積荷料

及船積料等ニ關スル事

ル事

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

三 及國學ノ諸書ニ
關スル

十一條 國學ニ
關ニテハ下ノ諸書ヲ
選ス

一 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

二 小治政ノ、
國學ノ源流ニ
關スル

三 小治政ノ、
國學ノ源流ニ
關スル

神項

四 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

五 小治政ノ、
國學ノ源流ニ
關スル

六 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

一 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

(發行)

三

三 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

四 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

五 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

六 國學ノ源流ノ考
關本及支那史ニ
關スル

四 (發行)

五 (發行)

第十二條 運輸部海運課ニ

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 海運運費ノ監督及

助成ニ關スル事項

二 海運事務ニ關スル

團體ノ監督ニ關スル事

項

三 海運作業ノ監督ニ關

スル事項

四 海陸運輸ノ連絡ニ關

スル事項

第九條 海運局海運課ニ於

テハ左ノ事務ヲ掌ル

二

三

四

五

六

一

二

三

四

五

六

第九條 海運局海運課ニ於

テハ左ノ事務ヲ掌ル

二

三

四

五

六

一

二

三

四

五

六

第六條 海運局海運課ニ於

テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 船舶ノ保護ニ關スル

事項

二 船舶ノ防空ニ關スル

事項

三 戰時海運取締ニ關ス

ル事項

四 船舶ノ通商、信號及

旗章ニ關スル事項

第十條 海運局海運課ニ於

テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 (現行法)

二 海運局船舶ノ防空ニ

關スル事項

三 (現行法)

四 (現行法)

營業ニ關スル事項

七 海運局船舶ノ防空ニ關

スル事項

第十條 海運局海運課ニ於

テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一

二

三

四

五

六

第十三條 海運局海運課ニ於

テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一

二

三

四

五

六

第二十五條 陸軍部は陸軍

ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 陸軍各師ノ進行兵ノ

指揮官ニ任ズル事項

二 陸軍各師ノ軍需ニ

スル事項

三 水陸ニ跨ルル事項

四 水先反動隊ニ任ズル

事項

五 水先隊及陸軍各師

ニ任ズル事項

六 部中他隊ニ任ズル

事項

九 (現行)

八 (現行)

五

六

七

(現行)

三

六

七

(現行)

八 水先隊ニ任ズル

事項

第二十五條 陸軍部は陸軍

ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 陸軍各師及軍需隊

指揮官ニ任ズル事項

二 陸軍各師ノ軍需ニ

スル事項

三 水陸ニ跨ルル事項

四 水先反動隊ニ任ズル

事項

五 水先隊及陸軍各師

ニ任ズル事項

第二十一條 陸軍部は陸軍

ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 陸軍各師及軍需隊

指揮官ニ任ズル事項

二 陸軍各師ノ軍需ニ

スル事項

三 水陸ニ跨ルル事項

四 水先反動隊ニ任ズル

事項

五 水先隊及陸軍各師

ニ任ズル事項

第二十一條 陸軍部は陸軍

ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 陸軍各師及軍需隊

指揮官ニ任ズル事項

二 陸軍各師ノ軍需ニ

スル事項

三 水陸ニ跨ルル事項

四 水先反動隊ニ任ズル

事項

五 水先隊及陸軍各師

ニ任ズル事項

二 加スル事項

四 航空機検査ノ行
動ニ付スル事項

五 航空機検査ノ際、
差戻等、便利及厚生
ニ付スル事項

六 航空機ニ於テル防
空及海上陸上ニ付スル
事項

七 航空機ニ付スル機
体ノ監督ニ付スル事項

第二十六條 航空部工作課
ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 (飛行機)
二 (飛行機)
三 (飛行機)
四 (飛行機)
五 航空機ニ於ケル防
空及海上陸上ニ付スル
事項

六 (飛行機)
七 (飛行機)

第二十二條 海運部工作課ニ
於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 (航行機)
二 (航行機)
三 (航行機)
四 (航行機)
五 (航行機)
六 (航行機)
七 (航行機)

第二十四條 海運部
於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 航空機検査ノ工
作ニ付スル事項

二 航空機検査ノ工
作ニ付スル事項

三 航空機ニ於ケル防
空及海上陸上ニ付スル
ノ工事を掌理スル事
項

四 航空機検査ノ際ノ
保存ニ付スル事項

第二十七條 航空部
更替所ニ於テハ左ノ事
業ヲ掌理ス

一 (航行機)
二 (航行機)
三 (航行機)
四 (航行機)
五 (航行機)
六 (航行機)
七 (航行機)

第十三條 海運部更
替所ニ於テハ左ノ事
業ヲ掌理ス

一 (航行機)
二 (航行機)
三 (航行機)
四 (航行機)
五 (航行機)
六 (航行機)
七 (航行機)

第十三條 海運部更
替所ニ於テハ左ノ事
業ヲ掌理ス

第十五條 海運部
更替所ニ於テハ左ノ事
業ヲ掌理ス

一 航路標識職員ノ養成
ニ關スル事項

第十三條 船舶部ニ左ノ四
課ヲ置ク

- 企業課
- 造船課
- 造船課
- 造船課

第十四條 船舶部企業課ニ
於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 造船計畫、造船計畫
及船舶修繕計畫ニ關スル事項

一 (現行法)

第十四條 海運總局船舶局
ニ左ノ四課ヲ置ク

- 企業課
- 資材課
- 造船課
- 造船課

第十五條 船舶局企業課ニ
於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
二

一 (前二)

第十四條 海運總局船舶局
ニ左ノ四課ヲ置ク

- 企業課
- 資材課
- 造船課
- 造船課

第十五條 船舶局企業課ニ
於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一

第十六條 別以テ掲
示スル事項

ニ 事務課

二 造船事業及造船事業
ノ監督及助成ニ關スル
事項

三 造船事業及造船事業
ニ關スル組合員ノ他ノ
團體ノ監督ニ關スル
事項

四 造船事業及造船事業
ニ於ケル資材、勞務及
資金ニ關スル事項

三 (現行法)

五

一 局中各課ノ事務ノ綜
合整理ニ關スル事項
四 造船及造船工場ノ修
理ニ關スル総合事務ニ

二 (同上)

三

二 事務課

四 事務課

一 事務課

第十七條 船務監督官ニ

於テハ左ノ事項ヲ管理ス

二 船隻及船員ノ

検査ニ關スル事項

三 船舶ノ船底ニ付スル

事項

四 船舶ノ登録ニ關スル

事項

五 船舶運轉時水線ノ指

定ニ關スル事項

六 船隻ノ構造及設備ノ

現狀調査ニ關スル事項

七 水線ニ因ル船體ノ損

傷スル事項

六 (一) (航行中)

七 船隻ノ構造、設備及

船底運轉時水線ノ指定

ニ關スル事項

八 (一) (航行中)

九 (一) (航行中)

四

五

六

七

八

九

五 以下各条並

條調査ニ關スル事項

八 水線運轉時ノ引張及船

體事業ノ監督ニ關スル

事項

九 船務協會長ノ船務船

検査ニ關スル事項

監督ニ關スル事項

十 船中船員ニ關セザル

事項

十 船隻ノ引張及船體事

業ノ監督ニ關スル

事項

十一 (一) (航行中)

十二 船中船員ニ關セザ

ル事項

十

十一 (一) (航行中)

十二

(船舶部企業誌)

第十六條 船務監督官ニ

於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 船務監督官ニ關ス

ル事項

第十六條 船務監督官ニ

於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 本條所定ニ關スル

事項ノ監督ニ關スル事項

四 造船事務及造船事務
ニ於ケル資材、勞務及
資金ニ關スル事項

第十五條 造船部造船課ニ
於テハ左ノ事項ヲ管理ス
一 造船計費ノ實施ニ關

二 造船事務ニ關スル事項
ニ於ケル資材ニ關スル
事項

三 運送用、船費用及港
灣荷役用ノ資材ニ關ス
ル事項

第十七條 造船部造船課ニ
於テハ左ノ事項ヲ管理ス
一

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

第十七條 造船部造船課ニ
於テハ左ノ事項ヲ管理ス
一

第二十条 造船部

スル事項
二 造船計費ニ關スル事
項
三 船體、船體及船體用
材ノ規格ニ關スル事
項
四 船體及船體ノ製造價
格ニ關スル事項
五 造船工場ノ管理ニ關
スル事項
六 造船設備ノ調査ニ關ス
ル事項

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

(船舶部保潔課)
一 船隻修繕費ノ實施
ニ關スル事項

七 續後同ニ關スル事項
八 (現行通)

七 (同上)

第十六條 船隻部造機課ニ
於テハ左ノ事項ヲ管理ス

第十八條 船隻部造機課ニ
於テハ左ノ事項ヲ管理ス

第十八條 船隻部造機課ニ
於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 造船計畫ノ實施ニ關
スル事項
二 造船技術ニ關スル事
項

一 (現行通)

一 (同上)

三 船隻部機具及鐵道品
並ニ其ノ材料ノ規格ニ
關スル事項

三 船隻部機具其ノ附屬
品及部分品並ニ其ノ材
料ノ規格ニ關スル事項

三 船隻部機具其ノ附
屬品並ニ其ノ材料ノ規
格ニ關スル事項

四 船隻部機具及鐵道品
ニ關スル事項

四 船隻部機具及其ノ附
屬品ニ關スル事項

四 船隻部機具及其ノ附
屬品ニ關スル事項

ノ價格ニ關スル事項

屬品ノ價格ニ關スル事
項

五 造船工場ノ管理ニ關
スル事項

六 (現行通)

六 (同上)

六 造船機狀況ノ調査ニ關
スル事項

七 (現行通)

七

五 船隻部機具設備ニ關
スル事項

五

第十八條 船隻部ニ左ノ三
課ヲ置ク
整備課
教育課
服勞課

第十九條 海運總局船隻部
ニ左ノ三課ヲ置ク
整備課
教育課
服勞課

第十九條 海運總局船隻部
ニ左ノ三課ヲ置ク
整備課
教育課
服勞課

第二十條 別
第二十三條 五章
五章

第十九條 船員訓練規則ニ於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 船員ノ體格整備ニ關スル事項

二 船員ノ浴與ニ關スル事項

三 船員ノ容姿及職業能力ノ調査ニ關スル事項

四 船員ノ使用及配置ニ關スル事項

五 船員運賃會ノ監督ニシテ船員ニ關スル事項

第二十條 船員訓練規則ニ於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 船中各課ノ船務ノ綜合管理ニ關スル事項

二 (現行法)

三 (現行法)

四 (現行法)

五 (現行法)

於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

六 船員職業紹介所ニ關スル事項

七 部中船員ニ屬セザル事項

第二十條 船員訓練規則ニ於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 船員ノ教育及養成ニ關スル事項

二 高等商船學校ニ關スル事項

三 商船學校ニ關スル事項

(序左(移管))

六 部中船員ニ屬セザル事項

第二十一條 船員訓練規則ニ於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 (現行法)

二 (現行法)

三 (現行法)

五 (同上)

第二十一條 船員訓練規則ニ於テハ左ノ事項ヲ管理ス

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

第二十四條 船員訓練規則ニ於テハ左ノ事項ヲ管理ス

四 諸君ノ所ニスル
 五 諸君ノ所ニスル
 六 諸君ノ所ニスル
 ニスル

四 五 六

四 五 六

第二十一條 諸君ノ所ニスル
 ニ於テハ左ノ諸君ヲ
 一 諸君ノ所ニスル
 二 諸君ノ所ニスル

第二十二條 諸君ノ所ニスル
 ニ於テハ左ノ諸君ヲ
 一 諸君ノ所ニスル
 二 諸君ノ所ニスル

第二十三條 諸君ノ所ニスル
 ニ於テハ左ノ諸君ヲ
 一 諸君ノ所ニスル
 二 諸君ノ所ニスル

三 諸君ノ所ニスル
 四 諸君ノ所ニスル
 五 諸君ノ所ニスル
 六 諸君ノ所ニスル
 七 諸君ノ所ニスル
 八 諸君ノ所ニスル

第二十四條 諸君ノ所ニスル
 第二十五條 諸君ノ所ニスル
 第二十六條 諸君ノ所ニスル
 第二十七條 諸君ノ所ニスル
 第二十八條 諸君ノ所ニスル
 第二十九條 諸君ノ所ニスル
 第三十條 諸君ノ所ニスル

三 四 五 六 七 八

第二十九條
第三十條
第三十一條
第三十二條

海運總局
事務

運輸通信省海運總局分課規程（案）

（昭和一八二〇二七）

第一條

海運總局長官官房ニ庶務課ヲ置ク

第二條

海運總局長官官房庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ屬スル事項

二 機密文書ノ受授、發送及編纂、保存ニ關スル事項

三 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

四 本總局主管ニ屬スル職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

五 本總局主管ニ屬スル職員ノ待遇及給與ニ關スル事項

第三條

本總局事務課ニ左ノ二課ヲ置ク

總務課

經理課

第四條

總務局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 本總局各局、課ノ事務ノ綜合整理ニ關スル事項

二 海運ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項

三 重要海運政策ノ綜合調整ニ關スル事項

四 海運資源ノ統制運用計畫事務ノ統合調整ニ關スル事項

五 内地ニ於ケル海運行政ト内地以外ノ地域ニ於ケル海運行政ノ連絡ニ

關スル事項

六 海運法規ニ關スル事項

七 海運ニ關スル國際會議ニ關スル事項

八 海運審議會ニ關スル事項

九 海運情報ニ關スル事項

十 海運ニ關スル調査及統計ニ關スル事項

十一 海運思想ノ普及ニ關スル事項

十二 海運調査及海運思想普及ニ關スル團體ニ關スル事項

十三 文書ノ受授、發送及編纂、保存ニ關スル事項

十四 文書ノ審査及進達ニ關スル事項

十五 長官ノ官印及本總局主管ニ屬スル官印ノ管守ニ關スル事項

十六 本局中他 本總局各課ノ課ニ屬セザル事項

第五條 總務局經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 本總局主管ニ屬スル歳入歳出ノ豫算及決算ニ關スル事項
- 二 本總局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
- 三 收入、支出及現金ノ出納ニ關スル事項
- 四 本總局主管ニ屬スル官需物資ノ受給ニ關スル事項
- 五 物品經理ニ關スル事項
- 六 物品ノ賣買、貸借、製造、修繕及運送並ニ勞力供給、契約ニ關スル事項
- 七 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕工事ノ設計及其ノ施行ニ關スル事項
- 八 不動産ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項
- 九 本總局主管ニ屬スル國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 十 官舎ノ指定及貸渡ニ關スル事項

第六條 海運總局海運局ニ左ノ六課及一所ヲ置ク

横世出張所外

- 管理課
- 輸送課
- 港政課
- 海務課
- 標識課
- 工作課
- 燈臺官吏養成所

第七條 海運局管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 局中各課ノ事務ノ綜合整理ニ關スル事項
- 二 水上輸送事業ノ監督及助成ニ關スル事項
- 三 船舶運營會及運航實務者ノ監督ニ關スル事項
- 四 産業設備營團ノ監督ニ關スル事項
- 五 海運組合其ノ他水上輸送ニ關スル團體ノ監督ニ關スル事項

- 六 水二、運賃、備船料及船舶買價格ニ關スル事項
 - 七 船舶ノ進出入、賣買及貸借ニ關スル事項
 - 八 不況港場寄港及沿岸貿易ノ取締ニ關スル事項
 - 九 船舶管理ニ伴フ國家補償ニ關スル事項
 - 十 航路ノ補助及獎勵ニ關スル事項
 - 十一 船舶金融ニ關スル事項
 - 十二 本船保險ニ關スル事項
 - 十三 本船保險審査會ニ關スル事項
 - 十四 拿捕船、抑留船等ノ管理ニ關スル事項
 - 十五 局中他種ニ屬セザル事項
- 第八條 海運局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 輸送計畫ニ關スル事項
 - 二 配船計畫及配船統制ニ關スル事項
 - 三 海陸輸送業務ノ連絡ニ關スル事項

- 四 險差及門控ノ監査ニ關スル事項
 - 五 戰時海運管理令ニ依ル船舶ノ使用ニ關スル事項
 - 六 拿捕船、抑留船等ノ運用ニ關スル事項
- 第九條 海運局港政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 港湾ノ運営ニ關スル事項
 - 二 港灣運送業ノ監督及助成ニ關スル事項
 - 三 港灣運送業ニ關スル船舶ノ監督ニ關スル事項
 - 四 港灣作業ノ監督ニ關スル事項
 - 五 海陸運送ノ連絡ニ關スル事項
 - 六 臨港倉庫ニ係ル倉庫營業ニ關スル事項
 - 七 港灣施設ノ調査ニ關スル事項
 - 十條 海運局海務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 船舶ノ保護ニ關スル事項
 - 二 港灣及船舶ノ防塞ニ關スル事項

- 三 戰時航海取締ニ關スル事項
- 四 船舶ノ通信、信號及旗章ニ關スル事項
- 五 水路ニ關スル事項
- 六 水先及航法ニ關スル事項
- 七 水難救護及水難調査ニ關スル事項
- 八 水路圖誌ニ關スル事項
- 九 開港官署ノ施行其ノ他港務ニ關スル事項
- 第十一條 海運局標識課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 航路標識及氣象觀測施設並ニ航路標識防空施設ノ計畫ニ關スル事項
 - 二 航路標識及氣象觀測並ニ航路標識防空業務ノ監督ニ關スル事項
 - 三 航路標識視察船ノ行動ニ關スル事項
 - 四 航路標識職員ノ服務、養成計畫、福利及厚生ニ關スル事項
 - 五 航路標識ニ於ケル對空及海上監視ニ關スル事項
 - 六 航路標識ニ關スル團體ノ監督ニ關スル事項

第十二條 海運局工作課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航路標識施設ノ工事施行ニ關スル事項
- 二 氣象觀測施設ノ工事施行ニ關スル事項
- 三 航路標識ニ於ケル防空施設並ニ對空及海上監視施設ノ工事施行ニ關スル事項
- 四 航路標識國有財産ノ保存ニ關スル事項

第十三條 海運局定置官吏養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航路標識職員ノ養成ニ關スル事項

第十四條 海運總局船舶局ニ左ノ四課ヲ置ク

- 企 畫 課
- 資 材 課
- 造 船 課
- 造 機 課

第十五條 船舶局企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 局中各課ノ事務ノ綜合整理ニ關スル事項
 - 二 造船計畫、造船計畫及船舶修繕計畫ニ關スル事項
 - 三 造船事業及造船事業ノ監督及助成ニ關スル事項
 - 四 造船及造船工場ノ管理ニ關スル綜合事務ニ關スル事項
 - 五 造船事業及造船事業ニ關スル組合其ノ他ノ團體ノ監督ニ關スル事項
 - 六 船舶及船舶用機械ノ検査ニ關スル事項
 - 七 船舶ノ測度、登録及船舶搭載吃水線ノ指定ニ關スル事項
 - 八 船舶ノ構造及設備ノ現狀調査ニ關スル事項
 - 九 水難ニ因ル船舶ノ損害調査ニ關スル事項
 - 十 船舶ノ引揚及引揚事業ノ監督及助成ニ關スル事項
 - 十一 船舶協會其ノ他船舶検査ニ關スル團體ノ監督ニ關スル事項
 - 十二 局中他課ニ屬セザル事項
- 第十六條 船舶局資料ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 物資動員計畫ニ關スル事項

- 二 造船事業及造船事業ニ於ケル資材ニ關スル事項
 - 三 運送、船舶用及港灣荷役用ノ資材ニ關スル事項
 - 四 船舶用品ニ關スル事項
 - 五 造船材料調査ニ關スル事項
- 第十七條 船舶局造船課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造船計畫ノ實施ニ關スル事項
 - 二 造船技術ニ關スル事項
 - 三 船舶、船体及船体用材料ノ規格ニ關スル事項
 - 四 船舶及船体ノ製造價格ニ關スル事項
 - 五 造船工場ノ管理ニ關スル事項
 - 六 造船状況ノ調査ニ關スル事項
 - 七 造船用品ニ關スル事項
 - 八 船舶修繕計畫ノ實施ニ關スル事項
- 第十八條 船舶局造船課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 造船計畫ノ實施ニ關スル事項
 - 二 造船技術ニ關スル事項
 - 三 船舶用品及材料ノ附屬品^{及部令品}ニ其ノ材料ノ規格ニ關スル事項
 - 四 船舶用電氣設備ニ關スル事項
 - 五 造船工場ノ管理ニ關スル事項
 - 六 造船廠内ノ衛生ニ關スル事項
 - 七 造船廠内ノ消防ニ關スル事項
- 第十九條 海運總局 船員局ニ左ノ三課ヲ置ク

整 備 課
教 育 課
船 員 課

- 第二十條 船員局 整備課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 局中各課ノ事務ノ綜合整理ニ關スル事項
 - 二 船員ノ需給整理ニ關スル事項

- 三 船員ノ登陸及乗艇能力ノ調査ニ關スル事項
 - 四 船員ノ使忌及配員ニ關スル事項
 - 五 船舶運管會ノ設置ニシテ船員ニ關スル事項
 - 六 局中他課ニ屬セザル事項
- 第二十一條 船員局 教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 船員ノ教育及養成ニ關スル事項
 - 二 高等商船學校ニ關スル事項
 - 三 商船學校ニ關スル事項
 - 四 航海訓練所ニ關スル事項
 - 五 海員養成所ニ關スル事項
 - 六 船員及水先人ノ試験ニ關スル事項
- 第二十二條 船員局 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 船員ノ福利、給食及扶助ニ關スル事項
 - 二 船員ノ福利及厚生ニ關スル事項

- 三 船員ノ指導及訓練ニ關スル事項
- 四 船員ノ勤務狀況及懲戒ニ關スル事項
- 五 船員ノ表彰及懲戒ニ關スル事項
- 六 海員官判所ニ關スル事項
- 七 船員ニ關スル團體ノ監督ニ關スル事項
- 第二十三條 該ニ課長、所ニ所長ヲ置クキトヲ得
- 第二十四條 海運總局長官ハ該ニ係ヲ置クコトヲ得
- 第二十五條 海運總局長官ハ航路標識ニ差置表又ハ信號所長ヲ置クコトヲ得

附 則

本公達ハ本則ヨリ之ヲ施行ス

海運總局分局規程（案）

（一八一〇一〇）

一 海運總局分局規程ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
重要河川改革、綜合調整其他各局事務、整理統一ニ因ル事項

二 外埠船隻行政ノ連絡ニ關スル事項

三 海運情報、海運調査及海運思想ノ普及ニ關スル事項

四 人事、文書及會計ニ關スル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事項

第二條 海運總局海運局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 水運事業ノ監督及助成ニ關スル事項

二 船舶ノ管理ニ關スル事項

三 水上運輸ニ關スル事項

四 木船保險ニ關スル事項

五 港灣施設ノ利用ニ關スル事項

六 港灣運送業ノ監督及助成ニ關スル事項

七 港灣荷役ノ調整ニ關スル事項

八 船舶ノ保護ニ關スル事項

九 臨時倉庫ニ關スル事項

十 港務、水路、水先、航法及海難ニ關スル事項

十一 燈臺其他ノ航路標識ニ關スル事項

十二 航路標識附屬ノ設備ニ依ル氣象觀測ニ關スル事項

十三 航路標識用品ノ改良製造、修繕、調査及配給ニ關スル事項

第三條 海運總局船舶局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 造船ニ關スル事業ノ監督及助成ニ關スル事項

二 造船及船舶修繕ニ關スル事項

三 船舶ノ積量測度、検査及登録ニ關スル事項

四 船舶用資材、運搬用資材、備用品其他船舶用品ニ關スル事項

第四條 海運總局船員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 職員ノ使用ニ關スル事項
- 二 職員ノ監督及保身ニ關スル事項
- 三 職員ノ教育及養成ニ關スル事項
- 四 職員ノ待遇及訓練ニ關スル事項

附 則

本公署ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

三 郵務局長ノ左ノ三ノ事務

庶務課

經理課

全盤課

一 郵務局長事務ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便ニ關スル事務

二 人事ニ關スル事務

三 文書ニ關スル事務

四 本郵局中他局ノ郵便ニ關スル事務

五 本郵局區區事務ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 本郵局主管ニ關スル事務

二 本郵局支管ニ關スル事務

三 本郵局支管ニ關スル事務

四 本郵局支管ニ關スル事務

二 郵便局長事務ノ綜合課ニ關スル事務

一 郵便局長事務ノ綜合課ニ關スル事務

一 郵便局長事務ニ關スル事務

二 郵便局長事務ニ關スル事務

三 郵便局長事務ニ關スル事務

四 郵便局長事務ニ關スル事務

五 郵便局長事務ニ關スル事務

六 郵便局長事務ニ關スル事務

七 郵便局長事務ニ關スル事務

八 郵便局長事務ニ關スル事務

九 郵便局長事務ニ關スル事務

十 郵便局長事務ニ關スル事務

十一 郵便局長事務ニ關スル事務

十二 郵便局長事務ニ關スル事務

九條 海運局ニ左ノ四課及一所ヲ置ク

管理課

輸送課

海運課

海務課

航路標識管理所

第十條 海運局管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 水運事業ノ監督ニ關スル事項

二 船舶ノ使用ニ關スル事項

三 船舶運管會及運航實務者ノ監督ニ關スル事項

四 産業設備管會ノ監督ニ關スル事項

五 海運組合及海上輸送ニ關スル其ノ他ノ團體ノ監督ニ關スル事項

六 水上ノ運賃、備船料及船舶買賣價格ニ關スル事項

七 船舶ノ輸出入、賣買及貸借ニ關スル事項

八 不開港場寄港及沿岸貿易ノ取締ニ關スル事項

九 船舶管理ニ伴フ國家補償ニ關スル事項

十 航路ノ補助及獎勵ニ關スル事項

十一 船舶金融ニ關スル事項

十二 木船保額ニ關スル事項

十三 木船保額審査會ニ關スル事項

十四 局中各課ノ事務ノ整理統一ニ關スル事項

十五 局中他課ニ屬セザル事項

第十一條 海運局輸送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 輸送計畫ニ關スル事項

二 配船計畫及配船統制ニ關スル事項

三 輸送及配船ノ監督ニ關スル事項

第十二條 海運局海運課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 港灣運送業ノ監督及助成ニ關スル事項

- 二 港灣運送業務ニ關スル団体ノ監督ニ關スル事項
- 三 港灣作業ノ監督ニ關スル事項
- 四 海陸運輸ノ連絡ニ關スル事項
- 五 港灣ノ運送ニ關スル事項
- 六 港灣倉庫ニ關スル事項
- 七 開港港則ノ施行其ノ他港務ニ關スル事項
- 八 港灣施設ノ調査ニ關スル事項
- 二十三條 海運局海務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 船舶ノ保護ニ關スル事項
 - 二 船舶ノ衛生ニ關スル事項
 - 三 臨時航海取締ニ關スル事項
 - 四 船舶ノ通信・信號及旗章ニ關スル事項
 - 五 水路ニ關スル事項
 - 六 水先及流云ニ關スル事項

- 七 水難救護及海難調査ニ關スル事項
- 八 海運局航路標識管理ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 航路標識及氣象観測施設ノ計畫ニ關スル事項
 - 二 航路標識業務ノ監督ニ關スル事項
 - 三 氣象観測業務ノ監督ニ關スル事項
 - 四 航路標識觀察船ノ行動ニ關スル事項
 - 五 航路標識役員ノ服務・養成・福利及厚生ニ關スル事項
 - 六 航路標識ニ於ケル防空及海上監視ニ關スル事項
 - 七 航路標識ニ關スル団体ノ監督ニ關スル事項
 - 八 航路標識施設ノ工事施行ニ關スル事項
 - 九 氣象観測施設ノ工事施行ニ關スル事項
 - 十 航路標識ニ於ケル防空施設及海上監視施設ノ工事施行ニ關スル事項
- 二十一項 航路標識固有財産ノ保存
航路標識用品ノ試験・製造・修繕・調査及配給ニ關スル事項

十五番 沼田局ニ左ノ四課ヲ設ク

計 監 課

警 付 課

警 備 課

警 備 課

十六番 沼田局計課課ニ於テハ左ノ四課ヲ設ク

一 警備課、警備計課及警備修繕計課ニ置スル事項

二 警備事務及警備事務ノ監督及警備ニ關スル事項

三 警備事務及警備事務ニ關スル監督其ノ他ノ警備ノ監督ニ關スル事項

四 警備事務及警備事務ニ關スル事務及資金ニ關スル事項

五 局中事務ノ事務ノ監督ニ關スル事項

六 局中事務ニ關スル事項

七 警備事務及警備事務ニ於テハ左ノ事項ヲ設ク

一 警備事務及警備事務ニ關スル事項

二 警備事務及警備事務ニ關スル事項

三 警備事務及警備事務ノ資料ニ關スル事項

一八番 沼田局警備課ニ於テハ左ノ事項ヲ設ク

一 警備計課ノ警備ニ關スル事項

二 警備計課ニ關スル事項

三 警備、警備及警備事務ノ監督ニ關スル事項

四 警備事務ノ監督ニ關スル事項

五 警備事務ノ監督ニ關スル事項

六 警備状況ノ監督ニ關スル事項

七 警備事務計課ノ警備ニ關スル事項

八 警備事務計課ノ警備ニ關スル事項

九 警備事務計課ノ警備ニ關スル事項

一〇 警備事務計課ノ警備ニ關スル事項

一一 警備事務計課ノ警備ニ關スル事項

- 十二 新築ノ構造及設備ノ規程制定ニ關スル事項
- 十三 水害ニ應ジテ救済ノ損害賠償ニ關スル事項
- 十四 水害救済ノ引当及解操事業ノ監督ニ關スル事項
- 十五 財源協會及他種債權ニ關スル団体ノ監督ニ關スル事項
- 十九 財源協會組織規程ニ於テハ左ノ事項ヲ整理ス
- 一 造價計算ノ實施ニ關スル事項
- 二 造價技術ニ關スル事項
- 三 造價用材料及設備品價ニ關シテ新料ノ採擇ニ關スル事項
- 三 造價用材料及設備品價ニ關シテ新料ノ採擇ニ關スル事項
- 三 造價用材料及設備品價ニ關シテ新料ノ採擇ニ關スル事項
- 三 造價用材料及設備品價ニ關シテ新料ノ採擇ニ關スル事項
- 三 造價用材料及設備品價ニ關シテ新料ノ採擇ニ關スル事項
- 六 造價概況ノ調査ニ關スル事項

二十條 職員等ニ左ノ二條ヲ備ク

三 懲 罰

懲 罰 則

- 二十一條 職員等ノ職務ニ關シテハ左ノ懲罰ヲ受ケルコトヲ得
- 一 懲罰ノ種類及程度ニ關シテハ左ノ如ク
- 二 懲罰ノ種類及程度ニ關シテハ左ノ如ク
- 三 懲罰ノ種類及程度ニ關シテハ左ノ如ク
- 四 懲罰ノ種類及程度ニ關シテハ左ノ如ク
- 五 懲罰ノ種類及程度ニ關シテハ左ノ如ク
- 六 高等師範學校、南短學校、高等師範所及師範養成所ニ關スル懲罰
- 七 師範及永先人ノ懲罰ニ關スル懲罰
- 八 局中各員ノ懲罰ノ種類及程度ニ關スル懲罰
- 九 局中他職ニ屬セザル懲罰
- 二十二條 懲罰ノ種類及程度ニ關シテハ左ノ如ク

一 懲罰ノ種類、給與及扶助ニ關スル事項

二 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

三 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

四 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

五 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

六 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

七 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

八 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

九 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

十 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

十一 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

十二 懲罰ノ種類及程度ニ關スル事項

十三

附 則

本公館ハ本目ヨリ之ヲ施行ス

第一條 海運局ハ海運通信大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 水運ニ關スル事項
- 二 船舶ニ關スル事項(造船ニ關スル事項ヲ除ク)
- 三 船員ニ關スル事項
- 四 船舶ニ關スル事項
- 五 開港規則及開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港内ノ行政警察ニ關スル事項
- 六 海運港則(臨港地則ニ於ケル陸上事務ヲ含ム)ニ關スル事項
- 七 海運倉庫(臨港倉庫及遠海倉庫)ニ關スル事項
- 八 船務、屯積及積出入貨物ノ内國船ニ關スル事項
- 九 保税倉庫、保税工場其ノ他ノ保税施設ニ關スル事項
- 十 積出入貨物及積出入貨物ニ關スル事項、航空機ノ取扱並ニ貨物

ノ業務ニ關スル事項

- 十一 海運貨物取扱人ニ關スル事項
 - 十二 外國船隻管理法ノ施行ニ關スル事項
 - 十三 醫務衛生法、積出積込取扱法、積出毛織物取扱法、積出水
 - 積出及積込又ハ重要積込取扱法ニ關スル積出入貨物ノ積込及取積、
 - 積出積込又ハ重要積込九十二號ニ依ル積出入貨物ノ取扱並
 - ニ關スル積令ニ依ル積出入ノ取扱ニ關スル事項
 - 十四 積出入又ハ移出入ノ積込ニ關スル積込、取扱及積込等ノ研
 - 究ニ關スル事項
 - 十五 積入又ハ積入ノ積込其ノ他ノ積込ニ關スル家畜傳染病豫防法
 - 又ハ畜牛結核豫防法ニ依ル積込又ハ積込ニ關スル事項
 - 十六 積込積込毛ノ積込ニ關スル事項
 - 十七 海運積込ニ關スル事項
- 前項第十四號乃至第十七號ノ事務ヲ掌ル海運局ハ海運通信大臣之ヲ
告示ス

第一條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ

第一條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第二條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第三條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第四條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第五條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第六條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第七條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第八條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第九條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ

第十一條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十二條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十三條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十四條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十五條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十六條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十七條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十八條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第十九條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ
第二十條 官廳之左、右、位置及官廳之數、別表ニ依テ

第四條 局長ハ運輸通信大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌ス但シ第一
條第一項第八號乃至第十號ノ事務ニ付テハ各該ノ主務大臣ノ指揮
監督ヲ承ク

第五條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六條 海務官ハ上官ノ命ヲ承ケ操縦、船舶又ハ船員ノ教育、養成若
ハ勞務管理ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 港務官ハ上官ノ命ヲ承ケ諸港港則及埠港檢疫ニ關スル事務ヲ
掌ル

運輸通信大臣ハ海務官ノ中ヨリ港長ヲ命ズ
港長タル港務官ハ諸港港則ノ施行ニ直接必具ナル港内ノ行政警察ニ
關スル事務ニ付テハ水上警察署長ヲ指揮監督ス

港長タル港務官專政アルトキハ局長ハ他ノ海運局官吏ヲシテ其ノ專
務ヲ代理セシム

第八條 衛生官ハ上官ノ命ヲ承ケ其物ノ検査鑑定ヲ掌ル

第九條 漢物検査官ハ上官ノ命ヲ承ケ租税ノ徴収及病菌害蟲ノ研究前
述ヲ掌ル

第十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條 醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ港海檢疫及衛生ヲ掌ル

第十二條 獸醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ獸醫ノ檢疫、検査及事務ヲ掌ル

第十三條 藥劑官ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第十四條 事務官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十五條 海務官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ船運、船舶又ハ船員ノ教育、
養成若ハ勞務管理ニ關スル事務ニ從事ス

第十六條 港務官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ諸港港則及埠港檢疫ニ關スル
事務ニ從事ス

第十七條 衛生官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ貨物ノ検査及鑑定ニ從事ス

第十八條 漢物検査官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ租税ノ徴収及病菌害蟲ノ
研究調査ニ從事ス

第二十一條ノ二 海運局ニ局長官房及左ノ五部ヲ置ク但シ新潟海運局
及豊後海運局ニハ職員部及庶務部ヲ置カズ

監理部
船員部
船務部
業務部
庶務部
局長官房及各部ノ分掌ハ海運通商大臣之ヲ定ム

裏面白紙

54 1/2

第十九條 親手ノ上野ノ證據ヲ承ケ後符ニ從テス

第二十條 親手ノ上野ノ證據ヲ承ケ後符ニ從テス

第二十一條 親手ノ上野ノ證據ヲ承ケ後符ニ從テス

第二十二條

第二十三條

第二十四條

第二十五條

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

第三十八條

第三十九條

第四十條

第四十一條

第四十二條

第四十三條

第四十四條

第四十五條

第四十六條

第四十七條

第四十八條

第四十九條

第五十條

第五十一條

第五十二條

第五十三條

第五十四條

第五十五條

第五十六條

第五十七條

附 則

本令ハ昭和十八年十一月三十日之ヲ施行ス

逓信局長及逓信官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ逓信局長又ハ逓信局長ノ職ニ在ル者ニ辭令ヲ發セシメ

テハトテハ逓信局長職掌及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長職掌

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長

逓信局長及逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長官ハ逓信局長職掌ニ、逓信局長



海務院機構改正要綱案（分課規程ノ分）

（一九二二）

一 長官官房ニ左ノ三課ヲ置ク

庶務課

企畫課

二 長官官房庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一（現在ノ通）

三 長官官房企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一（現在ノ總務部總務課ノ所掌事項）

二（現在ノ總務部海務課ノ所掌事項中元情報課ノ所掌事項）

四 海運部ニ左ノ四課ヲ置ク

管理課

輪送課

港運課

海務課

五 海運部管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一（現在ノ運輸部管理課ノ所掌事項）

二（現在ノ總務部監督課ノ所掌事項）

三（現在ノ運輸部第二輸送課ノ所掌事項中「機帆船及帆船ノ運賃、備船料及賣買價格ニ關スル事項」及小型汽船、機帆船及帆船ノ海運

組合其ノ他ノ團體ノ監督ニ關スル事項）

六 海運部輸送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一（現在ノ運輸部第一輸送課ノ所掌事項）

二（現在ノ運輸部第二輸送課ノ所掌事項但シ海運部管理課ノ所掌トナリタル事項及船舶部資材課ノ所掌トナリタル事項ヲ除ク）

七 海運部港運課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一（現在ノ運輸部港運課ノ所掌事項）

二（現在ノ航路部航務課ノ所掌事項中「開港港則ノ施行其ノ他港務ニ關スル事項」及「港灣施設ノ調査ニ關スル事項」）

八 海運部港務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現在、海運部港務課ノ所掌事項中元港務課ノ所掌事項)
- 二 (現在、海防部航務課ノ所掌事項但シ海運部港務課ノ所掌トナリタル事項ヲ除ク)

九 海防部ニ左ノ四課ヲ置ク

- 計 畫 課
- 資 材 課
- 造 船 課
- 機 械 課

十 海防部計畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現在、海防部企畫課ノ所掌事項但シ資材課ノ所掌トナリタル事項ヲ除ク)
- 二 (部中ノ庶務ニ關スル事項)

十一 海防部資材課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現在、海防部企畫課ノ所掌事項中「造船事業及造船事業ニ於ケル資材ニ關スル事項」)
- 二 (現在、海防部造船課ノ所掌事項中「造船鐵材調査ニ關スル事項」)
- 三 (現在、海防部第二船務課ノ所掌事項中「運輸用資材ニ關スル事項」)

十二 海防部造船課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 (現在、海防部造船課ノ所掌事項但シ海防部資材課ノ所掌トナリタル事項ヲ除ク)
- 二 (現在、海防部造船課ノ所掌事項但シ庶務ニ關スル事項ヲ除ク)

十三 海防部機務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現在、海防部機務課ノ所掌事項)
- 二 海防部ニ左ノ二課ヲ置ク

- 機 務 課
- 整 備 課

十四 海防部服務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現在ノ船員部整理課ノ所掌事項)
- 二 (現在ノ船員部整備課ノ所掌事項但シ船員部整備課ノ所掌トナリタル事項ヲ除ク)

十六 船員部整備課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 (現在ノ船員部整備課ノ所掌事項中「船員ノ供給整備ニ關スル事項」)
- 二 (現在ノ船員部教育課ノ所掌事項)

十七 船務課管理課ニ左ノ二課及一所ヲ掌理ス

- 一 運送課
- 二 工 作 課

運送官更兼成所

十八 船務課管理課所屬課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 (現在ノ船務課管理課ノ所掌事項)
- 十九 船務課管理課所工作課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 (現在ノ船務部工作課ノ所掌事項)

二十 船務課管理課所屬船員更兼成所ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 (現在ノ船務部管理課更兼成所ノ所掌事項)

極秘

海防行政機構刷新要綱案

第一 方針

昭和十八年九月二十一日閣議決定ニ依ル國政運営要綱ニ基キ中央、地方ヲ通シ海防行政機構ノ簡素強力化ヲ圖ラントス

第二 要領

(一) 中央機構

海防行政ノ強力ニシテ效率的ナル機能ヲ發揮スルタメ海防院ノ機構ヲ徹底簡化シ、海防院ノ整理統合ヲ行フ

一、海防院

イ、現行ノ海防院、海防、海防、海防、海防ノ五部ヲ集約シテ海防院、海防、海防ノ三部トス

二、海防院

イ、海防院總務課ヲ廢止シ官房ニ海防ニ關スル綜合計畫ノ決定其他

海防政策ノ綜合調整等ヲ掌ル一課ヲ置ク

ロ、海防院ノ保衛課ヲ廢シ海防、海防及海防員用物資ノ綜合計畫ノ設定及調整等ヲ掌ル一課ヲ置ク

ハ、海防院監督課ト運輸部管理課ヲ統合シテ一課トス

ニ、海防院第一輸送課ト第二輸送課ヲ統合シテ一課トス

ホ、海防院海防課ト海防課ヲ統合シテ一課トス

(二) 地方機構

一、海防院海防ノ決戦態勢ヲ整メ海防局及海防ノ所掌事務其他海防

運営ニ關スル地方行政事務ヲ綜合調整スル地方海防行政官廳ヲ創設

シ強力ニシテ一元的ナル地方海防行政ノ完遂ヲ期セントス

二、右ノ海防行政官廳ハ並向キ左記ノ地ニ設置スルモノトス
東京、横濱、名古屋、大阪、神戸、広島、門司、新潟、仙台、小樽

極秘

海軍省機密改正要領第一(官制ノ分)

(一八九二二)

- 一、海軍省ハ通信大臣ノ管理ニ屬シ水運、船舶、造船、船員、他海軍ニ關スル事務ヲ掌ル

- 二、海軍省ニ長官官房並ニ左ノ三部及一所ヲ設ク

海運部

船舶部

船員部

海軍管理所

長官官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 海軍ニ關スル綜合計畫ノ制定、他重要海軍政策ノ綜合調整ニ關スル事項
- 二 外地海軍行政トノ連絡ニ關スル事項
- 三 海事情報、海軍計畫及海軍思想普及ニ關スル事項

人事、文書及會計ニ關スル事項並ニ他ノ主管ニ屬セザル事項

海運部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 水運事務ノ監督及助成ニ關スル事項
 - 二 船舶ノ管理ニ關スル事項
 - 三 船舶ノ保衛ニ關スル事項
 - 四 水上運送ニ關スル事項
 - 五 奉還運送及監督及助成ニ關スル事項
 - 六 水産、水産、水産、汽船及海軍ニ關スル事項
 - 七 水産保護ニ關スル事項
- 船舶部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造船ニ關スル事業、監督及助成ニ關スル事項
 - 二 造船及船舶修繕ニ關スル事項

三 船舶ノ積量測度、積込及登陸ニ關スル事項
 四 船舶用及運流用ノ資材、靈藥品其ノ他船舶用品ニ關スル事項
 船員部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 船員ノ使用ニ關スル事項

二 船員ノ監督及保護ニ關スル事項

三 船員ノ教育及養成ニ關スル事項

四 船員ノ指導及訓練ニ關スル事項

航路標識管理所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 燈臺其ノ他ノ航路標識ニ關スル事項

二 航路標識附屬ノ設備ニ依ル氣象観測ニ關スル事項

三 航路標識用品ノ試験、製造、修繕、調達及配給ニ關スル事項

三、海防艦ニ左ノ職員ヲ任ク

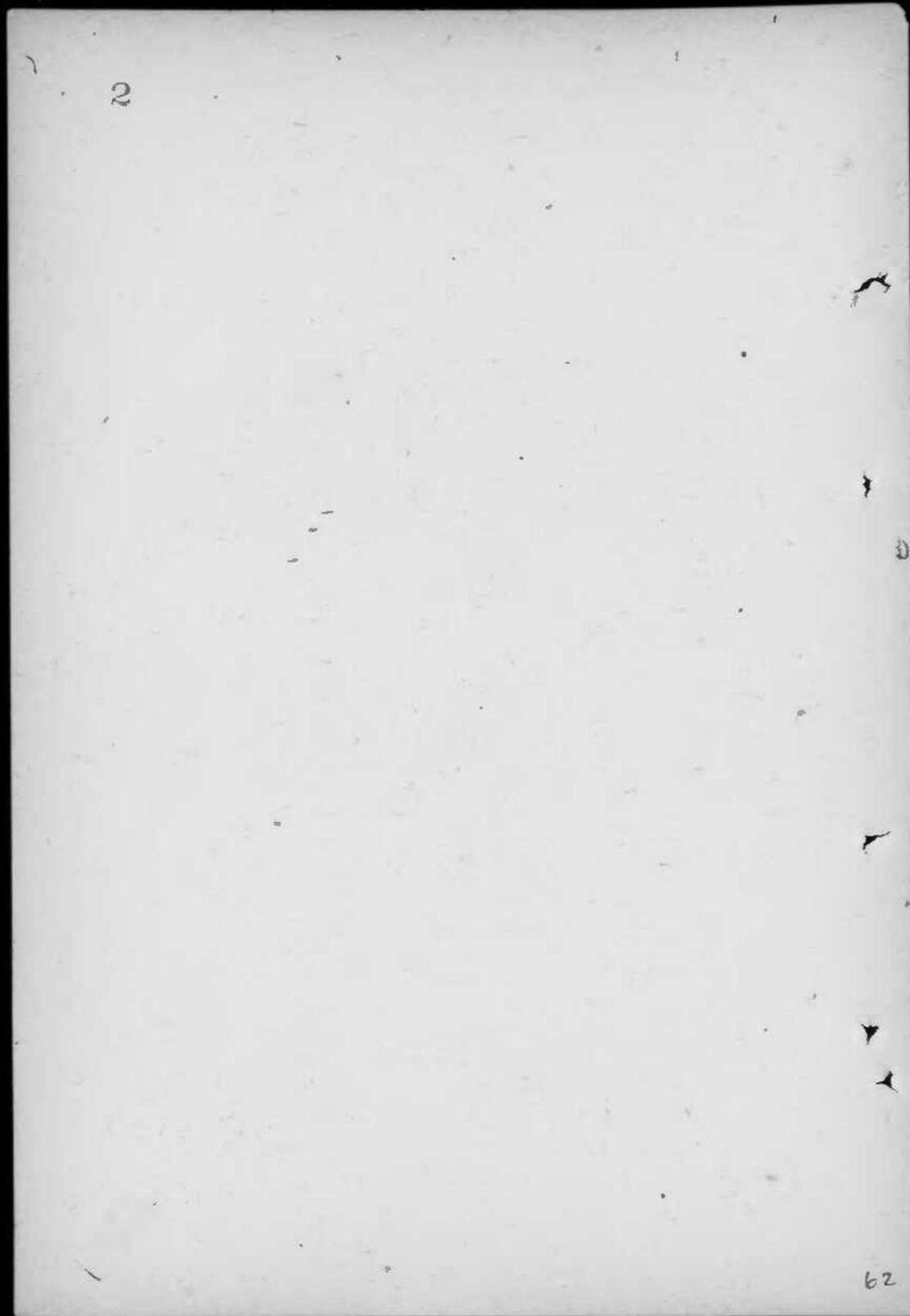
長官 勅任
 次長 一八 勅任

部長 三人 勅任
 航路標識管理所長 勅任又ハ奏任

書記官 專任 奏任

四、海防大臣ハ必要ト認メル地ニ航路標識管理所ノ出張所ヲ設ケ航路標

識管理所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得
 出張所長ハ專任官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ



裏面白紙

通分三

逕信省

空 運 第 〇 號

昭和十八年十月三十一日
日 立 奉 行 連 務 校 合

服 務

大 臣

次 官

管 主 合 辦

事 務 審 査 委 員

航 空 局 事 務 分 掌 規 程 制 定 以 件

伺

運 輸 通 信 省 設 置 等 件 上 別 紙 通 航 空 局

事務分掌規程、制定相成可然哉

公達案

公達第 号

運輸通信部内一般

航空局事務分掌規程左、通定

昭和 年 月 日

運輸通信大臣

備	目	冊	冊	冊	冊
德	也	華	花	平	開
德	也	華	花	平	開

航空局事務分掌規程

第一條 航空局監理部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空ニ關スル綜合計畫ノ設定其ノ他重要航空政策ノ綜合調整ニ關スル事項

二 航空ノ取締及指導ニ關スル事項

三 航空輸送事業其ノ他航空ニ關スル事業（航空機製造事業ヲ除ク）ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項

四 航空路施設ノ整備ニ關スル事項

五 人事、文書及會計ニ關スル事項

第二條 航空局監理部ニ左ノ五課ヲ置ク

總務課

監督課

國民航空課

保安課

無線課

第三條 監理部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空ニ關スル綜合計畫ノ決定ニ關スル事項

二 重要航空政策ノ綜合調整ニ關スル事項

三 本局主管ニ屬スル人事ニ關スル事項

四 本局主管ニ屬スル職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

- 五 本局主管ニ屬スル物資ノ調整ニ關スル事項
- 六 本局主管ニ屬スル會計ニ關スル事項
- 七 局中他部課ニ屬セザル事項

第四條 監理部監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空輸送事業其ノ他航空ニ關スル事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項

- 二 航空輸送ノ計費及調整ニ關スル事項

- 三 航空ニ關スル國際交渉ニ關スル事項

- 四 航空ニ關スル調査ニ關スル事項

第五條 監理部國民航空課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項

- 二 航空ニ關スル訓練ノ獎勵及監督ニ關スル事項

- 三 航空思想ノ普及ニ關スル事項

第六條 監理部保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ノ取締ニ關スル事項

- 二 航空路ノ計費及整備ニ關スル事項

- 三 航空照明ニ關スル事項

- 四 航空地盤ニ關スル事項

- 五 航空事故ノ調査及處理ニ關スル事項

- 六 飛行場ニ關スル事項

七 航空用暗號ニ關スル事項

八 航空氣象ニ關スル事項

第七條 監理部無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空通信ニ關スル事項

二 航空無線嚮導ニ關スル事項

第八條 航空局乘員部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空機職員ノ養成、指導、保護及監督ニ關スル事項

二 航空機職員養成ノ爲必要ナル航空機、航空機用器材及物品ノ補

給ニ關スル事項

三 航空ニ伴フ施設ニ關スル事項

第九條 航空局乘員部ニ左ノ六課ヲ置ク

管理課

航空職員課

第一養成課

第二養成課

補給課

建設課

第十條 乘員部管理ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 航空機乘員養成所生徒、航空機操縦生及航空機整備術講習生ノ

採用ニ關スル事項

二 航空機乗員養成所卒業生及修業者ノ配屬ニ關スル事項
三 部中他課ニ屬セザル事項

第十一條 乗員部航空機職員課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空機職員及滑空機乗員ノ試験ニ關スル事項
- 二 航空機職員及滑空機乗員ノ訓練及指導ニ關スル事項
- 三 航空機職員及滑空機乗員ノ保護及監督ニ關スル事項
- 四 航空機職員及滑空機乗員ノ技術證明書及免狀ノ發給ニ關スル事項

第十二條 乗員部第一養成課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空機乗員養成所（第十三條第一號ニ掲グル航空機乗員養成所

ヲ除ク）ニ於ケル航空機職員ノ養成計畫ニ關スル事項

- 二 前號ニ準ズル航空機乗員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第十三條 乗員部第二養成課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 福山高等航空校乗員養成所並ニ長崎及愛媛ノ各航空機乗員養成所ニ於ケル航空機職員ノ養成計畫ニ關スル事項

- 二 前號ニ準ズル航空機乗員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第十四條 乗員部補給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空機及航空機用器材ノ補給ニ關スル事項
- 二 航空機職員養成用教育用品ノ補給ニ關スル事項
- 三 航空機職員養成用物資ノ運用ニ關スル事項

第十五條 乘員部建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 飛行場ニ關スル土木工事ノ設計及施行ニ關スル事項
- 二 本局主管ニ關スル各種建物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項
- 三 本局主管ニ關スル各種工作物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項
- 四 本局主管ニ關スル國有財産ニ關スル事項

附則

本公達ハ 日ヨリ之ヲ施行ス

題名、航空局事務分掌規程。改。

航空局ノ部(監理部又及本部)ノ分掌ヲ、今添規程中、併ニ規定スルコトトシ之件
ト第一條及第八條ヲ、挿入セリ

第一條 航空局監理部、於テ、左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空局ニ關シテ綜合計畫ノ設定共、他重要航空政策ノ綜合調整、關シテ事務
- 二 航空ノ取締々指掌、關シテ事務
- 三 航空輸送事業共、他航空ニ關シテ事業(航空機製造事業ヲ除ク)、修護、獎勵々並智、關シテ事務
- 四 航空路施設、整備、關シテ事務
- 五 人事、文書々會計、關シテ事務

第八條 航空局兼務部、於テ、左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空機戰々、養成、指導、修護々並智、關シテ事務
- 二 航空機戰々、養育、局必等々航空機、航空機用零件々物品、補給、關シテ事務
- 三 航空機、修護、關シテ事務

運輸通信省分課規程案（航空局ノ部）

現行規程	航空規程案	參考案	決定
<p>第二條 第一部ニ左ノ三課ヲ置ク</p> <p>監督課 國民航空課 建設課</p> <p>第八條 第二部ニ左ノ四課ヲ置ク</p> <p>保安課 無線課 工務課 補給課</p>	<p>第一條 航空局監理部ニ左ノ六課ヲ置ク</p> <p>總務課 監督課 國民航空課 航空職員課 保安課 無線課</p>	<p>第一條 航空局監理部ニ左ノ五課ヲ置ク</p> <p>總務課 監督課 國民航空課 保安課 無線課</p>	<p>第一條 航空局監理部ニ左ノ五課ヲ置ク</p> <p>總務課 監督課 國民航空課 保安課 無線課</p>
<p>第一條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 人事ニ關スル事項</p>	<p>第一條 航空局監理部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 航空ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項 二 重要航空政策ノ綜合計畫ニ關スル事項 三 本局或ニ航空機乘員養成所判任官以下ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項 四 本局或ニ航空機乘員養成所職員ノ定員、定</p>	<p>第二條 航空局監理部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 (同上) 二 三 本局主管ニ關スル人事ニ關スル事項 四 本局主管ニ關スル職員ノ定員、定率及服務</p>	<p>第一條 航空局監理部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 (同上) 二 三 本局主管ニ關スル人事ニ關スル事項 四 本局主管ニ關スル職員ノ定員、定率及服務</p>

- 六 歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項
- 七 資源ノ統制運用計畫事務ノ統合調整ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 一 機密ニ關スル事項
- 三 長官ノ官印及局印ノ

- 率及股務ニ關スル事項
- 五 本局並ニ航空機乗員養成所主管ニ屬スル豫算決算ニ關スル事項
- 六 航空ニ關スル物資ノ調整ニ關スル事項
- 七 本局並ニ航空機乗員養成所主管ニ屬スル會計ニ關スル事項

- ニ關スル事項
- 五 本局主管ニ屬スル物資ノ調整ニ關スル事項
- 六 本局主管ニ屬スル會計ニ關スル事項

- 四 公文書類及成案文書ノ受發送並ニ編纂保存ニ關スル事項
- 五 文書ノ審査及送達ニ關スル事項
- 九 航空功勞者其ノ他ノ表彰ニ關スル事項
- 十 各部、所ニ關セザル事項

- 八 局中他部課ニ屬セザル事項

- 七 (同上)

第三條 削除

第四條 第一節監理課ニ於

航空局監理部監督

航空局監理部監督

第一節
第一條
第一項

テハ左ノ事務ヲ掌理ス

課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

一 航空ニ關スル綜合計

畫ノ設定ニ關スル事項

二 航空政策ノ綜合

調整ニ關スル事項

三 航空ニ關スル國際交

渉ニ關スル事項

四 航空ノ一般取締及指

導ニ關スル事項

五 航空輸送ノ計畫及調

整ニ關スル事項

六 航空輸送事業其ノ他

航空ニ關スル事業ノ保

課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

理ス

理ス

(陸軍部事務課へ一前掲)

三 (現行通)

(陸軍部事務課へ一前掲)

二 (現行通)

一 (現行通)

航空局案ニ同ジ

護、獎勵及監督ニ關ス
ル事項

七 航空ニ關スル調査ニ

關スル事項

八 部中他課ニ屬セザル

事項

四 (現行通)

第五條 第一部國民航空課

ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理

ス

一 航空ニ關スル公益法

人ノ監督ニ關スル事項

二 航空ニ關スル訓練ノ

第四條 航空局總理部國民

航空課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌理ス

一 航空ニ關スル團體ノ

保護及監督ニ關スル事

二 (現行通)

第四條 航空局總理部國民

航空課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌理ス

(現行通)

學勳及監督ニ關スル事
項

三 航空思想ノ普及ニ關
スル事項

第六條 削除

三 (現行通)

第 條 航空局監理部航空
職員課ニ於テハ左ノ事務
ヲ掌理ス

- 一
- 二 (第三部乘員課ニ同シ)
- 三

第九條 第二部保安課ニ於

第 條 航空局監理部保安

第五條 航空局監理部保安

掌理ス

テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空ノ技術的取組ニ
關スル事項
- 二 航空路ノ整備ニ關ス
ル事項
- 三 航空照明施設ノ計畫
、整備及運用ニ關スル
事項
- 四 航空地圖ニ關スル事
項
- 五 航空事故ノ處理ニ關
スル事項
- 六 飛行場ニ關スル事項

課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

- 一 航空ノ取締ニ關スル
事項
- 二 航空路ノ計畫及整備
ニ關スル事項
- 三 航空照明ニ關スル事
項
- 十 (現行通)
- 九 航空事故ノ調査及處
理ニ關スル事項
- 四 (現行通)

課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

- 一
- 二
- 三
- 四 (同上)
- 五
- 六

一 航空局
二 航空局
三 航空局
四 航空局
五 航空局
六 航空局

七 航空無線ニ關セザル
事項

三 航空保安業務ノ統括
ニ關スル事項

六 支店ノ事務統括ニ關
スル事項

七 航空用暗號ニ關スル
事項

八 航空氣象ニ關スル事
項

第九條ノ二 第二部無線課
ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理
ス
一 航空通信ノ計畫及運

第一條 航空無線部無線
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス
一 航空通信ニ關スル事

第六條 航空局陸軍部無線
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

第七條 航空局海軍部無線
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

第八條 航空局陸軍部無線
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

第九條 航空局海軍部無線
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

用ニ關スル事項

一 航空無線警備施設ノ
計畫、整備及運用ニ關
スル事項

三 航空通信及航空無線
警備用器材ノ調査及試
作ニ關スル事項

第十條 第二部工場課ニ於
テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機製造事業ノ保
護、奨励及監督ニ關ス
ル事項

項

二 航空無線警備ニ關ス
ル事項

(同上)

(軍需省へ移管)

二 航空機及航空機用器
材ニ關スル調査ニ關ス
ル事項

三 航空機及航空機用器
材ニ關スル技術的指導
及監督ニ關スル事項

四 航空機及航空機用器
材ノ試作ニ關スル事項

五 航空機製造事業委員
會ニ關スル事項

第十一條 削除

第十二條ノ二 第三部ニ左

(航空試験所へ)

第 條 航空局乗員部ニ左

第七條 航空局乗員部ニ左

第九條 航空局乗員部ニ左

第八條 前條

ノ四課ヲ置ク

- 管理課
- 第一養成課
- 第二養成課
- 乗員課

ノ五課ヲ置ク

- 管理課
- 第一養成課
- 第二養成課
- 補給課
- 建設課

ノ六課ヲ置ク

- 管理課
- 航空職員課
- 第一養成課
- 第二養成課
- 補給課
- 建設課

第十二條ノ三 第三部官制
ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

- 一 航空機乗員養成所生
徒、航空機操縦生及航
空機整備生

第 條 航空局乗員部管理
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

第八條 航空局乗員部管理
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

第十條 航空局乗員部管理
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

空軍整備講習生ノ操
甲ニ關スル事項

(現行)

二 航空機乗員養成所卒
業者及修業者ノ配屬ニ
關スル事項

三 部中他課ニ屬セザル
事項

(同上)

第十二條ノ六 第三部乗員
課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

一 航空機職員及滑空機
乗員ノ試験ニ關スル事

第九條 航空局乗員部航空
職員課ニ於テハ左ノ事務
ヲ掌理ス

第九條 航空局乗員部航空
職員課ニ於テハ左ノ事務
ヲ掌理ス

源

二 航空機職員及滑空機
乗員ノ訓練及指導ニ關
スル事項

三 航空機職員及滑空機
乗員ノ保護及監督ニ關
スル事項

四 航空機職員及滑空機
乗員ノ技術證明書及完
狀ノ發給ニ關スル事項

(陸軍部航空職員課へ)
前掲

(現行通)

第十二條ノ四 第三部第一
養成課ニ於テハ左ノ事務

第九條 航空局乗員部第一
養成課ニ於テハ左ノ事務

第十條 航空局乗員部第一
養成課ニ於テハ左ノ事務

第十條 航空局乗員部第一
養成課ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌理ス

- 一 航空機乗員養成所
 第十條ノ五第一號ニ
 據グル航空機乗員養成
 所ヲ除クニ於ケル航
 空機乗員ノ養成計畫ニ
 關スル事項
- 二 前號ニ準ズル航空機
 乗員養成所ノ設置及整
 備計畫ニ關スル事項

ヲ掌理ス

(現行通)

第十二條ノ五 第三部第二

養成課ニ於テハ左ノ事務ヲ

第十條 航空局乗員部第二

養成課ニ於テハ左ノ事務ヲ

ヲ掌理ス

第十三條 第一号

(同上)

第十一條 航空局乗員部第

二養成課ニ於テハ左ノ事

ヲ掌理ス

- 一 願山高等航空機乗員
 養成所並ニ長崎及愛媛
 ノ各航空機乗員養成所
 ニ於ケル航空機乗員ノ
 養成計畫ニ關スル事項
- 二 前號ニ準ズル航空機
 乗員養成所ノ設置及整
 備計畫ニ關スル事項

ヲ掌理ス

(現行通)

第十二條 第二部補給課ニ

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

第十條 航空局乗員部補給

課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

務ヲ掌理ス

(同上)

第十二條 航空局乗員部補

給課ニ於テハ左ノ事務ヲ

第十四條 航空局乗員部

補給課ニ於テハ左ノ事務ヲ

- 一 航空機及航空機用器材ノ供給ニ關スル事項
- 二 航空機機員養成用教育用品ノ供給ニ關スル事項
- 三 航空機機員養成用物資ノ運用ニ關スル事項

- 一 航空機、航空機用器材及本局員ニ航空機機員養成所主管ニ關スル物品ノ供給ニ關スル事項

二 (現行通)

(現行通)

第七條 第一 建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 飛行場ニ關スル土木工事ノ設計及施行ニ關スル事項

第八條 航空局乘員部建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

理ス

一 (現行通)

第十三條 航空局乘員部建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

掌理ス

一 (同上)

スル事項

- 二 各種建築物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

- 二 本局員ニ航空機機員養成所主管ニ關スル各種建築物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

- 二 本局主管ニ關スル各種建築物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

- 三 各種工作物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

- 三 本局員ニ航空機機員養成所主管ニ關スル各種工作物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

- 三 本局主管ニ關スル各種工作物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

項

- 四 航空機機員養成所主管ニ關スル事項

- 四 本局員ニ航空機機員養成所主管ニ關スル事項

- 四 本局主管ニ關スル事項

項

有財産ニ關スル事項

有財産ニ關スル事項

第十四條 航空試験所第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 第一課
- 第二課

- 一 航空機及航空機用器材ノ検査ノ統括ニ關スル事項

第十五條 航空局航空試験所ニ出張所ノ外左ノ三課ヲ置ク

- 第一課
- 第二課
- 第三課

- 一 航空機、航空機用器材及航空用設備ノ検査試験及研究ノ統括ニ關スル事項

航空局航空試験所ノ分課ハ本省分課規程ニハ規定セザルコトトス

- 二 航空機ノ登録ニ關スル事項
- 八 所中他課、所ニ屬セザル事項

- 二 航空機及航空機用器材ニ關スル技術的指導ニ關スル事項
- 三 航空機及航空機用器材ノ試作ニ關スル事項
- 四 航空機及航空機用器材ニ關スル調査ニ關スル事項
- 五 (現行通)
- 六 他課ニ屬セザル事項

三 航空機ノ機体ノ検査
及試験ニ關スル事項

四 風洞及水洞試験ニ關
スル事項

五 航空機ノ飛行試験ニ
關スル事項

六 試験用材料ノ工作ニ
關スル事項

七 事故航空機ノ調査ニ

第 三 條 航空局航空試験所

第二課ニ於テハ左ノ事務
ヲ掌理ス

一 航空機ノ機体ノ検査
、試験及研究ニ關スル
事項

二

三 (現行)

四

關スル事項

第十五條 航空試験所第二

課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
理ス

一 航空機用發動機及其
ノ附屬品ノ検査及試験
ニ關スル事項

二 航空機用材料ノ検査
及試験ニ關スル事項

三 航空機用計測器ノ檢
査及試験ニ關スル事項

四 航空用設備ノ試験ニ

第 三 條 航空局航空試験所

第三課ニ於テハ左ノ事務
ヲ掌理ス

(現行)

關スル事項

第 一 條 航空局航空試驗所

出張所ニ於テハ左ノ專務

ヲ掌理ス

一 航空機及航空機用器

材ノ検査ニ關スル事項

第十六條 航空局支局ノ專

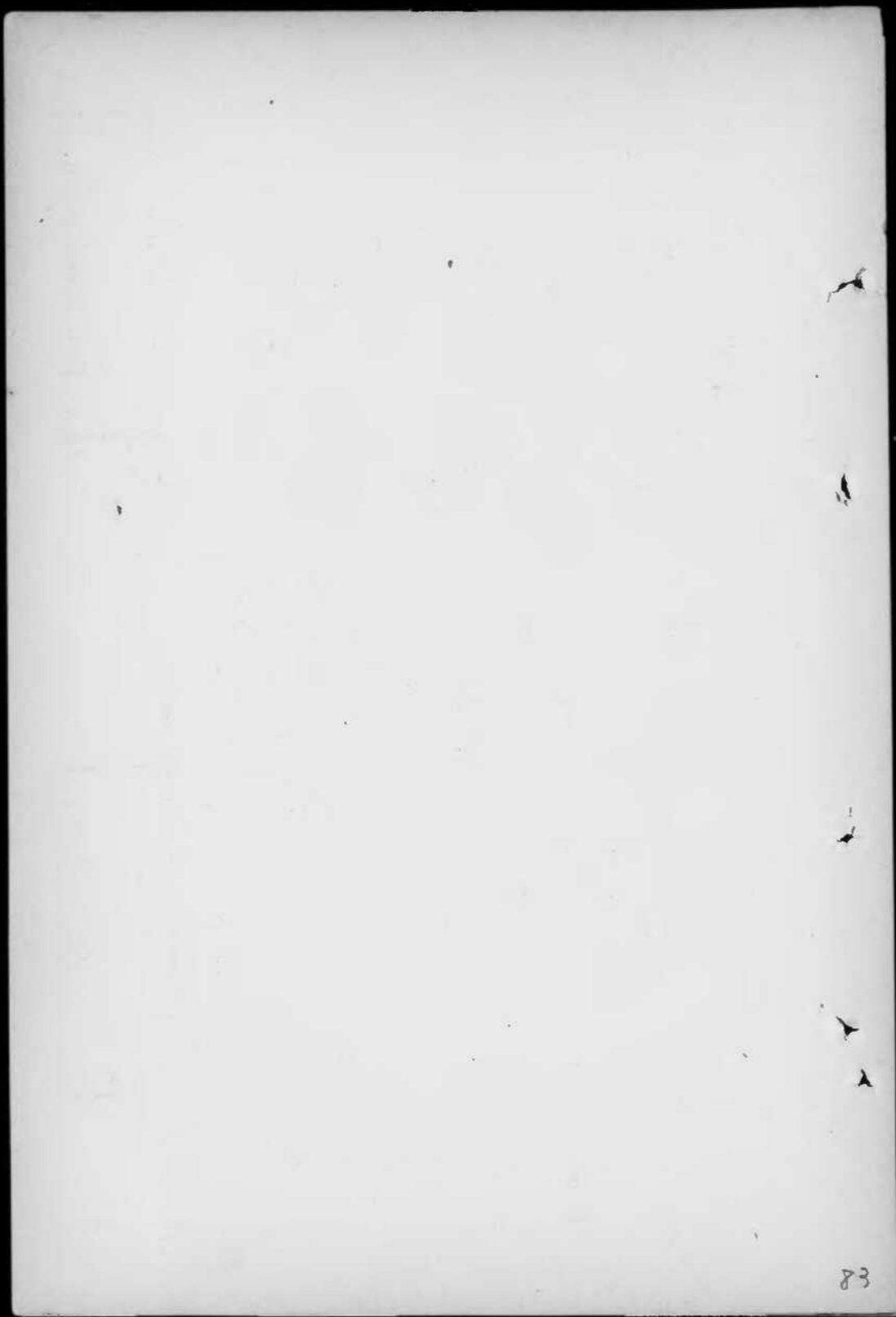
務分掌ハ航空局長官之ヲ

定ム

第十七條 課ニ課長ニ置ケ

第十八條 航空局長官ハ課

ニ係リ得クコトヲ得



裏
面
白
紙

83

大日本帝國政府

空秘第三〇五三號

昭和十八年十月十五日

官房秘書課長
總務局長

殿

航空局長官

運輸通信省分課規程中航空局
分課規程ノ件

右案別紙及廻付候條可然取計相成度

裏面白紙

第 條 航空局監理部ニ左ノ六課ヲ置ク

總務課

監督課

國民航空課

航空機職員課

保安課

無線課

第 條 航空局監理部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項

二 重要航空政策ノ綜合調整ニ關スル事項

三 本局並ニ航空機職員養成所判任官以下ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

四 本局並ニ航空機職員養成所職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

五 本局並ニ航空機職員養成所主管ニ關スル豫算決算ニ關スル事項

六 航空ニ關スル物資ノ調整ニ關スル事項

七 本局並ニ航空機職員養成所主管ニ關スル會計ニ關スル事項

八 局中他部課ニ屬セザル事項

第 條 航空局監理部監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機送事業其ノ他航空ニ關スル事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項

二 航空機送ノ計畫及調整ニ關スル事項

三 航空ニ關スル國際交渉ニ關スル事項

四 航空ニ關スル調査ニ關スル事項

第 條 航空局監理部國民航空課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空ニ關スル團體ノ保護及監督ニ關スル事項

二 航空ニ關スル訓練ノ獎勵及監督ニ關スル事項

三 航空思想ノ普及ニ關スル事項

第一條 航空局 監理 部 航空機 機員 於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機機員及滑空機機員ノ試験ニ關スル事項

二 航空機機員及滑空機機員ノ訓練、指導、保護及監督ニ關スル事項

三 航空機機員及滑空機機員ノ技術證明書及免許ノ發給ニ關スル事項

第二條 航空局 監理 部 保安課 於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空ノ取締ニ關スル事項

二 航空路ノ計畫及整備ニ關スル事項

三 航空保安業務ノ總括ニ關スル事項

四 飛行場ニ關スル事項

五 航空照明ニ關スル事項

六 支局ノ事務統括ニ關スル事項

七 航空用暗號ニ關スル事項

八 航空氣象ニ關スル事項

九 航空事故ノ調査及處理ニ關スル事項

十 航空地圖ニ關スル事項

第一條 航空局 監理 部 無線課 於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空通信ニ關スル事項

二 航空無線機等ニ關スル事項

第一條 航空局 乘員 部 於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

管理課

第一養成課

第二養成課

補給課

建設課

第一條 航空局 乘員 部 管理課 於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機機員養成所生徒、航空機機員養成所生徒及航空機整備衛生ノ保

用ニ關スル事項

二 航空機機員養成所卒業生及修業生ノ配屬ニ關スル事項

三 部中他課ニ屬セザル事項

第一條 航空局乘員 部第一養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機乘員養成所 第一條 第一號ニ掲グル航空機乘員養成所ヲ除クニ於ケル航空機乘員ノ養成計畫ニ關スル事項

二 前號ニ準ズル航空機乘員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第三條 航空局乘員 部第二養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 福山高等航空機乘員養成所並ニ長崎及愛媛ノ各航空機乘員養成所ニ於ケル航空機乘員ノ養成計畫ニ關スル事項

二 前號ニ準ズル航空機乘員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第四條 航空局乘員 部補給所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 航空機、航空機用器材及本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル物品ノ補給ニ關スル事項

二 航空機乘員養成用物資ノ運用ニ關スル事項

第五條 航空局乘員 部建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 飛行場ニ關スル土木工事ノ設計及施行ニ關スル事項
二 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ關スル各種建築物ノ工事ノ設計及

施行ニ關スル事項

三 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル各種工作物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

第四條 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ關スル國有財産ニ關スル事項

第一課
第二課
第三課

第一條 航空局航空試驗所第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機、航空機用器材及航空用設備ノ検査、試験及研究ノ統轄ニ關スル事項

二 航空機及航空機用器材ニ關スル技術的指導ニ關スル事項

三 航空機及航空機用器材ノ試作ニ關スル事項
四 航空機及航空機用器材ニ關スル調査ニ關スル事項
五 航空機ノ登録ニ關スル事項

裏面白紙

六 他説ニ屬セザル事項

第一條 高機用試飛所第二類ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 高機用試飛ノ檢査ノ事項、試驗及研究ニ關スル事項

二 風洞及水洞試驗ニ關スル事項

三 航空機ノ飛行試驗ニ關スル事項

四 試驗用材料ノ工作ニ關スル事項

第二條 高機用試飛所第三類ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 高機用發動機及其ノ附屬品ノ檢査、試驗及研究ニ關スル事項

二 高機用材料ノ檢査、試驗及研究ニ關スル事項

三 高機用計測器ノ檢査、試驗及研究ニ關スル事項

四 高機用設備ノ試驗ニ關スル事項

第三條 航空機試驗所出張所ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 出張所及航空機用材料ノ檢査ニ關スル事項

第 條 航空局監理部ニ左ノ六課ヲ置ク

- 總務課
- 監督課
- 國民航空課
- 航空機職員課
- 保安課
- 無線課

第 條 航空局監理部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項
- 二 重要航空政策ノ綜合調整ニ關スル事項
- 三 本局並ニ航空機職員養成所列任官以下ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

- 四 本局並ニ航空機職員養成所職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 五 本局並ニ航空機職員養成所主管ニ關スル豫算決算ニ關スル事項
- 六 航空ニ關スル物資ノ調整ニ關スル事項
- 七 本局並ニ航空機職員養成所主管ニ關スル會計ニ關スル事項
- 八 局中他部課ニ屬セザル事項

第 條 航空局監理部監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空輸送事業其ノ他航空ニ關スル事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項

二 航空輸送ノ計畫及調整ニ關スル事項

三 航空ニ關スル國際交渉ニ關スル事項

第 條 航空局監督部國民航空課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空ニ關スル國體ノ保護及監督ニ關スル事項
- 二 航空ニ關スル訓練ノ獎勵及監督ニ關スル事項
- 三 航空思想ノ普及ニ關スル事項

第一條 航空局監督部航空機員ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機員及滑空機員ノ試験ニ關スル事項

二 航空機員及滑空機員ノ訓練、指導、保護及監督ニ關スル事項

三 航空機員及滑空機員ノ技術證明書及免許ノ發給ニ關スル事項

第二條 航空局監督部保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空ノ取締ニ關スル事項

二 航空路ノ計畫及整備ニ關スル事項

三 航空保安業務ノ統括ニ關スル事項

四 飛行場ニ關スル事項

五 航空照明ニ關スル事項

六 支局ノ事務統括ニ關スル事項

七 航空用暗號ニ關スル事項

八 航空氣象ニ關スル事項

九 航空事故ノ調査及處理ニ關スル事項

十 航空地圖ニ關スル事項

第一條 航空局監督部無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空通信ニ關スル事項

二 航空無線機等ニ關スル事項

第二條 航空局乘員 部ニ左ノ五款ヲ置ク

管理課

第一養成課

第二養成課

補給課

施設課

第三條 航空局乘員 部管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機乘員養成所生徒、航空機操縦生及航空機整備衛生ノ操

用ニ關スル事項

二 航空機乘員養成所卒業生及修業生ノ配屬ニ關スル事項

三 部中他課ニ屬セザル事項

第 條 航空局 乘員部 第一 養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機乘員養成所（第一 條 第一 號ニ掲グル航空機乘員養成所ヲ除ク）ニ於ケル航空機乗員ノ養成計畫ニ關スル事項

二 前號ニ準ズル航空機乘員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第 條 航空局 乘員部 第二 養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 福山高等航空機乘員養成所並ニ長崎及愛媛ノ各航空機乘員養成所ニ於ケル航空機乗員ノ養成計畫ニ關スル事項

二 前號ニ準ズル航空機乘員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第 條 航空局 乘員部 補給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 航空機、航空機用器材及本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル物品ノ補給ニ關スル事項

二 航空機乘員養成用物資ノ運用ニ關スル事項

第 條 航空局 乘員部 建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 飛行場ニ關スル土木工事ノ設計及施行ニ關スル事項
二 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル各種建築物ノ工事ノ設計及

施行ニ關スル事項

三 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル各種工作物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

第 條 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル國有財産ニ關スル事項

第 一 條
第 二 條
第 三 條

第 條 航空局 航空試驗所 第一 課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機、航空機用器材及航空用設備ノ検査、試験及研究ノ統轄ニ關スル事項

二 航空機及航空機用器材ニ關スル技術的指導ニ關スル事項

三 航空機及航空機用器材ノ試作ニ關スル事項
四 航空機及航空機用器材ニ關スル調査ニ關スル事項
五 航空機ノ登録ニ關スル事項

六 他種ニ屬セザル事項

第一條 航空機試驗所第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機ノ構造ノ検査、試験及研究ニ關スル事項

二 風洞及水槽試験ニ關スル事項

三 航空機ノ飛行試験ニ關スル事項

四 試験用材料ノ工作ニ關スル事項

第二條 航空機試驗所第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機用發動機及其ノ附屬品ノ検査、試験及研究ニ關スル事項

二 航空機用材料ノ検査、試験及研究ニ關スル事項

三 航空機用計器器ノ検査、試験及研究ニ關スル事項

四 航空機用設備ノ試験ニ關スル事項

第三條 航空機試驗所出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機及航空機用材料ノ検査ニ關スル事項

大日本帝國政府

第一 部		運輸通信省	航空局	分課表
氣 象 課 (航)	海 防 課 (航)			
第一 部		航空局	分課表	(現行)
補 給 課 (航)	工 務 課 (航)			

裏面白紙

大日本帝國政府

各 支 局	各 出 張 所 (航)	第 三	第 二	第 一	運 輸 通 信 省 航 空 局 航 空 試 驗 所	第 二 部			
		課 (航)	課 (航)	課 (航)		總 務 課 (技)	補 給 課 (航)	第 二 營 成 課 (航)	第 一 營 成 課 (航)
各 支 局	各 出 張 所 (航)	第 二	第 一		航 空 局 航 空 試 驗 所 (現 行)	第 三 部			
		課 (航)	課 (航)			飛 員 課 (航)	第 二 營 成 課 (航)	第 一 營 成 課 (航)	管 運 課 (審)

裏面白紙

運輸通信省分課規程中航空局分課規程案

第 條 航空局監理部ニ左ノ六課ヲ置ク

- 總務課
- 監督課
- 國民航空課
- 保安課
- 無線課
- 氣象課

第 條 航空局監理部總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項
- 二 重要航空政策ノ綜合調整ニ關スル事項
- 三 本局並ニ航空機乘員養成所副任官以下ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

- 四 本局並ニ航空機乘員養成所職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 五 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル豫算決算ニ關スル事項
- 六 航空ニ關スル物資ノ調整ニ關スル事項
- 七 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル會計ニ關スル事項
- 八 局中他部課ニ屬セザル事項

第 條 航空局監理部監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空機送事業其ノ他航空ニ關スル事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項

- 二 航空機送ノ計畫及調整ニ關スル事項

- 三 航空ニ關スル國際交渉ニ關スル事項

- 四 航空ニ關スル調査ニ關スル事項

- 第 條 航空局監理部國民航空課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 航空ニ關スル簡章ノ保護及監督ニ關スル事項
 - 二 航空ニ關スル訓練ノ獎勵及監督ニ關スル事項
 - 三 航空思想ノ普及ニ關スル事項

第 條 航空局監理部保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空ノ取締ニ關スル事項

二 航空路ノ計畫及整備ニ關スル事項

三 航空保安業務ノ統括ニ關スル事項

四 飛行場ニ關スル事項

五 航空照明ニ關スル事項

六 文局ノ事務統括ニ關スル事項

七 航空用暗號ニ關スル事項

八 航空事故ノ調査及處理ニ關スル事項

九 航空地圖ニ關スル事項

第 條 航空局監理部無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空通信ノ計畫及運用ニ關スル事項

二 航空無線電導施設ノ計畫、整備及運用ニ關スル事項

三 航空通信及航空無線電導用器材ノ調査及試作ニ關スル事項

第 條 航空局監理部氣象課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 氣象官署ノ計畫及調査ニ關スル事項

二 氣象事業ニ關スル綜合計畫及調整ニ關スル事項

三 氣象利用ノ計畫及調整ニ關スル事項

第 條 航空局乘員部ニ左ノ六課ヲ置ク

管理課

第一養成課

第二養成課

補給課

建設課

乘員課

第 條 航空局乘員部管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 航空機乘員養成所生徒、航空機操縦生及航空機整備術講習生ノ採用ニ關スル事項

二 航空機乘員養成所卒業者及修業者ノ配屬ニ關スル事項

三 部中他課ニ屬セザル事項

第 條 航空局乘員部第一養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空機乘員養成所（第 條第一號ニ掲グル航空機乘員養成所ヲ除ク）ニ於ケル航空機職員ノ養成計畫ニ關スル事項
- 二 前號ニ準ズル航空機乘員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第 條 航空局乘員部第二養成所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 福山高等航空機乘員養成所並ニ長崎及愛媛ノ各航空機乘員養成所ニ於ケル航空機職員ノ養成計畫ニ關スル事項
- 二 前號ニ準ズル航空機乘員養成所ノ設置及整備計畫ニ關スル事項

第 條 航空局乘員部補給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空機、航空機用器材及本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル物品ノ補給ニ關スル事項
- 二 航空機乘員養成用物資ノ運用ニ關スル事項

第 條 航空局乘員部建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 飛行場ニ關スル土木工事ノ設計及施行ニ關スル事項
- 二 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル各種建物ノ工事ノ設計及

施行ニ關スル事項

三 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル各種工作物ノ工事ノ設計及施行ニ關スル事項

第 條 本局並ニ航空機乘員養成所主管ニ屬スル國有財産ニ關スル事項

- 一 航空機職員及滑空機職員ノ試験ニ關スル事項
- 二 航空機職員及滑空機職員ノ訓練、指導、保護及監督ニ關スル事項
- 三 航空機職員及滑空機職員ノ技術證明書及免許ノ發給ニ關スル事項

航空局航空試驗所分課規程案

(一八一〇一一)

第 條 航空局航空試驗所ニ出張所ノ外左ノ三課ヲ置ク

第一課

第二課

第三課

第 條 航空試驗所第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空機、航空機用器材及航空用設備ノ検査、試験及研究ノ統轄ニ關スル事項
- 二 航空機及航空機用器材ニ關スル技術的指導ニ關スル事項
- 三 航空機及航空機用器材ノ試作ニ關スル事項
- 四 航空機及航空機用器材ニ關スル調査ニ關スル事項
- 五 航空機ノ登録ニ關スル事項

六 他課ニ屬セザル事項

第 條 航空試驗所第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空機ノ検査ノ検査、試験及研究ニ關スル事項
- 二 風洞及水槽試験ニ關スル事項
- 三 航空機ノ飛行試験ニ關スル事項
- 四 試験用材料ノ工作ニ關スル事項

第 條 航空試驗所第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空機用發動機及其ノ附屬品ノ検査、試験及研究ニ關スル事項
- 二 航空機用材料ノ検査、試験及研究ニ關スル事項
- 三 航空機用計測器ノ検査、試験及研究ニ關スル事項
- 四 航空用設備ノ試験ニ關スル事項

第 條 課長ヲ置ク

第 條 航空局長ハ課ニ係ヲ置クコトヲ得

運輸通信省官制（法制局案）中
航空局關係條項挿入案

(一八一〇一〇)

第 條 航空局長ハ航空機職員、航空ニ伴フ施設及氣象ニ關スル事項中
軍事ニ關係アルモノニ付テハ陸軍大臣、海軍大臣及運輸通信大臣ノ指
揮監督ヲ承ク

第 條 運輸通信省ニ航空局部長二名ヲ置ク勅任トス

第 條 航空局部長ハ航空局ニ屬シ航空局長ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理ス

第 條 運輸通信省ニ航空官專任三十七人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ
勅任ト爲スコトヲ得

第 條 航空官ハ上官ノ命ヲ承ケ航空ニ關スル技術又ハ事務ヲ掌ル

第 條 前 條ノ職員ノ外航空ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲運輸通信大
臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ航空局事務官ヲ命

ズルコトヲ得

第 條 運輸通信省ニ航空局航空試驗所ヲ置キ航空機、航空機用器材及
航空用設備ノ検査、試験及研究ヲ掌ラシム

運輸通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ航空局航空試驗所ノ出張所ヲ設ケ航
空局航空試驗所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

航空局航空試驗所長及航空試驗所出張所長ハ航空官ヲ以テ之ニ充ツ

航空局航空試驗所長ハ航空局長ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第 條 運輸通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ航空局ノ支局ヲ置キ航空機ノ
運航ノ監督、航空保安施設ノ運用及飛行場ニ關スル事務ヲ分掌セシム

ルコトヲ得

航空局支局長ハ航空官ヲ以テ之ニ充ツ

第 條 運輸通信大臣ハ航空ニ關スル事務ニ關シ必要ニ應ジ陸軍大臣又

ハ海軍大臣ニ其ノ管理ニ屬スル人馬、船舶、航空機、器材等ノ使用ヲ

請求スルコトヲ得

運輸通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ航空局航空試驗所ノ出張所ヲ設ケ航
空局航空試驗所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

航空局航空試驗所長及航空試驗所出張所長ハ航空官ヲ以テ之ニ充ツ

航空局航空試驗所長ハ航空局長ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第 條 運輸通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ航空局ノ支局ヲ置キ航空機ノ
運航ノ監督、航空保安施設ノ運用及飛行場ニ關スル事務ヲ分掌セシム

ルコトヲ得

航空局支局長ハ航空官ヲ以テ之ニ充ツ

第 條 運輸通信大臣ハ航空ニ關スル事務ニ關シ必要ニ應ジ陸軍大臣又

ハ海軍大臣ニ其ノ管理ニ屬スル人馬、船舶、航空機、器材等ノ使用ヲ

請求スルコトヲ得

陸海軍大臣ノ下
ウレヒト

運輸通信省官制中航空局關係條項案

(一八一〇九)

第 條 航空局ニ總務課及左ノ二部ヲ置ク

監理部
乗員部

總務課ニ於テハ航空ニ關スル綜合計畫ノ設定其ノ他重要航空政策ノ綜合調整ニ關スル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル
監理部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空輸送事業其ノ他航空ニ關スル事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事務

二 航空ニ關スル團體ノ保護及監督ニ關スル事務

三 滑空機製造事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事務

四 航空機、航空機用器材及航空用設備ノ検査、試験及研究其ノ他航空ニ伴フ技術ニ關スル事務

五 航空機職員ノ指導、保護及監督ニ關スル事務

六 航空ノ取締ニ關スル事務

七 航空路施設ノ整備ニ關スル事務

乗員部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空機職員ノ養成ニ關スル事務

二 航空機、航空機用器材及物品ノ補給ニ關スル事務

三 航空ニ伴フ施設ニ關スル事務

第 條 運輸通信省ニ航空局參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

航空局參與ハ運輸通信大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第 條 運輸通信省ニ特別ノ事項ヲ調査セシムル爲航空局委員ヲ置クコトヲ得

航空局委員ハ運輸通信大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

航空局委員ハ當該特別ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

第 條 運輸通信省ニ航空局部長二名ヲ置ク勅任トス

航空局部長ハ航空局ニ屬シ航空局長ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理ス
第 條 運輸通信省ニ航空官專任三十七人ヲ置ク奏任トス但シ内一
人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

航空官ハ上官ノ命ヲ承ケ航空ニ關スル技術又ハ事務ヲ掌ル
第 條 前 條ノ職員ノ外航空ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲運輸通
信大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ航空局事
務官ヲ命ズルコトヲ得

第 條 運輸通信省ニ航空局航空試験所ヲ置キ航空機、航空機用器
材及航空用設備ノ検査、試験及研究ヲ掌ラシム
運輸通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ航空局航空試験所ノ出張所ヲ設
ケ航空局航空試験所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

航空局航空試験所長及航空試験所出張所長ハ航空官ヲ以テ之ニ充
ツ
第 條 運輸通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ航空局ノ支局ヲ置キ航空
機ノ運輸ノ監督、航空保安施設ノ運用及飛行場ニ關スル事務ヲ分

掌セシムルコトヲ得

航空局支局長ハ航空官ヲ以テ之ニ充ツ
第 條 運輸通信大臣ハ航空ニ關スル事務ニ關シ必要ニ應ジ陸軍大
臣又ハ海軍大臣ニ其ノ管理ニ屬スル人馬、船舶、航空機、器材等
ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

逓信省官制案中ニ逓信省大臣が交通勳員計費
業務ヲ所管スベキ規定ヲ置クヘシトスル理由

(昭和一八一〇—一四陸海院)

法制局第三部ヨリ送附アリタル軍需省官制案ニ於テハ軍需大臣ノ所管事
項トシテ左記ノ規定アリ

○第一條 軍需大臣ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國家總動員ノ基本ニ關スル事項

(以下三、四、五、六、七、八各號省略)

軍需大臣ハ前項第一號ニ掲グル事務ヲ行フニ付必要アルトキハ關係
各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

○第三條 總動員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 物資動員計費、生産費元計費及電力動員計費ノ總括其ノ他國家
總動員ノ基本ニ關スル事項

右ハ企畫院ノ廢止ニ伴ヒ軍需省關係ノ總動員計費業務ヲ軍需省ニ移管ス
ルノ意ナルモノノ如シ

果シテ然ラハ從來企畫院第五部ニ於テ所管セル交通動員計畫ノ基本ニ關
 スル總括業務ハ當然新設ノ運輸通信省企畫局ニ於テ所管スベキナルベシ
 運輸通信省官制中ニ軍需省官制案ニ準ズベキ規定ノ挿入ヲ要請スル所以
 ナリ

備考

國家總動員計畫一覽表

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 物資動員計畫 | 5. 國家資金計畫 |
| 2. 生産力擴充計畫 | 6. 交易計畫 |
| 3. 國民動員計畫 | 7. 電力動員計畫 |
| 4. 交通動員計畫 | 8. 生活必需物資動員計畫 |

裏面白紙

83

104

裏
面
白
紙

決裁後三任戻

管 第 四 〇 六 號

昭和十八年十一月三日
昭 和 十 八 年 十 月 三 十 一 日 立 案
昭 和 十 八 年 十 一 月 三 日 達 濟
管 主 秘 書 長 後 藤 貞 服 務 校 合 抄 書

大臣

次官

管 主 秘 書 長 後 藤 貞 服 務 校 合 抄 書

評 合 何

逓信院分課規程制定ノ件

行政機構整備實施ニ伴フ逓信院分課規程左条ノ通制定ノコトト致度

逓 信 省

仰高殿

公 達 案

公 達 案

一 案

運輸通信部内一役

通信院分課規程を、通定ム

昭和十八年十一月一日

運輸通信大臣 八田 嘉明

通信院分課規程

第一條 總裁官房ニ左ノ三課ヲ置ク

秘書課

文書課

考査課

第二條 總裁官房秘書課ニ於テ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 官吏及官吏待遇者ノ進退、身分ニ關スル事項
- 三 叙位叙勳及褒賞ニ關スル事項
- 四 懲戒ニ關スル事項
- 五 恩給ニ關スル事項
- 六 官制其ノ他官制ニ關スル規定ニ關スル事項
- 七 本院及遞信局職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

八 職員ノ外勤出張ニ關スル事項

九 儀式禮典ニ關スル事項

第三條 總裁官房文書課ニ於テハ左ノ事務ニ掌理ス、

一 文書ノ審査及進達ニ關スル事項

二 文書ノ受授發送及編纂保存ニ關スル事項

三 翻譯及圖書ニ關スル事項

四 逕翰通信公報及送達法規料ノ編纂及配付ニ關スル事項

五 總裁ノ官印及院印ノ管守ニ關スル事項

六 他ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 總裁官房考査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

二 所管事務ノ監察ニ關スル事項

第五條 總務課ニ左ノ五課及一館ヲ置ク

總務課

主計課

厚生課

要員課

物品課

圖書博物館

第六條 總務課事務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 所管行政ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項
- 二 所管行政ニ關スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項
- 三 所管其ノ他國家機關職員等ニ關スル事務ノ綜合調整ニ關スル事項

四 會計ニ關スル規定ニ關スル事項
 會計ノ監督ニ關スル事項
 本院主管ニ關スル事項

五 本院醫舎、官舎及附屬建物ノ管理ニ關スル事項

六 本院所屬ノ給車ノ保管及修繕ニ關スル事項

七 本院所屬倉庫ノ使用ニ關スル事項

八 本院ノ課中取締ニ關スル事項

九 院中他課ニ屬セザル事項

第七條 總務局長計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項

二 本院主管ニ關スル豫算ノ整理ニ關スル事項

三 臨時事務（特定臨時事務及臨時事務取扱所を除ク）ノ渡切事務ノ

支拂ニ關スル事項

四 通算事業等補會計所屬ノ本院ノ計集ニ關スル事項

五 通算事業ニ關シテ所屬支拂元ノ計集ニ關スル事項

六 本院主管ニ關スル歳入、支出及現金ノ出納ニ關スル事項

七 醫務局氣道局株式會社株式會社ノ管理ニ關スル事項

八 會計ニ關スル規定ニ關スル事項

九 會計ノ監査ニ關スル事項

十八 土地、建物、工作物及船舶ノ賣買（工事ニ伴フ土地建物其ノ他ノ買収ヲ除ク）、貸借、交換及寄附受取ニ關スル事項

十九 國有財産ノ管理ニ關スル事項

二十 官舎ノ指定及貸渡ニ關スル事項

二十一 傭人ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項

第八條 總務局厚生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 職員ノ給與及勤務條件ニ關スル事項

二 職員ノ保健ニ關スル事項

三 職員ノ共済ニ關スル事項

四 逓信報國團ニ關スル事項

第九條 總務局要員課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 要員ノ需給計畫ニ關スル事項

二 職員ノ養成ニ關スル事項

三 職員ノ**練**成ニ關スル事項

四 逓信報國團ニ關スル事項
第十條 總務局需品課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ貯金保險局主管ニ屬スルモノヲ除ク

一 物資ノ受給ニ關スル事項

二 乙種物品ノ經理ニ關スル事項

三 物品ノ賣買、貸借、製造、修繕及運送並ニ勞力供給ノ契約ニ關

スル事項

- 四 電氣通信施設工學ノ租賃契約ニ關スル事項
 - 五 物品ノ保管及配給ニ關スル事項
 - 六 切手類ノ調製、切手類及印紙ノ保管並ニ配給ニ關スル事項
 - 七 活版及石版印刷ノ作業ニ關スル事項
 - 八 被服調製ノ作業ニ關スル事項
- 第十一條 遞信博物館ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 遞信事業參考用品ノ蒐集、陳列、保存及整理ニ關スル事項
 - 二 郵便切手類及通信日附印ノ意匠圖案ニ關スル事項
 - 三 制服ノ意匠ニ關スル事項

- 四 遞信事業ノ周知及利用勸導ニ關スル事項
 - 五 遞信事業用品ノ學術的研究、考案、試験及應用ニ關スル事項
 - 六 郵便事業用船舶車輛ノ構造設計ニ關スル事項
- 第十二條 業務局ニ左ノ五課ヲ置ク

庶務課

郵務課

電務課

無線課

外信課

第十三條 業務局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
- 二 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項
- 三 特定郵便局長會其ノ他特定郵便局長團體ノ監督ニ關スル事項
- 四 局中他課ニ屬セザル事項

第十四條 業務局郵務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項
- 二 郵便事業ニ屬スル條約ニ關スル事項
- 三 郵便事業ノ監督ニ關スル事項
- 四 郵便事業ノ調査ニ關スル事項
- 五 郵便事業ニ屬スル統計ニ關スル事項

- 六 郵便事業取扱局所ノ開廢ニ關スル事項
- 七 郵便ノ集配ニ關スル事項
- 八 郵便線路ノ開廢ニ關スル事項
- 九 郵便事業ニ屬スル通信官署ノ職員ノ定員、定率及配務ニ關スル事項

第十五條 業務局電務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信及電話事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項
- 二 電信及電話事業ノ監督ニ關スル事項
- 三 内國電報原書ノ調査ニ關スル事項

四 電氣通信事業ノ調査ニ關スル事項

五 官應用及私設ノ電信及電話ノ監督ニ關スル事項

六 防空通信（無線電信及無線電話ヲ除ク）ニ關スル事項

七 電信及電話ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項

八 電信及電話事業ニ屬スル統計ニ關スル事項

九 電氣通信事業取扱局所（移動無線電信、無線電話事業取扱局所ヲ除ク）ノ開廢ニ關スル事項

十 電氣通信事業ニ屬スル通信官署（電氣通信工學局ヲ除ク）ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

十一 電氣通信事業ニ屬スル特定郵便局及電信電話取扱所渡切經費並ニ受負經費ニ關スル事項

十二 電氣通信回線（移動無線電信、無線電話回線ヲ除ク）ノ開廢ニ關スル事項

第十六條 業務局無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 無線電信及無線電話事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項

二 無線電信及無線電話事業ノ監督ニ關スル事項

三 官應用及私設ノ無線電信及無線電話ノ監督ニ關スル事項

四 移動無線電信、無線電話事業取扱局所ノ開廢ニ關スル事項

五 移動無線電信、無線電話回線ノ開廢ニ關スル事項

六 無線通信士ニ關スル事項

- 七 防空通信（無線電信及無線電話ニ限ル）ニ關スル事項
- 八 社團法人日本放送協會、社團法人同盟通信社其ノ他無線電信及無線電話ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項
- 九 電波統制ニ關スル事項

第十七條 業務局外信課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 國際電氣通信專業ニ關スル條約及業務ノ規定ニ關スル事項
- 二 國際電氣通信專業ノ監督ニ關スル事項
- 三 在外電信局ニ關スル事項
- 四 外國電報及外國電話ノ料金或ニ外國電報ノ原書ニ關スル事項
- 五 私設無線電信及無線電話ノ國際關係ノ監督ニ關スル事項

第十八條 國際電氣通信株式會社ノ監督ニ關スル事項

工務局ニ左ノ七課及一所ヲ置ク

- 庶務課
- 線路課
- 接板課
- 無線課
- 傳送課
- 調査課
- 營業課
- 標準電波建設所

第十九條 工務局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電氣通信工務局ノ開廢ニ關スル事項
- 二 電氣通信工務局ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 三 本省^院及逓信局ニ於ケル技術ニ從事スル逓信手、工務員、機械工員及線路工員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 四 特定郵便局ニ於ケル技術ニ從事スル逓信手、工務員、機械工員及線路工員ノ駐在雜費支給ニ關スル事項
- 五 本局主管ニ屬スル豫算ノ整理ニ關スル事項（營業第三ニ關スルモノヲ除ク）
- 六 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項
- 七 電氣通信技術者ノ資格審査ニ關スル事項

八 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項

九 甲種物品ノ經理ニ關スル事項

十 局中他課、所ニ屬セザル事項

第二十條 工務局線路課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電氣通信線路（電話加入宅内装置ヲ含ム）ノ建設及保存ニ關スル事項
- 二 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信設備ニ關スル工學上（回線ノ試驗ヲ含ム）ノ連絡調整ニ關スル事項
- 三 局中各課ニ關聯スル業務ノ技術上ノ調整ニ關スル事項（調査課主管ニ屬スルモノヲ除ク）

第二十一條 工務局機械課ニ於テハ左ノ專務ヲ掌理ス

一 電報及電話機械（電話加入者宅内装置ヲ除ク）ノ建設及保存ニ

關スル事項

二 電氣通信設備ヲ構成セル機器ノ工作ニ關スル事項

三 電氣通信用品ノ製造及修繕作業ニ關スル事項

四 官應用及私設ノ電報及電話装置ノ検査ニ關スル事項

第二十二條 工務局無線課ニ於テハ左ノ專務ヲ掌理ス

一 無線電報、無線電話及有線放送施設ノ建設及保存ニ關スル事項

二 無線電報及無線電話回線ノ試験及障礙ニ關スル事項

三 官應用及私設ノ無線電報及無線電話装置ノ検査ニ關スル事項

第二十三條 工務局傳送課ニ於テハ左ノ專務ヲ掌理ス

一 搬送式電報及搬送式電話ノ建設及保存ニ關スル事項

二 電氣通信回線（無線電報及無線電話回線ヲ除ク）ノ試験及障害

ニ關スル事項

第二十四條 工務局調査課ニ於テハ左ノ專務ヲ掌理ス

一 電氣通信施設ノ技術ノ調査及統括ニ關スル事項

二 電氣通信施設ノ技術的調査及設計ニ關スル事項

三 電氣通信施設工學用品ノ調査及仕様ニ關スル事項

四 電氣通信施設ニ關スル發明ノ特許出願等ニ關スル事項

五 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信設備ニ關スル技術上ノ連絡

整ニ關スル事項（線路課主管ニ屬スルモノヲ除ク）

第二十五條 工務局營繕課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 土地、建物、工作物及船舶ノ營繕工事ノ設計及其ノ施行（工事ニ伴フ土地建物其ノ池ノ買収ヲ含ム）ニ關スル事項
- 二 土地、建物、工作物及船舶ノ營繕工事ノ契約ニ關スル事項
- 三 營繕工事ノ豫算ノ經理ニ關スル事項

第二十六條 工務局標準電波建設所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 標準電波施設ノ建設ニ關スル事項

第二十七條 通信監督局ニ左ノ三課ヲ置ク

第一課

第二課

第三課

第二十八條 通信監督局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 通信檢閱事務ノ綜合調整ニ關スル事項
- 二 通信檢閱ノ基本的調査ニ關スル事項
- 三 呼號ノ指導監督ニ關スル事項
- 四 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
- 五 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項
- 六 本局主管ニ屬スル職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 七 本局他課ニ屬セザル事項

第二十九條 通信監督局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 通信檢閲業務ノ規定ニ關スル事項

二 通信檢閲業務ノ監督ニ關スル事項

第三十條 通信監督局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 電波ノ監視ニ關スル事項

二 電波監視施設（連絡通信施設ヲ除ク）ノ保守ニ關スル事項

第三十一條 貯金保險局ニ左ノ九課ヲ置ク

庶務課

規畫課

經理課

貯金業務課

保險業務課

資金課

運用課

醫務課

教理課

第三十二條 貯金保險局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 支局職員ノ人事ニ關スル事項

二 支局職員ノ厚生ニ關スル事項

三 支局職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

四 支局職員ノ給與ニ關スル事項

五 官中他課ニ屬セザル事項

第三十三條 貯金保險局規畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ノ周知ニ關スル事項
- 二 郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金ノ獎勵ニ關スル事項
- 三 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル通信官署ノ職員ノ定員、定率及服務^{及給與}ニ關スル事項
- 四 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル特定郵便局渡切經費及取扱費ニ關スル事項
- 五 郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル外務員ノ指導

及教養ニ關スル事項

- 六 債券ノ賣出ニ關スル事項
- 七 郵便貯金切手ノ發行ニ關スル事項
- 八 簡易生命保險及郵便年金契約ノ募集及維持ニ關スル事項

第三十四條 貯金保險局經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
- 二 本局主管ニ屬スル會計ニ關スル事項
- 三 本局主管ニ屬スル物品ニ關スル事項
- 四 本局主管ニ屬スル固有財産ノ管理ニ關スル事項
- 五 本局主管ニ屬スル印刷作業ニ關スル事項

第三十五條 貯金保險局貯金業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便爲替貯金事業ノ調査及計畫ニ關スル事項
 - 二 郵便爲替貯金事業ニ屬スル規定ニ關スル事項
 - 三 郵便爲替及郵便振替事業ニ屬スル條約ニ關スル事項
 - 四 郵便爲替貯金事業ノ監督ニ關スル事項
 - 五 郵便爲替貯金事業ニ屬スル承認及許可ニ關スル事項
 - 六 外國郵便爲替及外國郵便振替金額ノ換算割合決定ニ關スル事項
- 第三十六條 貯金保險局保險業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 簡易生命保險及郵便年金事業ノ調査及計畫ニ關スル事項
 - 二 簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル規定ニ關スル事項

- 三 簡易生命保險及郵便年金事業ノ監督ニ關スル事項
- 四 簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル訴訟ニ關スル事項
- 五 簡易生命保險審査會ニ關スル事項

第三十七條 貯金保險局資金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 資金ノ管理ニ關スル事項
- 二 郵便爲替貯金事業ニ屬スル犯罪申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 三 郵便爲替貯金事業ニ屬スル訴訟ニ關スル事項
- 四 郵便爲替貯金事業ニ屬スル受拂金ノ計算統括ニ關スル事項
- 五 振替及繰替受拂ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ノ計理

ニ關スル事項

六 外國郵政廳ト外國郵便爲替、外國郵便振替及外國委託郵便貯金ノ決算ニ關スル事項

七 郵便爲替貯金事業ニ屬スル統計ニ關スル事項

第三十八條 貯金保險局運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 積立金ノ運用計畫ニ關スル事項

二 積立金ノ貸付ニ關スル事項

三 積立金ノ貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項

四 有價證券ノ應募、引受及購入並ニ之ガ離權ニ關スル事項

五 積立金ノ短期運用ニ關スル事項

六 郵便年金餘裕金ノ運用ニ關スル事項

七 所有有價證券ノ管理ニ關スル事項

八 積立金ノ計理ニ關スル事項

九 簡易生命保險積立金運用委員會ニ關スル事項

十 簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル受拂金ノ總計算ニ關スル

事項

第三十九條 貯金保險局醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 保險醫事ノ調査及指導ニ關スル事項

二 簡易保險被保險者ノ保健施設ニ關スル事項

三 支局職員ノ保健衛生ニ關スル事項

第十條 聯合會事務處理ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 依附料率ノ算定計算其ノ他保險数理ニ關スル事項

二 營業ノ統計ニ關スル事項

三 責任準備金ノ計算ニ關スル事項

四 儲蓄生命保險及郵便年金事業經營上ノ計數審查ニ關スル事項

第十一條 總ニ部長、副ニ部長、所ニ所長ヲ置ク

第十二條 源信院總裁ハ總、信及所ニ係ヲ置クコトヲ得

附 則

本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

仲行月日
七月一日

資料

通
信
院
分
課
規
程
案

(資料)

裏
面
白
紙

現行規程	<p>項</p> <p>二 機密文書ノ受授 發送及複製保存ニ 關スル事項</p> <p>三 官吏及官吏待遇 者ノ進退、賞罰及 身分ニ關スル事項</p> <p>四 官制、俸給令、 分課規程及委任規 程ニ關スル事項</p> <p>五 任用令、試験規 則及服務紀律ニ關</p>	關係局課案		參 考 案	<p>二 官吏ノ進退身分 ニ關スル事項</p> <p>六 官制其ノ他官紀 ニ關スル規定ニ關 スル事項</p>	決 定	
------	---	-------	--	-------	--	-----	--

現行規程	<p>第一條 大臣官房ニ左 ノ四課及一館ヲ置ク</p> <p>秘書課</p> <p>文書課</p> <p>考査課</p> <p>通信檢閱課</p> <p>通信博物館</p> <p>第二條 大臣官房秘書 課ニ於テハ左ノ事務 ヲ掌理ス</p> <p>一 機密ニ關スル事</p>	關係局課案		參 考 案	<p>第一條 總裁官房ニ左 ノ三課ヲ置ク</p> <p>秘書課</p> <p>文書課</p> <p>考査課</p> <p>第二條 總裁官房秘書 課ニ於テハ左ノ事務 ヲ掌理ス</p> <p>一 (現行通)</p>	決 定	
------	--	-------	--	-------	---	-----	--

現行規程	<p>第三條 大臣官房文書 課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 文書ノ受授發送及複製保存ニ關スル事項</p> <p>二 文書ノ審査及送</p>
關係局課案	<p>第三條 總裁官房文書 課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 (現行通)</p> <p>二 (現行通)</p>
參考案	<p>項</p> <p>五 恩給ニ關スル事項</p> <p>八 職員ノ外國出張ニ關スル事項</p> <p>第三條 總裁官房文書 課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>二 (同上)</p> <p>一 (同上)</p>
決定	

<p>スル事項</p> <p>六 特種郵便局長服審規程及特定期便局長身元保證規程ニ關スル事項</p> <p>七 儀式禮典ニ關スル事項</p> <p>八 本省及逓信局ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項</p>		<p>九 (現行通)</p> <p>七 本院及逓信局職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項</p> <p>三 敘位敘勳及褒賞ニ關スル事項</p> <p>四 懲戒ニ關スル事項</p>
--	--	--

<p>現行規程</p> <p>八 大臣、次官ノ官印、官印及本省所管ニ屬スル其ノ他ノ官印（他局主管ニ屬スルモノヲ除ク）ノ管守ニ關スル事項</p> <p>九 本省各局課ニ屬セザル事項</p> <p>第四條 大臣官房考査課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス</p>	<p>關係局課案</p> <p>六 總教ノ官印、院印及本院所管ニ屬スル其ノ他ノ官印（他局主管ニ屬スルモノヲ除ク）ノ管守ニ關スル事項</p> <p>七 本院各局課ニ屬セザル事項</p> <p>第四條 大臣官房考査課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス</p>	<p>參考案</p> <p>五 總教ノ官印及院印ノ管守ニ關スル事項</p> <p>六 他ノ主管ニ屬セザル事項</p> <p>第四條 總教官房考査課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス</p>	<p>決定</p>
--	--	---	-----------

<p>送ニ屬スル事項</p> <p>三 統計報告ニ關スル事項</p> <p>四 議會ニ關スル法案等ノ記録ニ關スル事項</p> <p>五 標譯及圖書ニ關スル事項</p> <p>六 官報發售及逓信公報ノ編纂及配付ニ關スル事項</p> <p>七 一般ノ印章ニ關スル事項</p>	<p>三 (現行通)</p> <p>四 逓信院報(假符)及逓信法規類ノ編纂及配付ニ關スル事項</p> <p>五 (現行通)</p>	<p>三 圖書ニ關スル事項</p> <p>四 逓信公報及逓信法規類ノ編纂及配付ニ關スル事項</p>	<p>決定</p>
---	---	---	-----------

一 逓信行政ノ考査
 一般ニ關スル事項
 二 逓信事務ノ監察
 ニ關スル事項
 第六條 大臣官房ニ奉
 務審查委員ヲ置ク
 事務審查委員ハ逓信
 事務ニ關スル法令其
 ノ他重要事項ノ審議
 ヲ掌理ス

一 逓檢逓信行政ノ
 考査一般ニ關スル
 事項
 二 逓檢逓信事務ノ
 監察ニ關スル事項

一 所管行政ヲ考査
 一般ニ關スル事項
 二 所管事務ノ監察
 ニ關スル事項
 第五條 總務官房ニ奉
 務審查委員ヲ置ク
 事務審查委員ハ所管
 事務ニ關スル法令其
 ノ他重要事項ノ審議
 ヲ掌理ス

現行規程	關係局課案	參考案	決定
<p>第七條 總務局ニ左ノ四課ヲ置ク</p> <p>總務課 主計課 需品課 營繕課</p>	<p>第八條 總務局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 遞信事務ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル</p>	<p>第六條 總務局ニ左ノ五課及一館ヲ置ク</p> <p>總務課 主計課 厚生課 要員課 需品課 遞信博物館</p>	
<p>第八條 總務局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 遞信事務ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル</p>	<p>第七條 總務局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 本院所管ノ事務ノ綜合計畫ノ設定ニ關スル</p>	<p>第七條 總務局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 所管行政ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル</p>	
<p>事項</p> <p>二 重要遞信政策ノ綜合調整ニ關スル事項</p> <p>三 國家總動員ニ關スル事務ノ綜合調整ニ關スル事項</p> <p>四 防空其ノ他國家總動員警備ニ關スル事務ノ綜合調整ニ關スル事項</p> <p>五 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項</p> <p>六 局中他課ニ屬セザル事項</p>	<p>事項</p> <p>二 本院所管ニ屬スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項</p> <p>三 本院所管ニ屬スル防空其ノ他國家總動員警備事務ノ綜合調整ニ關スル事項</p> <p>四 (現行通)</p> <p>九 (現行通)</p>	<p>事項</p> <p>二 所管行政ニ關スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項</p> <p>三 (現行通)</p> <p>四 (同上)</p> <p>九 (同上)</p>	

第十條 (總務局用品課)

- 十 本省廳舎、官舎及附屬建物ノ管理ニ關スル事項
- 十一 差遣ノ管及供給ニ關スル事項
- 十二 本省籍人ノ使用ニ關スル事項
- 十三 廳中取締ニ關スル事項

- 五 本院廳舎、官舎及附屬建物ノ管理ニ關スル事項
- 六 本院所屬ノ薪俸ノ保及供給ニ關スル事項
- 七 本院所屬籍人ノ使用ニ關スル事項
- 八 本院ノ廳中取締ニ關スル事項

- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)

第九條 總務局主計課ニ於

- テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 本省所管歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項

第九條 總務局主計課ニ於

- テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 通信事業特別會計、簡易生命保險特別會計

第八條 總務局主計課ニ於

- テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項

二 本局主計ニ關スル豫算ノ經理ニ關スル事項

- 三 通信官署(特定郵便局及電信電話取扱所ヲ除ク)ノ廢却整理ノ費ニ關スル事項
- 四 通信事業特別會計所屬資本ノ計算ニ關スル

二 本院所管一般會計歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項

- 三 (現行通)
- 四 (現行通)
- 五 通信事業特別會計所屬ノ資本ノ計算ニ關ス

二 (同上)

- 三 (同上)
- 四 (同上)

事項

五 通信事業特別會計所
屬文拂元ノ計理ニ關ス
ル事項

六 本局主管ニ屬スル收
入、支出及現金ノ出納
ニ關スル事項

七 國際電氣通信株式會
社株式ノ管理ニ關スル
事項

八 僱入ノ定員、定率、
服務及給與ニ關スル事項

ル事項

六 (現行通)

七 通信事業特別會計、
簡易生命保險特別會計
及郵便年金特別會計ニ
屬スル收入支出及現金
ノ出納ニ關スル事項

八 (現行通)

十五 (現行通)

五 (同上)

六 本局主管ニ屬スル收
入支出及現金ノ出納ニ
關スル事項

七 (同上)

十三 (同上)

九 本省所管會計ノ法規
ニ關スル事項

十 本省所管會計ノ監督
及計算證明ノ調査ニ關
スル事項

第十一條 (總務局營繕課)
一 土地、建物、工作物、
船舶ノ營繕工事ノ設計
及其ノ施行ニ關スル事
項

二 土地、建物、工作物、
船舶ノ賣買、貸借、交

十三 通信事業特別會計
簡易生命保險特別會計
及郵便年金特別會計ノ
法規ニ關スル事項

十二 本院所管會計ノ監
査ニ關スル事項

(工務局營繕課主管トス)

十 本院所管ノ土地、建
物、工作物、船舶ノ賣

八 會計ニ關スル規定ニ
關スル事項

九 會計ノ監査ニ關スル
事項

十 土地、建物、工作物
及船舶ノ賣買(工務ニ

關スル事項)

十一 土地、建物、工作物
及船舶ノ賣買(工務ニ

關スル事項)

換及寄附受理ニ關スル
事項

三 本省所管ノ國有財産
ノ管理ニ關スル事項
四 官舎ノ指定及貸渡ニ
關スル事項

第十四條 (郵務局業務)
三 郵便事業ニ關スル
信官署ノ職員ノ定員、
定率及職務ニ關スル
事項

第十五條 郵務局管理ニ

買(工事ニ付ツ土地建
物其ノ他ノ買收ヲ除ク)
貸借、交換、寄附受理
ニ關スル事項

十一 本院所管國有財産
ノ管理ニ關スル事項
九 官舎ノ設定計畫及貸
渡ニ關スル事項

十四 總務局庶務會計
要員ノ定員、定率ニ關
スル事項

總務局厚生課ニ於

件ク土地建物其ノ他ノ
買收ヲ除ク)、貸借、
交換及寄附受理ニ關ス
ル事項

十一 國有財産ノ管理ニ
關スル事項
十三 (現行通)

第九條 總務局厚生課

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 逓信報關圖ニ關スル
事項
- 二 職員ノ待遇及勤務條
件ニ關スル事項
- 四 職員ノ保健及慰安ニ
關スル事項
- 五 職員ノ共済ニ關スル
事項

テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 二 職員ノ給與ニ關スル
事項
- 三 職員ノ保健ニ關スル
事項
- 四 職員ノ共済ニ關スル
事項
- 一 要員ノ需給計畫ニ關
スル事項

第九條 總務局庶務課ニ於
テハ左ノ事務ヲ掌理ス

ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理
ス

- 四 (現行通)
- 一 職員ノ給與及勤務條
件ニ關スル事項
- 二 (同上)
- 三 (同上)

第十條 總務局庶務課
ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理

三 職員ノ教育及練成ニ
關スル事項

第十條 總務局用品課ニ於
テハ左ノ業務ヲ掌理ス

一 職員ノ養成ニ關スル
事項
二 官吏練習所ニ關スル
事項
三 職員ノ練習ニ關スル
事項

第十一條 總務局用品課ニ於
テハ左ノ業務ヲ掌理ス

二 (同上)

一 要員ノ需給計畫ニ關
スル事項

第十二條 總務局用品課
ニ於テハ左ノ業務ヲ掌理
ス但シ貯金保險局主管ニ
關スルモノヲ除ク

一 本省所管ノ物資ノ受
給ニ關スル事項
二 物品ノ經理ニ關スル
事項

三 物品ノ賣買、賃借、
製造、修繕及運送前ニ
勞力供給ノ契約ニ關ス
ル事項

四 電氣通信施設工事ノ
請負契約ニ關スル事項
五 物品ノ保管及運給ニ
關スル事項 (電氣通信)

一 本院所管ノ物資ノ受
給ニ關スル事項
二 本院所管ノ種物品(貯
金及保險専用物品
ヲ除ク)ノ經理ニ關ス
ル事項

三 本院所管物品ノ賣買、
賃借、製造、修繕及運
送並ニ勞力供給ノ契約
ニ關スル事項

四 (現行通)
五 本院所屬物品ノ保管
及配給ニ關スル事項

一 物資ノ受給ニ關スル
事項
二 乙種物品ノ經理ニ關
スル事項

三 (現行通)

四 (同上)

五 乙種物品ノ保管及配
給ニ關スル事項

施設ノ建設及保存工事
ノ設計ノ内容タル用品
ノ査定ヲ除ク)

六 切手類ノ調製、切手
類及印紙ノ保管並ニ配
給ニ關スル事項

七 電氣通信用品ノ製造
及修繕作業ニ關スル事
項

八 活版及石版印刷ノ作
業ニ關スル事項

九 被服調製ノ作業ニ關
スル事項

六 (現行通)

(工務局へ移管)

七 本院所屬ノ活版及石
版印刷ノ作業ニ關スル
事項

八 本院所屬ノ被服調製
ノ作業ニ關スル事項

六 (同上)

七 (現行通)

八 (現行通)

第五條 逓信博物館ニ於テ

ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 逓信事業参考用品ノ
蒐集、陳列、保存及整
理ニ關スル事項

二 郵便切手類及通信日
附印ノ意匠圖案ニ關ス
ル事項

三 制服ノ意匠ニ關スル
事項

四 逓信事業ノ周知及啓
用勸奨ニ關スル事項

五 逓信事業用品ノ學術
的研究、考案、試験及

第六條 逓信博物館ニ於テ

ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 (現行通)

第十條 逓信博物館ニ

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(現行通)

第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二
第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三
第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四
第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五
第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六
第七	第七	第七	第七	第七	第七	第七	第七	第七	第七
第八	第八	第八	第八	第八	第八	第八	第八	第八	第八
第九	第九	第九	第九	第九	第九	第九	第九	第九	第九
第十	第十	第十	第十	第十	第十	第十	第十	第十	第十

第十一	第十一	第十一	第十一	第十一	第十一	第十一	第十一	第十一	第十一
第十二	第十二	第十二	第十二	第十二	第十二	第十二	第十二	第十二	第十二
第十三	第十三	第十三	第十三	第十三	第十三	第十三	第十三	第十三	第十三
第十四	第十四	第十四	第十四	第十四	第十四	第十四	第十四	第十四	第十四
第十五	第十五	第十五	第十五	第十五	第十五	第十五	第十五	第十五	第十五
第十六	第十六	第十六	第十六	第十六	第十六	第十六	第十六	第十六	第十六
第十七	第十七	第十七	第十七	第十七	第十七	第十七	第十七	第十七	第十七
第十八	第十八	第十八	第十八	第十八	第十八	第十八	第十八	第十八	第十八
第十九	第十九	第十九	第十九	第十九	第十九	第十九	第十九	第十九	第十九
第二十	第二十	第二十	第二十	第二十	第二十	第二十	第二十	第二十	第二十

應用ニ關スル事項									
六 郵便事業用船隻車輛ノ構造設計ニ關スル事項									

現行規程	關係局課案	參考案	決定
第十二條 郵務局ニ左ノ三課及一院ヲ置ク 業務課 規畫課 管理課 東京遞信病院	第 條 業務局ニ左ノ五課ヲ置ク 庶務課 郵務課 電務課 無線課 外信課	第十 三 條 (同上)	
第十七條 電務局ニ左ノ四課ヲ置ク 業務課 規畫課 無線課 外信課			

第十三條 郵務局業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス 一 郵便事業ニ關スル業務ノ規定ニ關スル事項 二 外國郵便事業ニ關スル條約ニ關スル事項 三 郵便事業ノ監督ニ關スル事項 四 郵便事業ノ調査ニ關スル事項 五 特定郵便局長會其ノ他特定郵便局長團體ノ監督ニ關スル事項 六 本局主管ニ屬スル豫	第 條 業務局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス (郵務課主管トス 後掲)	第十 三 條 業務局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス	
		七 (現行通)	三 (同上)
		一 (現行通)	一 (同上)

- 算ノ經理ニ關スル事項
- 七 郵便事業ニ關スル給與ニ關スル事項
- 八 郵便事業ニ屬スル統計ニ關スル事項
- 九 局中他課ニ屬セザル事項
- 第十八條 電務局業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電信及電話事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項
 - 二 電信及電話事業ノ監督ニ關スル事項

- 二 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項
(郵務課主管トス 後掲)
- 九 (現行通)

- 二 (同上)
- 四 (同上)

- 三 内國電報原書ノ調査ニ關スル事項
- 四 電氣通信事業ノ調査ニ關スル事項
- 五 官廳用及私設ノ電信及電話ノ監督ニ關スル事項
- 六 防空通信 (無線電信及無線電話ヲ除ク)ニ關スル事項
- 七 電信及電話ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項
- 八 本局主管ニ屬スル線

(電務課主管トス 後掲)

算ノ經理ニ關スル事項

九 本局主管ニ關スル給

與ニ關スル事項

十 本局主管ニ關スル統

計ニ關スル事項

十一 局中他課ニ關セザ

ル事項

第十四條 (郵務局規畫課)

三 郵便事業ニ關スル通

信官署ノ職員ノ定員、

定率及服務ニ關スル事

項

第十九條 (電務局規畫課)

二 電氣通信事業ニ關ス

(電務課主管トス後掲)

三 本局主管ニ關スル通

信官署ノ職員ノ定率ニ

關スル事項

ル通信官署 (電氣通信

工學局ヲ除ク)ノ職員

ノ定員、定率及服務ニ

關スル事項

第十五條 (郵務局管理課)

二 職員ノ待遇及勤務修

件ニ關スル事項

四 (現行通)

五 職員ノ養成ニ關スル

事項

六 通信官署ノ制度機構

ノ調査ニ關スル事項

八 本局主管ニ關スル業

務ノ周知啓蒙ニ關スル

事項

第十三條 郵務局業務課ニ

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便事業ニ關スル業務ノ規定ニ關スル事項
- 二 外國郵便事業ニ關スル條約ニ關スル事項
- 三 郵便事業ノ監督ニ關スル事項
- 四 郵便事業ノ調査ニ關スル事項
- 八 郵便事業ニ關スル統計ニ關スル事項

第十四條 郵務局規畫課ニ

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現行通)
- 二 郵便事業ニ關スル條約ニ關スル事項
- 三 (現行通)
- 四 (現行通)
- 九 (現行通)

第十五條 業務局郵務課ニ

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

一 郵便事業取扱局所ノ

- 開廢ニ關スル事項
- 二 郵便ノ集配ニ關スル事項
- 三 郵便事業ニ關スル通信官署ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 四 郵便事業ニ關スル特定郵便局渡切經費及受領經費ニ關スル事項
- 五 郵便總路ノ開廢ニ關スル事項

五 郵便事業取扱局所計

- 畫ニ關スル事項
- 六 郵便ノ集配遞送計畫ニ關スル事項
- 七 郵便事業ニ關スル通信官署ノ職員ノ定員及服務ニ關スル事項
- 八 (現行通)

六 (現行通)

- 七 (現行通)
- 九 (現行通)
- 十 (同上)
- 本 (現行通)

第十八條 電務局業務課ニ

第十九條 業務局電務課ニ於

第十六條 業務局電務課

於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信及電話事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項
- 二 電信及電話事業ノ監督ニ關スル事項
- 三 内國電勢原書ノ調査ニ關スル事項
- 四 電氣通信事業ノ調査ニ關スル事項
- 五 官廳用及私設ノ電信及電話ノ監督ニ關スル事項

テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現行通)
- 二 (現行通)
- 三 (現行通)
- 四 (現行通)
- 五 (現行通)

ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

六 防空通信(無線電信及無線電話ヲ除ク)ニ關スル事項

六 (現行通)

六 (同上)

七 電信及電話ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項

七 (現行通)

七 (同上)

十 本局主管ニ關スル統計ニ關スル事項

十二 (現行通)

八 電信及電話事業ニ關スル統計ニ關スル事項

第十九條 電務局規畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電氣通信事業取扱所(移動無線電信、無線電話事業取扱所ヲ除ク)

- 八 電氣通信事業取扱所(移動無線電信、無線電話取扱所ヲ除ク)計

九 (現行通)

ノ開廢ニ關スル事項

- 二 電氣通信事業ニ屬スル通信官署（電氣通信工事務局ヲ除ク）ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 三 電氣通信事業ニ屬スル特定郵便局及電信電話取扱所渡切經費並ニ受負經費ニ關スル事項
- 四 電氣通信回線（移動無線電信、無線電話回線ヲ除ク）ノ開廢ニ關

畫ニ關スル事項

- 十 電氣通信事業ニ屬スル通信官署（電氣通信工事務局ヲ除ク）ノ職員ノ定員、及服務ニ關スル事項
- 十一 （現行通）
- 九 電氣通信回線（移動無線電信、無線電話回線ヲ除ク）計畫ニ關ス

十 （現行通）

十一 （同上）

十二 （現行通）

スル事項

- 第二十條 電務局無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 無線電信及無線電話事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項
 - 二 無線電信及無線電話事業ノ監督ニ關スル事項
 - 三 官廳用及私設ノ無線電信及無線電話ノ監督ニ關スル事項
 - 四 移動無線電信、無線

ル事項

- 第 條 業務局無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 （現行通）
 - 二 （現行通）
 - 三 （現行通）
 - 四 移動無線電信、無線

第十七條 業務局無線課

- ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 （同上）
 - 二 （同上）
 - 三 （同上）
 - 四 （現行通）

電話事業取扱局所ノ開
 廢ニ關スル事項
 五 移動無線電信、無線
 電話回線ノ開廢ニ關ス
 ル事項
 六 無線通信士ニ關スル
 事項
 七 防空通信、無線電信
 及無線電話ニ限ルニ
 關スル事項
 八 電波法ハ日本放送協
 會社國法人同親通信社
 其ノ他無線電信及無線

電話事業取扱局所計畫
 ニ關スル事項
 五 移動無線電信、無線
 電話回線計畫ニ關スル
 事項
 六 (現行通)
 七 (現行通)
 八 (現行通)

五 (現行通)
 六 (同上)
 七 (同上)
 八 (同上)

電話ニ關スル公衆法人
 ノ監督ニ關スル事項
 九 電波統制ニ關スル事
 項
 十 放送無線電話ノ監督
 ニ關スル事項
 第二十一條 電務局外信課
 ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 一 國際電氣通信事業ニ
 關スル條約及業務ノ規
 定ニ關スル事項
 二 國際電氣通信事業ノ
 監督ニ關スル事項

九 (現行通)
 十 (現行通)
 第 條 業務局外信課ニ於
 テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 一 (現行通)
 二 (現行通)

九 (同上)
 第十八條 業務局外信課
 ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 一 (同上)
 二 (同上)

三 在外電信局ニ關スル 事項	三 (現行通)	三 (同上)
四 外國電報及外國電話 ノ料金並ニ外國電報ノ 原書ニ關スル事項	四 (現行通)	四 (同上)
五 私設無線電信及無線 電話ノ國際關係ノ監督 ニ關スル事項	五 (現行通)	五 (同上)
六 國際無線電信株式會 社ノ監督ニ關スル事項	六 (現行通)	六 (同上)

現行規程	關係局課案	參考案	決定
第二十二條 工務局ニ左ノ六課及一所ヲ置ク 庶務課 線路課 機械課 無線課 傳送課 調査課 標準電波建設所	第七條 工務局ニ左ノ七課及一所ヲ置ク 庶務課 線路課 機械課 無線課 傳送課 調査課 營繕課 標準電波建設所	第二十三條 (同上)	
第二十三條 工務局庶務課 一 電氣通信工事務局ノ開設ニ關スル事項 二 電氣通信工事務局ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項 三 本省及遞信局ニ於ケル技術ニ從事スル遞信手、工務員、機械工員及線路工員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項 四 特定郵便局ニ於ケル	一 (現行通) 二 (現行通) 三 (現行通)	一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)	
		第二十四條 工務局庶務課 一 (同上) 二 (同上) 三 (同上) 四 (同上)	

技術ニ從事スル遞信手
、工務員、機械工員及
線路工員ノ駐在雜費支
給ニ關スル事項

五 本局主管ニ屬スル豫
算ノ經理ニ關スル事項

六 本局主管ニ屬スル給
與ニ關スル事項

七 電氣通信技術者ノ資
格審査ニ關スル事項

八 本局主管ニ屬スル統

六 本局主管ニ屬スル豫
算ノ經理ニ關スル事項
(營繕課主管ニ屬スル
モノヲ除ク)

七 (現行通)

八 (現行通)

九 (現行通)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

計ニ關スル事項

九 局中他課、所ニ屬セ
ザル事項

十一 (現行通)

四 本院、遞信局及電氣
通信工事局ニ於ケル工
務員、機械工員及線路
工員ノ養成ニ關スル事
項

九 (同上)

十 甲種物品ノ經理ニ關
スル事項

第二十四條 工務局線路課
ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理

第 條 工務局線路課ニ於
テハ左ノ事務ヲ掌理ス

第二十五條 工務局線路課
ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理

ス

- 一 電信及電話線路（電話加入者宅内装置ヲ含ム）ノ建設及保存工事ノ設計（設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム）ニ關スル事項
- 二 海底線ノ建設及保存工事ノ設計（設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム）ニ關スル事項
- 三 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信設備ニ關スル工事上（回線ノ試験ヲ含ム）ノ連絡調整ニ關スル事項
- 四 局中各課ニ關聯スル事務ノ技術上ノ調整ニ關スル事項（調査課主管ニ關スルモノヲ除ク）

ス

- 一 電氣通信線路（電話加入者宅内装置ヲ含ム）ノ建設及保存ニ關スル事項
- 二 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信施設ノ建設及保存上ノ連絡調整ニ關スル事項
- 三 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信施設ノ建設及保存上ノ連絡調整ニ關スル事項
- 四 局中各課ニ關聯スル事務ノ技術上ノ調整ニ關スル事項（調査課主管ニ關スルモノヲ除ク）

ス

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上

ス

- 第二十五條 工務局機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 電信及電話線路（電話加入者宅内装置ヲ含ム）ノ建設及保存工事ノ設計（設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム）ニ關スル事項
- 二 海底線ノ建設及保存工事ノ設計（設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム）ニ關スル事項
- 三 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信設備ニ關スル工事上（回線ノ試験ヲ含ム）ノ連絡調整ニ關スル事項
- 四 局中各課ニ關聯スル事務ノ技術上ノ調整ニ關スル事項（調査課主管ニ關スルモノヲ除ク）

ス

- 第二十六條 工務局機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 電氣通信線路（電話加入者宅内装置ヲ含ム）ノ建設及保存ニ關スル事項
- 二 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信施設ノ建設及保存上ノ連絡調整ニ關スル事項
- 三 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信施設ノ建設及保存上ノ連絡調整ニ關スル事項
- 四 局中各課ニ關聯スル事務ノ技術上ノ調整ニ關スル事項（調査課主管ニ關スルモノヲ除ク）

ス

- 第二十六條 工務局機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上

一 電信及電話機械（電話加入者宅内装置ヲ除ク）ノ建設及保存工專ノ設計（設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム）ニ關スル事項

二 電氣通信設備ヲ構成セル機器ノ工作ニ關スル事項

第十條（總務局需品課）
七 電氣通信用品ノ製造及修繕作業ニ關スル事項

一 電信及電話機械（電話加入者宅内装置ヲ除ク）ノ建設及保存ニ關スル事項

二 電氣通信用品ノ製造及修繕ニ關スル事項

一（同上）

二（現行通）

三（現行通）

第二十五條（工務局機械課）

三 官廳用及私設ノ電信及電話装置ノ検査ニ關スル事項

第二十六條 工務局無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ建設及保存工專ノ設計（設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム）ニ關スル事項

三 官廳用及私設ノ電信及電話設備ノ検査ニ關スル事項

第三條 工務局無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 無線通信及有線放送施設ノ建設及保存ニ關スル事項

四（現行通）

第二十七條 工務局無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ建設及保存ニ關スル事項

二 無線電信及無線電話
回線ノ試験及障礙ニ關
スル事項

三 官廳用及私設ノ無線
電信及無線電話装置ノ
検査ニ關スル事項

第二十七條 工務局傳送課
ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理
ス

一 搬送式電信及搬送式

二 無線通信及有線放送
回線ノ試験、障礙及非
常措置ニ關スル事項

三 官廳用及私設ノ無線
通信設備ノ検査ニ關ス
ル事項

四 無線通信及有線放送
ニ使用スル周波數ニ關
スル事項

第 條 工務局傳送課ニ於
テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 搬送通信施設ノ建設

二 (現行通)

三 (現行通)

第二十八條 工務局傳送課
ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理
ス

一 搬送式電信及搬送式

電話ノ建設及保存工事
ノ設計(設計ノ内容タ
ル用品ノ査定ヲ含ム)

ニ關スル事項

二 電氣通信回線(無線
電信及無線電新回線ヲ
除ク)ノ試験及障害ニ
關スル事項

及保存ニ關スル事項

電話ノ建設及保存ニ關
スル事項

二 電氣通信回線(無線
通信及有線放送回線ヲ
除ク)ノ試験、障害及
非常措置ニ關スル事項

三 電氣通信施設ノ保存
計畫ノ統括ニ關スル事
項

四 官廳用及私設ノ搬送
通信設備ノ検査ニ關ス
ル事項

二 (現行通)

第二十八條 工務局調査課

ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 電氣通信施設ノ技術ノ調査及統括ニ關スル事項

二 電氣通信施設ノ技術的調査及設計ニ關スル事項

三 電氣通信施設工學用

ル事項

五 有線通信ニ使用スル周波數ニ關スル事項

第 條 工務局調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 (現行通)

二 (現行通)

三 (現行通)

第二十九條 工務局調査課

ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

品ノ調査及仕様ニ關スル事項

四 電氣通信施設ニ關スル發明ノ特許出願等ニ關スル事項

五 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信設備ニ關スル技術上ノ連絡調整ニ關スル事項 (線路課主管ニ關スルモノヲ除ク)

四 (現行通)

五 (現行通)

四 (同上)

五 (同上)

六 電氣通信ノ技術ニ關スル會議ニ關スル事項

第十一條 總務局營繕課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕工事ノ設計及其ノ施行ニ關スル事項

- 二 土地、建物、工作物、船舶ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項

第十二條 工務局營繕課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (現行通)

- 二 (現行通)

第十三條 工務局營繕課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 土地、建物、工作物及船舶ノ營繕工事ノ設計及其ノ施行(工事ニ伴フ土地建物其ノ他ノ買収ヲ含ム)ニ關スル事項

第十四條 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕工事ニ伴フ契約ニ關スル事項

第十五條 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕豫算ノ經理ニ關スル事項

第十六條 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕工事ノ資材ヲ受給門金ニ關スル事項

第十七條 (現行通)

第十八條 土地、建物、工作物及船舶ノ營繕工事ノ契約ニ關スル事項

第十九條 營繕工事ノ豫算ノ經理ニ關スル事項

第二十條 (同上)

第二十九條 工務局標準電

波建設所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

第三十條 (現行通)

第三十一條 (同上)

一、標準電波施設ノ建設
 二、關スル事項
 (1) 標準電波施設ノ建設
 (2) 標準電波施設ノ維持
 (3) 標準電波施設ノ管理
 (4) 標準電波施設ノ利用
 (5) 標準電波施設ノ保護
 (6) 標準電波施設ノ保安
 (7) 標準電波施設ノ衛生
 (8) 標準電波施設ノ環境
 (9) 標準電波施設ノ安全
 (10) 標準電波施設ノ安心

一、標準電波施設ノ建設
 二、關スル事項

(1) 標準電波施設ノ建設
 (2) 標準電波施設ノ維持
 (3) 標準電波施設ノ管理
 (4) 標準電波施設ノ利用
 (5) 標準電波施設ノ保護
 (6) 標準電波施設ノ保安
 (7) 標準電波施設ノ衛生
 (8) 標準電波施設ノ環境
 (9) 標準電波施設ノ安全
 (10) 標準電波施設ノ安心

現行規定	<p>三 通信検閲制度ノ調査ニ關スル事項</p> <p>四 本課主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項</p> <p>五 本課主管ニ屬スル給與ニ關スル事項</p>
關係局課案	<p>二 通信取締ノ基本的調査ニ關スル事項</p> <p>三 暗號ノ指導監督ニ關スル事項</p> <p>四 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項</p> <p>五 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項</p>
參考案	<p>二 通信検閲ノ基本的調査ニ關スル事項</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p>
決定	

現行規定	<p>第四條ノ二 大臣官房通信検閲課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p>
關係局課案	<p>第 條 通信監督局ニ左ノ三課ヲ置ク</p> <p>第一課</p> <p>第二課</p> <p>第三課</p> <p>第 條 通信監督局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 通信取締事務ノ綜合調整ニ關スル事項</p>
參考案	<p>第十九條 (同上)</p> <p>第二十條 通信監督局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス</p> <p>一 通信検閲事務ノ綜合調整ニ關スル事項</p>
決定	

<p>現行規定</p> <p>ノ檢閲竝ニ電波ノ監視(以下通信檢閲ト稱ス)業務ノ規定ニ關スル事項</p> <p>二 通信檢閲業務ノ監督ニ關スル事項</p>	<p>關係局課案</p> <p>取締業務ノ規定ニ關スル事項</p> <p>二 郵便及電氣通信取締業務ノ監督ニ關スル事項</p> <p>三 海外情報ノ處理ニ關スル事項</p> <p>第 條 通信監督局第</p>	<p>參 考 案</p> <p>規定ニ關スル事項</p> <p>二 通信檢閲業務ノ監督ニ關スル事項</p> <p>第二十二條 通信監督</p>	<p>決 定</p>
--	--	---	------------

<p>一 郵便及電信通信</p>	<p>六 本局主管ニ屬スル職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項</p> <p>七 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項</p> <p>八 局中他課ニ關セザル事項</p> <p>第 條 通信監督局第二課ニ於テハ左ノ業務ヲ掌理ス</p> <p>一 郵便及電氣通信</p>	<p>六 (現行通) 同上</p> <p>七 (同上)</p> <p>第二十二條 通信監督局第二課ニ於テハ左ノ業務ヲ掌理ス</p> <p>一 通信檢閲業務ノ</p>	
------------------	--	--	--

七 電波ノ監視及電
波監視施設（連絡
通信施設ヲ除ク）
ノ保守ニ關スル事
項

三課ニ於テハ左ノ事
務ヲ掌理ス
一 電波ノ監視竝ニ
電波監視施設（連
絡通信施設ヲ除ク）
ノ保守ニ關スル
事
項
二 外國放送ノ受信
取締ニ關スル事項

局第三課ニ於テハ左
ノ事務ヲ掌理ス
一 電波ノ監視ニ關
スル事項
二 電波監視施設（
連絡通信施設ヲ除
ク）ノ保守ニ關ス
ル事項

現行規程

關係局課案

參考案

決定

第一條 貯金庫ニ左ノ十六課ヲ置ク

- 總務課
- 業務課
- 規畫課
- 經理課
- 資金課

第一條 簡易保險局ニ左ノ

- 七課ヲ置ク
- 總務課

(貯)
分課規程左ノ如シ

- 一 總務課
- 二 貯金業務課
- 三 保險業務課
- 四 規畫課
- 五 經理課
- 六 資金課
- 七 醫務課
- 八 運用課
- 九 數理課

第三十二條 貯金保險局ニ左ノ九課ヲ置ク

- 庶務課
- 規畫課
- 經理課
- 貯金業務課
- 保險業務課
- 資金課
- 運用課
- 醫務課
- 數理課

業務課

規畫課

經理課

運用課

福利課

數理課

第一條 保險貯金局ニ左ノ

七課ヲ置ク

- 總務課
- 保險監理課
- 貯金監理課
- 規畫課
- 經理課
- 運用課
- 醫務課
- 數理課

(貯、保)

第二條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(貯、保)

第一條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

第三十三條 貯金保險局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

事務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(貯、保)

一 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

(貯、保)

二 職員ノ共済ニ關スル事項

(貯、保)

三 職員ノ訓育、(保ニナシ)保健及慰安ニ關スル事項

(貯) 一 (現行通)

(保) 一 支局職員ノ統括ニ關スル事項

一 支局職員ノ人事ニ關スル事項

(貯)

三 職員ノ福利厚生、保健鍊成及共済ニ關スル事項

二 支局職員ノ厚生ニ關スル事項

(保)

四 支局職員ノ訓育、慰安及鍊成ノ統括ニ關スル事項

(貯、保)

四 逓信報國圖ノ支團ニ關スル事項

(保)

五 逓信報國圖ノ支團ニ關スル事項

(貯、保)

五 局長ノ官印及局印ノ管守ニ關スル事項

(貯、保)

六 文書ノ受授、發送及編纂保存並ニ各種證據書類ノ收受ニ關スル事項

(貯)

七 事業ニ屬スル統計ニ關スル事項

(貯、保)

八 諸務人(技工ヲ除ク)
ニ關スル事項

(貯)

九 人夫、車輛ノ供給ニ
關スル事項

(貯)

十 總中取締ニ關スル事
項

(貯、保)

十一 他課ニ屬セザル事
項

(保)

七 本支局職員ノ定員、

定率、服務及給與ニ關
スル事項

(貯、保)

第四條 規畫課ニ於テハ左
ノ事務ヲ掌理ス

(貯、保)

六四 局中他課ニ屬セザル
事項

(貯)

一 職員ノ定員、定率、

服務及給與ニ關スル事
項

(保)

一 支局職員及僱人ノ定
員、定率、服務、給與
並能率ニ關スル事項

(保)

四 支局及同出張所ノ開
廢ニ關スル事項

(貯、保)

第 條 規畫課ニ於テハ左
ノ事務ヲ掌理ス

六五

局中他課ニ屬セザル
事項

三 支局職員ノ定員、定

率及服務ニ關スル事項

五 (同上)

四 本局主管ニ屬スル給
與ニ關スル事項

第三十四條 貯金保險局規
畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ

(保) 一 事業ノ周知ニ關スル事項

(貯) 二 郵便貯金ノ獎勵ニ關スル事項

(貯) 一 事業ノ周知並郵便貯金及簡易保險ノ獎勵ニ關スル事項

(保) 一 郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル貯蓄思想ノ普及ニ關スル事項

(保) 二 貯蓄獎勵運動ノ計畫ニ關スル事項

(保) 一 郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル貯蓄思想ノ普及ニ關スル事項

(保) 三 貯蓄獎勵運動ノ計畫ニ關スル事項

掌理ス

- 一 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ノ周知ニ關スル事項
- 二 郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金ノ獎勵ニ關スル事項

(貯) 三 債券ノ賣出ニ關スル事項

(貯) 四 郵便貯金切手ノ發行ニ關スル事項

(貯) 五 事業ニ屬スル職員(逓信局職員ヲ除ク)ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項

(保) 四 事業ニ屬スル逓信官署ノ職員ノ定員、定率、服務及

(保) 四 事業ノ周知、宣傳ニ關スル事項

(貯) 三 事業ニ屬スル逓信官署職員ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項

(保) 六 事業ニ屬スル逓信官署ノ職員ノ定員、定率、給與及

七次 (現行通)

八次 (現行通)

- 三 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル逓信官署ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

給與ニ關スル事項

(貯) 六 事業ニ屬スル特

定郵便局渡切經費

ニ關スル事項

能率ニ關スル事項

(貯) 四 (現行通)

四 郵便爲替貯金、簡易

生命保險及郵便年金事

業ニ屬スル特定郵便局

渡切經費及取扱費ニ關

スル事項

(保) 五 事業ニ屬スル特

定郵便局取扱費ニ

關スル事項

(保) 七 事業ニ屬スル特

定郵便局ノ取扱費

及渡切經費ニ關ス

ル事項

(保) 二 外務員ノ指導教

養ニ關スル事項

(貯) 二 獎勵擔當員ノ指

導教養ニ關スル事

項

五 郵便貯金、簡易生命

保險及郵便年金事業ニ

屬スル外務員ノ指導及

教養ニ關スル事項

(保) 五 事業ニ屬スル外務

務員ノ指導、教養

及講習ニ關スル事

項

(保) 一 契約ノ募集及維

持ニ關スル事項

(保) 簡易生命保險及郵便

年金契約ノ募集並ニ

維持ニ關スル事項

六 簡易生命保險及郵便

年金契約ノ募集及維持

ニ關スル事項

(貯、保)

第五條 經理課ニ於テハ左

ノ事務ヲ掌理ス

第 條 經理課ニ於テハ左

ノ事務ヲ掌理ス

第三十五條 貯金保險局經

理課ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌理ス

(保貯)

一 歳入歳出ノ豫算

及決算ニ關スル事

(保貯)

一 同上

(保貯) 二 豫算ノ經理ニ關スル事項

(貯) 二 豫算及物品ノ經理ニ關スル事項
(保) 二 豫算ノ經理ニ關スル事項

一 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項

(保貯) 六三 物品ノ經理ニ關スル事項

(保) 六 (現行通)

三 本局主管ニ屬スル物品ニ關スル事項

(貯) 四 收入及支出ニ關スル事項

(貯) 三 (現行通)

二 本局主管ニ屬スル會計ニ關スル事項

(保) 四 收入支出及現金ノ出納ニ關スル事項

(貯) 四 (現行通)

(貯) 五 物品ノ保管及配給ニ關スル事項

(貯) 五 (現行通)

(貯) 六 賣買、貸借及請

(貯) 四 (現行通)

負ニ關スル事項

(保貯) 七 國有財産ノ管理ニ關スル事項

(保貯) 七五 (現行通)

四 本局主管ニ屬スル國有財産ノ管理ニ關スル事項

(貯) 八 印刷作業ニ關スル事項

五 本局主管ニ屬スル印刷作業ニ關スル事項

(保貯) 八九 技工ニ關スル事項

(保) 八 (現行通)

(保) 三 他會計ニ對スル繰入金ニ關スル事項

(保) 三 (現行通)

(保) 五 事業ニ屬スル受

(運用課へ移管)

撥金ノ總計算ニ關スル事項

(貯)

第三條 業務認可ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 事業ニ關スル法令ニ關スル事項
- 二 外國郵便爲替及外國郵便振替事業ノ條約ニ關スル事項
- 三 業務取扱ノ規定ニ關スル事項
- 四 事業ノ調査及計畫ニ關スル事項

(貯)

第四條 貯金業務ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 事業ノ法令並承認許可ニ關スル事項
- 二 外國郵便爲替、全郵便振替事業ノ條約ニ關スル事項
- 三 (現行通)

第五條

貯金保險局貯金業務ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便爲替貯金事業ノ調査及計畫ニ關スル事項
- 二 郵便爲替貯金事業ニ關スル規定ニ關スル事項
- 三 郵便爲替及郵便振替事業ニ關スル條約ニ關スル事項
- 四 郵便爲替貯金事業ノ調査及計畫ニ關スル事項

五 事業ニ關スル承認及許可ニ關スル事項

六 外國郵便爲替及外國郵便振替金額ノ換算都合決定ニ關スル事項

(保)

第三條 業務認可ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 事業ノ調査及計畫ニ關スル事項

(保)

第四條 保險監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易生命保險及郵便年金事業ノ調査、運営

三 業務ノ指導監督ニ關スル事項

五 郵便爲替貯金事業ニ關スル承認及許可ニ關スル事項

六 (現行通)

四 郵便爲替貯金事業ノ監督ニ關スル事項

第三十七條 貯金保險局保險業務ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易生命保險及郵便年金事業ノ調査及計畫

二 事業ノ法令ニ關スル事項

三 事業ノ監督ニ關スル事項

四 事業ニ關スル訴訟ニ關スル事項

五 簡易生命保險及郵便ニ關スル事項

第六條 資金ニ於テハ左

ノ事務ヲ管理ス

一 資金ノ管理ニ關スル事項

二 事業ニ屬スル犯罪申告其ノ他事故ノ原因ニ關スル事項

三 事業ニ屬スル訴訟ニ關スル事項

四 事業ニ屬スル受拂金ノ計算統括ニ關スル事項

並改良計畫ニ關スル事項

三 簡易生命保險及郵便年金事業ノ法令ニ關スル事項

四 簡易生命保險及郵便年金事業ノ監督並指導ニ關スル事項

五 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル訴訟ニ關スル事項

第六條 資金ニ於テハ左

ノ事務ヲ管理ス

一 (現行通)

二 (現行通)

三 (現行通)

四 事業ニ屬スル受拂金ノ計算統括並振替及繰替受拂ニ係ル歳入金、

ニ關スル事項

二 簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル規定ニ關スル事項

三 簡易生命保險及郵便年金事業ノ監督ニ關スル事項

五 (同上)

第三十八條 貯金保險局管

金課ニ於テハ左ノ事務ヲ管理ス

一 (同上)

二 郵便爲替貯金事業ニ屬スル犯罪申告其ノ他事故ノ原因ニ關スル事項

三 郵便爲替貯金事業ニ屬スル訴訟ニ關スル事項

四 郵便爲替貯金事業ニ屬スル受拂金ノ計算統括ニ關スル事項

- 五 振替及繰替受拂ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ノ計理ニ關スル事項
- 六 外國郵便爲替證書、外國郵便爲替目錄、外國郵便爲替通知書及外國郵便振替目錄ノ發行並ニ受入ニ關スル事項
- 七 外國郵政廳ト外國郵便爲替、外國郵便振替及外國委託郵便貯金ノ

歳出金及歳入歳出外現金ノ計理ニ關スル事項

(支局へ移管)

五 (現行通)

六 (現行通)

決算ニ關スル事項

- (保)
- 第六條 運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 積立金ノ運用計書ニ關スル事項
 - 二 積立金ノ貸付ニ關スル事項
 - 三 積立金ノ貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項

五 各種統計ニ關スル事項

(保)

- 第六條 運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 (現行通)
 - 二 (現行通)
 - 三 (現行通)

七 郵便爲替貯金事業ニ關スル統計ニ關スル事項

第三十九條 貯金保險局運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

- 四 有價証券ノ購置、引受及購入並ニ之方確權ニ關スル事項
- 五 積立金ノ定期運用ニ關スル事項
- 六 準備年金餘積金ノ運用ニ關スル事項
- 七 所有有價証券ノ管理ニ關スル事項
- 八 積立金ノ計理ニ關スル事項
- 九 簡易生命保險立憲用委員會ニ關スル事項
- 十 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル受拂

四 (現行通)

五 (現行通)

六 (現行通)

七 (現行通)

八 (現行通)

九 (同上)

十 (同上)

(保)

第七條 簡易生命保險ニ於テハ左ノ第 條 貯金保險局醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(保)

金ノ總計算ニ關スル事項

- 一 保險事業ノ調査及指導ニ關スル事項
- 二 簡易生命保險者ノ保護施設ニ關スル事項
- 三 職員ノ俸給ニ關スル事項
- 一 保險事業ノ調査、研究、指導ニ關スル事項
- 三 (現行通)
- 四 支局職員ノ俸給衛生ニ關スル事項
- 二 支局職員ノ適性調査及研究ニ關スル事項
- 一 (現行通)
- 二 (同上)
- 三 (現行通)

一 (現行通)

二 (同上)

三 (現行通)

(保)

第八條 處理ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 保險料率ノ基礎計算
其ノ他保險處理ニ關スル事項
- 二 年終ノ統計ニ關スル事項
- 三 責任準備金ノ計算ニ關スル事項
- 四 營業經營上ノ計數
查ニ關スル事項

(貯)

第九條 處理ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

(現行趣)

第四十一條 貯金保險局數
理ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 簡易生命保險及郵便
年金事業經營上ノ計數
查ニ關スル事項

裏面白紙

運輸通信省設置要綱ニ基ク文書課
關係官制及分課規程改正案

別後考見ナシ

一 新定セラルベキ運輸通信省官制ニ付テハ運輸省官制第一條ノニニ做
ヒ左ノ通規定ネルコト

第〇條 大申官房ニ於テハ通則ニ定ムルモノ、外交通博物館（
假稱）及所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

ニ新定セラルベキ通信院官制ニ付テハ海務院官制第二條ニ倣ヒ左ノ通
規定スルコト

第〇條 通信院ニ總裁官房及左ノ五局ヲ置ク

工	貯	通	榮	總
務	金	信	務	務
局	保	監	局	局
	險	督		
	局	局		

遞信省

裏面白紙

總教官房ニ於テハ人學、文書及會計ニ關スル事務並ニ他ノ主管
ニ屬セザル事務ヲ掌ル

總務局

(以下省略)

新定セララルベキ通信院分課規程ニ付テハ通信省分課規程第一條及第
三條ニ倣ヒ左ノ通規定スルコト

第○條 總教官房ニ左ノ三課ヲ置ク

秘書課

文書課

考査課

第○條 總教官房文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 文書ノ受授發送及編纂保存ニ關スル事項

二 文書ノ考査及進達ニ關スル事項

三 翻譯及圖書ニ關スル事項

通信省

裏面白紙

- 四 通信院報（假稱）及通信法規類ノ編纂及配付ニ關スル事項
- 五 一般ノ印章ニ關スル事項
- 六 總裁ノ官印、院印及本院所管ニ屬スル長ノ他ノ官印（他局
主管ニ屬スルモノヲ除ク）ノ管守ニ關スル事項
- 七 本院各局課ニ屬セザル事項

新定セラルルヘキ運輸通信省分課規程ニ付テハ逓信省分課規程第木條
ニ倣ヒ左ノ通規定スルコト

第〇條 大臣官房ニ事務審査委員ヲ置ク
事務審査委員ハ運輸通信事務ニ關スル法令其ノ他重要事項ノ審
議ヲ掌理ス

逓信省

考第四六〇號

回答

昭和十八年十月九日

逓信省

167

官房秘書課長 殿

逓信大臣官房考査課長

國內態勢強化措置ニ關スル件

秘第三三三三號（一八一〇、九）

右ニ依リ別紙及提出候條可然取計相成度

裏面白紙

(別紙)

分課規程改正案

(官房考査課關係)

第四條ヲ左ノ如ク改正スルヲ要スト認メラル

第四條 大臣官房考査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 運輸油信行政ノ考査一般ニ關スル事項
- 二 運輸油信事務ノ監察ニ關スル事項

逓信省

裏面白紙

計第

號

回 答

昭和十八年十月九日

總 務 局 長

官房秘書課長 殿

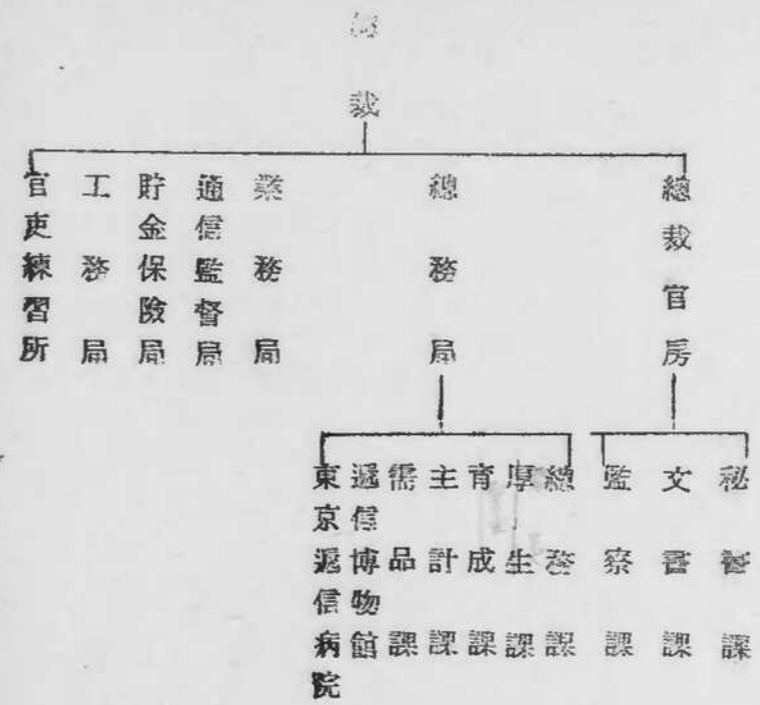
國內態勢強化措置ニ關スル件

對秘第三三四號

右來照ノ件別紙ノ通ニ有之

裏面白紙

169



通信院機構案圖表

逓信院總務局分課規程ニ規定ヲ要スル事項

一、總務局ニ左ノ五課、一館及一院ヲ置クコト

總務課

厚生課

育成課

主計課

需品課

逓信博物館

東京逓信病院

二、總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

(1) 本院所管事務ノ綜合計畫ノ設定ニ關スル事項

(2) 本院所管ニ屬スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項

(3) 本院所管ニ屬スル防空其ノ他國家總動員警備事務ノ綜合調整ニ關スル事項

スル事項

(4) 本院所管ニ關スル統計ニ關スル事項

(5) 本院所管ニ關スル統計ニ關スル事項

(6) 本院所屬ノ船車ノ保管及供給ニ關スル事項

(7) 本院所屬備人ノ使用ニ關スル事項

(8) 本院ノ廳中取締ニ關スル事項

(9) 本院中他課ニ屬セザル事項

(10) 學生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

(11) 職員ノ需給計畫ニ關スル事項

(12) 職員ノ給與ニ關スル事項

(13) 職員ノ保健ニ關スル事項

(14) 職員ノ共濟ニ關スル事項

(15) 育成課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

(16) 職員ノ養成ニ關スル事項

(17) 官吏練習所ニ關スル事項

(イ) 職員ノ練成ニ關スル事項

五 主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

(1) 通信事業特別會計、簡易生命保險特別會計及郵便年金特別會計歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項

(2) 本院所管一般會計歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項

(3) 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項

(4) 通信官署（特定郵便局及電信電話取扱所ヲ除ク）ノ渡切經費ノ支給ニ關スル事項

(5) 通信事業特別會計所屬ノ資本ノ計算ニ關スル事項

(6) 通信事業特別會計所屬支拂元ノ計理ニ關スル事項

(7) 通信事業特別會計、簡易生命保險特別會計及郵便年金特別會計ニ屬スル收入支出及現金ノ出納ニ關スル事項

(8) 國際電氣通信株式會社株式ノ管理ニ關スル事項

(9) 官舎ノ設定計畫及貸渡ニ關スル事項

(10) 本院所管ノ土地、建物、工作物、船舶ノ賣買（工事ニ伴フ土地建物其ノ他ノ買收ヲ除ク）、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項

(11) 本院所管國有財産ノ管理ニ關スル事項

(12) 本院所管會計ノ監査ニ關スル事項

(13) 通信事業特別會計、簡易生命保險特別會計及郵便年金特別會計ノ法規ニ關スル事項

(14) 通信官署庶務會計要員ノ定員、定率ニ關スル事項

(15) 借入ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項

(16) 審品課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

(17) 本院所管ノ物資ノ受給ニ關スル事項

(18) 本院所管乙種物品（貯金及保險事業專用物品ヲ除ク）ノ經理ニ關スル事項

(19) 本院所管物品ノ賣買、貸借、製造、修繕及運送竝ニ勞力供給ノ契約ニ關スル事項

(一) 電氣通信施設工事ノ請負契約ニ關スル事項

(二) 本院所屬物品ノ保管及配給ニ關スル事項

(三) 切手類ノ調製・切手類及印紙ノ保管並ニ配給ニ關スル事項

(四) 本院所屬ノ活版及石版印刷ノ作業ニ關スル事項

(五) 本院所屬ノ被服調製ノ作業ニ關スル事項

七 逓信博物館ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

一 逓信事業參考用品ノ蒐集、陳列、保存及整理ニ關スル事項

二 東京逓信病院ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

職員ノ診療ニ關スル事項

大日本帝國政府

通信院官制案（總務局關係）

第 條 通信院ニ總裁官房及左ノ 局ヲ置ク

總務局

！ ！

第 條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 通信事務ニ關スル綜合計畫ノ設定並ニ重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項

二 通信院所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算並ニ會計ニ關スル事項

三 通信院所管ノ所有財産及物品ニ關スル事項

四 通信従事員ノ勤務條件、保健及養成ニ關スル事項

第 條 通信院ニ選任官吏練習所ヲ置キ通信官吏又ハ通信官吏タルベキ者ノ養成ヲ掌ラシム

裏面白紙

大日本帝國政府

道信院總務局分課規程ニ規定ヲ要スル事項

一、總務局ニ左ノ五課及一院ヲ置クコト

總務課

管理課

主計課

需品課

營繕課

東京遞信病院

ニ總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

(1) 本院所管事務ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項

(2) 本院所管ニ屬スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項

(3) 本院所管ニ屬スル國家總動員事務ノ統合調整ニ關スル事項

(4) 本院所管ニ屬スル防空其ノ他國家總動員警備事務ノ統合調整ニ

關スル事項

裏面白紙

大日本帝國政府

- 一、本院廳舎、官舎及附屬建物ノ管理ニ關スル事項
- 二、本院所屬ノ船車ノ保管及供給ニ關スル事項
- 三、本院所屬備人ノ使用ニ關スル事項
- 四、本院ノ廳中取締ニ關スル事項
- 五、局中他課ニ屬セザル事項
- 六、管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト
 - (一) 職員ノ待遇及勤務條件及給與ニ關スル事項
 - (二) 職員ノ練成ニ關スル事項
 - (三) 職員ノ保健及慰安ニ關スル事項
 - (四) 職員ノ共済ニ關スル事項
- 七、主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト
 - (一) 通信、保險及年金會計ノ歲入歳出豫算決算ニ關スル事項
 - (二) 本局主管ニ屬スル豫算ノ計理ニ關スル事項
 - (三) 通信官署（特定郵便局及電信電話取扱所ヲ除ク）ノ渡切經費ノ支給ニ關スル事項

裏面白紙

大日本帝國政府

- (一) 通信會計所屬ノ資本ノ計算ニ關スル事項
- (二) 通信會計所屬ノ支拂元ノ計理ニ關スル事項
- (三) 通信、保險及年金會計ニ關スル收入支出及現金ノ出納ニ關スル事項
- (四) 國際電氣通信株式會社株式ノ管理ニ關スル事項
- (五) 借入ノ定員、定率、服務ニ關スル事項
- (六) 通信、保險、年金會計ニ關スル會計法規ニ關スル事項
- (七) 通信官署會計要員ノ定員、定率ニ關スル事項
- (八) 需品課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト
- (九) 本院所管ノ物資ノ受給ニ關スル事項
- (十) 本院所管乙種物品ノ經理ニ關スル事項
- (十一) 本院所管物品ノ賣買、貸借、製造、修繕及運送竝ニ努力供給ノ契約ニ關スル事項
- (十二) 電氣通信施設工事ノ請負契約ニ關スル事項
- (十三) 本院所屬物品ノ保管及配給ニ關スル事項（電氣通信施設ノ建設

裏面白紙

大日本帝國政府

及保存工事ノ設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ除ク

(一) 切手類ノ調製、切手類及印紙ノ保管並ニ配給ニ關スル事項

(二) 本院所屬ノ活版及石版印刷ノ作業ニ關スル事項

(三) 本院所屬ノ被服調製ノ作業ニ關スル事項

六 警備課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

(一) 本院所屬ノ土地、建物、工作物、船舶ノ警備工事ノ設計及其ノ

施行ニ關スル事項

(二) 本院所屬ノ土地、建物、工作物、船舶ノ賣買、貸借、交換及寄

附受理ニ關スル事項

(三) 本院所屬ノ國有財産ノ管理ニ關スル事項

(四) 本院所屬ノ官舎ノ指定及貸渡ニ關スル事項

七 東京遞信病院ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スルコト

本院所屬職員ノ診療ニ關スル事項

裏面白紙

大日本帝國政府

運輸通信省大臣官房分課規程ニ規定ヲ要スル事項

一、運輸通信省大臣官房ニ會計課ヲ置クコト

二、運輸通信省大臣官房會計課ノ事務分掌事項ヲ左ノ如クスルコト

(1)本省所管歳入歳出ノ豫算決算ニ關スル事項

(2)官房、企畫局、自動車局及港灣局ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項

(3)官房、企畫局、自動車局及港灣局ニ屬スル收入、支出及現金ノ出納ニ關スル事項

(4)官房、企畫局、自動車局及港灣局ニ屬スル物資並ニ物品ニ關スル事項

(5)本省廳舎、官舎及附屬建物ノ管理ニ關スル事項

(6)本省所屬ノ國有財産ニ關スル事項

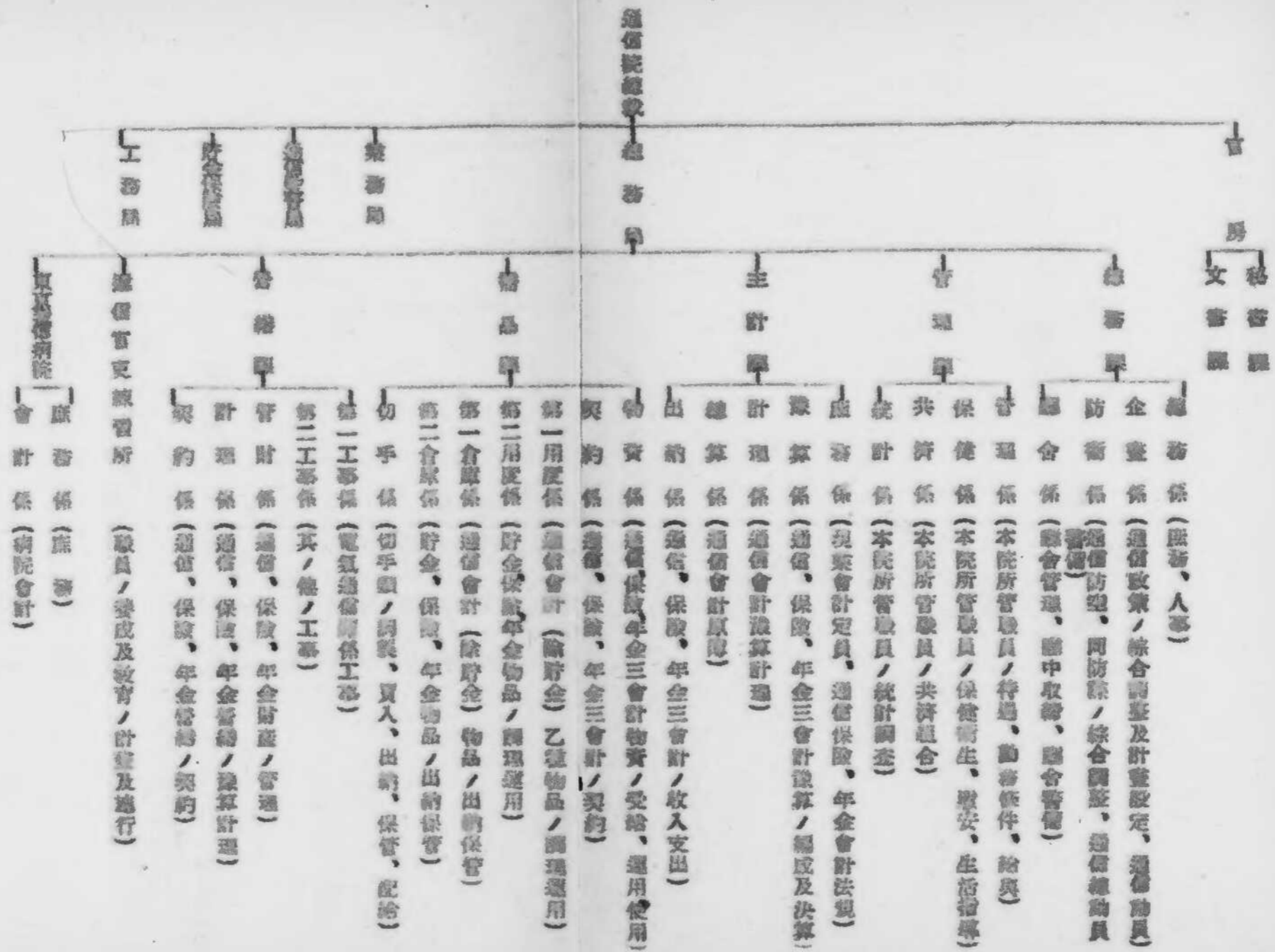
(7)本省所管會計(通信事業、簡易生命保險及郵便年金特別會計所屬ノモノヲ除ク)ノ法規ニ關スル事項

裏面白紙

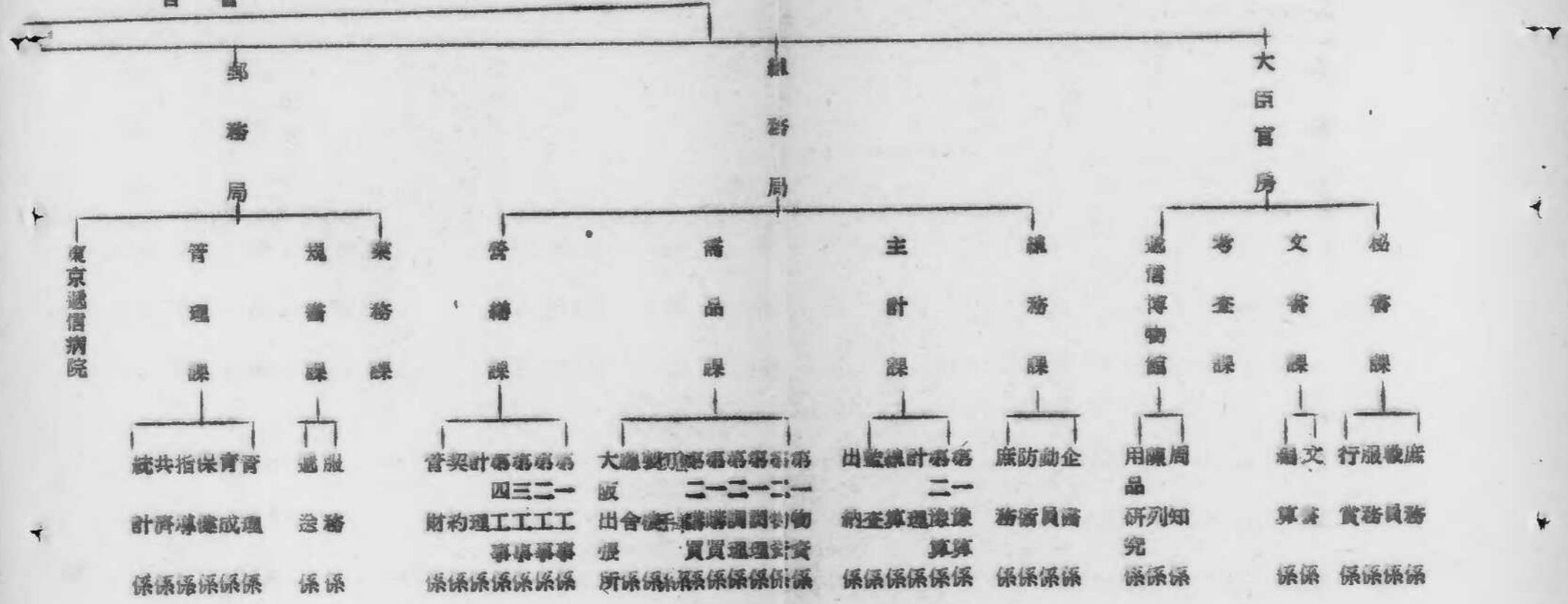
大日本帝國政府

- (丙) 本省所管會計監督及計算證明ニ關スル事項
- (卯) 船車ノ保管及供給ニ關スル事項
- (辰) 本省傭人ノ定員、定率、服務及使用ニ關スル事項
- (巳) 本省廳中取締ニ關スル事項

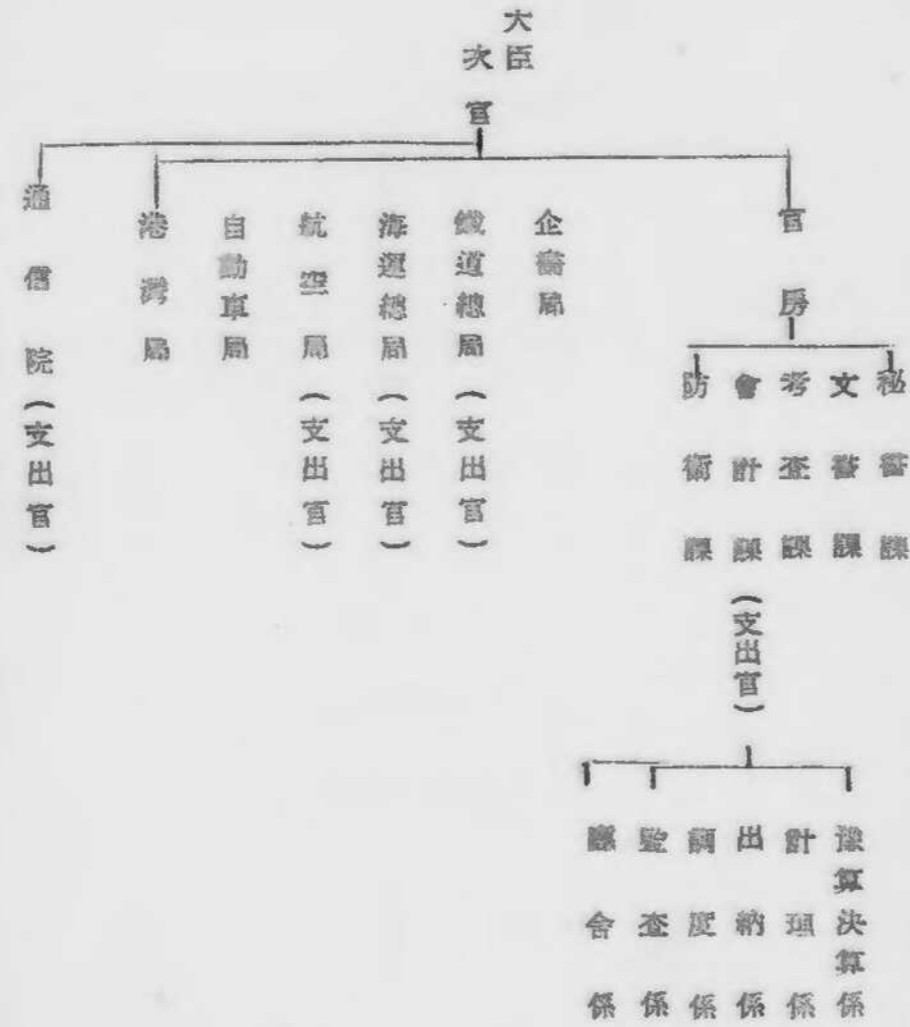
裏面白紙



遞
大臣
官省



大日本帝國政府



裏面白紙

大日本帝國政府

逓信省官制

明治三十一年十月二十五日
勅令第三百九十五號

第一條 逓信大臣ハ郵便、電氣通信、郵便及電氣通信ノ附帶業務並ニ

電氣及發電水力ニ關スル事務ヲ管理ス

逓信大臣ハ國際電氣通信株式會社ニ關スル事項ヲ管理ス

第一條ノ二 大臣官房ニ於テハ通則ニ定ムルモノノ外逓信博物館及所

管行政ノ考查一般、郵便及電氣通信ノ檢閲並ニ電波ノ監視ニ關スル

事務ヲ掌ル

第二條 逓信省專任書記官ハ十九人ヲ以テ定員トス

第三條 逓信省ニ左ノ局ヲ置ク

- 總務局
- 郵務局
- 電務局
- 工務局
- 電氣局

裏面白紙

大日本帝國政府

- 第三條ノ二 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 遞信事務ニ關スル綜合計畫ノ設定其ノ他重要遞信政策ノ綜合調整ニ關スル事項
 - 二 本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算、決算並ニ會計ニ關スル事項
 - 三 會計ノ監査ニ關スル事項
 - 四 本省所管ノ國有財産及物品ニ關スル事項
 - 五 電氣通信用品ノ製造及修繕ノ作業ニ關スル事項
- 第四條 郵務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 郵便ニ關スル事項
 - 二 從事員ノ勤務條件、保健及養成ニ關スル事項
- 第四條ノ二 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 電氣通信ニ關スル事項
 - 二 國際電氣通信株式會社ニ關スル事項
- 第五條 工務局ニ於テハ電氣通信施設ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事務ヲ掌ル

裏面白紙

大日本帝國政府

第六條 電氣局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電力管理法ニ依ル電力ノ管理ニ關スル事項

二 電氣ニ關スル事業監督、取締及檢定ニ關スル事項

三 發電水力ニ關スル事項

第六條ノ二 遞信省ニ電氣局參與十五人以内ヲ置キ局務ニ參與セシム

以下略

第六條ノ三 遞信省ニ專任電氣技監一人ヲ置ク勅任トス

以下略

第六條ノ四 遞信省ニ專任遞信監察官一人ヲ置ク奏任トス

以下略

第七條 遞信省ニ遞信省事務官專任四十四人ヲ置ク

以下略

第七條ノ二 遞信省ニ遞信省檢閱官專任十人ヲ置ク

以下略

第七條ノ三 遞信省ニ遞信官吏練習所教官專任三十二人ヲ置ク十九人

裏面白紙

大日本帝國政府

第八條 以下略
奏任十三人判任トス
遞信省ニ遞信技師專任百十六人ヲ置ク遞信技師ハ奏任トス但
内六人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第九條 以下略
遞信屬ハ專任四百七十一人ヲ以テ定員トス

第九條ノ二 以下略
遞信省ニ遞信省檢閲官補專任五十三人ヲ置ク

第十條 以下略
遞信省ニ遞信技師專任三百三十一人ヲ置ク

第十條ノ二 以下略
遞信省ニ遞信手ヲ置ク

第十條ノ三 以下略
遞信省ニ遞信官吏練習所ヲ置キ遞信官吏又ハ遞信官吏タ
ルベキ者ノ養成ヲ掌ラシム遞信官吏練習所長ハ遞信書記官ヲ以テ之

第十條ノ四 以下略
遞信大臣ハ必要ト認ムル地ニ電氣通信建設事務所ヲ設ケ

裏面白紙

大日本帝國政府

電氣通信施設ノ建設ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

電氣通信建設事務所長ハ遞信技師ヲ以テ之ニ充ツ

第十條ノ五 遞信省ニ海底線工事事務所ヲ置キ海底線ノ布設及保存工

事ヲ掌ラシム

海底線工事事務所長ハ遞信技師ヲ以テ之ニ充ツ

裏面白紙

大日本帝國政府

貯金局官制

大正九年十月一日
勅令第四百五十六號

第一條 貯金局ハ逓信大臣ノ管理ニ屬シ郵便爲替、郵便貯金、其ノ附
帶業務及年金恩給ノ給與並各官廳ノ徵收スル歳入金ノ受入及歳出金
ノ繰替拂渡ニ關スル事務ヲ掌ル
逓信大臣ハ必要ト認ムル地ニ貯金局ノ支局ヲ設クルコトヲ得

裏面白紙

大日本帝國政府

簡易保險局官制

昭和十七年十一月十六日
勅令第七百五十六號

第一條 簡易保險局ハ遞信大臣ノ管理ニ屬シ簡易生命保險、郵便年

金及其ノ附帶業務ニ關スル事務ヲ掌ル

遞信大臣ハ簡易保險局ノ事務ヲ分掌セシムル爲必要ト認ムル地ニ

簡易保險局ノ支局ヲ設クルコトヲ得

裏面白紙

大日本帝國政府

總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル	(總務局)
一 遞信事務ニ關スル綜合計畫ノ設定其ノ他重要遞信政策ノ綜合調整ニ關スル事項	
二 本局事務ノ監察ニ關スル事項	
三 本院所管ノ經費及諸收入ノ豫算、決算並ニ會計ニ關スル事項	
四 會計ノ監査ニ關スル事項	
五 從事員ノ勤務條件、保健及養成ニ關スル事項	
六 本院所管ノ國有財産及物品ニ關スル事項	

(國定規程第122(2)至7條)

裏面白紙

大日本帝國政府

總務課 通信重要政令ノ綜合調整、監察、防衛	主計課 豫算、決算、會計監査	要員課 人員勸告、職員ノ待遇、共濟、保健	養成課 職員ノ養成、練成	需品課 物資ノ受給、土產振興用品ノ發給、保管配給、貯蓄	營繕課 營繕、国有財産ノ管理
--------------------------	-------------------	-------------------------	-----------------	--------------------------------	-------------------

總務局

(國定規格5(三)X三葉紙)

裏面白紙

大日本帝國政府

郵務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル	(總務局)
一 通信事務ニ關スル綜合計畫ノ設定其ノ他重要通信政策ノ綜合調整ニ關スル事項	
二 通信事務ノ監察ニ關スル事項	
三 本院所管ノ經費及給收入ノ豫算、決算並ニ會計ニ關スル事項	
四 會計ノ監査ニ關スル事項	
五 本院及通信局ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項	信局
六 從事員ノ勤務條件、待遇及養成ニ關スル事項	
七 本院所管ノ所有財産及物品ニ關スル事項	

(國定規格B5二六×三六)

裏面白紙

大日本帝國政府

工務局ニ電氣通信用品ノ製造及管轄ノ作業ニ關スル事項ヲ移ス
鐵道局育成課ニ於テ通信官更練習所ニ關スル事項ヲ掌ル
無線電氣講習所ニ關スル事項ハ業務局無線課ノ所管トス
無線電氣講習所及無線電氣講習所ハ運輸通信大臣ノ管理ニ屬シ、所長ハ
通信院總裁ノ指揮監督ヲ承ケルコトトス
運輸通信大臣ノ管理ニ屬シ運輸通信局長ハ通信院總裁ノ命ヲ承
ケ事務ヲ掌理スルコトトス
尚電力ニ關シテハ軍需大臣ノ命ヲ承ケ、放送事項ニ關スル指導取締
ノ事務ニ付テハ内閣總理大臣ノ命ヲ受ケ

(國定規格JIS X 5071)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>一 逓信局機構ヲ改メ總務部、業務部、貯蓄部、工務部、電氣部ノ五部別トシ、部ノ下ニ課ヲ置キ係ハ之ヲ全務ス</p>	<p>二 新潟ニ逓信局ヲ新設シ其ノ管轄區域ハ新潟、長野、富山、石川、福井ノ各縣トシ局長ハ勅任官トス</p>	<p>三 松山ニ逓信局ヲ新設シ其ノ管轄區域ハ愛媛、香川、高知、德島ノ各縣トシ局長ハ差向勅任官トス</p>	<p>四 二逓信局新設ニ伴ヒ東京逓信局ノ管轄區域中群馬縣ヲ名古屋逓信局ノ管轄區域ニ編入ス</p>	<p>五 松山逓信局ノ機構ハ總務部、業務部、工務部、電氣部ノ四部別ト</p>
--	---	--	--	--

(國定規格B5(210×297mm))

裏面白紙

大日本帝國政府

大 豊原部係部ニハ経費課、業務課、工務課ノ三課ヲ置ク

(國定規格B5(210×297))

裏面白紙

大日本帝國政府

總務課 重要政策ノ綜合調整、防務	主計課 豫算、決算、會計監査	厚生 職員ノ定員、定率、服務、職員ノ待遇、共済、保健	總務局 職員ノ養成、錫子	物品課 物品ノ經理、保管配給、倉庫	營繕課 營繕、國有財産ノ管理	庶務課 職員ノ給與
---------------------	-------------------	-------------------------------	-----------------	----------------------	-------------------	--------------

(國定規格 516×257)

裏面白紙



大日本帝國政府

郵業第一四四號 回答 昭和十八年十月九日

郵務局長
電務局長

官房秘書課長殿

國內態勢強化措置ニ関スル件
対秘第三三四號(一八・一〇・九)

通信院官制及令課規程案竝ニ無線電信講習所
官制改正案別紙ノ通り送付ス

裏面白紙

裏面白紙

通信院官制 (案)

新考

第一條 通信院ハ運輸通信大臣ノ管理ニ屬シ郵便、電氣通信、郵便
及電氣通信ノ附帯業務並ニ國際電氣通信株式會社ニ關スル事務ヲ
掌ル

第二條 通信院ニ總務官房及左ノ五局ヲ置ク

- 總務局
- 業務局
- 通信監督局
- 貯金保險局
- 工務局

總務官房ニ於テハ人事、文書、所管行政ノ考査及通信博物館ニ關ス

ル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル
總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

略

「註」

◎(付)總務局へハ現行郵務局所管ヨリ左ノ事務ヲ移管ス

一、從事員ノ保健及養成ニ關スル事項

二、從事員ノ供給計畫ニ關スル事項

(二)總務局へハ現行秘書課ニ於テ掌理スル非現業職員ノ定員定

率ニ關スル事務ヲ移管ス

業務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、郵便ニ關スル事項

二、電氣通信ニ關スル事項

裏面白紙

- 三 従事員ノ勤務條件及教育養成ニ關スル事項
 - 四 實際電氣通信株式會社ニ關スル事項
- 通信監督局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 郵便及電氣通信ノ檢閲ニ關スル事項
 - 二 電波ノ監視ニ關スル事項
- 以下略

裏面白紙

通信院分課規程（案）

第 第
條 條

業務局ニ左ノ五課及一所ヲ置ク

庶務課

郵務課

電務課

無線課

外信課

通信官吏練習所

第 第
條 條
業務局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

裏面白紙

- 一 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
 - 二 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項
 - 三 本局主管ニ屬スル通信官署ノ職員ノ定率ニ關スル事項
 - 四 職員ノ待遇及勤務條件ニ關スル事項
 - 五 職員ノ養成ニ關スル事項
 - 六 通信官署ノ制度機構ノ調査ニ關スル事項
 - 七 特定郵便局長會其ノ他特定郵便局長團體ノ監督ニ關スル事項
 - 八 本局主管ニ屬スル業務ノ周知啓發ニ關スル事項
 - 九 局中他課、所ニ屬セザル事項
- 第 一 條 業務局郵務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 郵便事業ニ關スル業務ノ規定ニ關スル事項

裏面白紙

- 二 郵便事業ニ關スル條約ニ關スル事項
- 三 郵便事業ノ監督ニ關スル事項
- 四 郵便事業ノ調査ニ關スル事項
- 五 郵便事業取扱場所計畫ニ關スル事項
- 六 郵便ノ集配運送計畫ニ關スル事項
- 七 郵便事業ニ關スル通信官署ノ設備ノ定員及服務ニ關スル事項
- 八 郵便事業ニ關スル特定郵便物運送切實費及受貨運費ニ關スル事項
- 九 郵便事業ニ關スル統計ニ關スル事項
- 第十條 業務用電報線ニ於テハ左ノ事項ヲ奉ル
 - 一 電報及電話事業ニ關スル業務ノ規定ニ關スル事項
 - 二 電報及電話事業ノ監督ニ關スル事項

裏面白紙

- 三 内閣電報原書ノ調査ニ關スル事項
- 四 電氣通信事業ノ調査ニ關スル事項
- 五 官廳用及私設ノ電報及電燈ノ監督ニ關スル事項
- 六 訪空通信（無線電信及無線電話ヲ除ク）ニ關スル事項
- 七 電報及電話ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項
- 八 電氣通信事業取扱局所（移動無線電信、無線電話事業取扱局所ヲ除ク）計畫ニ關スル事項
- 九 電氣通信回線（移動無線電信、無線電話回線ヲ除ク）計畫ニ關スル事項
- 十 電氣通信事業ニ關スル通信官署（電氣通信工學所ヲ除ク）ノ數目ノ定員及職務ニ關スル事項

- 十一 電氣通信事業ニ關スル特定郵便局及電信電話取扱所渡切料費、
並ニ受貨運費ニ關スル事項
- 十二 電氣通信事業ニ關スル統計ニ關スル事項
- 第十三 業務關係線路ニ於テハ左ノ事務ヲ處理ス
 - 一 無線電信及無線電話事業ニ關スル業務ノ規定ニ關スル事項
 - 二 無線電信及無線電話事業ノ監督ニ關スル事項
 - 三 官廳用及私設ノ無線電信及無線電話ノ監督ニ關スル事項
 - 四 移動無線電信、無線電話事業取扱局所計畫ニ關スル事項
 - 五 移動無線電信、無線電話回線計畫ニ關スル事項
 - 六 無線通信士ニ關スル事項
 - 七 防空通信（無線電信及無線電話ニ限ル）ニ關スル事項

- 八 社団法人日本放送協會、社団法人同業通信社其ノ他無線電傳及無線電話ニ關スル公定法人ノ監督ニ關スル事項
- 九 電報統制ニ關スル事項
- 十 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項
- 第 條 事務局外信條ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 國際電氣通信事業ニ關スル條約及業務ノ規定ニ關スル事項
- 二 國際電氣通信事業ノ監督ニ關スル事項
- 三 在外電報局ニ關スル事項
- 四 外國電報及外國電話ノ料金證ニ外國電報ノ原書ニ關スル事項
- 五 施設無線電傳及無線電話ノ國際關係ノ監督ニ關スル事項
- 六 國際電氣通信株式會社ノ監督ニ關スル事項

第 一 條 事務用油紙用紙更替場所ハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 事務用紙ノ教育ニ關スル事項

209
1/2

裏面白紙

第一條中「通信大臣」ヲ「通信院總裁」ニ改ム

無線電信講習所官制

(改正案)

裏面白紙

100
1/2

通信院分課規程案（工務局）

昭和一八二〇一四

第 條 工務局ニ左ノ七課及一所ヲ置ク

庶務課

線路課

機械課

無線課

傳送課

調査課

營業課

標準電波建設所

第 條 工務局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 電氣通信工事局ノ開廢ニ關スル事項

二 電氣通信工事局ノ職員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

三 本院及遞信局ニ於ケル技術ニ從事スル遞信手、工務員、機械工員

及線路工員ノ定員、定率及服務ニ關スル事項

四 本院、遞信局及電氣通信工事局ニ於ケル工務員、機械工員及線路

工員ノ養成ニ關スル事項

五 特定郵便局ニ於ケル技術ニ從事スル遞信手、工務員、機械工員及

線路工員ノ駐在雜費支給ニ關スル事項

六 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項（營繕課主管ニ屬スルモノヲ除ク）

七 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項

八 電氣通信技術者ノ資格審査ニ關スル事項

九 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項

十 甲種物品ノ經理ニ關スル事項（契約及保管ニ關スル事項ヲ除ク）

十一 局中他課、所ニ屬ヒザル事項

第 條 工務局線路課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 電氣通信線路（電話加入者宅内裝置ヲ含ム）ノ建設及保存ニ關ス

ル事項

- 二 電氣通信施設ノ建設計畫ノ統括ニ關スル事項
- 三 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信施設ノ建設及保存上ノ連絡調整ニ關スル事項

- 四 局中各課ニ關聯スル事務ノ技術上ノ調整ニ關スル事項（調査課主管ニ屬スルモノヲ除ク）

第 條 工務局機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信及電話機械（電話加入者宅内裝置ヲ除ク）ノ建設及保存ニ關スル事項

- 二 電氣通信用品ノ製造及修繕ニ關スル事項

- 三 官廳用及私設ノ電信及電話設備ノ検査ニ關スル事項

第 條 工務局無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 無線通信及有線放送施設ノ建設及保存ニ關スル事項

- 二 無線通信及有線放送回線ノ検査、修繕及非常措置ニ關スル事項

- 三 官廳用及私設ノ無線通信設備ノ検査ニ關スル事項

第 條 無線通信及有線放送ニ使用スル周波數ニ關スル事項

第 條 工務局傳送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 搬送式通信施設ノ建設及保存ニ關スル事項

- 二 電氣通信回線（無線通信及有線放送回線ヲ除ク）ノ試験、障礙及非常措置ニ關スル事項

- 三 電氣通信施設ノ保存計畫ノ統括ニ關スル事項

- 四 官廳用及私設ノ搬送式通信設備ノ検査ニ關スル事項

- 五 有線通信ニ使用スル周波數ニ關スル事項

第 條 工務局調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電氣通信施設ノ技術ノ調査及統括ニ關スル事項

- 二 電氣通信施設ノ技術的調査及設計ニ關スル事項

- 三 電氣通信施設工事用品ノ調査及仕様ニ關スル事項

- 四 電氣通信施設ニ關スル發明ノ特許出願等ニ關スル事項

- 五 國際電氣通信株式會社ノ電氣通信施設ニ關スル技術上ノ連絡調整

ニ關スル事項（線路課主管ニ屬スルモノヲ除ク）

六 電氣通信ノ技術ニ關スル會議ニ關スル事項

第七條 工務局營繕課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕工事ノ設計及其ノ施行ニ關スル事項

二 土地、建物、工作物、船舶ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項

三 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕工事ノ契約ニ關スル事項

四 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕算ノ經理ニ關スル事項

五 土地、建物、工作物、船舶ノ營繕工事ノ資材ノ受給調整ニ關スル

事項

第八條 工務局標準電波建設所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 標準電波施設ノ建設ニ關スル事項

通信院官制中工務局關係

第 一 條 工務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 電氣通信ノ施設ニ關スル事項
- 二 電氣通信ノ技術要員ニ關スル事項
- 三 電氣通信ノ材料ニ關スル事項
- 四 電氣通信ノ施設ニ關スル事項
- 五 電氣通信ノ製造及修繕ニ關スル事項
- 六 電氣通信用品ノ試験及檢定ニ關スル事項
- 七 電氣通信用品ノ製造及檢定ニ關スル事項
- 八 鐵道電氣通信及信號ニ關スル事項
- 九 氣象通信ノ施設ニ關スル事項
- 十 航空通信ノ施設ニ關スル事項
- 十一 電波ノ使用ニ關スル事項
- 十二 標準電波ニ關スル事項
- 十三 國際電氣通信株式會社ノ施設ニ關スル事項
- 十四 電氣通信施設ニ關スル法人ニ關スル事項
- 十五 電氣通信用品ノ製造ニ關スル事項

第 二 條 通信院總裁ハ必要ナル地ニ電氣通信建設事務所ヲ置キ電氣通信

施設ノ建設ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

電氣通信建設事務所ノ名稱、位置及管轄區域ハ通信院總裁之ヲ定ム

電氣通信建設事務所長ハ〇〇技師ヲ以テ之ニ充ツ

第 三 條 通信院總裁ハ海底線工事事務所ヲ置キ海底線ノ布設及保存工事

ヲ掌ラシム

海底線工事事務所長ハ〇〇技師ヲ以テ之ニ充ツ

備 考

電波物理研究所ハ通信院ニ移管スルモノトス

標 鐵 試 官 詢 傳 無 核 源 省 澳
準 道
電 迫 驗 查 送 源 核 路 材 仿
規 作
建 深 深 深 深 深 深 深 深 深
設 比

一
字
句
分
深

昭和十三年勅令第五十九号ノ存置ヲ必要
トスル理由

逓信省工務局庶務課

一 大東亞戦争ノ進展ニ伴ヒ当省ハ大東亞電気通信網
確立ノタメ内地滿洲國間ノミナラス内地大東亞諸國間ヲ
連絡スル有線電気通信施設ノ建設及保存ヲ直管スル
ノ必要ヲ認メツツアリテ本令ノ擴張的改正方ヲ希望シラル
現狀ナルニ鑑ミ本令ハ絶対ニ存置ノ要アリ

二 現在日滿有線連絡ハ朝鮮海峡經由ノ國際電気通信
株式会社所有ノルートアルニシテモ時局ノ進展ニ伴ヒ之
ノミテハ重要通信疏通上極メテ危険ナル現狀ナルヲ以テ
一 朝鮮アル際ハ例ヘハ裏日本極要地莫ヨリ北朝鮮ヲ経テ
滿洲國ニ連絡スルガ如キ他ノルートヲ設ケルノ必要ニ迫ラル

ルハ明カナリ而モソノ主要部分ハ海底線ニ依ルモノナリニ
付当省直接之ガ建設及保存ヲ行フノ必要アルヲ以テ
本令ハ存置ノ要アリ

通第^三六号

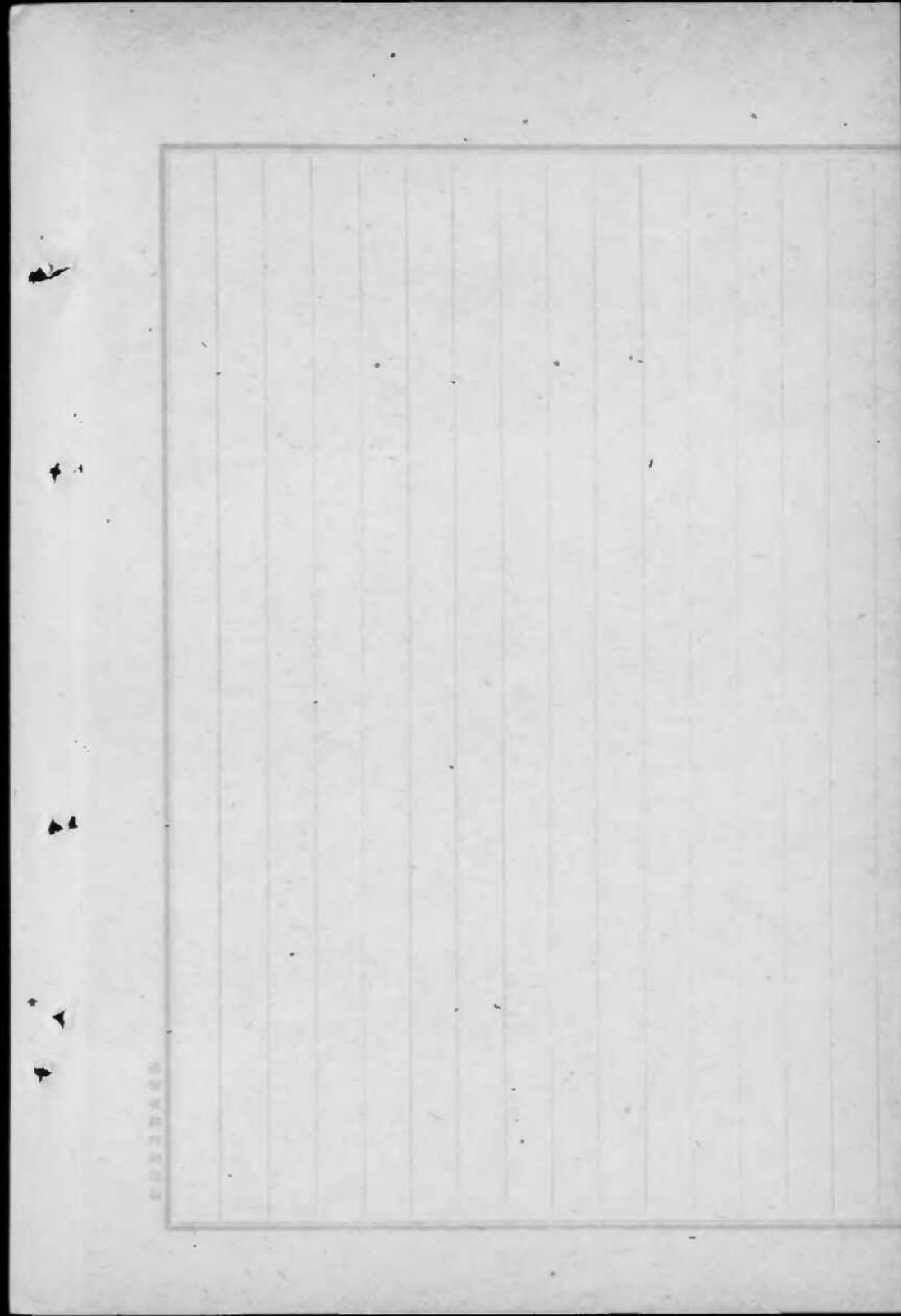
昭和十八年十月九日

官房通信檢閲課長

官房秘書長殿

國田急軌力強化措置ニ関スル件

左ノ當課関係別紙ノ通ニ有之



一 通信院官制事十

第 條 通信監督局ニ於テハ通信ノ取締ニ関スル
事務ヲ掌ル

二 通信院令課規程事十

第 條 通信監督局ニ於テハ
第 一 課
第 二 課
第 三 課
ヲ置ク

大日本帝國政府

第 條 通信監督局ノ一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 通信取締事務ノ綜合調整ニ関スル事項
- 二 通信取締ノ基本的研究ニ関スル事項
- 三 監事ノ指導監督ニ関スル事項
- 四 本局主任ノ屬ニ於テハ總理ニ関スル事項
- 五 本局主任ノ屬ニ於テハ監事ニ関スル事項
- 六 本局主任ノ屬ニ於テハ職名ノ定率及服務ニ関スル事項

（一）

七 本局事務之屬之統計之圖之事項

八 局中他課之屬之事項

第 條 通信監督局之課之於左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便及電報通信取締事務ノ規定ニ因テ之事項

二 郵便及電報通信取締事務ノ監督ニ因テ之事項

三 海外情報ノ處理ニ因テ之事項

第 條 通信監督局之課之於左ノ事務ヲ掌理ス

大日本帝國政府

一 電報ノ監視及電報監視施設(無線電報施設)ノ

保守ニ因テ之事項

二 外國放送ノ受信取締ニ因テ之事項

三 無線電報機ノ取締ニ因テ之事項

（附條ノ向ト
折合末了）
トス

三、通信方詳規程改正等事

第七條 郵務部郵務課は左ノ左ノ事務ヲ掌理ス

十五之 郵便物ノ檢閲ニ關スル事項

第八條 郵務部電務課は左ノ左ノ事務ヲ掌理ス

十五之 電報通信ノ檢閲ニ關スル事項

四、通信方各令詳規程改正等事

神戶中央郵便局又同司郵便局ニ各々檢閲課ヲ附設スル

林附局ノ一トシ

大日本帝國政府

昭和十一年七月十四日

密

貯總秘第 三六九號

回 答

昭和十八年十月九日

貯 並 局 長

遞信大臣官房秘書課長殿

國內態勢強化措置ニ關スル件

對秘第三二四號 一〇九

右ニ關スル當局分課規程改正案ハ別紙ノ通ニ有之及回答候

裏面白紙

分限規程左ノ如シ

一、總務課

- ✓イ、職員ノ進退賞罰及身分ニ關スル事項
- ✓ロ、職員ノ定員定率、職務及給與ニ關スル事項
- ✓ハ、職員ノ福利厚生、保徳養成及共濟ニ關スル事項
- ✓ニ、局中他課ニ屬セザル事項

二、貯金業務課

- イ、事業ノ調査及計畫ニ關スル事項
- ✓ロ、事業ノ法令並承認許可ニ關スル事項
- ✓ハ、業務ノ指導監督ニ關スル事項
- ✓ニ、外國郵便爲替、全郵便振替事業ノ條約ニ關スル事項

三、保險業務課

- ・イ、事業ノ調査及計畫ニ關スル事項
- ロ、事業ノ法令並承認、許可及審査會ニ關スル事項
- ハ、業務ノ指導監督ニ關スル事項

四、規畫課

- ✓イ、事業ノ周知並郵便貯金及簡易保險ノ獎勵ニ關スル事項
- ✓ロ、獎勵擔當員ノ指導教養ニ關スル事項
- ✓ハ、事業ニ關スル通信目録擔當員ノ定員定率、職務及給與ニ關スル事項
- ✓ニ、事業ニ關スル特定郵便局渡切経費ニ關スル事項

五、経理課

- ✓イ、歳入歳出ノ豫算及決算ニ關スル事項
- ✓ロ、豫算及物品ノ経理ニ關スル事項

- ✓ ハ、物品ノ保管及配給ニ關スル事項
- ✓ ニ、買買、貸借及納負ニ關スル事項
- ✓ ホ、固有財産ノ管理ニ關スル事項

六、資金 課

- イ、資金ノ管理ニ關スル事項
- ロ、事業ニ關スル犯罪申告其ノ他事故ノ處理ニ關スル事項
- ハ、事業ニ屬スル訴訟ニ關スル事項
- ニ、事業ニ屬スル受納金ノ計算統括並振替及繰替受納ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ノ計算ニ關スル事項

- 七、醫務 課
- 八、選理 課
- 九、數理 課

現行ノ通

貯金保険支局ニ於ケル事務權限ハ現行ノ通
尙監課支局ハ本省直轄トシ其ノ他通信事務ニ付テハ現行ノ通

貯總發第四一〇號

昭和十八年十月廿七日

貯金局

逓信大臣官房秘書課

御中

貯金保險局分理規程ニ關スル件
右當局案別紙交付ニ條可然取計相成度

裏面白紙

秘

貯金保險局分課設程改正案（一八一〇一八貯總）

第一條 貯金保險局ニ左ノ九課ヲ置ク

- 庶務課
- 貯金業務課
- 保險業務課
- 規畫課
- 資金課
- 經理課
- 運用課
- 福祉課
- 數理課

第二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 支局防空其ノ他國家總動員督備ニ關スル事項
- 二 支局職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

三 支局職員（通信官著ヲ含ム）ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項

- 四 特定郵便局渡切經費ニ關スル事項
- 五 支局ノ開廳ニ關スル事項
- 六 支局職員ノ共濟ニ關スル事項
- 七 支局職員ノ福利、保健及鍊成ニ關スル事項
- 八 遞信報國團ノ分團ニ關スル事項
- 九 局長ノ官印及局印ノ管守ニ關スル事項
- 十 文書ノ授受、發送及編纂保存ニ關スル事項
- 十一 局中他課ニ屬セザル事項

第三條 貯金業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 貯金事業ノ調査及計費ニ關スル事項
- 二 貯金事業ノ法令ニ關スル事項
- 三 貯金現業事務ノ指導監督ニ關スル事項
- 四 貯金事業ノ承認許可及取消ニ關スル事項

- 五 外國郵便爲替及外國郵便振替事業ノ契約ニ關スル事項
- 六 外國郵便爲替及外國郵便振替資金ノ管理計台決定ニ關スル事項

第四條 保險業務ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 保險事業ノ調査及計畫ニ關スル事項
- 二 保險事業ノ法令ニ關スル事項
- 三 保險現業事務ノ指導監督ニ關スル事項
- 四 保險事業ノ承認許可及取消ニ關スル事項
- 五 簡易生命保險調査會ニ關スル事項

第五條 規畫課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 事業ノ周知ニ關スル事項
- 二 郵便貯金及簡易保險ノ獎勵ニ關スル事項
- 三 債券ノ賣出ニ關スル事項
- 四 郵便貯金切手ノ發行ニ關スル事項

- 五 契約ノ募集及維持ニ關スル事項
- 六 外務員ノ指導教育ニ關スル事項

第六條 資金課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 資金ノ管理ニ關スル事項
- 二 事業ニ屬スル犯罪其ノ他事故ノ處理及訴訟ニ關スル事項
- 三 各種受拂金ノ計算統括等ノ處理ニ關スル事項
- 四 外國郵政駐下外國郵便局管、外國郵便爲替及外國委託郵便貯金ノ決済ニ關スル事項
- 五 現金出納計算規程ニ關スル事項
- 六 各種統計ニ關スル事項

第七條 経理課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 歳入歳出ノ計算及決算ニ關スル事項
- 二 豫算ノ整理ニ關スル事項
- 三 物品ノ管理ニ關スル事項
- 四 收入及支出ニ關スル事項
- 五 物品ノ調査、保管及配給ニ關スル事項
- 六 賣買、貸借及請負ニ關スル事項

- 七 國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 八 印刷作業ニ關スル事項
- 九 技工ニ關スル事項

第八條 運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 積立金ノ運用計畫ニ關スル事項
- 二 積立金ノ貸付ニ關スル事項
- 三 積立金ノ貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項
- 四 有價證券ノ応募、引受及購入等ニ關スル事項
- 五 所有有價證券ノ管理ニ關スル事項
- 六 積立金ノ計理ニ關スル事項
- 七 簡易生命保險積立金運用委員會ニ關スル事項

第九條 福祉課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險醫事ノ調査及指導ニ關スル事項
- 二 簡易保險被保險者ノ保健施設ニ關スル事項

第十條 數理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險料率ノ基礎計算其ノ他保險數理ニ關スル事項
- 二 責任準備金ノ計算ニ關スル事項
- 三 事業經營上ノ計數審査ニ關スル事項

第十一條 貯金保險局支局ニ別表(一)及(二)ニ掲ケル課ヲ置ク但シ豊原、

函館、鹿兒島及那山ノ各支局ニハ課ヲ置ク

第十二條 支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 防空其ノ他警備ニ關スル事項
- 二 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項
- 三 職員ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項
- 四 會計ニ關スル事項
- 五 國有財産ノ管守保存ニ關スル事項
- 六 人夫、車輛ノ供給ニ關スル事項
- 七 傭人ニ關スル事項

東京貯金及東京保險
支局ヲ除ク

八 支局長ノ官印及支局印ノ官守ニ關スル事項
九 文書ノ文様、裝束及封緘保存並各該証憑書類ノ收受ニ關スル事項

十 總中取寄ニ關スル事項

十一 他該ニ關セザル事項

第十三條 支局厚生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 職員ノ福利ニ關スル事項

二 職員ノ保健及練成ニ關スル事項

三 職員ノ共濟ニ關スル事項

四 通信機關ノ分攤ニ關スル事項

第十四條 支局會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 通算決算及物品ノ整理ニ關スル事項

二 物品ノ保管及配給ニ關スル事項

三 固有財産ノ管守保存ニ關スル事項

四 人夫、車輛ノ供給ニ關スル事項

五 總中取寄ニ關スル事項

第十五條 貯金支局貯金課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課及第四貯金課ニ於テハ別表(四)ノ受持部所屬職員ニ關スル左ノ事務ヲ掌理ス

事項 省略

第十六條 貯金支局貯蓄貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

事項 省略

第十七條 貯金支局證券課、第一證券課及第二證券課ニ於テハ別表(四)ノ受持部所屬職員ニ關スル左ノ事務ヲ掌理ス

事項 省略

第十八條 東京貯金支局爲替課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 外國郵便爲替證書、外國郵便爲替目録、外國郵便振替通知書及外國郵便振替目録ノ發行並ニ受人ニ關スル事項

二 以下現行ノ通

東京貯金及東京保險
支局ヲ除ク

東京貯金及東京保險
支局ニ限ル

東京貯金及東京保險
支局ニ限ル

第十九條 東京貯金支局恩給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
事項 省略

第二十條 東京保險支局調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 現業事務ノ監督並ニ取扱方法ニ關スル事項
- 二 以下現行ノ通

第二十一條 其他各貯金及保險支局ノ分課分掌事項ハ現行ノ通り

第二十二條 課ニ課長ヲ置ク

第二十三條 貯金保險局長ハ課又ハ課ヲ置カザル貯金保險局支局ニ
係ヲ置クコトヲ得

附 則

本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

別表(一)

貯金支局分課表

局名	課名
東京支局	庶務課、厚生課、會計課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、第四貯金課、振替貯金課、第一證券課、第二證券課、貸付課、恩給課
大阪支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、第四貯金課、振替貯金課、證券課
下關支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
福岡支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
小樽支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
金澤支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
仙臺支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
名古屋支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、第四貯金課、振替貯金課、證券課
長野支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
徳島支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
熊本支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
廣島支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
横濱支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、振替貯金課、證券課
神戸支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
京都支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
旭川支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
岡山支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
長崎支局	庶務課、貯金課、振替貯金課
盛岡支局	庶務課、貯金課、振替貯金課

別表(一)

保險支局分課並受持區域表

局別	課名	受持區域
東京支局	庶務課、厚生課 會計課、調整課	
	東京第一課	東京第一(終身及小兒保契約ニ關スル事務ヲ、養老保契約ニ關スル事務ニ付テハ第十條第一號乃至第六號ニ據テハ假受金ニ關スル事務ヲ、申込書ニ關スル事務、併合及團體取扱ニ關スル事務ヲ除ク)
	東京第二課	東京都(東京第一課ノ主管ニ屬セザル事務ニ限ル)
	東京第三課	神奈川縣 茨城縣 山梨縣
	東京第四課	新潟縣 群馬縣 栃木縣
	東京第五課	千葉縣 埼玉縣 靜岡縣
	名古屋第一課	愛知縣 福井縣 石川縣 南洋群島 朝鮮 外國(滿洲國及中華民國ヲ除ク)
	名古屋第二課	三重縣 岐阜縣 長野縣 富山縣
	廣島第一課	廣島縣 鳥取縣 島根縣 香川縣
	廣島第二課	岡山縣 山口縣 愛媛縣
	貸付課、年金課 統計課	
京都支局	庶務課	京都府 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
	第一課	大阪府
	第二課	兵庫縣 德島縣 高知縣
福岡支局	庶務課	熊本縣 福岡縣
	第一課	長崎縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣
	第二課	佐賀縣 沖繩縣 臺灣 關東州 滿洲國 中華民國
仙臺支局	庶務課	宮城縣 青森縣 秋田縣 樺太
	第一課	福島縣 岩手縣 山形縣
	第二課	北海道

別表目

支局名	課名	受持都府縣記號
東京支局	第一貯金課	東京都記號 自いほす 千歳縣記號 栃木縣記號
	第二貯金課	東京都記號 自いこす 埼玉縣記號 群馬縣記號
	第三貯金課	東京都記號 自いよす 山梨縣記號
	第四貯金課	東京都記號 自いたい 茨城縣記號 東京都記號積立貯金 同定額貯金 同特別措置貯金 南洋記號
大阪支局	第一貯金課	大阪府記號 自いこす 奈良縣記號
	第二貯金課	大阪府記號 自いほす 和歌山縣記號
	第三貯金課	大阪府記號 自いこす
	第四貯金課	大阪府記號 自いぬい 大阪府記號積立貯金 同定額貯金 同特別措置貯金
下關支局	貯金課	山口縣記號
福岡支局	第一貯金課	福岡縣記號 自てほす
	第二貯金課	福岡縣記號 自てぬい 福岡縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別措置貯金
小樽支局	貯金課	北海道 石狩郡 (札幌市、石狩郡、濱益郡、厚田郡、渡島郡、松山郡、釧路郡、日高郡) 記號
	貯金課	石川縣記號 福井縣記號 富山縣記號
金澤支局	第一貯金課	秋田縣記號 岩手縣記號
	第二貯金課	宮城縣記號 山形縣記號
仙臺支局	第一貯金課	愛知縣記號 自いこす 三重縣記號
	第二貯金課	愛知縣記號 自いほす 岐阜縣記號
	第三貯金課	愛知縣記號 自いこす
	第四貯金課	愛知縣記號 自いぬい 愛知縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別措置貯金
名古屋支局	第一貯金課	長野縣記號
	第二貯金課	新潟縣記號
長野支局	第一貯金課	愛媛縣記號 香川縣記號
	第二貯金課	德島縣記號 高知縣記號
徳島支局	第一貯金課	熊本縣記號 大分縣記號
	第二貯金課	沖繩縣記號 宮崎縣記號 鹿兒島縣記號
熊本支局	第一貯金課	熊本縣記號
	第二貯金課	宮崎縣記號 鹿兒島縣記號

盛岡支局	長崎支局	岡山支局	旭川支局	京都支局	神戸支局	横浜支局	廣島支局	熊本支局	徳島支局	長野支局	名古屋支局	仙臺支局	金澤支局
貯金課	貯金課	貯金課	貯金課	第二貯金課	第一貯金課 第二貯金課	第三貯金課	第二貯金課 第一貯金課	第二貯金課 第一貯金課	第二貯金課 第一貯金課	第一貯金課 第二貯金課	第四貯金課 第三貯金課 第二貯金課 第一貯金課	第二貯金課 第一貯金課	貯金課 第一貯金課 第二貯金課
岩手縣記號 青森縣記號	長崎縣記號 佐賀縣記號	岡山縣記號 鳥取縣記號	北海道 〔石狩國、札幌市、石狩郡、釧路郡、厚田郡〕 〔天鹽國、十勝國、釧路國、根室國、千島國〕 〔北見國〕記號	京都府記號 自ら 至らばす 滋賀縣記號 京都府記號 自ら 至らばす 京都府記號 自ら 至らばす 同定額貯金 同特別	兵庫縣記號 自ら 至らばす 兵庫縣記號 自ら 至らばす 同特別	神奈川縣記號 自ら 至らばす 同特別	廣島縣記號 自ら 至らばす 廣島縣記號 自ら 至らばす 同特別	熊本縣記號 自ら 至らばす 大分縣記號 宮崎縣記號 鹿耳島縣記號	徳島縣記號 高知縣記號	新潟縣記號 愛媛縣記號 香川縣記號	愛知縣記號 自ら 至らばす 愛知縣記號 自ら 至らばす 同定額貯金 同特別	宮城縣記號 山形縣記號 三登縣記號	石川縣記號 福井縣記號 富山縣記號

裏面白紙

本館一覽ノニシテ...

保額第七四五號 昭和十八年十月九日

百房 森 實 理 殿

贈 葛 岡 廣 留 様

國內郵務部化積函ニ附スル件

對稱第三三四號 十月九日

關係官制及分課規程改正案別紙 通設付候

昭和十八年十月九日

237

裏面白紙

(乙) 案 通信院保險貯金局分限増設 (一) 且保險貯金案

第一條 保險貯金局ニ左ノ八課ヲ設ク

- 第一課 總務課
- 第二課 保險貯金課
- 第三課 貯金貯蓄課
- 第四課 規費課
- 第五課 運用課
- 第六課 審務課
- 第七課 計理課

第八條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一、 支局職員ノ統括ニ關スル事項
- 二、 支局職員及傭人ノ定員、定率、服務、給與並能率ニ關スル事項
- 三、 支局及派出支所ノ開設ニ關スル事項
- 四、 支局職員ノ訓育、慰安及鍊成ノ統括ニ關スル事項
- 五、 通信報國圖ノ支圖ニ關スル事項
- 六、 局中他ニ關セサル事項

第九條 保險貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一、 簡易生命保險及郵便年金事業ノ調査、運営並改良計畫ニ關スル

事項

- 二、 簡易生命保險及郵便年金契約ノ募集並維持ニ關スル事項
- 三、 簡易生命保險及郵便年金事業ノ法令ニ關スル事項

- ✓ 四 簡易生命保險及救濟年金事業ノ發達並ニ指導ニ關スル事項
- ✓ 五 簡易生命保險及救濟年金事業ニ關スル新設ニ關スル事項
- ✓ 六 簡易生命保險協會ニ關スル事項

（省 略）

- 第一條 規畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - ✓ 一 事業ニ關スル貯蓄使預ノ普及ニ關スル事項
 - ✓ 二 事業ニ關スル貯蓄獎勵關係官廳及各種團體トノ連絡並ニ之ヲ指導ニ關スル事項
 - ✓ 三 貯蓄獎勵運動ノ計畫ニ關スル事項

- ✓ 四 事業ノ周知、宣傳ニ關スル事項
- ✓ 五 事業ニ關スル外務員ノ指導、勸養、時習及講習ニ關スル事項
- ✓ 六 事業ニ關スル通信官署ノ職員ノ定員、定率、給與及能率ニ關スル事項

- ✓ 七 事業ニ關スル等定額課金ノ取扱費及定切課費ニ關スル事項
- 第八條 課税課金ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - ✓ 一 徴出額入ノ核算及決算ニ關スル事項
 - ✓ 二 課金ノ課理ニ關スル事項
 - ✓ 三 他會計ニ對スル出入金ニ關スル事項
 - ✓ 四 收入、支出及現金ノ出納ニ關スル事項
 - ✓ 五 簡易生命保險及救濟年金ニ關スル受命金ノ總計算ニ關スル事項

- 六 物品ノ管理ニ關スル事項
- 七 國有財産ニ關スル事項
- 八 貸付ニ關スル事項

第一條 運用ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 積立金ノ運用計畫ニ關スル事項
- 二 積立金ノ貸付ニ關スル事項
- 三 積立金ノ貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項
- 四 有價證券ノ購置、引受及購入並之カ證據ニ關スル事項
- 五 積立金ノ短期運用ニ關スル事項
- 六 郵便年會餘額金ノ運用ニ關スル事項
- 七 所有有價證券ノ管理ニ關スル事項

- 八 積立金ノ計理ニ關スル事項
- 九 簡易生命保險積立金運用委員會ニ關スル事項



第二條 業務ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 保險營業ノ調査、研究、指導ニ關スル事項
- 二 支店職員ノ適任調査及研究ニ關スル事項
- 三 簡易生命保險被保險者ノ保險施設ニ關スル事項
- 四 支店職員ノ保險衛生ニ關スル事項

第三條 敷項ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

- 一 保険料ノ其額計算其ノ他保險敷項ニ關スル事項
- 二 事業ノ統計ニ關スル事項

三 責任準備金ノ計算ニ關スル事項
事業遂行上ノ計算率表ニ關スル事項

第 條 保險貯金局ニ左ノ七課ヲ置ク

總務課

保險貯金課

貯金貯理課

規畫課

運用課

警務課

數理課

第 條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、保險貯金局^{業務}及支局職員ノ統括ニ關スル事項

二、保險貯金業務局及支局職員並傭人ノ定員、定率、服務、給租及能率ニ關スル事項

三、保險貯金業務局及支局職員ノ訓育、慰安及鍊成ノ統括ニ關スル事項

四、支局及同出張所ノ開廢ニ關スル事項

五、簡易生命保險及郵便年金特別會計ニ關スル豫算及決算ニ關スル事項

六、簡易生命保險及郵便年金特別會計ニ關スル豫算ノ整理ニ關スル事項

七、簡易生命保險及郵便年金特別會計ノ他會計ニ對スル繰入金ニ關スル事項

第一條 保險貯蓄ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、 簡易生命保險及郵便年金事業ノ調査、運営並改良計畫ニ關スル事項

二、 簡易生命保險及郵便年金契約ノ募集並維持ニ關スル事項

三、 簡易生命保險及郵便年金事業ノ法令ニ關スル事項

四、 簡易生命保險及郵便年金事業ノ監督並指導ニ關スル事項

五、 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル訴訟ニ關スル事項

六、 簡易生命保險審査會ニ關スル事項

第二條 貯蓄貯蓄貯蓄ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(省略)

第三條 規費課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、 規費ニ關スル貯蓄規費ノ普及ニ關スル事項

二、 規費ニ關スル貯蓄獎勵關係官廳及各種團體トノ連絡並之カ指導ニ關スル事項

三、 貯蓄獎勵運動ノ計畫ニ關スル事項

四、 規費ノ周知宣傳ニ關スル事項

五、 規費ニ關スル外務員ノ指導、教育、監督及講習ニ關スル事項

六、 規費ニ關スル通信官署ノ職員ノ定員、定率、服務、給與及能率ニ關スル事項

七、 規費ニ關スル貯蓄部便局ノ取扱費及適切經費ニ關スル事項

第四條 運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、 積立金ノ運用計畫ニ關スル事項

- 三 積立金ノ貸付ニ關スル事項
 - 三 積立金ノ貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項
 - 四 有價證券ノ購募、引受及購入並ニ之カ維持ニ關スル事項
 - 五 積立金ノ短期運用ニ關スル事項
 - 六 郵便年金餘裕金ノ運用ニ關スル事項
 - 七 所有有價證券ノ管理ニ關スル事項
 - 八 積立金ノ管理ニ關スル事項
 - 九 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル受領金ノ總計算ニ關スル事項
 - 六 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル收入、支出並現金ノ出納、其ノ他特別會計ニ關スル事項
 - 十一、簡易生命保險積立金運用委員會ニ關スル事項
- 第 條 監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險事務ノ調査、研究、指導ニ關スル事項
 - 二 保險貯金業務局及支店職員ノ選任、調査並研究ニ關スル事項
 - 三 簡易生命保險被保險者ノ保護施設ニ關スル事項
 - 四 保險貯金業務局及支店職員ノ保護衛生ニ關スル事項
- 第 條 敷理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 保險料ノ基礎計算其ノ他保險數額ニ關スル事項
 - 二 事業ノ統計ニ關スル事項
 - 三 責任準備金ノ計算ニ關スル事項
 - 四 事業經營上ノ計算書表ニ關スル事項

傳(非式)

一、中案ハ現在ノ東京支局ヲ中核トシ保險及貯金ノ中央現業事務ヲ併セ新
 二、東京保險貯金業務局又ハ貯金業務局一設稱一ヲ設ケ各支局ノ現業事務ヲ總括司掌セ
 シタル場合ノ本省保險貯金局(設稱)ノ機轉トス、通信官署ニ付テ
 ハ従前ノ通トス

二、乙案ハ各支局ヲ本省直轄トシタル場合ノ機轉トス
 通信官署ニ付テハ従前ノ通トス

三、一「保險貯金局」ノ名稱ニ付テハ之ヲ「貯金保險局」トスルノ案モ當然
 考慮セラルルモ元來「保險」ニハ保險ノ種類ヲ現ハス名稱アリ例ヘバ
 簡易保險、救兵保險、婚費保險等ノ如クナリ從テ「貯金保險局」トス
 ルトキハ「貯金保險」ナル新種保險ヲ創設シタル方如キ世間ノ誤解ヲ
 招キ易キ弊アルヲ以テ他ニ適當ナル名稱ヲ附スル要アリト思料ス

總務課

庶務係 記録編纂、他係ニ屬セザル事項
 人事係 局内人事、業務局及支局職員ノ統括、機密文書
 服務係 業務局、支局及通信官署ノ定員、定率、給與取扱費、渡切經費
 第一計理係 保險年金關係豫算ノ整理、決算、豫備金支出、繰入金
 第二計理係 貯金關係豫算ノ計理、決算、豫備金支出

規畫課

計畫係 貯蓄獎勵關係官廳、各種團體トノ連絡、貯蓄獎勵運動ノ計畫
 周知係 普及、宣傳、周知
 獎勵係 外務局ノ指導、教養、講習

保險監理課

監理係 法令、審査會、事業ノ運営、改良、調査、募集、維持
 業務係 取扱規程
 監督係 事業ノ監督
 年金係 法令、取扱規程

局長

貯金監理課

監理係 事業ノ監督、承認、許可、取消、訴願、事業ノ運営、改良、調査、債券、貯金切手ノ賣出
 第一業務係 貯金、證券ノ法令、取扱規程、計算規程、記番號
 第二業務係 爲替、振替ノ法令、取扱規程、恩給、受拂規程、軍事爲替、貯金
 第三業務係 外國爲替、振替、貯金、條約等

運用課

資金係 證券ノ應募、引受、購入、讓權、積立金計理、受拂金ノ總計算
 歳入歳收官、計算證明、支拂元受、支出官、出納官吏等特別會計ニ關スル事項
 運用課 運用計畫、短期運用、年金運用、委員會、
 貸付係 貸付、監査、債券確保、回收
 管理係 有價證券ノ管理

醫務課

醫務係 逆選擇ノ防止、研究、指導、業務局及支局職員備入ノ保健衛生
 調査係 保險醫事ノ調査、研究、指導、業務局及支局職員ノ適性調査
 福利係 被保險者保健施設、相談所開辦、同事務ノ指導監督
 資材係 衛生材料、醫療器具、機材、使用料

數理課

調査係 事業統計ノ觀察、編纂
 數理係 利率基礎計算、保險數理、責任準備金ノ計算、計數審查

乙案

保險貯金局機構(一八、一〇、七)

局長

總務課

庶務係 記録編纂、他係ニ關セザル事項
 人事係 局内人事、支局人事ノ統括、機密文書、
 服務係 支局及通信官署ノ職員並傳人ノ定員定率取扱費、渡切經費
 管理係 支局ノ定員配置、服務、能率、分課分掌、支局ノ開廢
 厚生係 支局職員ノ教養、鍊成、共濟、報國團

規畫課

計畫係 貯蓄獎勵關係官廳及各種團體トノ連絡並獎勵運動ノ計畫
 周知係 普及、宣傳、周知
 獎勵係 外務員ノ指導、教養、講習、

保險監理課

監理係 法令、審査會、事業ノ運営、改良、調査、募集、維持
 業務係 取扱規程
 監督係 事業ノ監督
 年金係 法令、取扱規程

貯金監理課

監理係 事業ノ監督、承認、許可、取消、訴願、事業ノ運營、改良、
 調査、債券、貯金切手ノ賣出
 第一業務係 貯金、證券ノ法令、取扱規程、計算規程、記番號
 第二業務係 爲替、振替ノ法令、取扱規程、恩給、受拂規程、軍事爲替、
 貯金
 第三業務係 外國爲替、振替、貯金、條約等

經理課

第一計理係 保險年金關係ノ豫算、決算、計理、豫備金支出、繰入金
 第二計理係 貯金關係ノ豫算、決算、計理、豫備金ノ支出
 調度係 物品管理、物品出納命令官、物資需給、技工、資金前渡、購
 出納係 支局、支局官署、物品ノ出納、保管、檢查、物品ノ處分、計
 倉庫係 物品會計官、送金契約、拂下品檢査
 總算係 歲入徵收官、受拂金總計算、事故金
 營業係 工事、設計、國有財產管理

運用課

貸付係
 管理係
 (現行通)

醫務課

醫務係 逆選擇ノ防止、研究、指導、
 衛生 支局職員及傳人ノ保健
 調查係 保險醫事ノ調査、研究、指導、支局職員ノ適性調査
 福利係 被保險者保健施設、相談所開設、同事務ノ監督指導
 資材係 衛生材料、醫療器具、機械、使用料

數理課

調查係
 關係
 (現行通)

申案

東京保險貯金業務局 機構 (一八、一〇、七)

局長

庶務課

庶務係 機式禮典、局長印、局印、身分證明、版權、他課ニ屬セザル事項
 人事係 機密文書、職員ノ進退、賞罰身分ニ關スル事項
 廳舍係 廳中取締、備人(除技工)進退、非常警備
 文書係 文書ノ收受、淨書、發送保存

調整課

服務係 定員配置、勤勉、能率、分課分掌、服務
 保險監査係 本局及支局現業事務ノ監査、運行、手續、細則
 貯金監査係 全
 保險事故係 申告、犯罪、事故、更正保費年金額ノ計算、醫的審査、告反
 貯金事故係 申告、犯罪、事故

經理課

計理係 豫算、計理、決算
 調度係 物品ノ調理、物品出納命令官、技工、管繕
 購買係 買入、貸借、請負、修繕等ノ契約
 出納係 支出官、出納官吏、物品出納、保管、監査
 倉庫係 物品會計官吏、運送契約、納入及拂下品ノ檢査

厚生課

養成係 新設養成、研究團ノ指導監督、職團團、圖書、女子職員關係
 福利係 福利施設、人壽相談
 醫療係 保健衛生、醫療保護、体力管理
 體鍊係 體育指導、体力向上ノ施設、体力章檢査、鍊成
 共濟係 共濟

現業各課

再信院貯金保務局分科規程（簡易保險局長）

第 條 貯金保務局ニ左ノ九課ヲ置ク

庶務課

保險業務課

貯金業務課

規畫課

經理課

資金課

運用課

業務課

數理課

第 條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

保險院簡易保險局

一 支局職員ノ統括ニ關スル事項

二 支局職員及備人ノ定員、定率、服務、給與或能率ニ關スル事項

三 支局ノ開發ニ關スル事項

四 支局職員ノ訓育、慰安及健康ノ統括ニ關スル事項

五 通信機關ノ支團ニ關スル事項

五 局中他ニ關セサル事項

第 條 保險業務員ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易生命保險及郵便年金事業ノ調査、運轉或改良計畫ニ關スル事項

二 簡易生命保險及郵便年金事業ノ法令ニ關スル事項

三 簡易生命保險及郵便年金事業ノ監督或取締ニ關スル事項

四 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル訴訟ニ關スル事項

五 簡易生命保險審査會ニ關スル事項

（共第一號）

第 條 貯金業務ニ於テハ左ノ事務ヲ管理ス

(省 略)

第 條 規畫ニ於テハ左ノ事務ヲ管理ス

一 郵便貯金、簡易生命保険及無償年金ノ普及ニ關スル事項

二 事業ニ關スル貯蓄獎勵關係官廳及各種團體トノ連絡^並之方

指導ニ關スル事項

三 郵便貯金、簡易生命保険及無償年金業務ノ計畫ニ關スル事項

四 事業ノ周知及宣傳ニ關スル事項

五 簡易生命保険及無償年金契約ノ募集並ニ維持ニ關スル事項

六 事業ニ關スル外務員ノ指導、教養及講習ニ關スル事項

七 事業ニ關スル通信官署職員ノ定員、定率、給与及能率ニ關

保險院簡易保險局

スル事項

八 事業ニ關スル郵便局ノ取扱費及適切經費ニ關スル事項

第 條 總理ニ於テハ左ノ事務ヲ管理ス

一 ^{處へ處出} 業務及決算ニ關スル事項

二 豫算ノ編成ニ關スル事項

三 總會計ニ對スル繰入金ニ關スル事項

四 收入、支出及現金ノ出納ニ關スル事項

五 物品ノ經理ニ關スル事項

六 固有財産ニ關スル事項

七 竣工ニ關スル事項

第 條 資金庫ニ於テハ左ノ事務ヲ管理ス

(共第一號)

(省 略)

第 條 運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 積立金ノ運用計畫ニ關スル事項
- 二 積立金ノ貸付ニ關スル事項
- 三 積立金ノ貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項
- 四 有價證券ノ匯集、引受及購入^註之ガ權限ニ關スル事項
- 五 積立金ノ短期運用ニ關スル事項
- 六 郵便年金餘額金ノ運用ニ關スル事項
- 七 所有有價證券ノ管理ニ關スル事項
- 八 積立金ノ計理ニ關スル事項
- 九 簡易生命保險積立金運用委員會ニ關スル事項
- 十 簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル受持金ノ總計算ニ關スル事項

保險院簡易保險局

ル事項

第 條 勤務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險業務ノ調査、研究^註指導ニ關スル事項
- 二 支局職員ノ選任^註ニ關スル事項
- 三 簡易生命保險被保險者ノ保險施設ニ關スル事項
- 四 支局職員ノ保險衛生ニ關スル事項

第 條 數理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險^註基礎計算其ノ他保險數理ニ關スル事項
- 二 事業ノ統計ニ關スル事項
- 三 責任準備金ノ計算ニ關スル事項
- 四 事業經營上ノ計數審査ニ關スル事項

(共第一號)

通信院貯金保險局分限執務（簡易保險局案）

第 條 貯金保險局ニ左ノ九課ヲ置ク

庶務課

保險業務課

貯金業務課

規畫課

經理課

資金課

運用課

醫務課

數理課

第 條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

保險院簡易保險局

一 支局職員ノ統括ニ關スル事項

二 支局職員及備人ノ定員、定率、服務、給與^三及^三能率ニ關スル事

三 ^項支局職員ノ^三開^三育^三、^三職^三安^三及^三錄^三成^三ノ統括ニ關スル事項

四 通信報國圖ノ支圖ニ關スル事項

五 局中他ニ屬セザル事項

第 條 保險業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易生命保險及郵便年金事業ノ調査、運営^三及^三長計畫ニ關スル事項

二 簡易生命保險及郵便年金事業ノ法令ニ關スル事項

三 簡易生命保險及郵便年金事業ノ監督^三及^三指導ニ關スル事項

四 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル訴訟ニ關スル事項

五 簡易生命保險審査ニ關スル事項

（共第一條）

めくれず

第 條 貯金業務ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(省略)

第 條 税課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金ノ普及ニ關スル事項

二 事業ニ關スル貯蓄獎勵關係官廳及各種團體トノ連絡^之材^ニガ
指導ニ關スル事項

三 郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金獎勵ノ計畫ニ關スル事項

四 事業ノ周知及宣傳ニ關スル事項

五 簡易生命保険及郵便年金契約ノ募集並ニ維持ニ關スル事項

六 事業ニ關スル外務員ノ指導、教養及講習ニ關スル事項

七 事業ニ關スル通信官署職員ノ定員、定率、給與及能率ニ關

保險院簡易保險局

スル事項

八 事業ニ關スル特定郵便局ノ取扱費及適切な経費ニ關スル事項

第 條 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 ^{歳入歳出} 帳簿ノ豫算及決算ニ關スル事項

二 豫算ノ整理ニ關スル事項

三 他會計ニ對スル繰入金ニ關スル事項

四 收入、支出及現金ノ出納ニ關スル事項

五 物品ノ整理ニ關スル事項

六 固有財産ニ關スル事項

七 技工ニ關スル事項

第 條 資金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(共第一號)

(省略)

- 第一條 運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 積立金ノ運用計畫ニ關スル事項
 - 二 積立金ノ貸付ニ關スル事項
 - 三 積立金ノ貸付ニ係ル借權ノ確保ニ關スル事項
 - 四 有價證券ノ購募、引受及購入^此之ガ種類ニ關スル事項
 - 五 積立金ノ短期運用ニ關スル事項
 - 六 郵便年金餘裕金ノ運用ニ關スル事項
 - 七 所有有價證券ノ管理ニ關スル事項
 - 八 積立金ノ計理ニ關スル事項
 - 九 簡易生命保險積立金運用委員會ニ關スル事項
 - 十 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル受拂金ノ總計算ニ關スル事項

保險院簡易保險局

ル事項

- 第一條 事務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 保險營業ノ調査、研究^及指導ニ關スル事項
 - 二 支局職員ノ適性調査^及指導ニ關スル事項
 - 三 簡易生命保險被保險者ノ保健施設ニ關スル事項
 - 四 支局職員ノ保健衛生ニ關スル事項
- 第二條 數理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 保險料ノ基礎計算其ノ他保險數理ニ關スル事項
 - 二 事業ノ統計ニ關スル事項
 - 三 責任準備金ノ計算ニ關スル事項
 - 四 事業經營上ノ計畫案ニ關スル事項

(共第一號)

裏面白紙

遞信省

練秘第二一七號 回答 昭和十八年十月九日

遞信省史編習所長

官房秘書課長殿

國內態勢強化措置ニ關スル件
秘第三三四號 十月九日

右別紙ノ通及提出候

逓信官吏練習所關係官制要綱

一、名稱ハ現行ノ通り「逓信官吏練習所」トシ總裁官房ノ一所トスルコト

二、逓信官吏練習所ハ従事員ノ養成ヲ専ルノ外一般養成ニ關スル管理事務ヲモ併セ掌リ通信關係従事員ノ養成及教育ヲ一元化シ以テ組織ノ簡素化及教育效果ノ充實ヲ期スル如クスルコト

裏面白紙

裏面白紙

逓信省

252

逓信院官制案

第

條

總教官房ニ逓信官更練習所ヲ設キ從事員ノ養成ヲ掌ラ
シム

逓信官更練習所へ前項ノ外從事員ノ養成ニ關スル事務
ヲ掌ル

逓信官更練習所長へ

ヲ以テ之ニ充ツ

第

條

逓信院ニ逓信官更練習所教官專任
奏任 人判任 人トス

人ヲ對ク

逓信官更練習所教官ハ上官ノ命ヲ承ケ養成ヲ掌ル

逓信官吏練習所ニ關スル官制ノ變遷

◎ 逓信省官制 (明治四十二年十一月改正)

第一條ノ二 大臣官房ニ於テハ通則ニ定ムルモノノ外後事務ノ養成保
養及逓信博物館ニ關スル事務ヲ掌ル

○ 逓信省分課規程 (明治四十二年十一月改正)

第一條 大臣官房ニ左ノ四課、一所及一館ヲ置ク

逓信官吏練習所

第五條 逓信官吏練習所ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、從事員ノ養成ニ關スル事項

◎ 逓信省官制 (昭和十三年一月十一日改正)

第三條 逓信省ニ左ノ局ヲ置ク

管理局

第四條ノ三 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、

二、

三、從事員ノ保健及養成ニ關スル事項

○ 逓信省分課規程

第十五條 管理局ニ左ノ四課、一院及一所ヲ置ク

逓信官吏練習所

第十五條ノ十 管理局逓信官吏練習所ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、從事員ノ養成ニ關スル事項

◎ 逓信省官制 (昭和十六年十二月十一日改正)
勅令第一〇七七一號

第三條 逓信省ニ左ノ局ヲ設ク

管理 局

第四條ノ三 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、

三、從事務ノ保衛及養成ニ關スル事項

管理局ニ逓信官吏練習所ヲ附キ逓信官吏又ハ逓信官吏タルベキ者ノ

養成ヲ掌ラシム

逓信官吏練習所長ハ逓信書記官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條ノ三 逓信省ニ逓信官吏練習所教官專任三十人ヲ附ク

十八人兼任、十二人判任トス

逓信官吏練習所教官ハ上官ノ命ヲ承ケ養成ヲ掌ル

○ 逓信省分課規程

第十九條 管理局ニ逓信官吏練習所ノ外左ノ四課、一課ヲ附ク

◎ 逓信省官制 (昭和十七年十一月一日改正)

第七條ノ三 逓信省ニ逓信官吏練習所教官專任二十七人ヲ附ク

十六人兼任、十一人判任トス

逓信官吏練習所教官ハ上官ノ命ヲ承ケ養成ヲ掌ル

(兼任三十二人

判任十三人

昭和一七一一、一〇改正 現行)

第十條ノ三 逓信省ニ逓信官吏練習所ヲ附キ逓信官吏又ハ逓信官吏タル

ルベキ者ノ養成ヲ掌ラシム

逓信官吏練習所長ハ逓信書記官ヲ以テ之ニ充ツ

甲案

通信院官制

第 一 系 通信院ニ保險貯蓄業務局(又ニ貯蓄業務

局)ヲ置キ學童生命ノ保險、郵便年金、

及郵便貯蓄ノ中央改進黨務ノ統括ニ

關スル事務ヲ掌ラシム

運輸通信大臣(又ニ通信院總裁)ニ必要ト

認ルニ地ニ保險貯蓄業務局(又ニ貯蓄業務

文局又ハ出張印ヲ設ケ保險貯蓄業務局(又ハ貯蓄業務局)局)ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

保險貯蓄業務局長(又ハ貯蓄業務局長)

理事、文局長、書記官、出張印長、事務官又ハ書記ヲ以テ之ニ充テ

乙案 通信院官制(予呂保險局関係)

第 条 通信院ハ運輸通信大臣ノ管理ニ属シ

簡易生命保險郵便等及其ノ附帯

業務ニ関スル事務ヲ掌ル

第 条 通信院、左ノ職員ヲ置ク

理事、勅任

書記官

事務官

技師
屈
書記
技手
書記補

第 三 條、理事以上官ノ余ノ奉ケル簡易生命保険及
便率金、郵便貯蓄及郵便貯蓄ニ関スル
渉外事項、是支局ノ統括ニ関スル事務ヲ
掌理ス

・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

第 二 條、通信院ニ在リテ

1
、
保
險
貯
蓄
局、

第 一 條、運輸通信大臣（又ハ通信院總裁）ハ簡易生

命保険、郵便貯蓄、郵便貯蓄及郵便
貯蓄ノ事務ニ関シテ必要ト認ムル地ニ通
信院ノ支局又ハ出張所ヲ設ケルコトヲ
得

保
險
貯
蓄
局

保陸院簡易保陸局

Large empty rectangular frame with vertical lines, likely a placeholder for a signature or stamp.

決裁後主任戻

逕信省

齊秘 第三三四 號

昭和十八年十月九日立案
淨書 金井
昭和十八年十月九日達濟
校合 内野 天野

主 秘書課長 (吉)

服務

大/在

次/省

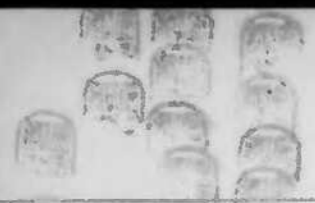
照 會 案

百 務 課 長

本省官廳各課長

通官官吏練習所長

時 金 局 長



航 空 局 長 官	海 務 院 長 官	電 氣 試 験 所 長	商 易 保 險 局 長
-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------

宛

國內運輸強化措置ニ關スル件

今般閣議決定セラレタル運輸通信省設置要綱ニ基キ貴「局」「院」
「課」「院」關係官制及分課規程改正案ヲ十一日午前中ニ當該へ題
付相成度尙成案ヲ得ザル場合ハ收取ヘズ其ノ體案ヲ提出相成度

裏面白紙

秘第三三四號

照會

昭和十八年十月九日

官房秘書課長

官房秘書課長殿

國內態勢強化措置ニ關スル件

今般閣議決定セラレタル運輸通信省設置要綱ニ基キ貴課關係官制及分課
規程改正案ヲ^{本日}前中ニ當課へ廻付相成度尙成案ヲ得ザル場合ハ取
敢へズ其ノ概要ヲ提出相成度

4

260

裏面白紙

決裁後主任戻

密秘 第四〇七號

昭和十八年十一月三十一日立案
昭和 年 月 日送評 核合

逓信省

大臣

次官

管主 秘書課長

後職員

合 評 代

文部省 文部省 文部省

逓信貯蓄金保險局支局分課規程制定ノ付

行政機構整備實施ニ伴ヒ逓信貯蓄金保險局支局分課規程左案ノ通制

15 // /

定ノコト下致度

何高裁

公 達 第 一 號

通 信 院
通 信 局
通 信 官 署

通信院貯金保險局支局分課規程左ノ通定ム

昭和十八年十一月一日

通 信 院 總 裁 十 二 茂

通信院貯金保險局支局分課規程

第一條 貯金支局ニ左ノ課ヲ置ク但シ豊原、函館、鹿兒島及郡山ノ各

支局ニハ課ヲ置カズ

庶務課

貯金課 (下關、小樽、金澤、旭川、岡山、長崎及盛岡ノ各貯金支局ニ限ル)

第一貯金課 (下關、小樽、金澤、旭川、岡山、長崎及盛岡ノ各貯金支局ヲ除ク)

第二貯金課 (同前)

第三貯金課 (東京、大阪、名古屋及播磨ノ各貯金支局ニ限ル)

第四貯金課 (東京、大阪及名古屋ノ各貯金支局ニ限ル)

振替貯金課

證券課 (東京、長崎及盛岡ノ各貯金支局ヲ除ク)

第一證券課 (東京貯金支局ニ限ル)

第二證券課（同前）

第三課（同前）

恩給課（同前）

軍事爲替貯金課（下附貯金支局ニ限ル）

第二條 貯金支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 入學ニ關スル事項

二 職員ノ厚生ニ關スル事項

三 會計ニ關スル事項

四 國有財産ノ管守保存ニ關スル事項

五 支局長ノ官印及局印ノ管守ニ關スル事項

六 文書ノ受授、發給及複製保存並ニ各種證據書類ノ收受ニ關スル

事項

七 總中取銷ニ關スル事項

八 他課ニ關セザル事項

第三條 貯金支局貯金課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課及第四

貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便貯金受附金ノ計算並ニ關スル事項

二 郵便貯金受附證據書類ヲ計算及整理ニ關スル事項

三 郵便貯金領ケ人原簿ノ登記ニ關スル事項

- 四 郵便貯金拂戻證書、發行ニ關スル事項
- 五 郵便貯金通帳、發行及檢査ニ關スル事項
- 六 郵便貯金及利息ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 七 郵便貯金切手受拂金ノ計算總括並ニ割増金支拂ノ監査ニ關スル事項（東京支局第一貯金課ニ限ル）

前項各課、受持郡府縣國記號ハ別表第一表ニ依ル

第四條 貯金支局振替貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便振替貯金口座ノ登記ニ關スル事項
- 二 郵便振替貯金及利息ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 三 郵便振替貯金受拂通知票及拂出證書ノ發行ニ關スル事項

- 四 郵便振替貯金用紙類ノ賣捌ニ關スル事項
- 五 郵便振替貯金拂込金ノ監査ニ關スル事項（東京支局ニ限ル）
- 六 外國郵便振替ノ拂出及拂込ニ關スル事項

第五條 貯金支局第一證券課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 證券ノ購入、保管、交付、賣却及償還ニ關スル事項
- 二 證券受拂金ノ計算總括ニ關スル事項
- 三 保管證券ノ當籤調査ニ關スル事項

第六條 貯金支局證券課及第二證券課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 證券保管請求書及證券ノ收受並ニ償還ニ關スル事項
- 二 證券保管證ノ發行ニ關スル事項

- 三 證券保管原簿ノ登記ニ關スル事項
- 四 證券受拂及證券利子ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 五 證券保管證及特別證券保管通帳ノ檢閲並ニ證券現在高取調ニ關

スル事項

第七條 貯金支局總管課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便爲替及軍事郵便爲替金ノ計理並ニ決算ニ關スル事項
- 二 郵便爲替及軍事郵便爲替金ノ受拂監査ニ關スル事項
- 三 郵便爲替及軍事郵便爲替度證書ノ發行ニ關スル事項
- 四 各官廳ノ歲入受入金及歲出拂渡金ノ精算ニ關スル事項

五 外國郵便爲替證書、外國郵便爲替目錄、外國郵便振替通知書及

外國郵便振替目錄ノ發行並ニ受入ニ關スル事項

第八條 貯金支局總管課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 年金及恩給受給者原簿ノ登記ニ關スル事項
- 二 年金及恩給ノ支給監査ニ關スル事項
- 三 年金及恩給給與金ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 四 年金證書及恩給證書ノ保存並ニ出納ニ關スル事項
- 第九條 貯金支局軍事爲替貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 軍事郵便爲替證書ノ發行ニ關スル事項
 - 二 軍事郵便貯金受拂金ノ計算總括ニ關スル事項

- 三 軍部便貯金受取簿帳簿類ノ計算及整理ニ關スル事項
- 四 軍部便貯金預ケ入原簿ノ登記ニ關スル事項
- 五 軍部便貯金掛長證書ノ發行ニ關スル事項
- 六 軍部便貯金通帳ノ發行及檢閱ニ關スル事項
- 七 軍部便貯金及利子ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 八 軍部便貯金及軍部便貯金ノ出納調査ニ關スル事項
- 第十條 簡易保險支局ニ左ノ課ヲ置ク

庶務課

調査課 (東京簡易保險支局ニ限ル)

第一課 (京都、福岡及仙臺ノ各簡易保險支局ニ限ル)

第二課 (同前)

第三課 (同前)

東京第一課 (東京簡易保險支局ニ限ル)

東京第二課 (同前)

東京第三課 (同前)

東京第四課 (同前)

東京第五課 (同前)

名古屋第一課 (同前)

名古屋第二課 (同前)

廣島第一課 (同前)

簡易第二條（同前）

管付証（同前）

年金証（同前）

統計課（同前）

第十一條 簡易保險支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 人事ニ關スル事項
- 二 入生ニ關スル事項
- 三 現業事務ノ監督ニ關スル事項
- 四 現業事務ノ取扱方法ニ關スル事項（東京簡易保險支局ヲ除ク）
- 五 現業事務ニ關スル申告其ノ他事故ノ處理ニ關スル事項（同前）

六 更正保費金額、還付金額及管付金額ノ計算（一時拂純保險料表、還付金額表、積立金額表、利率表及保險金額表ニ依リ計算シ得ザルモノ竝ニ再度變更ノモノニ限ル）ニ關スル事項（同前）

七 保險契約上ノ醫的審査ニ關スル事項（同前）

八 會計ニ關スル事項

九 有財產ノ管守保存ニ關スル事項

十 印章取替ニ關スル事項

十一 文書ノ收受、發送及保存ニ關スル事項（東京簡易保險支局ヲ除ク）

十二 他課ニ關セザル事項

第十二條 簡易保險支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 乘率事務ノ取扱方法ニ關スル事項
- 二 乘率事務ニ關スル申告其ノ他事故ノ處理ニ關スル事項
- 三 更正保額金額、還付金額及貸付金額ノ計算（一時拂純保額料表、還付金額表、積立金額表、乘率表及保額金額表ニ依リ計算シ得ザルモノ、或ニ再度變更ノモノニ限ル）ニ關スル事項
- 四 更正年金額（拂濟年金額計算表及掛金額表ニ依リ計算シ得ザルモノ、或ニ再度變更ノモノニ限ル）及特別返還金額ノ計算ニ關スル事項
- 五 保額金及還付金支拂通知書ノ發行（支拂請求書ナキモノニ限ル）及拂濟證據書類ノ検査或ニ計理ニ關スル事項

- 六 保險事業ニ關スル受拂金ノ計算總結ニ關スル事項
 - 七 保險契約上ノ醫的審査ニ關スル事項
 - 八 文書ノ收受、發送及保存ニ關スル事項
- 第十三條 簡易保險支局第一課、第二課、第三課、東京第一課、東京第二課、東京第三課、東京第四課、東京第五課、名古屋第一課、名古屋第二課、廣島第一課及廣島第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 保險契約ノ締結及復活ニ關スル事項
 - 二 保額金及還付金ノ支拂ニ關スル事項
 - 三 保額契約ノ解除、無効及取消ニ關スル事項

四 保險契約ノ履行及賠償承認ニ關スル事項
五 保險證書、保費料債收帳及保險料受入票類ノ再度發行ニ關スル事項

六 保費料ノ受入政ニ其ノ監ニ關スル事項（東京第二課ヲ除ク）

七 保險契約者ニ對スル貸付ニ關スル事項（第一課ニ限ル）

八 保險契約者ニ對スル貸付金ノ辨済ニ關スル事項（同前）

九 受取金ノ計算總括ニ關スル事項（第二課ニ限ル）

十 保險金及貸付金支拂通知書ノ發行ニ關スル事項（支拂請求書ニキモノニ付テハ第二課ニ限ル）

十一 保險金及貸付金拂済證據書類ノ檢査及ニ計理ニ關スル事項（

第二課ニ限ル）

十二 保險統計票ノ編製ニ關スル事項（第一課、第二課及第三課ニ限ル）

前項各課ノ受取或ハ別表第二表ニ依ル

第十四條 簡易保險支局管付金ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 保險契約者ニ對テハ貸付ニ關スル事項

二 保險契約者ニ對スル貸付金ノ辨済ニ關スル事項

第十五條 簡易保險支局年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 年金契約ノ締結ニ關スル事項

二 簡易年金ノ配給ニ關スル事項

三 年金、返還金及特別返還金ノ支拂ニ關スル事項

四 年金契約ノ解除、無効及消滅ニ關スル事項

五 年金契約ノ異動變更ニ關スル事項

六 年金契約者、年金受取人及年金繼續受取人ニ對スル貸付及貸付

金ノ辨濟ニ關スル事項

七 郵便年金證書及掛金領收帳類ノ再發發行ニ關スル事項

八 掛金及年寄金ノ受入取立ニ其ノ監督ニ關スル事項

第十六條 簡易保險支局統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 保險統計票ノ製製ニ關スル事項

二 各簡易保險支局ノ保險統計票ノ分類及集計ニ關スル事項

三 年金統計票ノ調製、分類及集計ニ關スル事項

第十七條 課ニ課長ヲ置ク

第十八條 貯金保險局長ハ課又ハ課ヲ置カザル支局ニ係テ置クコトヲ

得

附 則

本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

十一月一日

別表

(第一表)

局名	課名	受持都府縣國記號
東京貯金支局	第一貯金課	東京都記號 自いはず 千葉縣記號 栃木縣記號
	第二貯金課	東京都記號 自いこす 埼玉縣記號 群馬縣記號 東京都記號 國債貯金
	第三貯金課	東京都記號 自いあす 山梨縣記號
	第四貯金課	東京都記號 自いたい 茨城縣記號 東京都記號積立貯金 同 集團貯金 同定額貯金 同特別据置貯金 南洋記號 海外貯 金記號
	第一貯金課	大阪府記號 自いおす 奈良縣記號

局名	課名	受持都府縣國記號
大阪貯金支局	第二貯金課	大阪府記號 自いおす 和歌山縣記號 大阪府記號國債貯金
	第三貯金課	大阪府記號 自いおす 大阪府記號積立貯金 同集團貯金 同
	第四貯金課	定額貯金 同特別据置貯金
	貯金課	山口縣記號 外國記號
下關貯金支局	第一貯金課	福岡縣記號 自いおす 福岡縣記號國債貯金
	第二貯金課	福岡縣記號 自いおす 福岡縣記號積立貯金 同集團貯金 同
福岡貯金支局	第三貯金課	長崎縣記號 佐賀縣記號
	貯金課	北海道 石狩國 (札幌市、石狩郡、濱益郡、厚)、 渡島國、後志國、膽振國、日高國 記號

令渡貯金支局	貯金課	石川縣記號 福井縣記號 富山縣記號
	第一貯金課	秋田縣記號 福島縣記號
仙臺貯金支局	第二貯金課	宮城縣記號 山形縣記號
	第一貯金課	愛知縣記號 自わす 三重縣記號
名古屋貯金支局	第二貯金課	愛知縣記號 自わい 岐阜縣記號 愛知縣記號 國債貯金
	第三貯金課	愛知縣記號 自わにい 至わこす
	第四貯金課	愛知縣記號 自わあい 至終 愛知縣記號 積立貯金 同集團貯金 同
	第一貯金課	定額貯金 同特別据置貯金
長野貯金支局	第一貯金課	長野縣記號
	第二貯金課	新潟縣記號
徳島貯金支局	第一貯金課	愛媛縣記號 香川縣記號
	第二貯金課	徳島縣記號 高知縣記號

熊本貯金支局	第一貯金課	熊本縣記號 大分縣記號
	第二貯金課	沖繩縣記號 宮崎縣記號 鹿兒島縣記號
廣島貯金支局	第一貯金課	廣島縣記號 自くはす 島根縣記號 廣島縣記號 國債貯金
	第二貯金課	廣島縣記號 自くに 至終 廣島縣記號 積立貯金 同集團貯金 同
横濱貯金支局	第一貯金課	靜岡縣記號
	第二貯金課	神奈川縣記號 自りろす 神奈川縣記號 國債貯金
	第三貯金課	神奈川縣記號 自りはい 至終 神奈川縣記號 積立貯金 同集團貯金
神戸貯金支局	第一貯金課	同定額貯金 同特別据置貯金
	第二貯金課	兵庫縣記號 自ぬこす 兵庫縣記號 國債貯金
	第一貯金課	兵庫縣記號 自ぬちい 兵庫縣記號 積立貯金 同集團貯金 同
	第二貯金課	定額貯金 同特別据置貯金

京都府金支局	第一貯金課	京都府記號 自ら 至らばす 滋賀縣記號 京都府記號國債貯金
旭川貯金支局	貯金課	定額貯金 同特別据置貯金
岡山貯金支局	貯金課	北海道 石狩國、札幌市、石狩郡、濱益郡、厚田、北見、 網、天鹽國、十勝國、釧路國、根室國、千島國、 記號
長崎貯金支局	貯金課	岡山縣記號 鳥取縣記號
盛岡貯金支局	貯金課	長崎縣記號 佐賀縣記號 岩手縣記號 青森縣記號

(第二表)

支局	課名	受持區域
東京簡易 保險支局	東京第一課	東京都(終身及小兒保險契約ニ關スル事務ヲ付テハ第十三條第一號乃至第五號及第十號ニ掲グル事務ヲ、養老保險契約ニ關スル事務ニ付テハ受命ニ關スル事務ヲ、併合及 體取扱ニ關スル事務ヲ除ク)
	東京第二課	東京都(東京第一課ノ主管ニ屬セザル事務ニ限ル)
	東京第三課	神奈川縣 茨城縣 山梨縣
	東京第四課	新潟縣 群馬縣 栃木縣
	東京第五課	千葉縣 埼玉縣 靜岡縣
	名古屋第一課	愛知縣 福井縣 石川縣 南洋群島 朝鮮 外國(滿洲國及中華 民國ヲ除ク)
	名古屋第二課	三重縣 岐阜縣 長野縣 富山縣

支局	課名	受持區域
京都簡易 保險支局	廣島第一課	廣島縣 香川縣
	廣島第二課	岡山縣 山口縣 愛媛縣
	第一課	京都府 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
	第二課	大阪府
	第三課	兵庫縣 德島縣 鳥取縣 島根縣 高知縣
	第一課	熊本縣 福岡縣
	第二課	長崎縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣
	第三課	佐賀縣 沖繩縣 臺灣 關東州 滿洲國 中華民國
福岡簡易 保險支局	第一課	宮城縣 青森縣 秋田縣 樺太
	第二課	福島縣 岩手縣 山形縣
仙臺簡易 保險支局	第三課	北海道

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several columns and appears to be a list or a set of records.

裏面白紙

貯金保險局分課規程改正案（一八一〇—一八貯總）

第一條 貯金保險局ニ左ノ九課ヲ置ク

庶務課

貯金業務課

保險業務課

規畫課

資金課

經理課

運用課

福祉課

數理課

第二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 支局防空其ノ他國家總動員準備ニ關スル事項

二 支局職員ノ選退、賞罰及身分ニ關スル事項

三 支局職員（通信官若チ含ム）ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項

四 特定郵便局渡切証發ニ關スル事項

五 支局ノ附屬ニ關スル事項

六 支局職員ノ共済ニ關スル事項

七 支局職員ノ福利、保健及育成ニ關スル事項

八 通信報國圖ノ分圖ニ關スル事項

九 戸長ノ官印及前印ノ官守ニ關スル事項

十 文書ノ受授、發送及編纂保存ニ關スル事項

十一 局中他課ニ屬セザル事項

第三條 貯金業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 貯金事業ノ調査及計畫ニ關スル事項

二 貯金事業ノ法令ニ關スル事項

三 貯金現業事務ノ指導監督ニ關スル事項

四 貯金事業ノ承認許可及取消ニ關スル事項

- 五 外國郵便爲替及外國郵便運送事業ノ條約ニ關スル事項
- 六 外國郵便爲替及外國郵便振替金額ノ換算割合決定ニ關スル事項

第四條 保險業務ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險事業ノ調査及計畫ニ關スル事項
- 二 保險事業ノ法令ニ關スル事項
- 三 保險現業事務ノ指導監督ニ關スル事項
- 四 保險事業ノ承認許可及取消ニ關スル事項
- 五 簡易生命保險審査會ニ關スル事項

第五條 規費課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 事業ノ周知ニ關スル事項
- 二 郵便貯金及簡易保險ノ獎勵ニ關スル事項
- 三 債券ノ賣出ニ關スル事項
- 四 郵便貯金切手ノ發行ニ關スル事項

- 五 契約ノ募集及維持ニ關スル事項
- 六 外務員ノ指導教養ニ關スル事項

第六條 資金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 資金ノ管理ニ關スル事項
- 二 事業ニ關スル犯罪其ノ他事故ノ處理及訴訟ニ關スル事項
- 三 各種受拂金ノ計算統括等ノ處理ニ關スル事項
- 四 外國郵政廳ト外國郵便爲替、外國郵便振替及外國委託郵便貯金ノ決済ニ關スル事項

第五 現金出納計算規程ニ關スル事項

第六 各種統計ニ關スル事項

第七條 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 歳入歳出ノ總算及決算ニ關スル事項
- 二 豫算ノ経理ニ關スル事項
- 三 物品ノ経理ニ關スル事項
- 四 收入及支出ニ關スル事項

- 五 物品ノ調達、保管及配給ニ關スル事項
- 六 寄買、貸借及謝負ニ關スル事項
- 七 國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 八 印刷作業ニ關スル事項
- 九 技工ニ關スル事項

第八條 運用課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 積立金ノ運用計畫ニ關スル事項
- 二 積立金ノ貸付ニ關スル事項
- 三 積立金ノ貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項
- 四 有價証券ノ懸募、引受及購入等ニ關スル事項
- 五 所有有價証券ノ管理ニ關スル事項
- 六 積立金ノ計理ニ關スル事項
- 七 簡易生命保險積立金運用委員會ニ關スル事項

第九條 福祿課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險醫事ノ調査及指導ニ關スル事項

- 二 簡易保險被保險者ノ保健施設ニ關スル事項

第十條 數理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險料率ノ基礎計算其ノ他保險數理ニ關スル事項
- 二 責任準備金ノ計算ニ關スル事項
- 三 事業經營上ノ計數審査ニ關スル事項

第十一條 貯金保險局支局ニ別表(一)及(二)ニ掲グル課ヲ置ク但シ豊原、函館、鹿兒島及郡山ノ各支局ニハ課ヲ置カズ

第十二條 支店庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 防空其ノ他警備ニ關スル事項
- 二 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項
- 三 職員ノ定員、定率、服務及給與ニ關スル事項
- 四 會計ニ關スル事項
- 五 國有財産ノ管守保存ニ關スル事項
- 六 人夫、車輛ノ供給ニ關スル事項

東京貯金及東京支店
支局ヲ除ク

- 七 備人ニ關スル事項
- 八 文部長ノ官印及支用印ノ管守ニ關スル事項
- 九 文書ノ受授、發送及編纂保存並各種證據書類ノ收受ニ關スル
事項
- 十 縣中取締ニ關スル事項
- 十一 他課ニ屬セザル事項

東京貯金及東京保險
支店ヲ除ク

裏面白紙

第十五條 貯金支局貯金課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課
及第四貯金課ニ於テハ別表(白)ノ受持都府縣團記號ニ屬スル左ノ事
務ヲ掌理ス

事項省略

第十六條 貯金支局振替貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

事項省略

第十七條 貯金支局證券課、第一證券課及第二證券課ニ於テハ別表
(四)ノ受持都府縣團ニ屬スル左ノ事務ヲ掌理ス

事項省略

第十八條 東京貯金支局爲替課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 外國郵便爲替證書、外國郵便爲替目錄、外國郵便爲替通知書
及外國郵便振替目錄ノ發行並ニ受人ニ關スル事項

裏面白紙

第十五條 貯金支局貯金課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課及第四貯金課ニ於テハ別表(三)ノ受持郡府縣國記號ニ關スル左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便貯金受拂金ノ計算總括ニ關スル事項
- 二 郵便貯金受拂證據書類ノ計算及整理ニ關スル事項
- 三 郵便貯金預ケ人原簿ノ登記ニ關スル事項
- 四 郵便貯金拂戻證書ノ發行ニ關スル事項
- 五 郵便貯金通帳ノ發行及檢閲ニ關スル事項
- 六 郵便貯金及利息ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 七 郵便貯金切手受拂金ノ計算總括並ニ割増金支拂ノ監査ニ關スル事項

東京支局第一貯金課ニ限ル

第十六條 貯金支局振替貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便振替貯金口座ノ登記ニ關スル事項
- 二 郵便振替貯金及利息ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 三 郵便振替貯金受拂通知票及拂出證書ノ發行ニ關スル事項
- 四 郵便振替貯金用紙類ノ賣捌ニ關スル事項
- 五 郵便振替貯金拂込金ノ監査ニ關スル事項
- 六 外國郵便振替ノ拂出及拂込ニ關スル事項

東京支局ニ限ル

第十七條 貯金支局證券課、第一證券課及第二證券課ニ於テハ別表

- 四ノ受持郡府縣國記號ニ關スル左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 證券ノ購入、保管、交付、賣却及償還ニ關スル事項
- 二 證券受拂金ノ計算總括ニ關スル事項
- 三 保管證券ノ當籤調査ニ關スル事項
- 四 證券保管請求書及證券ノ受收並ニ檢査ニ關スル事項
- 五 證券保管證ノ發行ニ關スル事項
- 六 證券保管原簿ノ登記ニ關スル事項
- 七 證券支拂及證券利子ノ計算並ニ決算ニ關スル事項

東京支局第一證券課ニ限ル
同前
東京支局第二證券課及各支局ニ限ル
同前
同前
同前

八 證券保管證ノ檢閲及證券現在高取調ニ關スル事項

同前

第十八條

貯金支局爲替課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

東京支局ニ限ル

- 一 郵便爲替及軍事郵便爲替金ノ計理並ニ決算ニ關スル事項
- 二 郵便爲替及軍事郵便爲替金ノ受拂監査ニ關スル事項
- 三 郵便爲替及軍事郵便爲替再度證書ノ發行ニ關スル事項

項

受入

- 四 各官廳ノ歲入金及歲出拂渡金ノ精算ニ關スル事項
- 五 外國郵便爲替證書、外國郵便爲替目錄、外國郵便振替通知書及外國郵便振替目錄ノ發行並ニ受入ニ關スル事項

第十九條

貯金支局恩給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

東京支局ニ限ル

- 一 年金及恩給受給者原簿ノ登記ニ關スル事項
- 二 年金及恩給ノ支給監査ニ關スル事項
- 三 年金及恩給給與金ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 四 年金證書及恩給證書ノ保管並ニ出納ニ關スル事項

第二十條

支局軍事爲替貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

下關支局ニ限ル

- 一 軍事郵便爲替證書ノ發行ニ關スル事項
- 二 軍事郵便貯金受拂金ノ計算總括ニ關スル事項
- 三 軍事郵便貯金受拂證據書類ノ計算及整理ニ關スル事項
- 四 軍事郵便貯金預ケ人原簿ノ登記ニ關スル事項
- 五 軍事郵便貯金拂戻證書ノ發行ニ關スル事項
- 六 軍事郵便貯金通帳ノ發行及檢閲ニ關スル事項
- 七 軍事郵便貯金及利息ノ計算並ニ決算ニ關スル事項
- 八 軍事郵便爲替金及軍事郵便貯金ノ出納調査ニ關スル事項

二 以下現行通

第十九條 東京府金支局原給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

事項 省 略

第二十條 東京保險支局調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 現業事務ノ監査並ニ取扱方法ニ關スル事項

二 以下現行ノ通

第二十一條 其他各貯金及保險支局ノ分課分掌事項ハ現行ノ通り

第二十二條 課ニ課長ヲ置ク

第二十三條 貯金保險局長ハ課又ハ課ヲ置カザル貯金保險局支局ニ
係テ置クコトヲ得

附 則

本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

別表(一)

貯蓄支局分課表

局名	課名
東京支局	庶務課、厚生課、會計課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、第四貯金課、振替貯金課、第一證券課、第二證券課、爲替課、恩給課
大阪支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、第四貯金課、振替貯金課、證券課
下關支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
福岡支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
小樽支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
金澤支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
仙臺支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
名古屋支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、第四貯金課、振替貯金課、證券課
長野支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
徳島支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
熊本支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
廣島支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
横濱支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、第三貯金課、振替貯金課、證券課
神戸支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
京都支局	庶務課、第一貯金課、第二貯金課、振替貯金課、證券課
旭川支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
岡山支局	庶務課、貯金課、振替貯金課、證券課
長崎支局	庶務課、貯金課、振替貯金課
盛岡支局	庶務課、貯金課、振替貯金課

保險支局分課並受持區域表

局別	課名	受持區域
東京支局	庶務課、厚生課 會計課、調整課	
	東京第一課	東京都（終身及小兒保險契約ニ關スル事務ニ付テハ第十條第一號乃至第六號ニ掲グル事務ヲ、養老保險契約ニ關スル事務ニ付テハ假令受金ニ關スル事務、申込書ニ關スル事務、併合及圖取扱ニ關スル事務ヲ除ク）
	東京第二課	東京都（東京第一課ノ主管ニ屬セサル事務ニ限ル）
	東京第三課	神奈川縣 茨城縣 山梨縣
	東京第四課	新潟縣 群馬縣 栃木縣
	東京第五課	千葉縣 埼玉縣 靜岡縣
	名古屋第一課	愛知縣 福井縣 石川縣 南洋群島 朝鮮 外國（滿洲國及中華民國ヲ除ク）
	名古屋第二課	三重縣 岐阜縣 長野縣 富山縣
	廣島第一課	廣島縣 鳥取縣 島根縣 香川縣
	廣島第二課	岡山縣 山口縣 愛媛縣
京都支局	庶務課	
	第一課	京都府 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
	第二課	大阪府
	第三課	兵庫縣 德島縣 高知縣
福岡支局	庶務課	
	第一課	熊本縣 福岡縣
	第二課	長崎縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣
	第三課	佐賀縣 沖繩縣 臺灣 關東州 滿洲國 中華民國
仙臺支局	庶務課	
	第一課	宮城縣 青森縣 秋田縣 岩手縣 山形縣 福島縣 岩手縣 山形縣
	第二課	宮城縣 青森縣 秋田縣 岩手縣 山形縣
	第三課	北海道
統計課	貸付課、年金課	

局名	課名	受持都府縣國記號
東京支局	第一貯金課	東京都記號 至いいはす 千葉縣記號 栃木縣記號
	第二貯金課	東京都記號 至いいこす 埼玉縣記號 群馬縣記號 東京都知事官國傳貯金
	第三貯金課	東京都記號 至いいちい 山梨縣記號
	第四貯金課	東京都記號 至いいたい 茨城縣記號 東京都記號積立貯金 同定額貯金 同特別据置貯金 南洋記號
大阪支局	第一貯金課	大阪府記號 至いいにす 奈良縣記號
	第二貯金課	大阪府記號 至いいほい 和歌山縣記號 大阪府知事官國傳貯金
	第三貯金課	大阪府記號 至いいこい 大阪府記號積立貯金 同定額貯金 同特別据置貯金
	第四貯金課	大阪府記號 至いいぬい 大阪府記號積立貯金 同定額貯金 同特別据置貯金
下關支局	貯金課	山口縣記號
福岡支局	第一貯金課	福岡縣記號 至いいはす 福岡縣知事官國傳貯金
	第二貯金課	福岡縣記號 至いいい 福岡縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別据置貯金
小樽支局	貯金課	北海道 石狩國(札幌市、石狩郡、釧路郡、厚田郡) 渡島國、後志國、膽振國、日高國 記號
金澤支局	貯金課	石川縣記號 福井縣記號 富山縣記號
仙臺支局	第一貯金課	秋田縣記號 福島縣記號
	第二貯金課	宮城縣記號 山形縣記號
名古屋支局	第一貯金課	愛知縣記號 至いいわす 三重縣記號
	第二貯金課	愛知縣記號 至いいわい 岐阜縣記號 愛知縣知事官國傳貯金
	第三貯金課	愛知縣記號 至いいわこす
	第四貯金課	愛知縣記號 至いいわちい 愛知縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別据置貯金
長野支局	第一貯金課	長野縣記號
徳島支局	第一貯金課	愛媛縣記號 香川縣記號
	第二貯金課	徳島縣記號 高知縣記號
熊本支局	第一貯金課	熊本縣記號 大分縣記號
	第二貯金課	沖繩縣記號 宮崎縣記號 鹿兒島縣記號
廣島支局	第一貯金課	廣島縣記號 至いいくはす 島根縣記號 廣島縣知事官國傳貯金
	第二貯金課	廣島縣記號 至いいくにい 廣島縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別据置貯金

盛岡支局	長崎支局	岡山支局	旭川支局	京都支局	神戸支局	横濱支局	廣島支局	熊本支局	徳島支局	長野支局	名古屋支局	仙臺支局	小樽支局	福岡支局	下関支局	
貯金課	貯金課	貯金課	貯金課	第二貯金課 第一貯金課	第一貯金課 第二貯金課	第二貯金課 第一貯金課 第三貯金課	第二貯金課 第一貯金課	第一貯金課 第二貯金課	第一貯金課 第二貯金課	第一貯金課 第二貯金課	第四貯金課 第三貯金課 第二貯金課 第一貯金課	第一貯金課 第二貯金課	貯金課	第二貯金課 第一貯金課	第一貯金課 貯金課	第四貯金課
岩手縣記號 青森縣記號	長崎縣記號 佐賀縣記號	岡山縣記號 鳥取縣記號	北海道 石狩國、札幌市、石狩郡、釧路國、根室國、千島國 〔天鹽國、十勝國、釧路國、根室國、千島國〕記號	京都府記號 自わらひす 滋賀縣記號 京都府記號積立貯金 京都府記號 自わらひす 京都府記號積立貯金 同定額貯金 同特別 据置貯金	兵庫縣記號 自ぬちい 兵庫縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別 兵庫縣記號 自ぬちい 兵庫縣記號積立貯金 据置貯金	神奈川縣記號 自りろす 神奈川縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別据置貯金	廣島縣記號 自くはす 廣島縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別 据置貯金	熊本縣記號 大分縣記號 沖繩縣記號 宮崎縣記號 鹿兒島縣記號	徳島縣記號 高知縣記號 愛媛縣記號 香川縣記號	新潟縣記號 長野縣記號	愛知縣記號 自わらひす 愛知縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別 据置貯金	愛知縣記號 自わらひす 岐阜縣記號 愛知縣記號積立貯金 愛知縣記號 自わらひす 三重縣記號	宮城縣記號 山形縣記號 秋田縣記號 福島縣記號 石川縣記號 福井縣記號 富山縣記號	福岡縣記號 自てほす 福岡縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別 福岡縣記號積立貯金 据置貯金	山口縣記號 福岡縣記號 自てほす 福岡縣記號積立貯金 同定額貯金 同特別 据置貯金	大阪府記號 自てほす 大阪府記號積立貯金 同定額貯金 同特別 据置貯金

裏面白紙

別表(四)

局名	券名	受持都府縣國
東京支局	第一證券課 第二證券課	全都府縣國 東京都、千葉縣、栃木縣、埼玉縣、群馬縣、山梨縣、茨城縣 外地
大阪支局	證券課	大阪府、奈良縣、和歌山縣
下關支局	同	山口縣
福岡支局	同	福岡縣、長崎縣、佐賀縣
小樽支局	同	北海道 (石狩國(札幌市、石狩郡、濱益郡、厚田郡、札幌郡)及夕張郡(限ル)) 渡島國、後志國、虜振國、日高國 樺太
金澤支局	同	石川縣、福井縣、富山縣
仙臺支局	同	秋田縣、福島縣、宮城縣、山形縣、岩手縣、青森縣
名古屋支局	同	愛知縣、三重縣、岐阜縣
長野支局	同	長野縣、新潟縣
德島支局	同	愛媛縣、香川縣、德島縣、高知縣
熊本支局	同	熊本縣、大分縣、沖繩縣、宮崎縣、鹿兒島縣
廣島支局	同	廣島縣、島根縣
横濱支局	同	靜岡縣、神奈川縣
神戸支局	同	兵庫縣
京都支局	同	京都府、滋賀縣
旭川支局	同	北海道 (石狩國(札幌市、石狩郡、濱益郡、厚田郡、札幌郡)及夕張郡(除ク)) 北見國、天鹽國、十勝國、釧路國 根室國、千島國
岡山支局	同	岡山縣、鳥取縣

(支局)

通信院貯金保險支局分課規程案

第 條 東京簡易保險支局ニ左ノ十四課ヲ置ク

庶務課

調整課

東京第一課

東京第二課

東京第三課

東京第四課

東京第五課

名古屋第一課

名古屋第二課

廣島第一課

廣島第二課

貸付課

年金課

統計課

保險院簡易保險局

第 條 東京簡易保險支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

二 職員ノ訓育、保健及慰安ニ關スル事項

三 現業事務ノ監査ニ關スル事項

四 會計ニ關スル事項

五 國有財産ノ管守保存ニ關スル事項

六 應中取締ニ關スル事項

七 他課ニ屬セザル事項

(共第一條)

第 條 東京簡易保險支局調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 現業事務ノ取扱方法ニ關スル事項
- 二 現業事務ニ關スル申告其ノ他事故ノ處理ニ關スル事項
- 三 更正保險金額、還付金額及貸付金額ノ計算（一時拂純保險料表、還付金額表、積立金額表、乗率表及保險金額表ニ依リ計算シ得ザルモノ竝ニ再度變更ノモノニ限ル）ニ關スル事項
- 四 更正年金額（拂濟年金額計算表及掛金額表ニ依リ計算シ得ザルモノ竝ニ再度變更ノモノニ限ル）及特別返還金額ノ計算ニ關スル事項
- 五 保險金及還付金支拂通知書ノ發行（支拂請求書ナキモノニ限ル）及拂濟證據書類ノ検査竝ニ計理ニ關スル事項
- 六 保險事業ニ屬スル受拂金ノ計算總括ニ關スル事項
- 七 保險契約上ノ醫的審査ニ關スル事項
- 八 文書ノ收受、發送及保存ニ關スル事項

保險院簡易保險局

第 條 東京簡易保險支局東京第一課、同東京第二課、同東京第三

- 課、同東京第四課、同東京第五課、同名古屋第一課、同名古屋第二課、同廣島第一課及同廣島第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 保險契約ノ締結及復活ニ關スル事項
 - 二 保險金及還付金ノ支拂ニ關スル事項
 - 三 保險金及還付金支拂通知書ノ發行ニ關スル事項（支拂請求書ナキモノヲ除ク）
 - 四 保險契約ノ解除、無効及取消ニ關スル事項
 - 五 保險契約ノ異動變更及廢疾承認ニ關スル事項
 - 六 保險證書、保險料領收帳及保險料受入票類ノ再度發行ニ關スル事項
 - 七 保險料ノ受入竝ニ其ノ審査ニ關スル事項（東京第二課以外ノ課ニ限ル）
- 前項各課ノ受持區域ハ別表ニ依ル

（共第一號）

第 條 東京簡易保險支局貸付課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險契約者ニ對スル貸付ニ關スル事項
- 二 保險契約者ニ對スル貸付金ノ辨濟ニ關スル事項

第 條 東京簡易保險支局年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 年金契約ノ締結ニ關スル事項
- 二 團體年金ノ處理ニ關スル事項
- 三 年金返還金及特別返還金ノ支拂ニ關スル事項
- 四 年金契約ノ解除、無効及消滅ニ關スル事項
- 五 年金契約ノ異動變更ニ關スル事項
- 六 年金契約者、年金受取人及年金繼續受取人ニ對スル貸付及貸付金ノ辨濟ニ關スル事項
- 七 郵便年金證書及掛金領收帳類ノ再發發行ニ關スル事項
- 八 掛金ノ受入並ニ其ノ監査ニ關スル事項

保險院簡易保險局

第 條 東京簡易保險支局統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險統計票ノ調製ニ關スル事項
- 二 各支局ノ保險統計票ノ分類及集計ニ關スル事項
- 三 年金統計票ノ調製、分類及集計ニ關スル事項

第 條 京和、福岡及仙臺簡易保險支局ニ左ノ四課ヲ置ク

- 庶務課
- 第一課
 - 第二課
 - 第三課

第 條 京和、福岡及仙臺簡易保險支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(共第一號)

- 一 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項
- 二 職員ノ訓育、保健及慰安ニ關スル事項
- 三 現業事務ノ監査ニ關スル事項
- 四 現業事務ノ取扱方法ニ關スル事項
- 五 現業事務ニ關スル申告其ノ他事故ノ處理ニ關スル事項
- 六 更正保險金額、還付金額及貸付金額ノ計算（一時掛続保險料表、還付金額表、積立金額表、乗率表及保險金額表ニ依リ計算シ得ザルモノ竝ニ再度變更ノモノニ限ル）ニ關スル事項
- 七 保險契約上ノ醫的審査ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 國有財産ノ管守保存ニ關スル事項
- 十 廳中取締ニ關スル事項
- 十一 文書ノ收受、發送及保存ニ關スル事項
- 十二 他課ニ屬セザル事項

保險院簡易保險局

- 第 條 京都、福岡及仙臺簡易保險支局第一課、同第二課及同第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 保險契約ノ締結及復活ニ關スル事項
 - 二 保險金及還付金ノ支拂ニ關スル事項
 - 三 保險契約ノ解除、無効及取消ニ關スル事項
 - 四 保險契約ノ異動變更及續費承認ニ關スル事項
 - 五 保險證書、保險料領收領及保險料受入票類ノ再度發行ニ關スル事項
 - 六 保險料ノ受入竝ニ其ノ査定ニ關スル事項
 - 七 保險契約者ニ對スル貸付ニ關スル事項（第一課ニ限ル）
 - 八 保險契約者ニ對スル貸付金ノ貸付ニ關スル事項（第一課ニ限ル）
 - 九 受拂金ノ計算總括ニ關スル事項（第二課ニ限ル）

（共第一條）

十 保険金及還付金支拂通知書ノ發行ニ關スル事項（支拂請求書
ナキモノニ付テハ第二課ニ限ル）

十一 保険金及還付金拂済證據書類ノ検査竝ニ計理ニ關スル事項
（第二課ニ限ル）

十二 保険統計票ノ調製ニ關スル事項
前項各課ノ受持區域ハ別表ニ依ル

第 條 課ニ課長ヲ置ク

第 條 通信院貯金保険局長ハ課ニ係ヲ置クコトヲ得

保険院簡易保険局

（共第一號）

（附主簿及簿籍等） 十一 一 小切手

別表

支局別	課名	受持區域	
東京簡易 保險支局	東京第一課	東京都（終身及小兒保險契約ニ關スル事務ニ付テハ第一條第一號乃至第六號ニ掲グル事務ヲ、養老保險契約ニ關スル事務ニ付テハ假受金ニ關スル事務、申込書ニ關スル事務、併合及團體取扱ニ關スル事務ヲ除ク）	
	東京第二課	東京都（東京第一課ノ主管ニ屬セザル事務ニ限ル）	
	東京第三課	神奈川縣 茨城縣 山梨縣	
	東京第四課	新潟縣 群馬縣 栃木縣	
	東京第五課	千葉縣 埼玉縣 靜岡縣	
	名古屋第一課	愛知縣 福井縣 石川縣 南洋群島 朝鮮 外國（滿洲國及中華民國ヲ除ク）	
		三重縣 岐阜縣 長野縣 富山縣	
	廣島第一課	廣島縣 香川縣	
	京都簡易 保險支局	廣島第二課	岡山縣 山口縣 愛媛縣
		第一課	京都府 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
第二課		大阪府	
第三課		兵庫縣 鳥取縣 島根縣 德島縣 高知縣	
福岡簡易 保險支局		第一課	熊本縣 福岡縣
		第二課	長崎縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣
		第三課	佐賀縣 沖繩縣 臺灣 關東州 滿洲國 中華民國
仙臺簡易 保險支局		第一課	宮城縣 青森縣 秋田縣 樺太
		第二課	福島縣 岩手縣 山形縣
	第三課	北海道	

保險院簡易保險局

（共第一號）

通信院貯金保險支局分課規程案

第 條 東京簡易保險支局ニ左ノ十四課ヲ置ク

庶務課

調整課

東京第一課

東京第二課

東京第三課

東京第四課

東京第五課

名古屋第一課

名古屋第二課

廣島第一課

廣島第二課

貸付課

年金課

統計課

保險院簡易保險局

第 條 東京簡易保險支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

二 職員ノ訓育、保健及慰安ニ關スル事項

三 現業事務ノ監査ニ關スル事項

四 會計ニ關スル事項

五 國有財産ノ管守保存ニ關スル事項

六 廳中取締ニ關スル事項

七 他課ニ屬セザル事項

(其第一號)

(附上ノ圖文並ニ別紙) 十七、一、小川新

第 條 東京簡易保險支局調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 現業事務ノ取扱方法ニ關スル事項
- 二 現業事務ニ關スル申告其ノ他事故ノ處理ニ關スル事項
- 三 更正保險金額、還付金額及貸付金額ノ計算（一時拂純保險料表、還付金額表、積立金額表、乗率表及保險金額表ニ依リ計算シ得ザルモノノ竝ニ再度變更ノモノニ限ル）ニ關スル事項
- 四 更正年金額（拂青年金額計算表及掛金額表ニ依リ計算シ得ザルモノノ竝ニ再度變更ノモノニ限ル）及特別返還金額ノ計算ニ關スル事項
- 五 保險金及還付金支拂通知書ノ發行（支拂請求者ナキモノニ限ル）及拂済證據書類ノ検査竝ニ計理ニ關スル事項
- 六 保險事業ニ關スル受拂金ノ計算總括ニ關スル事項
- 七 保險契約上ノ醫的審査ニ關スル事項
- 八 文書ノ收受、發送及保存ニ關スル事項

保險院簡易保險局

- 第 條 東京簡易保險支局東京第一課、同東京第二課、同東京第三課、同東京第四課、同東京第五課、同名古屋第一課、同名古屋第二課、同廣島第一課及同廣島第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 保險契約ノ締結及復活ニ關スル事項
 - 二 保險金及還付金ノ支拂ニ關スル事項
 - 三 保險金及還付金支拂通知書ノ發行ニ關スル事項（支拂請求書ナキモノヲ除ク）
 - 四 保險契約ノ解除、無効及取消ニ關スル事項
 - 五 保險契約ノ異動變更及廢疾承認ニ關スル事項
 - 六 保險證書、保險料領收票及保險料受入票類ノ再度發行ニ關スル事項
 - 七 保險料ノ受入竝ニ其ノ監査ニ關スル事項（東京第二課以外ノ課ニ限ル）
- 前項各課ノ受持區域ハ別表ニ依ル

（共第一號）

第 條 東京簡易保險支局貸付課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險契約者ニ對スル貸付ニ關スル事項
- 二 保險契約者ニ對スル貸付金ノ返済ニ關スル事項

第 條 東京簡易保險支局年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 年金契約ノ締結ニ關スル事項
- 二 簡便年金ノ處理ニ關スル事項
- 三 年金、返還金及特別返還金ノ支拂ニ關スル事項
- 四 年金契約ノ解除、年終及取消ニ關スル事項
- 五 年金契約ノ異動變更ニ關スル事項
- 六 年金契約者、年金受取人及年金繼續受取人ニ對スル貸付及貸付金ノ返済ニ關スル事項
- 七 簡便年金證書及掛金領收帳類ノ再發發行ニ關スル事項
- 八 掛金ノ受入及ニ其ノ監査ニ關スル事項

保險院簡易保險局

第 條 東京簡易保險支局統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 保險統計票ノ調製ニ關スル事項
- 二 各支局ノ保險統計票ノ分類及集計ニ關スル事項
- 三 年金統計票ノ編製、分類及集計ニ關スル事項

第 條 京都、福岡及仙臺簡易保險支局ニ左ノ課ヲ置ク

庶務課

- 第一課
- 第二課
- 第三課

第 條 京都、福岡及仙臺簡易保險支局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

(共第一號)

(附) 簡易保險規則 第十一 小用紙

- 一 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項
- 二 職員ノ訓育、保健及慰安ニ關スル事項
- 三 現業事務ノ監査ニ關スル事項
- 四 現業事務ノ取扱方法ニ關スル事項
- 五 現業事務ニ關スル申告其ノ他事故ノ處理ニ關スル事項
- 六 更正保險金額、還付金額及貸付金額ノ計算（一時拂純保險料表、還付金額表、積立金額表、乗率表及保險金額表ニ依リ計算シ得ザルモノ竝ニ再度變更ノモノニ限ル）ニ關スル事項
- 七 保險契約上ノ醫的審査ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 國有財産ノ管守保存ニ關スル事項
- 十 總中取締ニ關スル事項
- 十一 文書ノ收受、發送及保存ニ關スル事項
- 十二 他課ニ屬セザル事項

保險院簡易保險局

- 第 一 條 京都、福岡及仙臺簡易保險支局第一課、同第二課及同第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 保險契約ノ締結及復活ニ關スル事項
 - 二 保險金及還付金ノ支拂ニ關スル事項
 - 三 保險契約ノ解除、無効及取消ニ關スル事項
 - 四 保險契約ノ異動變更及喪失承認ニ關スル事項
 - 五 保險證書、保險料領收帳及保險料受入票類ノ再度發行ニ關スル事項
 - 六 保險料ノ受入竝ニ其ノ監査ニ關スル事項
 - 七 保險契約者ニ對スル貸付ニ關スル事項（第一課ニ限ル）
 - 八 保險契約者ニ對スル貸付金ノ兼濟ニ關スル事項（第一課ニ限ル）
 - 九 受拂金ノ計算總括ニ關スル事項（第二課ニ限ル）

（共第一號）

十 保險金及還付金支拂通知書ノ發行ニ關スル事項（支拂請求書

ナキモノニ付テハ第二條ニ限ル）

十一 保險金及還付金拂済證據書類ノ檢査竝ニ計理ニ關スル事項

（第二條ニ限ル）

十二 保險統計票ノ編製ニ關スル事項

前項各課ノ受持區域ハ別表ニ依ル

第 九 條 課ニ課長ヲ置ク

第 十 條 通信院貯金保險局長ハ課ニ係ヲ置クコトヲ得

保險院簡易保險局

（共第一號）

別表

支局別	課名	受持區域
東京簡易 保險支局	東京第一課	東京都（終身及小兒保險契約ニ關スル事務ニ付テハ第一條第一號乃至第六號ニ據グル事務ヲ、養老保險契約ニ關スル事務ニ付テハ假受金ニ關スル事務、甲込替ニ關スル事務、併合及團體取扱ニ關スル事務ヲ除ク）
	東京第二課	東京都（東京第一課ノ主管ニ屬セザル事務ニ限ル）
	東京第三課	神奈川縣 茨城縣 山梨縣
	東京第四課	新潟縣 群馬縣 栃木縣
	東京第五課	千葉縣 埼玉縣 靜岡縣
	名古屋第一課	愛知縣 福井縣 石川縣 南洋群島 朝鮮 外國（滿洲國及中華民國ヲ除ク）
	名古屋第二課	三重縣 岐阜縣 長野縣 富山縣
	廣島第一課	廣島縣 香川縣



決裁後主任庚

仙臺簡易 保險支局			福岡簡易 保險支局			京都簡易 保險支局			廣島第二課
第三課	第二課	第一課	第三課	第二課	第一課	第三課	第二課	第一課	岡山縣 山口縣 愛媛縣
北海邊	福島縣 岩手縣 山形縣	宮城縣 青森縣 秋田縣 樺太	佐賀縣 沖繩縣 臺灣 關東州 滿洲國 中華民國	長崎縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣	熊本縣 福岡縣	兵庫縣 鳥取縣 島根縣 德島縣 高知縣	大阪府	京都府 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣	

保險院簡易保險局

通秘 第三號

昭和十八年十一月一日立案
昭和 年 月 日 送達
淨書 校合

遞信省

大臣

次官

案

管主 秘書課長

服務

官房各課、本院各局長
無線電信講習所長
電氣試驗所長

先

官房秘書課長

通信院官更練習所長、海空線工事事務所長、
(東京)電氣通信建設事務所長
通信院分課規程及通信院貯金保險局支局分課規程送付件

右別紙ノ通決裁相成候條及送付候

5

301

裏面白紙

18 11 /



決裁後主任戻

密 第三八六號

昭和十八年十月二十七日立案
昭和 年 月 日透辦

存書 校合

遞信省

大臣

次官



管主 秘書課長



職員



案 同

遞信局分課裁制中改正ノ件

遞信局ノ行政機構ヲ整備官廳スル爲メ陸山遞信局及新島遞信局ヲ新設

シロ東京逓信局事務ヲ廢止シロ郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金
事務ヲ一元の機構ニ統合シ（別紙秘第二〇六號參照）四電氣部ヲ軍需
省地方官署へ移管シ（同東京逓信病院ヲ東京逓信局へ移管シ六逓信部所
管ノ甲種物品ノ経理事務ヲ工務部所管トスル等ニ伴ヒ逓信局分隊規程
中左案ノ通改正ノコトト致度

仰高敷

14

要公報掲載

公達案

公達第

二

號

逓信局分課規程中左ノ通改正ス

昭和十八年十一月一日

逓信院總裁

小松

茂

第一條第一項中業務部及時務部ノ稱ヲ左ノ如ク改ム

業務部

逓信部内一般

15

服務課

郵務課

電務課

放送課 (名古屋遞信局、大阪遞信局及熊本遞信局ニ限ル)

獎勵課 (松山遞信局、新潟遞信局、仙臺遞信局及札幌遞信局

ニ限ル)

貯蓄課 (同前)

福耐課 (同前)

貯蓄部 (松山遞信局、新潟遞信局、仙臺遞信局及札幌遞信局ヲ

除ク)

獎勵課

業務課 (東京遞信局及大阪遞信局ヲ除ク)

貯金業務課 (東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

保險業務課 (同前)

福耐課

逓信省

10

六	郵便局ニ於ケル郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金事業ニ關スル外務省ノ指導監督ニ關スル事項
五	簡易生命保険及郵便年金事業ノ特定郵便局取扱費ニ關スル事項
四	簡易生命保険及郵便年金ノ募集計畫並ニ利益ニ關スル事項
三	郵便貯金ノ増強、債券ノ賣出及郵便貯金切手ノ賣計並ニ利益ニ關スル事項
二	郵便爲替貯金、簡易生命保険及郵便年金事業ノ告知ニ關スル事項
一	郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金其ノ他郵便局ニ於テ取扱フ國民貯蓄ノ奨励ニ關スル事項

逓信省

同條同項中電氣部ノ部ヲ削リ逓信病院ノ部ヲ左ノ如ク改ム
逓信病院（松山逓信局及新潟逓信局ヲ除ク）
同條第二項ヲ削ル
第十條 業務調整勸励及時着部獎勵勸励ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金其ノ他郵便局ニ於テ取扱フ國民貯蓄ノ奨励ニ關スル事項
二 郵便爲替貯金、簡易生命保険及郵便年金事業ノ告知ニ關スル事項

七 部中他課ニ關セザル事項

第十條ノ二及第十條ノ三ヲ罷ル

第十一條 業務ニ關シテ及貯蓄部業務ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス

一 郵便爲替貯金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項

二 郵便爲替貯金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關ス

ル事項

三 郵便爲替貯金事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項

逓信省

四 郵便爲替貯金事業ニ關スル民事訴訟及附帯私議ニ關スル事項

五 郵便爲替貯金料金ノ還付ニ關スル事項

六 郵便爲替、郵便貯金其ノ他ノ郵便取扱命令及捺印取扱命令ノ送納

又ハ分給ノ許否ニ關スル事項

七 郵便貯金特別取扱ノ開廢ニ關スル事項

八 郵便爲替及郵便貯金ノ關係人ノ住所氏名又ハ金額等ノ指示認

可ニ關スル事項

九 郵便爲替金、郵便貯金、貸入金、貸出金及雜項金ノ出納調査

18

ニ關スル事項

十 資金ノ運用ニ關スル事項

十一 資金及遊休金ノ受託ニ關スル事項

十二 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ關スル事項

十三 簡易生命保險及郵便年金契約ノ維持ニ關スル事項

十四 簡易生命保險及郵便年金積立金ノ貸付ニ關スル事項

十五 簡易生命保險及郵便年金積立金貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關

スル事項

運賃省

十六 簡易生命保險及郵便年金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事

項

十七 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事項

ノ處分ニ關スル事項

十八 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及刑事訴訟

ニ關スル事項

十九 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル及拂合ノ簡便救済及弊

債権税金ノ延納又ハ分納ノ許可ニ關スル事項

二十 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人ノ姓名又ハ金額等ノ

指示認可ニ關スル事項

二十一 簡易生命保險ノ保費料徴收事務ノ監査ニ關スル事項

第十一條ノ二及第十一條ノ四ヲ削リ第十一條ノ二ヲ第十一條ノ四ト

ス

第十一條ノ二 貯蓄郵貯金業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

逓信省

一 第十一條第一號乃至第十二號ニ掲グル事項

第十一條ノ三 貯蓄部保險業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十一條第十三號乃至第二十一號ニ掲グル事項

第十二條第一號中「第十三號」ヲ「第十一號」ニ、「第十五號」ヲ

「第十三號」ニ改ム

第十四條第四號乃至第六號ヲ順次一號範圍下ゲ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 甲種物品ノ經理ニ關スル事項

第十六條乃至第十九條及第二十一條中「一設計ノ内容タル用品ノ査

日本施行月
施行政機
八行機
構整備

205

本公通ハ
本
日ヨリ之ヲ施行ス但シ松山通信局及新潟通信局ニ限

附
則

二 乙種物品ノ整理ニ關スル事項

第二十七條第一號中「第九號」ヲ「第十號」ニ改ム
「第十三號」ヲ「第十四號」ニ改ム

第三十條第一號中「第十一條ノ二」ヲ「第十二條ノ四」ニ改ム

第三十二條第二項中「通信大臣」ヲ「通信院總裁」ニ改ム

第三十三條中「通信大臣」ヲ「通信院總裁」ニ改ム

通信省

定ヲ含ム」ヲ削ル

第二十二條 削除

第二十三條 削除

第二十四條第五號中「貯金課」ヲ「貯蓄課」ニ改ム
「貯蓄課」ニ改ム
業務課」ニ改ム

第二十六條第二號乃至第十四號ヲ順次一號宛繰下左同條ニ左ノ一號ヲ加フ

フ關係勅令
施行ノ日ト
ス

スル改正規定ハ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年公達第千二百四十號中「東京逓信局逓信書局靜岡支所」

ヲ「名古屋逓信局逓信書局靜岡支所」ニ改メ名古屋逓信局逓信書

局逓信書局ノ項ヲ削ル

(参考)

(新旧対照)

○遞信局分課規程 (昭和十五年十一月 公達第千二百三十九號)

第一條 遞信局ニ遞信講習所ノ外左ノ部、課及院ヲ置ク

總務課

監察課

厚生課

業務部

服務課

郵務課

電務課

放送課 (名古屋遞信局、大阪遞信局及熊本遞信局ニ限ル)

貯蓄課 (仙臺遞信局及札幌遞信局ニ限ル)

福祉課 (同前)

福祉課 (同前)

貯蓄部 (仙臺遞信局及札幌遞信局ヲ除ク)

貯蓄課 (東京遞信局及大阪遞信局ヲ除ク)

貯蓄課 (東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

遞信局分課規程

貯蓄部 (同前)

保險課 (東京遞信局及大阪遞信局ヲ除ク)

保險第一課 (東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

保險第二課 (同前)

福祉課

放送部 (東京遞信局ニ限ル)

無線課

放送課

工務部

庶務課

調査課 (東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

建設課 (東京遞信局ヲ除ク)

市内建設課 (東京遞信局ニ限ル)

市外建設課 (同前)

保全課

土木課 (東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

無線課 (同前)

電氣部

- 監理課
- 技術課
- 經理部
- 庶務課
- 計理課
- 用品課

營業課(東京逓信局及大阪逓信局ニ限ル)

逓信病院(東京逓信局ヲ除ク)

東京逓信局ニハ前項ノ各部ノ外總務部ヲ置キ同部ニ總務課、監察課及厚生課ヲ屬セシム

第二條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ身分進退及功過ニ關スル事項
- 二 特定郵便局長等ニ對スル渡切經費減額及裁償ノ處分ニ關スル事項
- 三 特定郵便局長等ノ身元保證ニ關スル事項
- 四 職員ニ贈與スル金錢物品等ノ受領申請ニ對スル許

否ニ關スル事項

- 五 書記補、職員及特務職員ノ試験ニ關スル事項
- 六 特定郵便局長會其ノ他特定郵便局長團體ノ監督ニ關スル事項
- 七 儀式禮典ニ關スル事項
- 八 官舎居住者ノ指定ニ關スル事項
- 九 機密文書ノ取扱ニ關スル事項
- 十 規定ノ記録ニ關スル事項
- 十一 印章等ノ交付及保管ニ關スル事項
- 十二 公文書類ノ收受淨寫及發送ニ關スル事項
- 十三 文書處理済否ノ點檢及其ノ未済督促ニ關スル事項
- 十四 公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
- 十五 圖書ノ保管及版權ニ關スル事項
- 十六 統計報告ニ關スル事項
- 十七 石版印刷及其ノ技工ノ使用ニ關スル事項
- 十八 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 十九 他部、課、所ニ屬セザル事項

監理課
技術課
經理部
庶務課
計理課
用品課
營業課
逓信病院

第三條 監察課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 逓信事務ノ監察ニ關スル事項

第四條 厚生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ保健ニ關スル事項
- 二 職員ノ調育及慰安ニ關スル事項
- 三 職員ノ共済ニ關スル事項
- 四 逓信報國團ノ支團ニ關スル事項
- 五 職員ノ宿舍ノ使用ニ關スル事項
- 六 職員ノ待遇及勤務條件ニ關スル事項

第五條 削除

第六條 業務部服務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ定員(特定郵便局ノ簡易生命保險事務者ノ指定ヲ含ム)、定率及服務ニ關スル事項
- 二 現業員ノ給與ニ關スル事項
- 三 指定郵便局長特定郵便局等ノ經費ニ關スル事項
- 四 部中各課事務ニシテ相互ニ關聯スル事務ノ統合調整ニ關スル事項

逓信局分課規程

五 部中他課ニ屬セザル事項

第七條 業務部郵務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便事業ノ計畫ニ關スル事項
- 二 指定郵便局長特定郵便局等ノ局舎構造及設備ニ關スル事項
- 三 郵便切手類及收入印紙ノ配給局及同配給區域ノ指定並ニ變更ニ關スル事項
- 四 特定郵便局、集配所、交換所及特定郵便局區内郵便切手收入印紙賣捌所、郵便函場ノ廢置、移轉及變更ニ關スル事項
- 五 郵便線路ノ開發、變更並ニ郵便區、集配區及集配度數等ノ變更ニ關スル事項
- 六 郵便遞送集配ノ請負契約ニ關スル事項
- 七 郵便遞送記ノ調査ニ關スル事項
- 八 鐵道郵便室及鐵道郵便係員湯茶供給所ノ開發、移轉ニ關スル事項
- 九 郵便行囊運轉ニ關スル事項

- 十 郵便事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 十一 郵便事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
- 十二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
- 十三 郵便料金ノ還付ニ關スル事項
- 十四 郵便事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
- 十五 郵便事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 十六 郵便物ノ差押ニ關スル事項
- 十七 特殊通信日附印ノ使用ニ關スル事項
- 十八 郵便切手類記載承認ニ關スル事項
- 十九 郵便事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 二十 通信者徵章、通信日附印及郵便切手類ノ模造取締ニ關スル事項
- 二十一 代書人ニ關スル事項
- 二十二 第三種郵便物ノ認可及約束郵便ノ承認ニ關スル事項

- 二十三 郵便事業用度衡器ノ取扱方法ニ關スル事項
- 第八條 業務部電務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ名古屋逓信局、大阪逓信局及熊本逓信局ニ在リテハ放送課主管ニ屬スルモノヲ、東京逓信局ニ在リテハ放送部主管ニ屬スルモノヲ除ク
- 一 電氣通信事業ノ計畫ニ關スル事項
- 二 電信電話取扱所、電信取扱所、電話所及公衆電話所ノ廢置、移轉及變更ニ關スル事項
- 三 電信回線、電報中繼及局報順路ノ調査ニ關スル事項
- 四 電信取扱時間ノ制限及電信區畫丁程ニ關スル事項
- 五 電報配達特別受持地名表及電報配達受持區内各地里程表調製ニ關スル事項
- 六 電信取扱局所略名符號ノ設定及變更ニ關スル事項
- 七 同報電信ニ關スル事項
- 八 電話回線ノ調査ニ關スル事項
- 九 電話區劃ニ關スル事項
- 十 電氣通信事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分

ニ關スル事項

- 十一 電氣通信事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
- 十二 電氣通信料金ノ還付ニ關スル事項
- 十三 電氣通信事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
- 十四 電氣通信事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 十五 電氣通信事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 十六 電報ノ差押ニ關スル事項
- 十七 新聞電報ノ取扱及之ニ附帶スル申請ノ認可ニ關スル事項
- 十八 官廳用及私設電氣通信ノ監督並ニ公衆通信及軍用通信ニ供用ニ關スル事項
- 十九 私設無線電信無線電話通信従事者ニ關スル事項
- 二十 無線通信ノ監視ニ關スル事項
- 二十一 同報無線電信ニ關スル事項
- 二十二 無線通信用機器ノ取締ニ關スル事項
- 二十三 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項

逓信局分規規程

- 二十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 一 無線電信及無線電話事業ノ計畫ニ關スル事項
- 二 無線電信及無線電話事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 三 無線電信及無線電話事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
- 四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 二十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 三十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 四十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 五十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 六十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 七十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 八十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十一 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十二 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十三 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十五 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十六 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十七 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十八 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 九十九 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項
- 一百 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項

逓信局分課規程

- 五 無線電信及無線電話事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
- 六 無線電信及無線電話事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 七 無線電信及無線電話事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 八 官廳用及私設無線電信無線電話ノ監督並ニ公衆通信及軍用通信ニ供用ニ關スル事項
- 九 私設無線電信無線電話通信従事者ニ關スル事項
- 十 放送無線電報ノ停止ニ關スル事項
- 十一 無線通信ノ監視ニ關スル事項
- 十二 同報無線電信ニ關スル事項
- 十三 無線通信用機器ノ取締ニ關スル事項
- 十四 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項
- 十五 聴取無線電話ノ許可及取締ニ關スル事項

第十條 業務部附金課及貯蓄部附金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便貯金特別取扱ノ開廢ニ關スル事項
 二 郵便爲替及郵便貯金ノ關係人ノ宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可ニ關スル事項
 三 郵便爲替金、郵便貯金、歳入金、歳出金及雜部

三 郵便貯金特別取扱ノ開廢ニ關スル事項
 四 郵便爲替及郵便貯金ノ關係人ノ宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可ニ關スル事項
 五 郵便爲替金、郵便貯金、歳入金、歳出金及雜部

逓信局分課規程

- 五 無線電信及無線電話事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
- 六 無線電信及無線電話事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 七 無線電信及無線電話事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 八 官願用及私設無線電信無線電話ノ監督並ニ公衆通信及軍用通信ニ供用ニ關スル事項
- 九 私設無線電信無線電話通信従事者ニ關スル事項
- 十 放送無線電報ノ停止ニ關スル事項
- 十一 無線通信ノ監視ニ關スル事項
- 十二 同報無線電信ニ關スル事項
- 十三 無線通信用機器ノ取締ニ關スル事項
- 十四 郵便爲替貯金事業ノ周知方法ニ關スル事項

、若し如き命停業及郵便局ノ

- 十二 債券ノ賣出及買上ニ關スル事項
- 十三 郵便貯金切手ノ賣捌ニ關スル事項

- 四 郵便爲替貯金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 五 郵便爲替貯金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 六 郵便爲替貯金事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
- 七 郵便爲替貯金事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
- 八 郵便爲替貯金料金ノ還付ニ關スル事項
- 九 郵便爲替、郵便貯金其ノ他ノ過拂徴収金及辨償徴収金ノ延納又ハ分納ノ許否ニ關スル事項
- 十 規定時間外各種現金受拂事務取扱ノ許否ニ關スル事項
- 十一 郵便貯金特別取扱ノ開設ニ關スル事項
- 十二 郵便爲替及郵便貯金ノ關係人ノ宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可ニ關スル事項
- 十三 郵便爲替金、郵便貯金、歳入金、歳出金及雜部

金ノ出納調査ニ關スル事項

十四 資金ノ運轉ニ關スル事項

十五 資金及過剰金ノ受授ニ關スル事項

十六 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ關スル事項

第十七條ノ二 貯蓄部貯金第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十條第一號乃至第三號ニ掲グル事項

第十條ノ三 貯蓄部貯金第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十條第四號乃至第十六號ニ掲グル事項

第十一條 業務部保險課及貯蓄部保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便為替貯金事業ノ取扱方談ノ規正ニ

係スル事項

一 郵便為替貯金事業ニ係ル起程申告

其他事故ノ処分ニ係ル事項

二 郵便為替貯金事業ノ損害賠償反

報酬ニ係ル事項

四 郵便為替貯金事業ニ係ル長年許

該及所帯私許ニ係ル事項

五 郵便為替貯金料金ノ還付ニ係ル事項

六 郵便為替、郵便貯金其他、送掛徴収

金及雜償徴収金、送納金ノ分納許

否ニ係ル事項

七 郵便貯金特別取扱ノ開業ニ係ル事

項

八 郵便貯金及郵便為替ニ係ル官所

以名之ハ金額等ノ指示認可ニ係ル事項

九 郵便為替貯金、郵便貯金、送掛金

出金及雜部金ノ出納調査ニ係ル事項

十 資金ノ運轉ニ係ル事項

十一 資金及送掛金ノ送授ニ係ル事項

十二 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ

係ル事項

五 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其

ノ他事故ノ處分ニ關スル事項

六 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及

附帯私訴ニ關スル事項

八 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル支拂金ノ過拂徴

收金ニ關スル事項

八 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人宿所氏名又ハ金

額等ノ指示認可ニ關スル事項

九 簡易生命保險及郵便年金事業ノ特定郵便局取扱費

ニ關スル事項

十 簡易生命保險ノ保險料徴收事務ノ監査ニ關スル事項

十一 簡易生命保險ニ係ル事項(若シテ郵便保險課ニ限ル)

八 簡易生命保險ノ管理ニ

五 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項

六 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項

八 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル支拂金ノ過拂徴收金ニ關スル事項

八 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可ニ關スル事項

九 簡易生命保險及郵便年金事業ノ特定郵便局取扱費ニ關スル事項

十 簡易生命保險ノ保險料徴收事務ノ監査ニ關スル事項

十一 簡易生命保險ニ係ル事項(若シテ郵便保險課ニ限ル)

八 簡易生命保險ノ管理ニ

一 第十條第一號乃至第三號ニ掲グル事項

第十條ノ三 貯蓄部貯金第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十條第四號乃至第十六號ニ掲グル事項

第十一條 業務部保險課及貯蓄部保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便為替貯金事業ノ取扱方談ノ規正ニ係スル事項

一 郵便為替貯金事業ニ係ル起程申告

其他事故ノ処分ニ係ル事項

二 郵便為替貯金事業ノ損害賠償反報酬ニ係ル事項

四 郵便為替貯金事業ニ係ル長年許該及所帯私許ニ係ル事項

五 郵便為替貯金料金ノ還付ニ係ル事項

六 郵便為替、郵便貯金其他、送掛徴収金及雜償徴収金、送納金ノ分納許否ニ係ル事項

七 郵便貯金特別取扱ノ開業ニ係ル事項

八 郵便貯金及郵便為替ニ係ル官所

以名之ハ金額等ノ指示認可ニ係ル事項

九 郵便為替貯金、郵便貯金、送掛金

出金及雜部金ノ出納調査ニ係ル事項

十 資金ノ運轉ニ係ル事項

十一 資金及送掛金ノ送授ニ係ル事項

十二 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ係ル事項

五 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項

六 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項

八 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル支拂金ノ過拂徴收金ニ關スル事項

八 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可ニ關スル事項

九 簡易生命保險及郵便年金事業ノ特定郵便局取扱費ニ關スル事項

十 簡易生命保險ノ保險料徴收事務ノ監査ニ關スル事項

十一 簡易生命保險ニ係ル事項(若シテ郵便保險課ニ限ル)

八 簡易生命保險ノ管理ニ

一 第十條第一號乃至第三號ニ掲グル事項

第十條ノ三 貯蓄部貯金第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十條第四號乃至第十六號ニ掲グル事項

第十一條 業務部保險課及貯蓄部保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便為替貯金事業ノ取扱方談ノ規正ニ係スル事項

一 郵便為替貯金事業ニ係ル起程申告

其他事故ノ処分ニ係ル事項

二 郵便為替貯金事業ノ損害賠償反報酬ニ係ル事項

四 郵便為替貯金事業ニ係ル長年許該及所帯私許ニ係ル事項

めくれず

五 簡易生命保険及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
六 簡易生命保険及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項

第十一條ノ下 業務消滅補償及貯蓄消滅補償ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 簡易生命保険被保險者保健施設ノ運営ニ關スル事項
第十二條ノ三 貯蓄部保險第十課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

十 簡易生命保険及郵便年金事業ノ附帯私訴ニ關スル事項
維持ニ關スル事項
十一 簡易生命保険及郵便年金積立金ノ貸付ニ關スル事項
十二 簡易生命保険及郵便年金積立金貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項
十三 簡易生命保険及郵便年金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
選管局分課規程

逓信局分課規程

- 一 第十一條第一號乃至第三號ニ掲グル事項
- 二 第十一條ノ四 貯蓄部保險第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 第十一條第四號乃至第十一號ニ掲グル事項
 - 二 第十一條第五號乃至第十四號ニ掲グル事項
- 三 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 四 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 五 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 六 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 七 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 八 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 九 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十一 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十二 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十三 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十四 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十五 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十六 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十七 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十八 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 十九 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項

- 二十一 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十二 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十三 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十四 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十五 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十六 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十七 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十八 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 二十九 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十一 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十二 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十三 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十四 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十五 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十六 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十七 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十八 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 三十九 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項
- 四十 第九條第一號乃至第十號及第十五號ニ掲グル事項

- 一 市内電話ノ建設工事ノ設計ト設計ノ内容タル用品ヲ査定テ合トシニ關スル事項
- 二 委託ニ係ル市内電話ノ建設工事ニ關スル事項
- 第十八條 工務部市外建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電氣通信施設(市内電話ヲ除ク)ノ建設工事ノ設計ト設計ノ内容タル用品ヲ査定テ合トシニ關スル事項
 - 二 委託ニ係ル電氣通信施設(市内電話ヲ除ク)ノ建設工事ニ關スル事項
- 第十九條 工務部保全課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電氣通信設備ノ保存計畫ニ關スル事項
 - 二 電氣通信施設ノ保存工事ノ設計ト設計ノ内容タル用品ヲ査定テ合トシニ關スル事項
 - 三 電氣通信設備ノ移轉ニ關スル事項
 - 四 官廳用及私設ノ電氣通信施設ノ検査ニ關スル事項

- 五 電氣通信回線ノ試驗ニ關スル事項
- 六 委託ニ係ル電氣通信施設ノ保存工事ニ關スル事項
- 七 電氣通信施設ノ障礙措置ニ關スル事項
- 第二十條 工務部土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 建設課、市内建設課、市外建設課及保全課ノ事務中土木ニ關スル事項
 - 第二十一條 工務部無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ建設ニ係存工事ノ設計ト設計ノ内容タル用品ヲ査定テ合トシニ關スル事項
 - 二 委託ニ係ル無線電信、無線電話及有線放送施設ノ建設ニ係存工事ニ關スル事項
 - 三 官廳用及私設ノ無線電信、無線電話施設ノ検査ニ關スル事項
 - 四 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ試驗ニ關スル事項
 - 五 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ障礙措置ニ關スル事項

關スル事項

- 第二十二條 電氣部監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電力管理法ニ依ル電力ノ管理ニ關スル事項
 - 二 電氣事業ノ監督ニ關スル事項
 - 三 電氣施設ノ保安通信用電話ノ監督ニ關スル事項
 - 四 電力調整令ノ施行ニ關スル事項
 - 五 電氣計器ノ取締ニ關スル事項
 - 六 地方電力調整委員會ニ關スル事項
 - 七 部中他課ニ屬セザル事項
- 第二十三條 電氣部技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 前條第一號乃至第四號ノ事務中技術ニ關スル事項
 - 二 電氣事業主任技術者又ハ其ノ代務者ニ關スル事項
 - 三 發電用汽機汽罐ノ取締ニ關スル事項
 - 四 汽機汽罐主任者ニ關スル事項
 - 五 電氣用品及電氣工事人ノ取締ニ關スル事項
 - 六 發電水力調査ニ關スル事項
 - 七 電氣利用ノ普及及指導並ニ金増産ノ爲メニ關スル事項

電氣施設ノ助成ニ關スル事項

- 第二十四條 經理部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 歳入ノ徵收及歳出ノ支出ノ検査ニ關スル事項
 - 二 現金、物品、郵便切手類及收入印紙ノ出納保管ノ検査ニ關スル事項
 - 三 營業工事並ニ物件ノ賣買、貸借、交換及修繕ノ検査ニ關スル事項
 - 四 不用品並ニ亡失毀損ニ係ル物品、郵便切手類及收入印紙ノ検査ニ關スル事項
 - 五 證明書類ノ検査ニ關スル事項（業務部庶務課ノ掌理ニ屬スル事項ヲ除ク）
 - 六 備入ノ使用ニ關スル事項
 - 七 局内外取締ニ關スル事項
 - 八 非常警備ニ關スル事項
 - 九 部中他課ニ屬セザル事項
- 第二十五條 經理部計理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 歳出豫算ニ關スル事項

逓信局分課規程
逓信部庶務課
逓信部計理課
逓信部電氣課
逓信部技術課
逓信部監理課
逓信部郵務課
逓信部郵便課
逓信部電話課
逓信部電報課
逓信部電報掛
逓信部電報掛
逓信部電報掛

- 二 歳入ノ徵收、繰越、滞納處分、不納缺損及拂戻ニ關スル事項
- 三 歳出ノ支出、繰越、過年度支出及戻入ニ關スル事項

- 四 歳入歳出ノ決算ニ關スル事項
- 五 特定郵便局所屬共済組合員ノ掛金徵收ニ關スル事項
- 六 郵便函及電話機特選手當ノ給與ニ關スル事項

- 第二十六條 經理部用品課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ東京逓信局及大阪逓信局ニ在リテハ營業課主管ニ屬スルモノヲ除ク
 - 一 物資ノ受給ニ關スル事項
 - 二 物品ノ運搬ニ關スル事項
 - 三 物品ノ賣買、貸借及修繕ニ關スル事項

- 主 事業用器具機械材料及式紙類ノ在定配給ニ關スル事項
- 副 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
- 本 郵便切手類及收入印紙ノ賣捌、買戻及出納保管ニ關スル事項

逓信局分課規程

- 本七 物品、郵便切手類及收入印紙ノ亡失毀損ノ認定及辨償等分ニ關スル事項
- 本八 物品ノ運搬ニ關スル事項
- 本九 人夫、船車馬類ノ供給ニ關スル事項
- 本十 營業工事ノ計畫及施行ニ關スル事項
- 本十一 土地、建物、工作物及船舶ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項
- 本十二 固有財産ノ管理ニ關スル事項
- 本十三 點檢燈房等ノ設備ニ關スル事項
- 本十四 借入土地建物及船舶ノ管理ニ關スル事項
- 本十五 運送集配用喇叭驛鈴及錠器ノ使用認可ニ關スル事項

- 第二十七條 經理部營業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 第二十六條第九號乃至第十號ニ掲グル事項
 - 二 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 五 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 六 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 七 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 八 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 九 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十一 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十二 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十三 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十四 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十五 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十六 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十七 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十八 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 十九 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十一 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十二 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十三 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十四 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十五 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十六 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十七 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十八 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二十九 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十一 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十二 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十三 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十四 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十五 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十六 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十七 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十八 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 三十九 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十一 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十二 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十三 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十四 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十五 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十六 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十七 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十八 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 四十九 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 五十 職員ノ診察ニ關スル事項

逓信局分課規程

- 一 逓信講習所規程ニ依ル講習及生徒ノ配屬並ニ其ノ定員定率ニ關スル事項
 - 二 通信吏員ノ本務外事務修習ニ關スル事項
 - 三 特殊有技者ノ檢定及其ノ勲勉手當給與ニ關スル事項(工務部庶務課ノ掌理ニ屬スルモノヲ除ク)
 - 四 指定郵便局長特定郵便局ノ局員ノ電氣通信技術特別檢定ニ關スル事項
 - 五 電信現業員ノ資格檢定ニ關スル事項
- 逓信局長ハ逓信講習所ノ事務ヲ分掌セシムル爲ニ必要ト認ムル地ニ逓信講習所ノ支所ヲ設ク其ノ名稱及位置ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十二條 逓信局長ハ必要ト認ムル地ニ簡易保險健康相談所ヲ設ケ簡易生命保險被保險者ノ健康相談、診察及訪問看護ニ關スル事務ヲ掌ラシム
- 第三十三條 部ニ部長、課ニ課長、院ニ院長、所ニ所長、支所ニ支所長ヲ置ク
- 第三十四條 逓信局長ハ課、院及所ニ係ラ置クコトヲ得
- 第三十五條 逓信局長ハ其ノ直轄事務ヲ掌ラシムル爲ニ必要ト認ムル地ニ逓信講習所ノ支所ヲ設ク其ノ名稱及位置ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條 豊原逓信局ハ於テハ其ノ事務ヲ掌理スル
 第四條及於テ四條乃至於三十九條ニ掲ケル事務ハ逓信局長ノ直轄トス

第三十條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 於テ條々及於テ八條、於テ十條、於テ十一條及於テ十二條ニ掲ケル事項

第三十一條 工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 於テ條々、於テ十條及於テ十九條ニ掲ケル事項

○逓信講習所支所名稱及位置ノ件

(昭和十五年十一月 公達第千二百四十號)

逓信講習所支所名稱及位置左ノ通定ム

名	稱	位 置
東京逓信局逓信講習所豐岡支所	靜岡市	
名古屋逓信局逓信講習所金澤支所	金澤市	
大阪逓信局逓信講習所下關支所	下關市	
廣島逓信局逓信講習所下關支所	下關市	
熊本逓信局逓信講習所長崎支所	長崎市	
熊本逓信局逓信講習所那覇支所	那覇市	

逓信講習所支所名稱及位置ノ件



以下資料

317

裏面白紙

朕行政機構整備實施ノ爲ニスルニ信局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之

ヲ公布セシム

御名 御璽

十一年十一月一日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令第一百三十二號

逓信局官制中左ノ逓改正ス

第一條 逓信局ハ逓輸通信大臣ノ管理ニ屬シ郵便、電氣通信、郵便爲

替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帶業務ノ管理ニ

關スル事務ヲ掌ル

第二條 第二項中「電氣、」ヲ削リ「逓信大臣」ヲ「逓信院總裁」ニ改

ム

第四條 逓信局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長 十八人 內 八人

勅任 奏任

書記官 專任 二十四人

奏任

事務官 專任八十七人 奏任

放送考官 專任六人 奏任

逓信講習所教官 專任二百三十九人内 十二人 奏任
二百二十七人 判任

技師 專任五十三人 奏任

書記 專任三千三百七十七人 判任

技手 專任七百人 判任

書記補 專任千八百人 判任

前項ノ職員ノ外逓信局ニ保健技師專任百九十六人ヲ置ク奏任官ノ待

遇トス

前二項ノ職員ノ外逓信局ニ逓信手ヲ置ク判任官ノ待遇トス

第五條、第六條及第十一條第二項中「逓信大臣」ヲ「逓信院總裁」ニ

改ム

別表中東京逓信局、名古屋逓信局、大阪逓信局及廣島逓信局ノ項ヲ左

ノ如ク改ム

東京逓信局	東京都
次坂縣	東京縣
栃木縣	神奈川縣
山梨縣	埼玉縣
	群馬縣
	千葉縣

名古屋遞信局	名古屋市	愛知縣	三重縣	靜岡縣	岐阜縣		
大阪遞信局	大阪市	大阪府	京都府	兵庫縣	奈良縣	滋賀縣	
廣島遞信局	廣島市	和歌山縣	廣島縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣	山口縣
松山遞信局	松山市	愛媛縣	德島縣	香川縣	高知縣		

同表中熊本遞信局ノ項、次ニ左ノ如ク加フ

新潟遞信局	新潟市	新潟縣	長野縣	福井縣	石川縣	富山縣
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ別表ノ改正規定ハ昭和十八年十二月

月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ昭和十八年十一月三十日迄ハ局長ハ

八人（内七人ハ勅任、一人ハ委任トス）ヲ以テ定員トス

逓信局分課表 (其一)

東京	總務 (專) 監察 (專) 厚生 (專)	服務 (專) 郵務 (專) 電務 (專)	獎勵 貯金第一 (專) 貯金業務 貯金第二 (專) 保險業務 保險第一 (專) 保險第二 (專)	無線 (專) 放送 (放)	東京
名古屋	總務 (專) 監察 (專) 厚生 (專)	服務 (專) 郵務 (專) 電務 (專)	獎勵 貯金 (專) 業務 保險 (專)	福社 (技)	名古屋
大阪	總務 (專) 監察 (專) 厚生 (專)	服務 (專) 郵務 (專) 電務 (專)	獎勵 貯金第一 (專) 貯金業務 貯金第二 (專) 保險業務 保險第一 (專) 保險第二 (專)	福社 (技)	大阪
廣島	總務 (專) 監察 (專) 厚生 (專)	服務 (專) 郵務 (專) 電務 (專)	獎勵 貯金 (專) 業務 保險 (專)	福社 (技)	廣島

逓信講習所	逓信講習所	東京
逓信病院	逓信講習所	名古屋
逓信病院(事)	逓信講習所	大阪
逓信病院	逓信講習所	広島

庶務(記)	電氣		工務(技)				
	技	監	無	土	市外建設	市内建設	調査
庶務(記)	電氣		工務(技)				
	技	監			保	建	庶務
庶務(記)	電氣		工務(技)				
	技	監	無	土	建	調	庶務
庶務(記)	電氣		工務(技)				
	技	監			保	建	庶務

逓信局分課表 (其ノ二)

<p>(技)工務 保 建 庶 全 設 務 (技) (技) (記)</p>	<p>(書)貯蓄 福 保 業 貯 獎 社 險 務 金 助 (技) (學) (學)</p>	<p>放 送 (事)</p>	熊 本
<p>(技)工務 保 建 庶 全 設 務 (技) (技) (記)</p>		<p>福 保 貯 社 險 蓄 (技) (學)</p>	仙 臺
<p>(技)工務 保 建 庶 全 設 務 (技) (技) (記)</p>		<p>福 保 貯 社 險 蓄 (技) (學)</p>	札 幌
<p>工 務 (技)</p>			豊 原

<p>(書)業務 電 郵 服 務 (學) 務 (學) 務 (學)</p>	<p>厚 監 總 生 (學) 察 (學) 務 (學)</p>	熊 本
<p>(書)業務 貯 獎 電 郵 服 金 助 務 務 務 (學) (學) (學) (學)</p>	<p>厚 監 總 生 (記) 察 (學) 務 (學)</p>	仙 臺
<p>(書)業務 貯 獎 電 郵 服 金 助 務 務 務 (學) (學) (記) (記)</p>	<p>厚 監 總 生 (記) 察 (學) 務 (學)</p>	札 幌
<p>業 務 (學)</p>		豊 原

逓信病院	逓信講習所	(書) 經理	用 計 庶	電氣	技 障
		(書)	品 理 務	術 理	(技) (專)
			(專) (專) (記)		
逓信病院	逓信講習所	(書) 經理	用 計 庶	電氣	技 障
		(書)	品 理 務	術 理	(技) (專)
			(專) (專) (記)		
逓信病院	逓信講習所	(書) 經理	用 計 庶	電氣	技 障
		(書)	品 理 務	術 理	(技) (記)
			(專) (專) (記)		
	逓信講習所				

新 潟	工務 庶務 建設 保險 全	福 祉 社	仲 野 金 庫 (東 洋)
	(東京工務部ヨリ)		
松 山	工務 庶務 建設 保險 全	福 祉 社	仲 野 金 庫 (東 洋)
	(大阪工務部ヨリ)		

新 潟	總務 庶務 監察 厚生	服 務 部 (東 洋)	仲 野 金 庫 (東 洋)
	業務 印		
松 山	總務 庶務 監察 厚生	服 務 部 (東 洋)	仲 野 金 庫 (東 洋)
	業務 印		

逓信局分課表

(其ノ三)

Handwritten notes and signatures in the right margin, including a large signature and vertical text.

報 電

18.9.27
18.9.27
18.9.27

二五七四ヘネンツサツテイソウムテ

二十五日午後五時四十分
三三三
三三三
三三三

三三三
ムラ一六
コシコテ

13

18.9.27
18.9.27

三三三

官本
經理

用計庶

品理務

大
經理

用計庶

品理務



電報号外ヲ以テ相当回報済
高秋五二六ノ字ヲ念ノ厚再送ス

二三七ニセニヘナスハ

ヒシヨテ

ムラ 一〇 サツホ ロテイシン 四
三一八九

24



ニ 宛札

官本 經理
用 計 庶

品 理 務
色ノ...

天 經理
用 計 庶

品 理 務
...

經理
官本
書記

用 計 庶

品 理 務

大
經理

用 計 庶

品 理 務

大日本帝國政府

○
○
○

廿
ウ
テ
イ

ソ
ウ
ム
テ

ヒ
五
一
六
（
九
・
二
）
ハ
ヒ
五
〇
ナ
（
九
・
一
）
ヲ
一
〇

ウ
キ
一
ヒ
ヨ
リ
ニ
ツ
ウ
ノ
ケ
ニ
ナ
リ
レ
ヒ
五
ヨ
テ

中
外
三
山
不

秋
五
十
六
日
宮
中
の
儀
送
付
ス

（
國
定
規
格
第
一
六
三
號
）

327

裏
面
白
紙

律秘 第三二四號

昭和十八年九月二十三日立案
昭和 〃 年 〃 月 〃 日達濟
淨書 校合

遞信省

管主 秘書課長

服

未申

未申

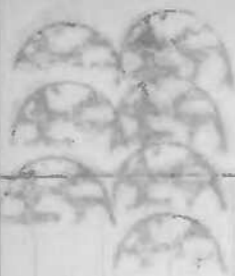
評 合

電報案

官房秘書課長

各遞信局長宛(除豊原)

局報番号 東京二六六乃至二七二



各 逓 信 局 長 宛 (除 贈 送)

官 房 秘 書 課 長

案 通 課

密 秘 第 三 一 六 號

昭和十八年九月二十日立案
昭和十九年九月二十二日達濟

主 管 秘 書 課 長 (吉田)

服 務

淨書 至 廿
校 合 多 井 下 示

未 申

未 申

逓 信 省 王 儲 御 殿

逓 信 省

309

逓信局貯蓄奨励機構統合ニ関スル件

九月二十二日 秘 第三一六号
シロキジツ エンキス
延期ス
施行期日

逓信局貯蓄奨励機構統合ニ關スル件

秘第三〇六號（九月十一日）關聯

右ハ來ル十月一日ヨリ施行セラルルニ付丁知相庶度

京城後三科課長

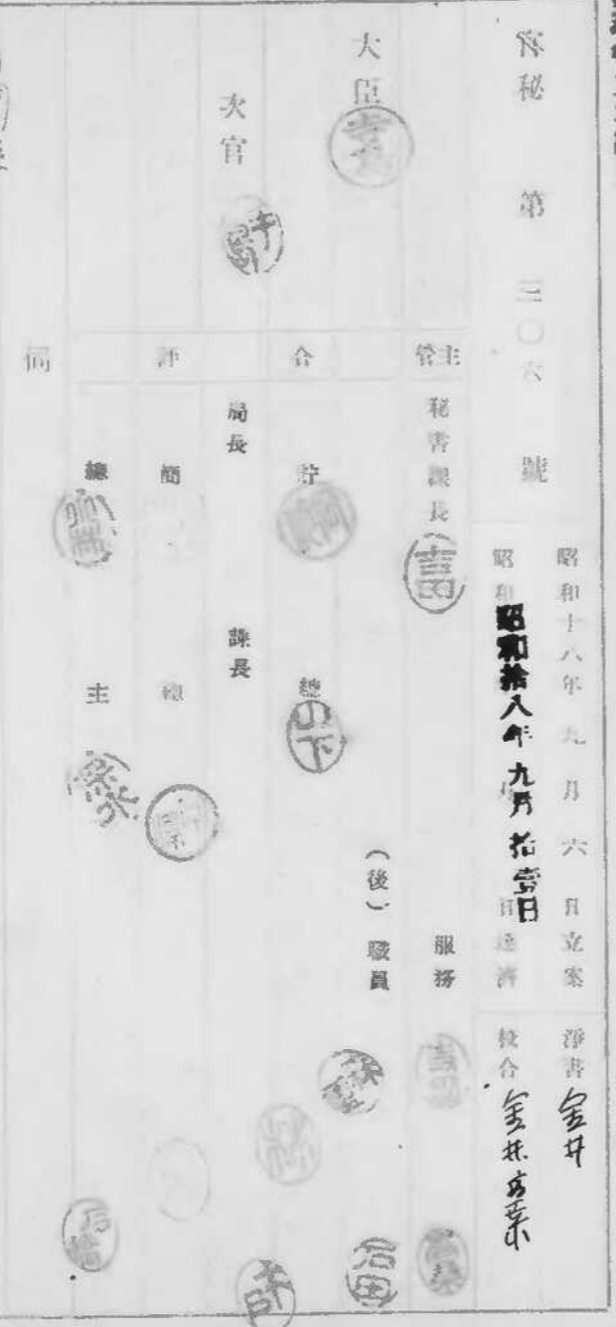
密秘 第三〇六 號

昭和十八年九月六日立案

昭和十八年九月十日發行

淨書金井 校合 金井 秀平

逓信省



逓信局貯蓄奨励機構統合ニ關スル件

現下國民貯蓄増強ノ重要性ニ鑑ミ逓信局ニ於ケル郵便貯金、簡易生

命保險及郵便年金ノ周知奨励事務ヲ一元の機構ニ統合スル爲案ノ通
逓信局分課規程中改正竝ニ通牒相成可然哉

總務局へ

仙臺及札幌逓信局ニ貯蓄部新設ニ伴ヒ十九年度豫算ニ於テ事業増

進ニ織リ込ミ逓信局書記官二人増員方取計相成度

要公報掲載公達第

號

公 達 案

遞信部内一般

遞信局分課規程中左ノ通改正ス

年 月 日

遞 信 大 臣

第一條中業務部及貯蓄部ノ部ヲ左ノ如ク改ム

業務部

服務課

郵務課

裏面白紙

裏面白紙

電務課

放送課（名古屋遞信局、大阪遞信局及熊本遞信局ニ限ル）

貯蓄部

獎勵課

業務課（東京遞信局及大阪遞信局ヲ除ク）

貯金業務課（東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル）

保險業務課（同前）

福祉課

第十條

貯蓄部獎勵課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金其ノ他郵便局ニ於テ取扱フ

國民貯蓄ノ獎勵ニ關スル事項

二 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ノ周知ニ關スル事項

三 郵便貯金ノ增強、債券ノ賣出及郵便貯金切手ノ賣捌計畫竝ニ割當ニ關スル事項

四 簡易生命保險及郵便年金ノ募集計畫竝ニ割當ニ關スル事項

五 簡易生命保險及郵便年金事業ノ特定郵便局取扱費ニ關スル事項

六 郵便局ニ於ケル郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金事業ニ屬スル外務員ノ指導教養ニ關スル事項

七 部中他課ニ屬セザル事項

第十條ノ二及第十條ノ三ヲ削ル

第十一條 貯蓄部業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便爲替貯金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項

二 郵便爲替貯金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項

事項

三 郵便爲替貯金事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項

四 郵便爲替貯金事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項

五 郵便爲替貯金料金ノ還付ニ關スル事項

六 郵便爲替、郵便貯金其ノ他ノ過拂取收金及辨償取收金ノ延納又ハ分納ノ許否ニ關スル事項

七 郵便貯金特別取扱ノ開廢ニ關スル事項

八 郵便爲替及郵便貯金ノ關係人ノ宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可

ニ關スル事項

九 郵便爲替金、郵便貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ出納調査ニ

關スル事項

十 資金ノ運轉ニ關スル事項

十一 資金及過超金ノ受授ニ關スル事項

十二 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ關スル事項

十三 簡易生命保險及郵便年金事業ノ契約ノ維持ニ關スル事項

十四 簡易生命保險及郵便年金積立金ノ貸付ニ關スル事項

十五 簡易生命保險及郵便年金積立金貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項

十六 簡易生命保險及郵便年金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項

十七 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ

處分ニ關スル事項

十八 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ

關スル事項

十九 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル支拂金ノ過拂徴收金及辨償

徴收金ノ延納又ハ分納ノ許否ニ關スル事項

二十 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人ノ宿所氏名又ハ金額等ノ指

示認可ニ關スル事項

二十一 簡易生命保險ノ保險料徵收事務ノ監査ニ關スル事項

第十一條ノ二 貯蓄部貯金業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十一條第一號乃至第十二號ニ掲グル事項

第十一條ノ三 貯蓄部保險業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十一條第十三號乃至第二十一號ニ掲グル事項

第十一條ノ四 貯蓄部福祉課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易生命保險被保險者保健施設ノ運営ニ關スル事項

附 則

本件施行期日
昭和二十一年
四月八日
トス

本公達ハ

日ヨリ之ヲ施行ス

通譯室 / 一 依命

官房秘書課長
貯金局長
簡易保險局長

各遞信局長宛 (除豐原)

遞信局貯蓄獎勵機構結合ニ關スル件

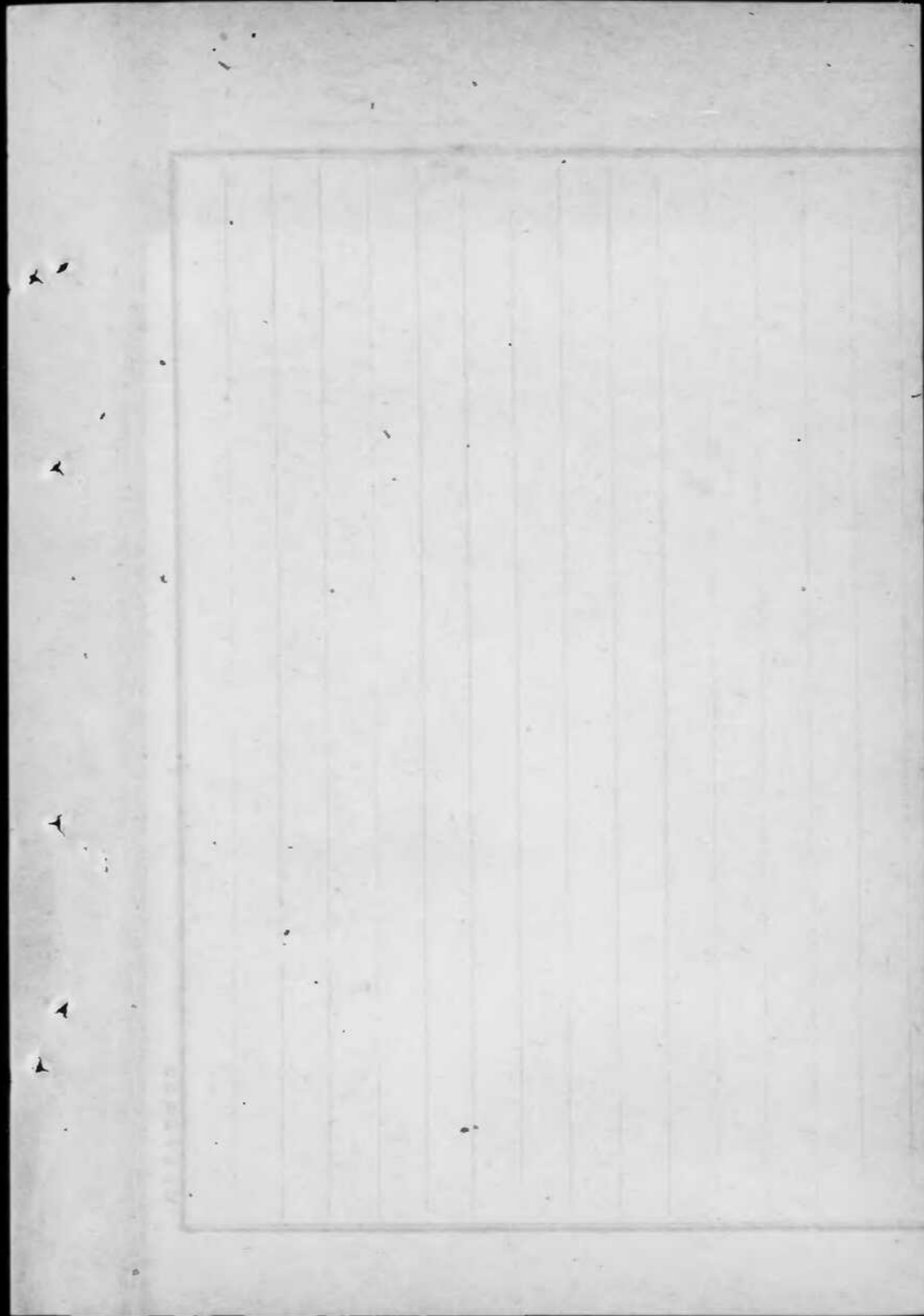
現下國民貯蓄増強ノ重要性ニ鑑ミ遞信局ニ於ケル郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金ノ周知獎勵事務ヲ一元的機構ニ統合シテ國民貯蓄

遞信省

増強ニ關スル諸施策ノ設定及對外折衝等ニ運動ヲ適正強化「仙、限、札
 入記スルト共ニ新ニ「郵務部ヲ設置」スルコトトシテ、別紙案ノ通達信
 局分課規程中改正實施セラルル見込ニ付、務ノ相當準備ヲ爲スト共ニ
 實施ニ當リテハ改正ノ趣旨ヲ充分ニ關係職員ニ浸透セシムル事ヲ國民
 時器増強ノ推進力カラシメ、關係各事業ノ特性ノ昂揚ニ努ムルト共ニ
 ル様、留意相成度」
 「仙、限、札ニ道ヲ奉件實施ノ上ハ業務課及貯蓄部定員異動報告提出相
 成度」

逓信省

通達案ノ二
 官房秘書長
 豊原逓信局長宛
 逓信局貯蓄獎勵機構統合ニ關スル件
 右ニ關シ別紙案ノ通達案ヲラレタルニ付テハ貴局ニ於テモ充分改正
 ノ趣旨ヲ體シ其ノ運用ニ格段ノ留意相成度



○遞信局分課規程

新訂 附 照
(昭和十五年十一月
公達第千二百五十九號)

第一條 遞信局ニ通信講習所ノ外左ノ部、課及院ヲ置ク

總務課

監察課

厚生課

業務部

服務課

郵務課

電務課

放送課(名古屋遞信局、大阪遞信局及熊本遞信局ニ限ル)

貯金課(仙臺遞信局及札幌遞信局ニ限ル)

保險課(同前)

補給課(同前)

貯蓄部(仙臺遞信局及札幌遞信局ヲ除ク)

業務課(東京遞信局及大阪遞信局ヲ除ク)

貯金課(東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

遞信局分課規程

保險業務課

貯金部(同前)

保險課(東京遞信局及大阪遞信局ヲ除ク)

貯蓄部(東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

保險部(同前)

補給課

放送部(東京遞信局ニ限ル)

無線課

放送課

工務部

庶務課

調査課(東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

建設課(東京遞信局ヲ除ク)

市内建設課(東京遞信局ニ限ル)

市外建設課(同前)

保全課

土木課(東京遞信局及大阪遞信局ニ限ル)

無線課(同前)

電氣部

- 監理課
- 技術課
- 經理部
- 庶務課
- 計理課
- 用品課

營業課(東京逓信局及大阪逓信局ニ限ル)

逓信病院(東京逓信局ヲ除ク)

東京逓信局ニハ前項ノ各部ノ外總務部ヲ置キ同部ニ總務課、監察課及厚生課ヲ屬セシム

豊原逓信局ニハ第一項ノ部、課及院ヲ置カズ左ノ二課ヲ置ク

業務課

工務課

- 一 特定郵便局長等ニ對スル渡切經費減額及辨償ノ處分ニ關スル事項
- 二 特定郵便局長等ノ身元保證ニ關スル事項
- 三 職員ニ贈與スル金貨物品等ノ受領申請ニ對スル許

否ニ關スル事項

- 五 書記補、雇員及特務雇員ノ試験ニ關スル事項
- 六 特定郵便局長會其ノ他特定郵便局長團體ノ監督ニ關スル事項
- 七 儀式禮典ニ關スル事項
- 八 官舎居住者ノ指定ニ關スル事項
- 九 機密文書ノ取扱ニ關スル事項
- 十 規定ノ記録ニ關スル事項
- 十一 印鑑等ノ交付及保管ニ關スル事項
- 十二 公文書類ノ收受淨寫及發送ニ關スル事項
- 十三 文書處理済否ノ點檢及其ノ未済督促ニ關スル事項
- 十四 公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
- 十五 圖書ノ保管及版權ニ關スル事項
- 十六 統計報告ニ關スル事項
- 十七 石版印刷及其ノ技工ノ使用ニ關スル事項
- 十八 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 十九 他部、課、所ニ屬セザル事項

第三條 監察課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 逓信事務ノ監察ニ關スル事項

第四條 厚生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ保健ニ關スル事項
- 二 職員ノ訓育及慰安ニ關スル事項
- 三 職員ノ共済ニ關スル事項
- 四 逓信報國團ノ支團ニ關スル事項
- 五 職員ノ宿舍ノ使用ニ關スル事項
- 六 職員ノ待遇及勤務條件ニ關スル事項

第五條 削除

第六條 業務部服務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ定員(特定郵便局ノ簡易生命保險專務者ノ指定ヲ含ム)、定率及服務ニ關スル事項
- 二 現業員ノ給與ニ關スル事項
- 三 指定郵便局及特定郵便局等ノ經費ニ關スル事項
- 四 部中各課事務ニシテ相互ニ關聯スル事務ノ統合調整ニ關スル事項

逓信局分課規程

五 部中他課ニ屬セザル事項

第七條 業務部郵務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便事業ノ計畫ニ關スル事項
- 二 指定郵便局及特定郵便局等ノ局舎構造及設備ニ關スル事項
- 三 郵便切手類及收入印紙ノ配給局及同配給區域ノ指定ニ關スル事項
- 四 特定郵便局、集配所、交換所及特定郵便局區内郵便切手收入印紙賣捌所、郵便兩場ノ廢置、移轉及變更ニ關スル事項
- 五 郵便線路ノ開廢、變更並ニ郵便區、集配區及集配度數等ノ變更ニ關スル事項
- 六 郵便遞送集配ノ請負契約ニ關スル事項
- 七 郵便遞送記ノ調査ニ關スル事項
- 八 鐵道郵便室及鐵道郵便係員湯茶供給所ノ開廢、移轉ニ關スル事項
- 九 郵便行囊運轉ニ關スル事項

電氣部

- 監理課
- 技術課
- 經理部
- 庶務課
- 計理課
- 用品課

警務課(東京逓信局及大阪逓信局ニ限ル)
 逓信病院(東京逓信局ヲ除ク)

第二條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ身分進退及功過ニ關スル事項
- 二 特定郵便局長等ニ對スル渡切經費減額及掛償ノ處分ニ關スル事項
- 三 特定郵便局長等ノ身元保證ニ關スル事項
- 四 職員ニ贈與スル金錢物品等ノ受領申請ニ對スル許

百件迄 一件毎ニ 二錢
 三百一件以上 一件毎ニ 三錢
 百件迄 一件毎ニ 三錢

否ニ關スル事項

- 五 書記補、雇員及特務雇員ノ試験ニ關スル事項
- 六 特定郵便局長會其ノ他特定郵便局長團體ノ監督ニ關スル事項
- 七 儀式禮典ニ關スル事項
- 八 官舎居住者ノ指定ニ關スル事項
- 九 機密文書ノ取扱ニ關スル事項
- 十 規定ノ記録ニ關スル事項
- 十一 印鑑等ノ交付及保管ニ關スル事項
- 十二 公文書類ノ收受淨寫及發送ニ關スル事項
- 十三 文書處理済否ノ點檢及其ノ未済督促ニ關スル事項
- 十四 公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
- 十五 圖書ノ保管及版權ニ關スル事項
- 十六 統計報告ニ關スル事項
- 十七 石版印刷及其ノ技工ノ使用ニ關スル事項
- 十八 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 十九 他部、課、所ニ屬セザル事項

第三條 監察課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 逓信事務ノ監察ニ關スル事項

第四條 厚生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ保健ニ關スル事項
- 二 職員ノ調育及慰安ニ關スル事項
- 三 職員ノ共濟ニ關スル事項
- 四 逓信報國團ノ支團ニ關スル事項
- 五 職員ノ宿舍ノ使用ニ關スル事項
- 六 職員ノ待遇及勤務條件ニ關スル事項

第五條 削除

第六條 業務部服務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ定員(特定郵便局ノ簡易生命保險專務者ノ指定ヲ含ム)、定率及服務ニ關スル事項
- 二 理業員ノ給與ニ關スル事項
- 三 指定郵便局及特定郵便局等ノ經費ニ關スル事項
- 四 部中各課事務ニシテ相互ニ關聯スル事務ノ統合調整ニ關スル事項

逓信局分課規程

五 部中他課ニ屬セザル事項

第七條 業務部郵務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便事業ノ計畫ニ關スル事項
- 二 指定郵便局及特定郵便局等ノ局舎構造及設備ニ關スル事項
- 三 郵便切手類及收入印紙ノ配給局及同配給區域ノ指定並ニ變更ニ關スル事項
- 四 特定郵便局、集配所、交換所及特定郵便局區内郵便切手收入印紙賣捌所、郵便兩場ノ廢置、移轉及變更ニ關スル事項
- 五 郵便線路ノ開發、變更並ニ郵便區、集配區及集配度數等ノ變更ニ關スル事項
- 六 郵便遞送集配ノ請負契約ニ關スル事項
- 七 郵便遞送記ノ調査ニ關スル事項
- 八 鐵道郵便室及鐵道郵便係員湯茶供給所ノ開發、移轉ニ關スル事項
- 九 郵便行囊運轉ニ關スル事項

- 十 郵便事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 十一 郵便事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
- 十二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
- 十三 郵便料金ノ還付ニ關スル事項
- 十四 郵便事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
- 十五 郵便事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 十六 郵便物ノ差押ニ關スル事項
- 十七 特殊通信日附印ノ使用ニ關スル事項
- 十八 郵便切手類記號承認ニ關スル事項
- 十九 郵便事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 二十 逓信省徽章、通信日附印及郵便切手類ノ模造取締ニ關スル事項
- 二十一 代書人ニ關スル事項
- 二十二 第三種郵便物ノ認可及約束郵便ノ承認ニ關スル事項

- 二十三 郵便事業用度量衡器ノ取扱方法ニ關スル事項
- 第八條 業務部電務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ名古屋逓信局、大阪逓信局及熊本逓信局ニ在リテハ放送課主管ニ屬スルモノヲ、東京逓信局ニ在リテハ放送部主管ニ屬スルモノヲ除ク
- 一 電氣通信事業ノ計畫ニ關スル事項
- 二 電信電話取扱所、電信取扱所、電話所及公衆電話所ノ廢置、移轉及變更ニ關スル事項
- 三 電信回線、電報中繼及局報順路ノ調査ニ關スル事項
- 四 電信取扱時間ノ制限及電信區畫丁程ニ關スル事項
- 五 電報配達特別受持地名表及電報配達受持區内各地里程表調製ニ關スル事項
- 六 電信取扱局所略名符號ノ設定及變更ニ關スル事項
- 七 同報電信ニ關スル事項
- 八 電話回線ノ調査ニ關スル事項
- 九 電話區劃ニ關スル事項
- 十 電氣通信事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分

ニ關スル事項

- 十一 電氣通信事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
- 十二 電氣通信料金ノ還付ニ關スル事項
- 十三 電氣通信事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
- 十四 電氣通信事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 十五 電氣通信事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 十六 電報ノ差押ニ關スル事項
- 十七 新聞電報ノ取扱及之ニ附帶スル申請ノ認可ニ關スル事項
- 十八 官應用及私設電氣通信ノ監督並ニ公衆通信及軍用通信ニ供用ニ關スル事項
- 十九 私設無線電信無線電話通信從事者ニ關スル事項
- 二十 無線通信ノ監視ニ關スル事項
- 二十一 同報無線電信ニ關スル事項
- 二十二 無線通信用機器ノ取締ニ關スル事項
- 二十三 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項

- 二十三 聽取無線電話ノ許可及取締ニ關スル事項
- 二十四 電話加入ノ讓渡ノ禁止ニ關スル事項
- 二十五 電話加入申込ノ公益受理ニ關スル事項
- 二十六 電話加入區域外加入ニ關スル事項
- 二十七 豫約新聞電話ニ關スル事項
- 二十八 豫約新聞電話ニ關スル事項
- 二十九 電話加入者ノ除名處分ニ關スル事項
- 三十 規則違反ニ係ル通話並ニ官應用及私設電話機接続ノ停止ニ關スル事項
- 三十一 電話移轉費ノ豫納又ハ後納ノ決定ニ關スル事項
- 第九條 業務部放送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 無線電信及無線電話事業ノ計畫ニ關スル事項
- 二 無線電信及無線電話事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 三 無線電信及無線電話事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
- 四 無線電信及無線電話料金ノ還付ニ關スル事項

逓信局分規程

- 五 無線電信及無線電話事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項
- 六 無線電信及無線電話事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 七 無線電信及無線電話事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 八 官廳用及私設無線電信無線電話ノ監督並ニ公衆通信及軍用通信ニ供用ニ關スル事項
- 九 私設無線電信無線電話通信従事者ニ關スル事項
- 十 放送無線電報ノ停止ニ關スル事項
- 十一 無線通信ノ監視ニ關スル事項
- 十二 同報無線電信ニ關スル事項
- 十三 無線通信用機器ノ取締ニ關スル事項
- 十四 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項
- 十五 聴取無線電話ノ許可及取締ニ關スル事項
- 第十六條 業務部附設金庫及貯蓄部附設金庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 郵便貯蓄金庫ニ關スル事項
 - 二 郵便貯蓄金庫ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
 - 三 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 四 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 五 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 六 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 七 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 八 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 九 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 十 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 十一 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 十二 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項

- 金ノ出納調査ニ關スル事項
- 十四 資金ノ運用ニ關スル事項
- 十五 資金及通融金ノ受取ニ關スル事項
- 十六 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ關スル事項
- 第十七條 貯蓄部附設金庫第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 二 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 三 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 四 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 五 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 六 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 七 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 八 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 九 郵便貯蓄金庫ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 十 資金及通融金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 十一 資金及通融金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
 - 十二 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ關スル事項

一七四

- 三 郵便貯蓄金ノ増減、債券ノ賣出及通融金切手ノ賣計調査ニ關スル事項
- 四 簡易生命保険及郵便年金ノ事務計調査ニ關スル事項
- 五 簡易生命保険及郵便年金ノ事務計調査ニ關スル事項
- 六 郵便貯蓄金ノ増減、債券ノ賣出及通融金切手ノ賣計調査ニ關スル事項
- 七 郵便貯蓄金ノ増減、債券ノ賣出及通融金切手ノ賣計調査ニ關スル事項
- 八 郵便貯蓄金ノ増減、債券ノ賣出及通融金切手ノ賣計調査ニ關スル事項
- 九 郵便貯蓄金ノ増減、債券ノ賣出及通融金切手ノ賣計調査ニ關スル事項
- 十 規定時間外各種現金受取事務取扱ノ許可ニ關スル事項
- 十一 郵便貯蓄金特別取扱ノ開庫ニ關スル事項
- 十二 郵便貯蓄金特別取扱ノ開庫ニ關スル事項
- 十三 郵便貯蓄金特別取扱ノ開庫ニ關スル事項

- 十七 簡易生命保険及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其他事故ノ處分ニ關スル事項
- 十八 簡易生命保険及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項
- 十九 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十一 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十二 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十三 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十四 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十五 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十六 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十七 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十八 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 二十九 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十一 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十二 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十三 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十四 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十五 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十六 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十七 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十八 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 三十九 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十一 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十二 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十三 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十四 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十五 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十六 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十七 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十八 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 四十九 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項
- 五十 簡易生命保険及郵便年金ノ取扱手續ノ規定ニ關スル事項

逓信局分課規程

- 五 無線電信及無線電話事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項
- 六 無線電信及無線電話事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 七 無線電信及無線電話事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 八 官廳用及私設無線電信無線電話ノ監督並ニ公衆通信及軍用通信ニ供用ニ關スル事項
- 九 私設無線電信無線電話通信従事者ニ關スル事項
- 十 放送無線電報ノ停止ニ關スル事項
- 十一 無線通信ノ監視ニ關スル事項
- 十二 同報無線電信ニ關スル事項
- 十三 無線通信用機器ノ取締ニ關スル事項
- 十四 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項
- 十五 聴取無線電話ノ許可及取締ニ關スル事項
- 第十六 業務貯蓄金課及貯蓄部^{業務貯蓄金課}ニ於テハ左ノ事務ニ關スル事項

- 一 債券ノ賣出及買上ニ關スル事項
- 二 郵便貯蓄金切手ノ賣却ニ關スル事項
- 三 郵便貯蓄金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 四 郵便貯蓄金事業ニ係ル犯罪ノ申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 五 郵便貯蓄金事業ノ損傷賠償及報酬ニ關スル事項
- 六 郵便貯蓄金事業ノ利息及手数料ノ算定ニ關スル事項
- 七 郵便貯蓄金事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項
- 八 郵便貯蓄金特別取扱ノ開廢ニ關スル事項
- 九 郵便貯蓄金其ノ他ノ遺留債收金及非債債收金ノ延納又ハ分納ノ許可ニ關スル事項
- 十 規定時間外各種現金受取事務取扱ノ許可ニ關スル事項
- 十一 郵便貯蓄金特別取扱ノ開廢ニ關スル事項
- 十二 郵便貯蓄金及郵便貯蓄金ノ關係人ノ住所氏名又ハ年齢等ノ指示認可ニ關スル事項
- 十三 郵便貯蓄金、郵便貯蓄金ノ貸入金、貸出金及雜部

- 十七 簡易生命保險及郵便年金事業ノ周知及契約ノ募集ニ關スル事項
- 十八 簡易生命保險及郵便年金積立金ノ貸付ニ關スル事項
- 十九 簡易生命保險及郵便年金積立金貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル事項
- 二十 簡易生命保險及郵便年金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項

- 十一 業務部福祉課及貯蓄部福祉課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 簡易生命保險被保險者保健施設ノ運営ニ關スル事項
- 二 貯蓄部^{業務貯蓄金課}ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 十七 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
- 十八 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帯私訴ニ關スル事項
- 十九 簡易生命保險及郵便年金ノ過拂債收金ニ關スル事項
- 二十 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人住所氏名又ハ金額ニ關スル事項

逓信局分課規程

一七五

- 一 第十一條第一號乃至第三號ニ準ズル事項
- 第十二條ノ四 貯蓄部保險士課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
理不
- 一 第十一條第四號乃至第十號ニ準ズル事項
- 第十二條 放送部無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 第九條第一號乃至第十三號及第十五號ニ掲グル事項
- 二 部中他課ニ屬セザル事項
- 第十三條 放送部放送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項
- 第十四條 工務部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ東京逓信局及大阪逓信局ニ在リテハ調査課主管ニ屬スルモノヲ除ク
一 工務員、機械工員及線路工員ノ養成ニ關スル事項
二 電氣通信施設ノ技術ノ調査ニ關スル事項
三 電氣通信施設ノ建設ニ保存工事項ノ調査及仕様ニ關スル事項

- 四 電氣通信設備ヲ構成セル機器ノ工作ニ關スル事項
- 五 電氣通信施設建設保守ノ特殊有技者ノ檢定及其ノ勤勉手當給與ニ關スル事項
- 六 部中他課ニ屬セザル事項
- 第十五條 工務部調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 電氣通信施設ノ技術ノ調査ニ關スル事項
二 電氣通信施設ノ建設ニ保存工事項ノ調査及仕様ニ關スル事項
- 三 電氣通信設備ヲ構成セル機器ノ工作ニ關スル事項
- 第十六條 工務部建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ大阪逓信局ニ在リテハ土木課及無線課主管ニ屬スルモノヲ除ク
一 電氣通信施設ノ建設工事項ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ在定ヲ含ム)ニ關スル事項
二 委託ニ係ル電氣通信施設ノ建設工事項ニ關スル事項
- 第十七條 工務部市内建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ土木課主管ニ屬スルモノヲ除ク

- 一 市内電話ノ建設工事項ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ在定ヲ含ム)ニ關スル事項
- 二 委託ニ係ル市内電話ノ建設工事項ニ關スル事項
- 第十八條 工務部市外建設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ土木課及無線課主管ニ屬スルモノヲ除ク
一 電氣通信施設(市内電話ヲ除ク)ノ建設工事項ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ在定ヲ含ム)ニ關スル事項
二 委託ニ係ル電氣通信施設(市内電話ヲ除ク)ノ建設工事項ニ關スル事項
- 第十九條 工務部保全課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ東京逓信局及大阪逓信局ニ在リテハ土木課及無線課主管ニ屬スルモノヲ除ク
一 電氣通信設備ノ保存計畫ニ關スル事項
二 電氣通信施設ノ保存工事項ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ在定ヲ含ム)ニ關スル事項
三 電氣通信線路ノ移轉ニ關スル事項
四 官廳用及私設ノ電氣通信施設ノ檢査ニ關スル事項

- 五 電氣通信回線ノ試験ニ關スル事項
- 六 委託ニ係ル電氣通信施設ノ保存工事項ニ關スル事項
- 七 電氣通信施設ノ障礙措置ニ關スル事項
- 第二十條 工務部土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 建設課、市内建設課、市外建設課及保全課ノ事務
中土木ニ關スル事項
- 第二十一條 工務部無線課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ建設並ニ保存工事項ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ在定ヲ含ム)ニ關スル事項
二 委託ニ係ル無線電信、無線電話及有線放送施設ノ建設並ニ保存工事項ニ關スル事項
三 官廳用及私設ノ無線電信、無線電話施設ノ檢査ニ關スル事項
四 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ試験ニ關スル事項
五 無線電信、無線電話及有線放送施設ノ障礙措置ニ關スル事項

關スル事項

- 第二十二條 電氣部監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電力管理法ニ依ル電力ノ管理ニ關スル事項
 - 二 電氣事業ノ監督ニ關スル事項
 - 三 電氣施設ノ保安通信用電話ノ監督ニ關スル事項
 - 四 電力調整令ノ施行ニ關スル事項
 - 五 電氣計器ノ取締ニ關スル事項
 - 六 地方電力調整委員會ニ關スル事項
 - 七 部中他課ニ屬セザル事項
- 第二十三條 電氣部技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 前條第一號乃至第四號ノ事務中技術ニ關スル事項
 - 二 電氣事業主任技術者又ハ其ノ代務者ニ關スル事項
 - 三 發電用汽機汽罐ノ取締ニ關スル事項
 - 四 汽機汽罐主任者ニ關スル事項
 - 五 電氣用品及電氣工事人ノ取締ニ關スル事項
 - 六 發電水力調査ニ關スル事項
 - 七 電氣利用ノ普及及指導並ニ金増産ノ爲ニスル透配

電施設ノ助成ニ關スル事項

- 第二十四條 經理部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 歳入ノ徵收及歳出ノ支出ノ檢査ニ關スル事項
 - 二 現金、物品、郵便切手類及收入印紙ノ出納保管ノ檢査ニ關スル事項
 - 三 營繕工事並ニ物件ノ賣買、貸借、交換及修繕ノ檢査ニ關スル事項
 - 四 不用品並ニ亡失毀損ニ係ル物品、郵便切手類及收入印紙ノ檢査ニ關スル事項
 - 五 證明書類ノ檢査ニ關スル事項（業務部貯金課ノ掌理ニ屬スル事項ヲ除ク）
 - 六 糖人ノ使用ニ關スル事項
 - 七 局内外取締ニ關スル事項
 - 八 非常警備ニ關スル事項
 - 九 部中他課ニ屬セザル事項
- 第二十五條 經理部計理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 歳出豫算ニ關スル事項

二 歳入ノ徵收、繰越、滯納處分、不納缺損及拂戻ニ關スル事項

- 三 歳出ノ支出、繰越、過年度支出及戻入ニ關スル事項
- 四 歳入歳出ノ決算ニ關スル事項
- 五 特定郵便局所屬共済組合員ノ掛金徵收ニ關スル事項
- 六 郵便函及電話機持退手當ノ給與ニ關スル事項
- 第二十六條 經理部用品課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 東京逓信局及大阪逓信局ニ在リテハ營繕課主管ニ屬スルモノヲ除ク
 - 二 物資ノ受給ニ關スル事項
 - 三 物品ノ賣買、貸借及修繕ニ關スル事項
 - 四 事業用器具機械材料及式紙類ノ査定配給ニ關スル事項
 - 五 郵便切手類及收入印紙ノ賣買、賣戻及出納保管ニ關スル事項

六 物品、郵便切手類及收入印紙ノ亡失毀損ノ認定及辨償處分ニ關スル事項

- 七 物品ノ運搬ニ關スル事項
- 八 人夫、船車馬類ノ供給ニ關スル事項
- 九 營繕工事ノ計畫及施行ニ關スル事項
- 十 土地、建物、工作物及船舶ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項
- 十一 國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 十二 點燈燈房等ノ設備ニ關スル事項
- 十三 借入土地建物及船舶ノ管理ニ關スル事項
- 十四 運送集配用喇叭鐘鈴及銃器ノ使用認可ニ關スル事項
- 第二十七條 經理部營繕課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 第二十六條第九號乃至第十三號ニ掲グル事項
 - 第二十八條 逓信醫院ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 職員ノ診察ニ關スル事項
 - 二 敷設及第二十四條乃至第二十六條ニ掲グル事務ハ逓信局長ノ直轄トス
 - 第三十條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 第六條乃至第八條、第十條、第十二條及第十三條ノ二ニ掲グル事項
 - 第三十一條 工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 第十四條、第十六條及第十九條ニ掲グル事項

關スル事項

- 第二十二條 電氣部監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電力管理法ニ依ル電力ノ管理ニ關スル事項
 - 二 電氣事業ノ監督ニ關スル事項
 - 三 電氣施設ノ保安通信用電話ノ監督ニ關スル事項
 - 四 電力調整令ノ施行ニ關スル事項
 - 五 電氣計器ノ取締ニ關スル事項
 - 六 地方電力調整委員會ニ關スル事項
 - 七 部中他課ニ屬セザル事項

第二十三條 電氣部技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 前條第一號乃至第四號ノ事務中技術ニ關スル事項
- 二 電氣事業主任技術者又ハ其ノ代務者ニ關スル事項
- 三 發電用汽機汽罐ノ取締ニ關スル事項
- 四 汽機汽罐主任者ニ關スル事項
- 五 電氣用品及電氣工事人ノ取締ニ關スル事項
- 六 發電水力調査ニ關スル事項
- 七 電氣利用ノ普及及指導並ニ金増産ノ爲ニスル送配

一七八

電氣部助成ニ關スル事項

- 第二十四條 經理部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 歳入ノ徵收及歳出ノ支出ノ檢査ニ關スル事項
 - 二 現金、物品、郵便切手類及収入印紙ノ出納保管ノ檢査ニ關スル事項
 - 三 營業工事並ニ物件ノ賣買、貸借、交換及修繕ノ檢査ニ關スル事項
 - 四 不用品並ニ亡失毀損ニ係ル物品、郵便切手類及収入印紙ノ檢査ニ關スル事項
 - 五 證明書類ノ檢査ニ關スル事項(業務部貯金課ノ掌理ニ屬スル事項ヲ除ク)
 - 六 補入ノ使用ニ關スル事項
 - 七 局内外取締ニ關スル事項
 - 八 非常整備ニ關スル事項
 - 九 部中他課ニ屬セザル事項
- 第二十五條 經理部計理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 歳出豫算ニ關スル事項

- 二 歳入ノ徵收、繰越、滞納處分、不納賦損及拂戻ニ關スル事項
- 三 歳出ノ支出、繰越、過年度支出及戻入ニ關スル事項

- 四 歳入歳出ノ決算ニ關スル事項
- 五 特定郵便局所屬共済組合員ノ掛金徵收ニ關スル事項

- 六 郵便函及電話機持退手當ノ給與ニ關スル事項
- 第二十六條 經理部用品課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ東京通信局及大阪通信局ニ在リテハ營業課主管ニ屬スルモノヲ除ク

- 一 物資ノ受給ニ關スル事項
- 二 物品ノ賣買、貸借及修繕ニ關スル事項
- 三 事業用器具機械材料及式紙類ノ査定配給ニ關スル事項
- 四 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
- 五 郵便切手類及収入印紙ノ賣買、買戻及出納保管ニ關スル事項

逓信局分規程

- 六 物品、郵便切手類及収入印紙ノ亡失毀損ノ認定及辨償處分ニ關スル事項
- 七 物品ノ運搬ニ關スル事項
- 八 人夫、船車馬類ノ供給ニ關スル事項
- 九 營業工事ノ計畫及施行ニ關スル事項
- 十 土地、建物、工作物及船舶ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項
- 十一 國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 十二 點燈燈房等ノ設備ニ關スル事項
- 十三 借入土地建物及船舶ノ管理ニ關スル事項
- 十四 遞送集配用喇叭鈴及鉄器ノ使用認可ニ關スル

取換時間外	取換時間内	取換時間外	取換時間内
取換時間外	取換時間内	取換時間外	取換時間内
取換時間外	取換時間内	取換時間外	取換時間内
取換時間外	取換時間内	取換時間外	取換時間内

第一十七條 逓信講習所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
三十一

逓信局分課規程

- 一 逓信講習所規程ニ依ル講習及生徒ノ配屬並ニ其ノ定員定率ニ關スル事項
 - 二 通信吏員ノ本務外事務修習ニ關スル事項
 - 三 特殊有技者ノ檢定及其ノ勲勉手當給與ニ關スル事項(工務部庶務課ノ掌理ニ屬スルモノヲ除ク)
 - 四 指定郵便局及特定郵便局ノ局員ノ電氣通信技術特別檢定ニ關スル事項
 - 五 電信現業員ノ資格檢定ニ關スル事項
- 逓信大臣ハ逓信講習所ノ事務ヲ分掌セシムル爲必要ト認ムル地ニ逓信講習所ノ支所ヲ設ク其ノ名稱及位置ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十三條 逓信大臣ハ必要ト認ムル地ニ簡易保險健康相談所ヲ設ケ簡易生命保險被保險者ノ健康相談、診療及訪問看護ニ關スル事務ヲ掌ラシム
- 第三十四條 部ニ部長、課ニ課長、院ニ院長、所ニ所長、支所ニ支所長ヲ置ク
- 第三十五條 逓信局長ハ課、院及所ニ係ラ置クコトヲ得
- 第三十六條 逓信局長ハ其ノ直轄事務ヲ掌ラシムル爲係ラ置クコトヲ得

めくられず

冬
号

東京逓信局貯蓄部係別定員調 (現行)

課名	係名	書記	書記補	事務員	計
貯金第一課	第一獎勵係	一〇	二	二	一四
	第二獎勵係	一一	三	一	一五
貯金第二課	業務係	二一	五	三	二九
	計	一六	六	八	三〇
保險第一課	第一調查係	一四	二九	一四	六七
	第二調查係	一一	二一	九七	二九
	計	四一	五六	二二九	三二六
保險第一課	第一業務係	一四	一	一六	三一
	第二業務係	一七	一	一八	三六
運用係	計	一五	一	一五	三一
計	計	四六	一	七五	一二二

課名	係名	書記	書記補	事務員	計
保險第二課	監督係	二七	五	一五	四七
	計	四一	八	二〇	六九
福祉課	福祉係	一五	三	三	二一
	計	一七	四	一	二二
合計	計	一六二	七〇	二六六	四九八

課名	貯金課		保險業務課		福社課	合計
	貯金	保險	業務	運業		
書記	二	一	一	三	一	一六二
書記補	五	一	七	七	七	七〇
事務員	三	二	八	一	二	二六六
計	二九	三	二〇	一六	二〇	四九八

東京逓信局貯蓄部課別定員調書（改正）

裏面白紙

以下資料

逓信局貯蓄獎勵機構統合ニ伴フ分課改正案

周別	現行分課	改正第一案	改正第二案
大東 阪京	貯金第一課 貯金第二課 保險第一課 保險第二課	貯金業務課 保險業務課	貯金業務課 運用課 保險業務課
名古屋 廣島 熊本	貯金課 保險課	獎勵課 業務課	
札幌 仙台	業務課 保險課	獎勵課 業務課	

参考

一、改正案ノ利點

- イ、不必要ナル競争ノ爲ニ費ス勞力及物資ヲ節約スルコトヲ得
- ロ、貯金及保險ノ獎勵ニ關シ相互間ニ競合牽制スル分野ヲ整理統合スルコトハ對外折衝等ニハ絕對ニ必要ノコトト認ム

二、改正案ノ缺點

- イ、貯金及保險各事業別ニ責任ノ確然タラザルモノアルニ付當事者ノ熱意ノ低下ヲ招來スル虞アリ

逓信局分課規程抄録

本書ハ改正（第一案）ヲ示ス
ペン書ハ決定案トス

第一條 逓信局ニ逓信講習所ノ外左ノ部、課及院ヲ置ク

總務課

監察課

厚生課

業務部

服務課

郵務課

電務課

放送課（名古屋逓信局、大阪逓信局及熊本逓信局ニ限ル）

獎勵課（仙臺逓信局及札幌逓信局ニ限ル）

貯金課（同前）

保險課（同前）

福祉課（同前）

貯蓄部（仙臺逓信局及札幌逓信局ヲ除ク）

獎勵課

貯金課（東京逓信局及大阪逓信局ヲ除ク）

貯金第一課 (東京逓信局及大阪逓信局ニ限ル)

貯金第二課 (同前)

保険第一課 (東京逓信局及大阪逓信局ヲ除ク)

保険第二課 (同前)

福祉課

(以下略)

第十條

業務部貯金課及貯蓄部貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金其ノ他郵便局ニ於テ取扱フ

國民貯蓄ノ奨励ニ關スル事項

二 郵便為替貯金、簡易生命保険及郵便年金事業ノ周知方法ニ關ス

ル事項

三 債券ノ賣出及買上ニ關スル事項

四 郵便貯金切手ノ賣捌ニ關スル事項

五 簡易生命保険及郵便年金ノ営業計帳簿ニ關スル事項

六 簡易生命保険及郵便年金ノ営業計帳簿ニ關スル事項

事項

簡易な手帳に於ては、
外務省、指し示す事項に
部中他課ニ關スル事項
郵便局ニ關スル事項

四 郵便爲替貯金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項

五 郵便爲替貯金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル

事項

六 郵便爲替貯金事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項

七 郵便爲替事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項

八 郵便爲替貯金料金ノ還付ニ關スル事項

九 郵便爲替、郵便貯金其ノ他ノ通拂徴收金及辨償徴收金ノ延納又

ハ分納ノ許否ニ關スル事項

十 規定時間外各種現金受取事務取扱ノ許否ニ關スル事項

十一 郵便貯金特別取扱ノ開帳ニ關スル事項

十二 郵便爲替及郵便貯金ノ請求人ノ住所氏名又ハ金額等ノ指示認

可ニ關スル事項

十三 郵便爲替金、郵便貯金、成人金、歳山金及雜部金ノ出納調査

ニ關スル事項

十四、資金ノ運轉ニ關スル事項

十五、資金及過超金ノ受授ニ關スル事項

十六、出納官吏及出納員ノ出納證明ニ關スル事項

第十條ノ二、貯蓄部貯金第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第十條第一號乃至第三號ニ掲グル事項

第十條ノ三、貯蓄部貯金第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第十條第四號乃至第十六號ニ掲グル事項

貯蓄課

業務課

第十一條、業務部保險課及貯蓄部保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一、第十一條ノ三及第十一條ノ四ニ掲グル事項

一、簡易生命保險及郵便年金事業ノ周知及契約ノ募集維持ニ關スル

事項

二、簡易生命保險及郵便年金積立金ノ貸付ニ關スル事項

三、簡易生命保險及郵便年金積立金貸付ニ係ル債權ノ確保ニ關スル

事項

四、簡易生命保險及郵便年金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項

五、簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處

分ニ關スル事項

六 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項

七 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル支拂金ノ過拂徴收金ニ關スル事項

八 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可ニ關スル事項

九 簡易生命保險及郵便年金事業ノ特定郵便局取扱費ニ關スル事項

十 簡易生命保險ノ保險料徴收事務ノ進捗ニ關スル事項

十一 部中他課ニ屬セザル事項（貯蓄部保險課ニ限ル）

第十一條ノ工 業務部福祉課及貯蓄部福祉課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易生命保險被保險者保護施設ノ運営ニ關スル事項

一 第十一條第一號乃至第三號ニ掲グル事項

二 郵便爲替貯金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他舉故ノ處分ニ關スル
事項

三 郵便爲替貯金事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項

四 郵便爲替貯金事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項

五 郵便爲替貯金料金ノ還付ニ關スル事項

六 郵便爲替、郵便貯金其ノ他ノ過拂致收金及辨償致收金ノ延納又

ハ分納ノ許否ニ關スル事項

七 規定時間外各埠頭金受取事務取扱ノ許否ニ關スル事項

八 郵便貯金特別取扱ノ關係ニ關スル事項

九 郵便爲替及郵便貯金ノ關係人ノ宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可

ニ關スル事項

十 郵便爲替金、郵便貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ出納調査ニ

關スル事項

十一 資金ノ運轉ニ關スル事項

十二 資金及過超金ノ受授ニ關スル事項

十三 出納官吏及出納員ノ出納説明ニ關スル事項

めくれず

第十一條ノ中 貯蓄部保險第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十一條第四號乃至第十一號ニ掲グル事項

一 簡易生命保險及郵便年金事業ノ契約ノ維持ニ關スル事項

二 簡易生命保險及郵便年金積立金ノ貸付ニ關スル事項

三 簡易生命保險及郵便年金積立金貸付ノ債權ノ確保ニ關スル事項

四 簡易生命保險及郵便年金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項

五 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項

六 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關

スル事項

七 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル支拂金ノ過拂徴收金ニ關スル

事項

八 簡易生命保險及郵便年金ノ關係人ノ住所氏名又ハ金額等ノ指示

認可ニ關スル事項

九 簡易生命保險及郵便年金事業ノ特定高取扱費ニ關スル事項

十 簡易生命保險ノ保險料徴收事務ノ監督ニ關スル事項

貯蓄部長會議
配付資料

逓信局貯蓄獎勵機構統合要領

一、分課改正案

局別	東京 大阪	名古屋 廣島 熊本	仙臺 札幌
現行分課	貯金第一課 貯金第二課 保險第一課 保險第二課	貯金課 保險課 貯蓄課	貯蓄課 保險課 貯蓄課
第一案	貯金業務課 保險業務課	貯蓄獎勵課 業務課	貯蓄獎勵課 業務課
第二案	企業課 貯金課 保險課	貯蓄獎勵課 業務課	貯蓄獎勵課 業務課
備考	第二案ニ依ルトキハ課長 要員事務官一人不足又 一分課ハ各局共ニ力一課ニ 充テ成ス 六、運用關係ハ保險業務課 トシテ 三、持立金取扱費ハ保險業務 課課上ス		

三分課事務分掌案

現行規程	貯金第一課 事業、周知方法 債券、賣出及買上 郵便貯金切手、賣捌 事業、取扱方法、規定 事故、處分 損害賠償及報酬 料金、還付 爲替貯金、出納調査 資金、運轉 事業、周知及契約、募集 維持	第一案 貯金、保險、年金其、他 國民貯蓄、獎勵(新規) 事業、周知 債券、賣出及買上 郵便貯金切手、賣捌 積立金、貸付(信託業務) 貸付ニ係ル債權、確保 貯蓄部、庶務	第二案 貯金、保險、年金其、他 國民貯蓄獎勵計畫、調整 (新規) 部配算經費、計理 特定局、經費 積立金、貸付 貸付ニ係ル債權、確保 貯蓄部、庶務 事業、周知 債券、賣出及買上 郵便貯金切手、賣捌
------	---	---	---

<p>第一課 積立金ノ貸付 貸付ニ係ル債券ノ確保 事業ノ取扱方法ノ規定 事故ノ處分</p>	<p>第二課 特定局取扱費 保險料徴收事務ノ監査 貯蓄部ノ庶務</p>	<p>貯金課ニアリテハ貯金第一課 及貯金第二課ノ事務ヲ、保險 課ニアリテハ保險第一課及保 險第二課ノ事務ヲ併セテ掌理 ス</p>	<p>業務課 料金ノ還付 爲替貯金ノ出納調査 資金ノ運轉 契約ノ維持</p>	<p>保險業務課 事業ノ取扱方法ノ規定 事故ノ處分 保險料徴收事務ノ監査</p>	<p>貯蓄部業務課ニアリテハ貯金 業務課及保險業務課ノ事務ヲ 併セテ掌理ス 尙仙臺及札幌ニハ新ニ貯蓄部 ヲ設置ス 福祉課ハ現行通</p>
<p>金 事業ノ取扱方法ノ規定 事故ノ處分 損害賠償及報酬</p>	<p>課 料金ノ還付 爲替貯金ノ出納調査 資金ノ運轉</p>	<p>保 事業ノ周知及契約ノ募集 維持 事業ノ取扱方法ノ規定 事故ノ處分 保險料徴收事務ノ監査</p>	<p>課 貯蓄業務課ニアリテハ貯金課 及保險課ノ事務ヲ併セテ掌理ス 福祉課ハ現行通</p>		

福祉課 被保險者保健施設ノ運
營

福祉課ハ現行通

福祉課ハ現行通

6

356

裏
面
白
紙

18 11 1

大臣



客秘

第 三 二 一 號

昭和十八年九月二十二日立案
昭和 年 月 日達済
校合 淨書

遞信省

次官



評 合 管主

秘書課長



同

局長



課長



服務



后職員



服務



通信官署分課規程中改正ノ件

左記方針ニ依リ郵便局ノ分課ヲ整理統合スル爲通信官署分課規程中別紙案ノ通改正相成可然哉

記

一 分課ヲ合理的ナラシムル爲之ガ設置標準ヲ改定シ標準ニ充タサル課ヲ統合ス

イ 郵便課、電信課及電話課ヲ統合シ通信課トス

ロ 貯金課及保險課ヲ統合シ貯金保險課トス（事務量多キ局ハ内務事務ヲ
分離シ貯蓄業務課ヲ置ク）

ハ 會計課ヲ廢止ス

三 分課新設局ハ足立、御影、昭和、豊原、東舞鶴、延岡、青森鐵道（以上事務官
局長配属局）杉並、

落合長崎、板橋、向島、中村、難及東淀川（以上書記局
長配属局）ノ各局トス

公 達 案

公 達 第 三 號

通信官署分課規程中左ノ通改正ス

昭和十八年十一月一日

通信大臣 大 臣 田 中 義 一

第二條第八號、第十號及第十二號乃至第十七號中括弧及括弧内ヲ御
リ第九號中「(會計課ヲ置ク局及歳入徴收)」、「(歳入徴收ハ事務
事務ヲ取扱ハザル局ヲ除ク)」ヲ「(歳入徴收ハ事務

通信部内一號
田中義一

局ヲ「」ニ、第十一號中「(會計課ヲ置ク局及)」「(鐵道郵便局ヲ除ク)」「(鐵道郵便

一ニ改ム

第三條ヲ削リ第三條ノ二ヲ第三條トシ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四十 第八條ノ二第一號、第二號、第十七條第一號及第二號ニ掲

グル事項(雙原局ニ限ル)

第十條ノ二乃至第十二條ヲ削リ第十三條ヲ第十一條トシ第十四條ヲ

第十二條トス

第十三條 郵便局貯金保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金其ノ他國民貯蓄ノ獎勵ニ

關スル事項

二 郵便貯金ノ増強並ニ債券及郵便貯金切手ノ消化ニ關スル事項

三 簡易生命保險及郵便年金契約ノ募集ニ關スル事項

四 積立貯金ノ預入金、簡易生命保險ノ保險料及郵便年金ノ掛金

等ノ集金其ノ他國民貯蓄ノ局所外ニ於ケル取扱ニ關スル事項

五 所屬ノ自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項

六 所屬ノ外務員ノ職務ニ關スル事項

七 郵便爲替貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項

(貯蓄業務課ヲ指シ
カザル局ニ限ル)

八 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項(同前)

九 證券ノ保管、購入、交付及賣却ニ關スル事項(同前)

十 年金及恩給ノ支給ニ關スル事項(同前)

十一 資金及過超金ノ受入並ニ拂出ニ關スル事項(同前)

十二 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事

項(同前)

十三 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料等

ノ受入、保險金及還付金ノ支拂並ニ保險契約者ニ對スル貸付等

ニ關スル事項(同前)

十四 再度保險料受入票及再度保險料領收帳ノ調製ニ關スル事項(同前)

十五 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金等ノ受入、年金

及返還金ノ支拂並ニ年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ

關スル事項（同前）

十六 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事務ノ官印及諸印

類ノ管守ニ關スル事項（同前）

第十四條 郵便局貯蓄業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 前條第七號乃至第十六號ニ掲グル事項

二 外國爲替證書ノ發行ニ關スル事項（京郊及函館ノ兩局ニ限ル）

別表第一表中郵便局ノ部ヲ左ノ如ク改ム

局名	課名	名
東京中央郵便局	庶務課 通信課 貯金課 貯蓄業務課 小包郵便課 外國郵便課 軍用郵便課 検査課	
東京鐵道郵便局	庶務課 乗務課	
神田郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
日本橋郵便局	庶務課 郵便課 電信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
京橋郵便局	庶務課 郵便課 電信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
牛込郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
小石川郵便局	庶務課 郵便課 電信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
下谷郵便局	庶務課 郵便課 電信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
淺草郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
本所郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
深川郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
目黒郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課 貯蓄業務課	
大森郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課 貯蓄業務課	

蒲田郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
世田谷郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
鎌谷郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課		
流橋郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課		
中野郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課			
杉並郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課			
豊島郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課		
落合長崎郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課			
荒川郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課		
板橋郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課			
足立郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課		
向島郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課			
城東郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課		
八王子郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課		
横濱郵便局	庶務課	郵便課	外國郵便課	檢閲課	電信課	貯金保險課

鶴見郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
神奈川郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課	
横濱中郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課	
横須賀郵便局	庶務課	郵便課	軍事郵便課	電信課	電話課
川崎郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
新潟郵便局	庶務課	郵便課	外國郵便課	電信課	電話課
長岡郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課	
浦和郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課	
新橋郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
高崎郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
千代郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
水戸郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
宇都宮郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
静岡郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
濱松郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課

沼津郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
清水郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
甲府郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
名古屋中央郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課 貯蓄業務課
名古屋鐵道郵便局	庶務課	庶務課		
名古屋東郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
中村郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	
名古屋榮郵便局	庶務課	郵便課	貯金保險課	貯蓄業務課
昭和郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	
熱田郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
豊橋郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課 貯蓄業務課
岡崎郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
一宮郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
津郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
四日市郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課

山田郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
岐阜郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
大垣郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	
長野郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
松本郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課 貯金保險課
上田郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	
福井郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
金澤郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課 貯蓄業務課
富山郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
高岡郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
大坂中央郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課 外函郵便課 貨物郵便課 検閲
大坂鐵道郵便局	庶務課	庶務課		
大坂天満郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課 貯蓄業務課
大坂東郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課 貯蓄業務課
大坂西郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課 貯蓄業務課

大阪港郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
東淀川郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	
大阪福島郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
東淀郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
大坂城南郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
堺郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
京都郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課
七條郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課
伏見郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課
東舞鶴郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	
神戶中央郵便局	庶務課	通常郵便課	小包郵便課	外國郵便課
難波郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	
兵庫郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
神戸林田郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課	貯蓄業務課
姫路郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課

尼崎郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
明石郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課		
西宮郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
御影郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課		
奈良郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
大津郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
和歌山郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課	貯蓄業務課	
徳島郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
高知郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
廣島郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課	貯蓄業務課	
廣島増道郵便局	庶務課	乘務課				
廣島縣前郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課			
早野郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
尾道郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	
福山郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課		

鳥取郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
松江郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
岡山郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課	貯蓄業務課	
山口郵便局	庶務課	郵便課	貯金保險課	貯蓄業務課		
下關郵便局	庶務課	郵便課	外國郵便課	軍需郵便課	検閲課	電信課
宇都宮郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課			
高松郵便局	庶務課	郵便課	鐵道郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
松江郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
熊本郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課	貯蓄業務課	
熊本鐵道郵便局	庶務課	乘務課				
長崎郵便局	庶務課	郵便課	外國郵便課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課
佐世保郵便局	庶務課	郵便課	軍需郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
福岡郵便局	庶務課	郵便課	貯金保險課	貯蓄業務課		
博多郵便局	庶務課	郵便課	電信課	貯金保險課		
久留米郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	

門司郵便局	庶務課	郵便課	外國郵便課	軍需郵便課	電信課	電話課	貯金保險課
大牟田郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課			
小倉郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
若松郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課		
八幡郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
戸畑郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課			
飯塚郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課			
大分郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
別府郵便局	庶務課	通信課	電話課	貯金保險課			
佐賀郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
宮崎郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
延岡郵便局	庶務課	通信課	貯金保險課				
鹿兒島郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
那覇郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	
仙臺郵便局	庶務課	郵便課	電信課	電話課	貯金保險課	貯蓄業務課	

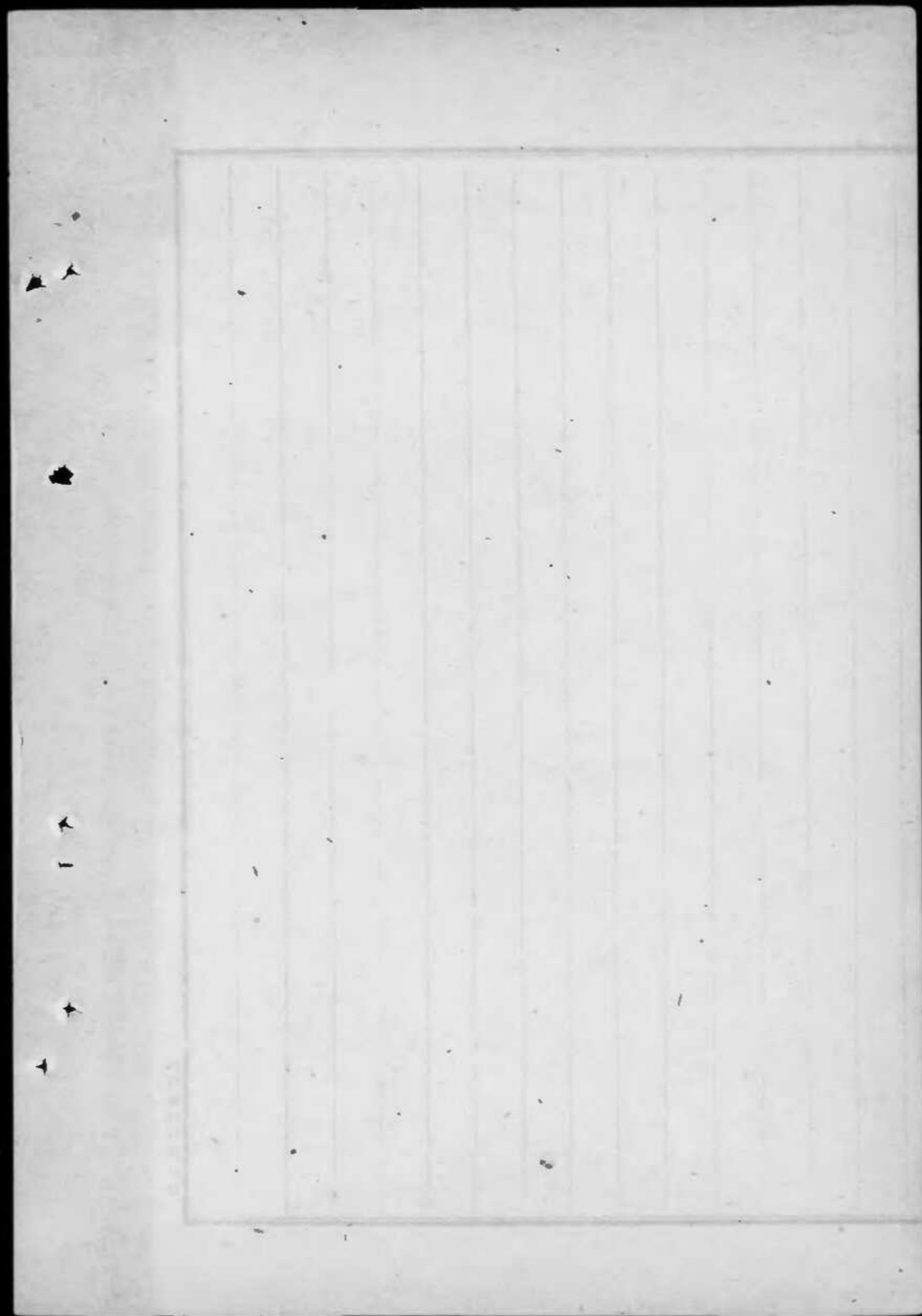
本行
昭和十八年八月

仙臺特設郵便局	庶務課 乗務課
福島郵便局	庶務課 郵便課 電信課 電話課 貯金保険課 貯蓄業務課
會津若松郵便局	庶務課 通信課 貯金保険課
郡山郵便局	庶務課 通信課 貯金保険課
盛岡郵便局	庶務課 郵便課 電信課 電話課 貯金保険課 貯蓄業務課
青森郵便局	庶務課 郵便課 電信課 電話課 貯金保険課 貯蓄業務課
青森鐵道郵便局	庶務課 乗務課
弘前郵便局	庶務課 通信課 貯金保険課
山形郵便局	庶務課 郵便課 電信課 電話課 貯金保険課 貯蓄業務課
秋田郵便局	庶務課 郵便課 電信課 電話課 貯金保険課 貯蓄業務課
札幌郵便局	庶務課 郵便課 貯金保険課 貯蓄業務課
札幌鐵道郵便局	庶務課 乗務課
函館郵便局	庶務課 郵便課 通信課 貯金保険課 貯蓄業務課
小樽郵便局	庶務課 郵便課 通信課 電話課 貯金保険課 貯蓄業務課
旭川郵便局	庶務課 郵便課 通信課 電話課 貯金保険課 貯蓄業務課

附 則

室蘭郵便局	庶務課 郵便課 電信課 電話課 貯金保険課
釧路郵便局	庶務課 郵便課 電信課 電話課 貯金保険課
帯広郵便局	庶務課 通信課 貯金保険課
豊原郵便局	庶務課 通信課 貯金保険課

本公達ハ昭和十八年 月 日ヨリ之ヲ施行ス



(參照)
○通信官署分課規程 (昭和十五年十一月)
新舊對照
公達第百三十八號

第一條 別表第一表ニ掲グル通信官署ニハ同表記載ノ區別ニ從ヒ課及分局ヲ置ク

第二條 郵便局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 職員ノ身分進退及功過ニ關スル事項
二 文書ノ收受、淨書、發送、編纂及保存ニ關スル事項

三 圖書ノ保管ニ關スル事項

四 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項

五 職員ノ保健及修養ニ關スル事項

六 職員ノ共済ニ關スル事項

七 通信診療所ニ關スル事項 (通信診療所ヲ設ケルニ限ル)

八 豫算ノ經理ニ關スル事項 (會計課ヲ置クニ限ル)

九 歳入ノ徴收、繰越、滞納處分、不納賦損及過誤納

金ノ拂戻竝ニ之方決算ニ關スル事項 (會計課ヲ置クニ限ル)

通信官署分課規程

十 歳出ノ繰替支出及過誤拂金ノ返戻竝ニ之方決算ニ關スル事項 (會計課ヲ置クニ限ル)

十一 郵便切手類及收入印紙ノ賣捌 (窓口賣捌事) 買戻竝ニ出納保管ニ關スル事項 (會計課ヲ置クニ限ル)

十二 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項 (會計課ヲ置クニ限ル)

十三 物件ノ賣買、貸借、修繕及運搬ニ關スル事項 (南前)

十四 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項 (南前)

十五 官舎及宿舍ニ關スル事項 (南前)

十六 備入ノ使用ニ關スル事項 (南前)

十七 局内外ノ取締及非常警備ニ關スル事項 (南前)

十八 他課ニ屬セザル事項

第十九條 郵便局會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 豫算ノ經理ニ關スル事項

二 歳入ノ徴收、繰越、滞納處分、不納賦損及過誤納

金ノ拂戻竝ニ之方決算ニ關スル事項 (會計課ヲ置クニ限ル)

通信官署分課規程

二一五

通信官署分課規程

- 金ノ拂戻金ニ之ヲ決算ニ關スル事項
- 三 歳出ノ繰替支出及歳出拂戻金ノ返戻金ニ之ヲ決算ニ關スル事項
- 四 郵便切手類及収入印紙ノ賣捌(賣捌所)及賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
- 五 郵便切手類及収入印紙ノ賣捌ニ關スル事項
- 六 郵便切手類及収入印紙ノ賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
- 七 郵便私書附ノ貸與ニ關スル事項
- 八 郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
- 九 郵便行裝主管局事務ニ關スル事項(行裝主管局ニ指定シテ之ヲ行ハスル局ニ限ル)
- 十 公衆電話料金ノ取集ニ關スル事項(公衆電話料金ノ取集ヲ爲スル局ニ限ル)
- 十一 電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項
- 十二 電線託送ニ關スル事項(電線託送ヲ爲スル局ニ限ル)
- 十三 線路障害報告及措置ニ關スル事項
- 十四 電報ノ停止ニ關スル事項
- 十五 電報ノ開覽正寫ニ關スル事項
- 十六 電報略號及配達先登記ニ關スル事項(局渡證書ニ關スル事項ニ限ル)
- 十七 正午報ニ關スル事項

- 四 郵便料金ノ還付ニ關スル事項
- 五 郵便切手類及収入印紙ノ窓口賣捌ニ關スル事項
- 六 郵便切手類及収入印紙ノ賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
- 七 郵便私書附ノ貸與ニ關スル事項
- 八 郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
- 九 郵便行裝主管局事務ニ關スル事項(行裝主管局ニ指定シテ之ヲ行ハスル局ニ限ル)
- 十 公衆電話料金ノ取集ニ關スル事項(公衆電話料金ノ取集ヲ爲スル局ニ限ル)
- 十一 電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項
- 十二 電線託送ニ關スル事項(電線託送ヲ爲スル局ニ限ル)
- 十三 線路障害報告及措置ニ關スル事項
- 十四 電報ノ停止ニ關スル事項
- 十五 電報ノ開覽正寫ニ關スル事項
- 十六 電報略號及配達先登記ニ關スル事項(局渡證書ニ關スル事項ニ限ル)
- 十七 正午報ニ關スル事項

- 十八 船舶通過報ニ關スル事項
- 十九 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 二十 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 二十一 電報料金ノ追徴及還付ニ關スル事項
- 二十二 返信料前納證書及前納通話券ニ關スル事項
- 二十三 電報配達ノ監視ニ關スル事項
- 二十四 電話加入及加入申込ニ關スル事項(電話學費及力ニ限ル)
- 二十五 電話番號ノ選定及變更ニ關スル事項(同前)
- 二十六 電話機械ノ移轉及撤去ニ關スル事項(同前)
- 二十七 電話ノ特殊裝置ニ關スル事項(同前)
- 二十八 通話停止、加入取消又ハ加入除名ニ關スル事項(同前)
- 二十九 共同加入ノ通話休止ニ關スル事項(同前)
- 三十 電話工事著手月日、電話開通月日及電話番號等ノ通知ニ關スル事項(同前)
- 三十一 電話番號簿ノ編纂、發行及交付ニ關スル事項

- (同前)
- 三十二 電話番號簿ノ廣告ニ關スル事項(同前)
- 三十三 郵便切手納付ニ係ル電話ニ關スル各種料金ノ徴收ニ關スル事項(同前)
- 三十四 電話交換ノ實務及其ノ監視ニ關スル事項(同前)
- 三十五 電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項(同前)
- 三十六 電話交換機及呼出證ノ作成並ニ電報書類ノ在關及加入者別集計ニ關スル事項(同前)
- 三十七 電話事務員ノ養成ニ關スル事項(同前)
- 三十八 電話ノ監視ニ關スル事項(同前)
- 三十九 所屬ノ車輛ノ使用及保管ニ關スル事項
- 四十 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十一 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十二 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十三 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十四 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十五 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十六 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十七 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十八 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 四十九 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十一 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十二 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十三 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十四 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十五 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十六 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十七 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十八 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 五十九 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十一 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十二 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十三 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十四 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十五 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十六 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十七 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十八 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 六十九 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十一 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十二 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十三 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十四 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十五 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十六 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十七 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十八 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 七十九 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十一 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十二 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十三 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十四 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十五 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十六 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十七 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十八 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 八十九 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十一 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十二 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十三 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十四 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十五 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十六 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十七 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十八 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 九十九 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)
- 一百 郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項(郵便局事務員ノ服務ニ關スル事項ニ限ル)

- 三 臨時郵便取給令ニ依ル郵便物ノ檢閲ニ關スル事項
(外國郵便課及檢閲課ヲ設ケザル局ニシテ)
- 四 郵便料金ノ徵收及郵便ニ依ル電報料ノ追徴ニ關スル事項
(外國郵便課及檢閲課ヲ設ケザル局ニシテ)
- 五 郵便料金ノ還付ニ關スル事項
- 六 郵便切手類及收入印紙ノ窓口賣捌ニ關スル事項
- 七 郵便函、郵便切手賣捌所及收入印紙賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
- 八 郵便私書函ノ貸與ニ關スル事項(横濱局ヲ除ク)
- 九 郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
- 十 郵便行義主管局事務ニ關スル事項(行義主管局ニ指シテ)
- 十一 公衆電話料金ノ取集ニ關スル事項(公衆電話料金ノ取集ヲ爲スル局ニ限ル)
- 十二 船舶ノ使用及取替ニ關スル事項(外國郵便課ヲ設ケザル局ニ限ル)
- 十三 電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項
(船中ノ電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項)
- 十四 電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項
(船中ノ電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項)
- 十五 電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項
(船中ノ電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項)
- 十六 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項(同前)
- 十七 電報略號及配達先登記並ニ局渡證書ニ關スル事項(同前)
- 十八 正午報ニ關スル事項(同前)
- 十九 船舶通過報ニ關スル事項(同前)
- 二十 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項(同前)
- 二十一 電報書類ノ檢査、整理、保管及差立ニ關スル事項(同前)
- 二十二 電報料金ノ追徴及還付ニ關スル事項(同前)
- 二十三 返信料前納證書及前納通話券ニ關スル事項(同前)
- 二十四 電報配達ノ監視ニ關スル事項(同前)
- 二十五 所屬ノ車輛ノ使用及保管ニ關スル事項
- 二十六 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項

- 第五條 郵便局通常郵便課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 通常郵便物ノ取集、引受、差立、到着、配達及交付ニ關スル事項
 - 二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
 - 三 通常郵便料金ノ徵收及郵便ニ依ル電報料ノ追徴ニ關スル事項
 - 四 通常郵便料金ノ還付ニ關スル事項
 - 五 郵便切手類及收入印紙ノ窓口賣捌ニ關スル事項
 - 六 郵便函、郵便切手賣捌所及收入印紙賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
 - 七 郵便私書函ノ貸與ニ關スル事項
 - 八 通常郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
 - 九 所屬ノ車輛ノ使用及保管ニ關スル事項
 - 十 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第六條 郵便局小包郵便課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 小包郵便物ノ取集、引受、差立、到着、配達及交付ニ關スル事項
 - 二 小包郵便料金ノ徵收ニ關スル事項
 - 三 小包郵便料金ノ還付ニ關スル事項
 - 四 小包郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
 - 五 郵便行義主管局事務ニ關スル事項
 - 六 所屬ノ車輛ノ使用及保管ニ關スル事項
 - 七 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第七條 郵便局外國郵便課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス但シ檢閲課ヲ置ク局ニ在リテハ檢閲課主管ニ屬スルモノヲ除ク
 - 一 外國郵便物ノ引受、差立、到着、配達及交付ニ關スル事項
 - 二 不能還付外國郵便物ノ處理ニ關スル事項
 - 三 臨時郵便取給令ニ依ル郵便物ノ檢閲ニ關スル事項
 - 四 外國郵便料金ノ徵收ニ關スル事項
 - 五 郵便私書函ノ貸與ニ關スル事項(下欄、門司及長門ノ各局ヲ除ク)
 - 六 外國郵便物ノ關稅ニ關スル事項
 - 七 外國爲替金ノ受拂ニ關スル事項

- 八 外國爲替證書ノ發行ニ關スル事項
- 九 未使用外國爲替證書及諸印類ノ管守ニ關スル事項
- 十 船艙ノ使用及取締ニ關スル事項(船艙ノ備付)
- 十一 所屬ノ車輛ノ使用及保管ニ關スル事項
- 十二 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第十三條 郵便局軍事郵便課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スル事項
 - 一 軍事郵便物ノ差立、到着及其ノ事故處理ニ關スル事項
 - 二 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
 - 第八條ノ二 事項中電話課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スル事項
 - 一 郵便物ノ檢査ニ關スル事項
 - 二 郵便物ノ檢査ノ停止停止其ノ他ノ消滅ニ關スル事項
 - 三 敵又電報ノ檢査ニ關スル事項
- 第十四條 鐵道及船舶郵便帳簿ニ送狀ノ整理及調査ニ關スル事項

- ル事項
 - 三 鐵道及船舶郵便空竝ニ鐵道係員詰所、宿泊所及湯茶供給所ノ取締ニ關スル事項
 - 四 郵便車室ノ維持及設備ニ關スル事項
 - 五 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第十條 郵便局業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スル事項
 - 一 鐵道及船舶送送ニ係ル郵便物ノ取扱ニ關スル事項
 - 二 鐵道及船舶郵便帳簿ニ送狀ノ整理及調査ニ關スル事項
 - 三 鐵道及船舶郵便空竝ニ鐵道係員詰所、宿泊所及湯茶供給所ノ取締ニ關スル事項
 - 四 郵便車室ノ維持及設備ニ關スル事項
 - 五 通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第十一條ノ二 郵便局貯金保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スル事項
 - 一 郵便爲替貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
 - 二 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項

- 三 證券ノ保管、購入、交付及賣却ニ關スル事項
- 四 郵便貯金切手ノ賣捌ニ關スル事項
- 五 年金及恩給ノ支給ニ關スル事項
- 六 資金及過剰金ノ受入竝ニ拂出ニ關スル事項
- 七 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項
- 八 郵便爲替貯金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項
- 九 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂竝ニ保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項
- 十 再度保險料受入票及再度保險料領收帳ノ調製ニ關スル事項
- 十一 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂竝ニ年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項
- 十二 簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項

- 管守ニ關スル事項
 - 十三 所屬ノ自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項
 - 十四 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
 - 第十一條 郵便局貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理スル事項
 - 一 郵便爲替貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
 - 二 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項
 - 三 證券ノ保管、購入、交付及賣却ニ關スル事項
 - 四 郵便貯金切手ノ賣捌ニ關スル事項
 - 五 年金及恩給ノ支給ニ關スル事項
 - 六 資金及過剰金ノ受入竝ニ拂出ニ關スル事項
 - 七 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項
 - 八 外國爲替證書ノ發行ニ關スル事項(外國郵便課ヲ置定セラルル局ニ限ル)
 - 九 郵便爲替貯金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項

めくれず

通信官署分課規程

- 八九 外國爲替證書ノ發行ニ關スル事項
 - 九 未使用外國爲替證書及諸印類ノ管守ニ關スル事項
 - 十 船舶ノ使用及取締ニ關スル事項(船舶ノ備付)
 - 十一 所屬ノ車輛ノ使用及保管ニ關スル事項
 - 十二 所屬運信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第八條 郵便局軍事郵便課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 軍事郵便物ノ蒸立、到着及其ノ事故處理ニ關スル事項
 - 二 所屬運信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
 - 三 所屬ノ車輛ノ使用及保管ニ關スル事項
 - 四 所屬運信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
 - 五 所屬運信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第九條 郵便局鐵道郵便課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 鐵道及船舶運送ニ係ル郵便物ノ取扱ニ關スル事項
 - 二 鐵道及船舶郵便帳簿並ニ送狀ノ整理及調査ニ關スル事項
- 第十條 郵便局貯金保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 郵便爲替貯金ノ存入金、取出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
 - 二 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項

三三〇

- 三 證券ノ保管、購入、交付及賣却ニ關スル事項
 - 四 郵便貯金切手ノ賣捌ニ關スル事項
 - 五 年金及恩給ノ支給ニ關スル事項
 - 六 資金及過剰金ノ受入並ニ拂出ニ關スル事項
 - 七 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項
 - 八 郵便爲替貯金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項
 - 九 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂並ニ保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項
 - 十 再度保險料受入票及再度保險料領收帳ノ調製ニ關スル事項
 - 十一 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂並ニ年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項
 - 十二 簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項
- 第十一條 郵便局貯金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 郵便爲替貯金、存入金、取出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
 - 二 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項
 - 三 證券ノ保管、購入、交付及賣却ニ關スル事項
 - 四 郵便貯金切手ノ賣捌ニ關スル事項
 - 五 年金及恩給ノ支給ニ關スル事項
 - 六 資金及過剰金ノ受入並ニ拂出ニ關スル事項
 - 七 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項
 - 八 外國爲替貯金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項
 - 九 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂並ニ保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項
 - 十 再度保險料受入票及再度保險料領收帳ノ調製ニ關スル事項
 - 十一 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂並ニ年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項
 - 十二 簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項

三三一

通信官署分課規程

- 十 所屬ノ自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項
- 十一 所屬選信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第十二條 郵便局保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂並ニ保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項
 - 二 再度保險料受入票及再度保險料領收帳ノ調製ニ關スル事項
 - 三 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂並ニ年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項
 - 四 簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ管守ニ關スル事項
 - 五 所屬選信手及特務員ノ服務ニ關スル事項
- 第十三條 郵便局電信課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電報ノ受付、送受、配達及電話通話ニ關スル事項
 - 二 電報託送ニ關スル事項(電報託送ヲ取扱フ處ニ限ル)
- 三 同報電信ノ通信ニ關スル事項(日本橋局ニ限ル)
- 四 線路障害報告及措置ニ關スル事項
- 五 航行警報ノ放送ニ關スル事項(門司、鹿兒島、那覇及新潟ノ各局ニ限ル)
- 六 無線通信ノ監視ニ關スル事項(鹿兒島、那覇及新潟ノ各局ニ限ル)
- 七 對船舶無線通信ニ關スル事項(門司、鹿兒島、那覇及新潟ノ各局ニ限ル)
- 八 電報ノ停止ニ關スル事項
- 九 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項
- 十 電報略號及配達先登記並ニ局渡證書ニ關スル事項
- 十一 正午報ニ關スル事項
- 十二 船舶通報ニ關スル事項
- 十三 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 十四 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 十五 電報料金ノ追徴及還付ニ關スル事項
- 十六 返信料前納證書及前納通話券ニ關スル事項
- 十七 電報配達ノ監視ニ關スル事項
- 十八 所屬ノ自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項
- 十九 日滿、日華及外國電報ノ料金計算調査ニ關スル

事項(從世界局)

- 一 電話加入及加入申込ニ關スル事項
 - 二 電話番號ノ選定及變更ニ關スル事項
 - 三 電話機械ノ移轉及撤去ニ關スル事項
 - 四 電話ノ特殊裝置ニ關スル事項
 - 五 通話停止、加入取消又ハ加入除名ニ關スル事項
 - 六 共同加入ノ通話停止ニ關スル事項
 - 七 電話工事著手月日、電話開通月日及電話番號等ノ通知ニ關スル事項
 - 八 電話番號簿ノ編纂、發行及交付ニ關スル事項
 - 九 電話番號簿ノ廣告ニ關スル事項
 - 十 郵便切手納付ニ係ル電話ニ關スル各種料金ノ徵收ニ關スル事項
 - 十一 電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
 - 十二 無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 通信官署分課規程

(船兒島及那覇)

- 十三 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項(門司局)
- 十四 電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項
- 十五 電話交換證及呼出證ノ作成或ハ電話書類ノ査閲及加入者別集計ニ關スル事項
- 十六 外地電話件名表ノ作成ニ關スル事項(門司及小樽)
- 十七 電話書類ノ照合調査ニ關スル事項(仙臺局)
- 十八 電話事務員ノ養成ニ關スル事項
- 十九 電話ノ監視ニ關スル事項
- 二十 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十一 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十二 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十三 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十四 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十五 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十六 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十七 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十八 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 二十九 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 三十 船舶無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項

(前)

- 一 前條第七號乃至第十六號ニ係ル事項
- 二 外國郵便證書ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 三 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 四 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 五 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 六 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 七 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 八 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 九 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十一 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十二 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十三 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十四 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十五 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十六 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十七 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十八 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 十九 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十一 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十二 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十三 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十四 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十五 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十六 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十七 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十八 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 二十九 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)
- 三十 郵便貯蓄ノ發行ニ關スル事項(東京局)

事項(佐賀保局)

第十一條 所屬通信手及特務員ノ服務ニ關スル事項

第十二條 郵便局電話課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電話加入及加入申込ニ關スル事項
- 二 電話番号ノ選定及變更ニ關スル事項
- 三 電話機ノ移轉及撤去ニ關スル事項
- 四 電話ノ特殊裝置ニ關スル事項
- 五 通話停止、加入取消又ハ加入除名ニ關スル事項
- 六 共同加入ノ通話停止ニ關スル事項
- 七 電話工事著手月日、電話開通月日及電話番号等ノ通知ニ關スル事項
- 八 電話番号簿ノ編纂、發行及交付ニ關スル事項
- 九 電話番号簿ノ廣告ニ關スル事項
- 十 郵便切手納付ニ係ル電話ニ關スル各種料金ノ徴收ニ關スル事項
- 十一 電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 十二 無線電話交換ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項

通信官署分課規程

第十五條 電信局庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 職員ノ身分進退及功過ニ關スル事項
- 二 文書ノ收受、淨書、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 三 圖書ノ保管ニ關スル事項
- 四 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 五 職員ノ保健及修養ニ關スル事項
- 六 職員ノ共済ニ關スル事項

二二三

めくれず

通信官署分課規程

二二四

- 七 豫算ノ經理ニ關スル事項
 - 八 歳入ノ徴收、繰越、滞納處分、不納缺損及過誤納金ノ拂戻並ニ之ガ決算ニ關スル事項(歳入徴收事務ヲ取扱フ局ニ限ル)
 - 九 歳出ノ繰替支出及過誤拂金ノ返戻並ニ之ガ決算ニ關スル事項
 - 十 郵便切手類ノ出納保管ニ關スル事項
 - 十一 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
 - 十二 物件ノ賣買、賃借、修繕及運搬ニ關スル事項
 - 十三 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項
 - 十四 官舎及宿舍ニ關スル事項
 - 十五 備入ノ使用ニ關スル事項
 - 十六 局内外ノ取締及非常整備ニ關スル事項
 - 十七 他課ニ屬セザル事項
- 第十六條 電信局監査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 電報取扱ノ實務監査ニ關スル事項
 - 二 職員ノ服務方法ノ調査ニ關スル事項
- 第十七條 電報監査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 電報ノ取扱ニ關スル事項
 - 二 電報ノ管守ノ取締及非常整備ニ關スル事項
- 第十八條 電信局通信課(第一通信課ヲ含ム)ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 電報ノ送受ニ關スル事項
 - 二 線路障害報告及措置ニ關スル事項
 - 三 電報ノ修理ニ關スル事項
 - 四 電報ニ關スル機器、器具、備品ノ管理ニ關スル事項
 - 五 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
 - 六 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
 - 七 返信料前納證書ニ關スル事項
 - 八 電報料前納證書ノ料金計算調査ニ關スル事項(長崎、福岡、熊本、鹿兒島、那覇ニ限ル)
 - 九 自筆電報ノ料金計算調査ニ關スル事項(長崎及下關ニ限ル)
 - 十 電報ノ送受ニ關スル事項(大北電信會社限ニ)
 - 十一 電報ノ管守ニ關スル事項(南甯)
 - 十二 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項

(中略)

めくれず

通信官署分課規程

二二四

- 七 豫算ノ經理ニ關スル事項
- 八 歳入ノ徴收、繰越、滞納處分、不納缺損及過誤納金ノ拂戻並ニ之ガ決算ニ關スル事項(歳入徴收事務ヲ取扱フ局ニ限ル)
- 九 歳出ノ繰替支出及過誤拂金ノ返戻並ニ之ガ決算ニ關スル事項
- 十 郵便切手類ノ出納保管ニ關スル事項
- 十一 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
- 十二 物件ノ賣買、貸借、修繕及運搬ニ關スル事項
- 十三 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項
- 十四 官舎及宿舍ニ關スル事項
- 十五 備入ノ使用ニ關スル事項
- 十六 局内外ノ取締及非常整備ニ關スル事項
- 十七 他課ニ屬セザル事項
- 第十八條 電信局監査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電報取扱ノ實務監査ニ關スル事項
 - 二 職員ノ服務方法ノ調査ニ關スル事項
- 第十九條 電報局監査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電報ノ取扱ニ關スル事項
 - 二 電報ノ送受ニ關スル事項

第十八條 電信局通信課(第一通信課ヲ含ム)ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電報ノ送受ニ關スル事項
- 二 正午報ニ關スル事項
- 三 船舶通過報ニ關スル事項
- 四 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 五 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 六 返信料前納證書ニ關スル事項
- 七 電報料前納證書ニ關スル事項
- 八 電報料前納證書ニ關スル事項(長崎、福岡、熊本、鹿兒島、鹿児島ニ限ル)
- 九 電報料前納證書ニ關スル事項(長崎、福岡、熊本、鹿兒島、鹿児島ニ限ル)
- 十 由華電報ノ料金計算調査ニ關スル事項(長崎、福岡、熊本、鹿兒島、鹿児島ニ限ル)
- 第十九條 電信局第二通信課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 電報ノ送受ニ關スル事項(大正電報會社線ニ限ル)
 - 二 電報ノ送受ニ關スル事項(大正電報會社線ニ限ル)
 - 三 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項(中略)

大日本帝國政府

並第ニ號

逓信院分署規程左通定ム

昭和十八年十一月一日

運輸通信部第一號

逓信院分署規程

運輸通信大臣 八田 嘉 明

第一條 總裁官房ニ左ノ三署ヲ置ク

秘書課

文書課

考査課

372 1/2

(國定規格B5(210×330mm))

裏面白紙

施行ニ關スル事項

二 電信機械及搬送式電信電話ノ移轉工事ノ施行ニ關スル事項

三 長距離及國際回線ニ一般回線(市内電話回線)ニ即時及準即時市外電話回線ヲ除クノ試驗施行ニ關スル事項

四 長距離及國際回線ニ一般回線(市内電話回線)ニ即時及準即時市外電話回線ヲ除クノ障礙措置ニ關スル事項

五 長距離及國際回線ニ一般回線(市内電話回線)ニ即時及準即時市外電話回線ヲ除クノ技術的措置ニ關スル事項

六 委託ニ係ル電信機械及搬送式電信電話ノ建設ニ保存工事ノ施行ニ關スル事項

第四十八條 電氣通信工事局電話試驗課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
一 市内電話回線ニ即時及準即時市外電話回線ノ試

通信官署分課規程

驗施行ニ關スル事項

二 電話機械(加入者宅内設置及電力裝置ヲ除ク)ノ保存工事ノ施行ニ關スル事項

三 局間中繼線ノ障礙措置ニ關スル事項
四 市内電話回線ニ即時及準即時市外電話回線ノ技術的措置ニ關スル事項

五 電話設備ヲ構成セル機器ノ工作ニ關スル事項
第四十九條 電氣通信工事局分局ニ於テハ電氣通信施設ノ保存工事ヲ分掌ス

第五十條 別ニ告示スル郵便局ノ掌理現業監察ノ事務ハ局長ノ直轄トス
第五十一條 課ニ課長、分局ニ分局長ヲ置ク

第五十二條 別表第二表ニ掲グル郵便局、電信局及電話局ノ各課(上海電信局ニ在リテハ局)ニハ同表記載ノ員數ノ主幹ヲ置ク

第五十三條 通信局長ハ課及分局又ハ課ヲ置カザル各局ニ定員ノ範圍内ニ於テ主事ヲ置クコトヲ得

二三五

392 1/2

局名	郵便局ノ部	課
東京中央郵便局	庶務課	庶務課、通郵便課、小包郵便課、外國郵便課、軍事郵便課、檢閱課、貯金課、信託課、電信課、電話課、貯金課、貯金課、貯金課
東京鐵道郵便局	庶務課	庶務課、乘務課
神田郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
日本橋郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課
京橋郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課
牛込郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
小石川郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課
下谷郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課
淺草郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
本所郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
深川郵便局	庶務課	庶務課、郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課

貯金課 10. 10. 5.

貯金課 16. 5. 5.

目黒郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
大森郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
蒲田郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
世田谷郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
澁谷郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
澁橋郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
中野郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
新大塚郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
池袋郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
荒川郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
板橋郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
足立郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
向島郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
鶴見郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
神奈川郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
横浜中郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課
横浜野郵便局	庶務課	郵便課、貯金課、保險課、電信課、通郵便課、貯金課、貯金課

別表 (第一表)

局名	課	郵便局ノ部
東京中央郵便局	庶務課、通算郵便課、小包郵便課、外國郵便課、軍事郵便課、検閲課、貯金課、什貨課、電信課、貯金課	
東京鐵道郵便局	庶務課、乗務課	
神田郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課、貯金課	
日本橋郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	
京橋郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	
牛込郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	
小石川郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	
下谷郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	
浅草郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	
本所郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	
深川郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課	

めくれず

電報 4
電話 5
通算 12
貯金 16
郵便 14

目黒郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
大森郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
蒲田郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
世田谷郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
澁谷郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
澁橋郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
城東郵便局	庶務課、通信課、貯金課、保険課、貯金課、貯金課、貯金課、貯金課
八王子郵便局	庶務課、通信課、貯金課、保険課、貯金課、貯金課、貯金課、貯金課
横濱郵便局	庶務課、會計課、郵便課、外國郵便課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課
鶴見郵便局	庶務課、通信課、貯金課、保険課、電信課、貯金課、貯金課、貯金課
神奈川郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
横濱中郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課
横須賀郵便局	庶務課、郵便課、貯金課、保険課、電信課、郵便課、貯金課、貯金課

川崎郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
新潟郵便局	庶務課 郵便課 外國郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄業務課
長岡郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 通信課 貯蓄業務課
浦和郵便局	庶務課 通信課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
前橋郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 通信課 貯蓄業務課
高崎郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
千葉郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
水戸郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
宇都宮郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
静岡郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
濱松郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
沼津郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 通信課 電話課 貯蓄業務課
清水郵便局	庶務課 通信課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
甲府郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
名古屋中央郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
名古屋鐵道郵便局	庶務課 乗務課

めくれず

昭和10年9月17日
通信官署分課規程

名古屋東郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
名古屋西郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
名古屋中央郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
熱田郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
豊橋郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
岡崎郵便局	庶務課 通信課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
一宮郵便局	庶務課 通信課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
津郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
四日市郵便局	庶務課 通信課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
山田郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
岐阜郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
大垣郵便局	庶務課 通信課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
長野郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
松本郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
上田郵便局	庶務課 通信課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課
金澤郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保険課 電信課 電話課 貯蓄業務課

富山郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課 貯蓄課
高岡郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
大阪中央郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課 外國郵便課 軍事郵便課 檢閱課 貯金課 保險課
大阪鐵道郵便局	庶務課 乘務課
大阪天滿郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
大阪東郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
大阪西郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
大阪港郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
東成郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
旭郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
堺郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
京都郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
七條郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
伏見郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
神戶中央郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課

10. 1. 11. 12. 13. 14.

兵庫郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
神戸林田郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
姫路郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
尼崎郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
明石郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
西宮郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
奈良郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
大津郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
和歌山郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
徳島郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
高知郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
廣島郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
廣島鐵道郵便局	庶務課 乘務課
廣島前郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
吳郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課
尾道郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯蓄課

福山郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
鳥取郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
松江郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
岡山郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
山口郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
下關郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
宇都郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
高松郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
松山郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
熊本郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
熊本鐵道郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
長崎郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
佐世保郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
額田郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
博多郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
久留米郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課

通4.1. 15. 12.

門司郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
大牟田郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
小倉郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
若松郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
八幡郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
戸畑郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
飯塚郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
大分郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
別府郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
佐賀郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
宮崎郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
鹿兒島郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
那覇郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
仙臺郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
仙臺鐵道郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課
釧路郵便局	庶務課	郵便課	貯金課	保險課	電信課	電話課	電報課	貯金課	貯金課

會津若松郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課
郡山郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課
盛岡郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
青森郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
弘前郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課
山形郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
秋田郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
札幌郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
札幌鐵道郵便局	庶務課 乘務課
函館郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
小樽郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
旭川郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
室蘭郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
釧路郵便局	庶務課 郵便課 貯金課 保險課 電信課 電話課 貯金保險課 貯蓄課
帯広郵便局	庶務課 通信課 貯金保險課
電信局	庶務課 通信課 貯金保險課

(以下略)



昭和十八年九月四日

各 遞 信 局 長 宛

官	貯	電	總	郵
房	易	金	務	務
秘	保	局	局	局
書	險	局	局	局
課	局			
長	長	長	長	長

按 依命通牒

郵便局分設改定並新設ノ件

現下諸般ノ情勢ニ即應シ事業ノ綜合運営ヲ圖ル爲左記ノ通牒使分設改定並ニ新設方決裁セラル可然取計アリタシ

記

一、局名及分設名

別表ノ通

尙現行ノ貯金課及保險課ヲ統合シ貯金保險課及貯蓄業務課ヲ設置セラレタルモノトス爲念

二、分設事項

貯金保險課及貯蓄業務課ノ掌理事項ハ左ノ通トシ別途通信官著分設規程改正セラル

ノ貯金保險課ノ掌理事項

貯金保險ノ獎勵及獎金事務但シ貯蓄業務課ヲ置カサル局ニ在リテハ貯蓄業務課ノ掌理事項ヲモ掌理ス

ノ貯蓄業務課ノ掌理事項

貯金保險ノ窓口及内勤事務

2. 局長ニ判任官配置局

局別	庶務	郵便	電信	電話	貯金	保險	計	分課名	備考
1 王子	二六	七七	二二	(七三)	五六	七八	三三三		電話ヲ東京中話ニ組替ノ豫定ニ付差向分課ハ設置セス
2 杉並	二一	一四三	四三		四三	八二	三三二	庶、通、貯保	大局ニシテ事務運行困難局
3 長崎	二一	一〇六	三二	(三三)	五七	八〇	三三九	庶、通、貯保	
4 板橋	二六	一〇六	三一	七	四六	九〇	三〇六	庶、通、貯保	時局ノ影響ヲ強度ニ受ケ事務運行困難局
5 向島	二一	九一	二四		五五	一一五	三〇四	庶、通、貯保	名古屋市内第一ノ運行困難局
6 中村	一七	一〇二	二八		三九	一一一	二九七	庶、通、貯保	移轉改稱シ郵便區縮少ノ豫定ニ付分課ハ設置セス
7 茶屋下	一五	一〇八	三二		四三	八四	二八二		王子局ト同一理由
8 住吉	二七	七四	二二	(五三)	三四	七〇	(一七〇)		神戸市内第一ノ運行困難局集配員缺勤不補充率二割五分
9 灘	二〇	一〇六	二九		三三	九一	二七九	庶、通、貯保	京都市内ニテ平穩局
10 左京	一八	一一九	三四		三四	七二	二七七	庶、通、貯保	大阪市内第一ノ運行困難局集配員缺勤不補充率三割
11 東淀川	一七	一〇三	二九		三五	九二	二七六		
12 品川	一九	一〇六	二五		三六	八三	二六九		
13 浪速	一七	九三	二九		四〇	九〇	二六九		
14 大阪南	一八	一一三	二七		三一	七四	二六四		
15 荏原	一六	九二	二六		三一	九七	二六二		
16 足利	二二	四九	一五	九二	二〇	六三	二六一		
17 東住吉	二〇	八七	三〇	七	三四	八二	二六〇		
18 西成	一五	九〇	二九		四二	八三	二五九		
19 芝	二〇	一一五	三一		三五	五七	二五八		
20 此花	一五	七六	二五		五六	七九	二五一		
21 芦屋	二二	六〇	一五	七五	三六	四三	二五一		
22 代々橋	一八	一〇四	二六		三〇	七二	二五〇		
23 大正	一五	八一	三一		四七	七六	二五〇		
24 葦合	一九	九〇	二六		三五	八〇	二五〇		

参考
現在判任官配置局タル大阪天満、豊島、八王子、會津若松及大垣ノ五局ニハ三課乃至五課設置シアリ

簡易保險局規程案

第十條ノ二乃至第十二條ヲ削リ第十三條ヲ第十一條トシ第十四條ヲ第十二條トス

第十三條郵便局貯金保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金其ノ他國民貯蓄ノ獎勵ニ關スル事項

二府縣内郵便局ニ於ケル貯蓄獎勵事務ノ指示ニ關スル事項
(分掌局ニ限ル)

三郵便貯金ノ増強、債券ノ賣出及郵便貯金切手ノ賣捌ニ關スル事項

保險院簡易保險局

項

一簡易生命保險及郵便年金契約ノ募集ニ關スル事項

二積立貯金、預入金、簡易生命保險ノ保險料及郵便年金ノ掛金等ノ集金其ノ他局所外ニ於ケル^{契約維持其他}取扱ニ關スル事項

三所屬ノ自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項

四所屬ノ外務員ノ服務ニ關スル事項

五郵便爲替貯金、貸入金、貸出金及雜給金ノ受拂ニ關スル事項
(貯蓄業務課ヲ置カザル局ニ限ル)

(共第一號)

元正

八 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項（同前）

十九 贈與、保管、購入、交付及賣却ニ關スル事項（同前）

二十 年金及恩給ノ支給ニ關スル事項（同前）

二十一 資金及過剰金ノ受入並ニ拂出ニ關スル事項（同前）

二十二 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項（同前）

二十三 外國爲替證書ノ發行ニ關スル事項（外國郵便課及貯蓄業務課ヲ置カザル局ニシテ外國郵便爲替交換局ニ指定セラレタル局ニ限ル）

保險院簡易保險局

二十四 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料等ノ受入、保險金及還付金ノ支拂並ニ保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項（貯蓄業務課ヲ置カザル局ニ限ル）

二十五 再度保險料受入票及再度保險料領收帳ノ調製ニ關スル事項（同前）

二十六 保險料徴収事務ノ特定月ノ處理ニ關スル事項（同前）

二十七 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、貯金等ノ受入、年金及返還金ノ支拂並ニ年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項（同前）

（共第一號）

十一 郵便爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金事務、官印及圖印類
ノ管守ニ關スル事項（同前）

第十四條 郵便局貯蓄業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十三條第七號乃至第十八號ニ掲グル事項

保險院簡易保險局

（共第一號）

通第二四七號

昭和十八年九月二十三日

官房秘書課長 殿

官房通信檢閲課長

通信官署分課規程中改正ニ關スル件

來十月一日ヨリ改正セラルベキ通信官署分課規程ニ對應シ當課關係事項ニシテ司掌事項ノ改正ヲ要スルモノ左記ノ通有之ニ付可然取計相成度

記

通信官署分課規程第三條ノ二第三號ヲ第五號トシ第四號乃至第十四號ヲ順次二號宛繰下ゲ第十五號以下順次四號宛繰下ゲ第二號ノ次及第十六號ノ次ニ夫々左ノ各號ヲ加フ

三 郵便物ノ檢閲ニ關スル事項（豊原局ニ限ル）

裏面白紙

- 四 檢閱ニ伴フ郵便物ノ送達停止其ノ他ノ措置ニ關スル事項（同前）
- 十七 電報ノ檢閱ニ關スル事項（（原局））
- 十八 檢閱ニ伴フ電報ノ停止其ノ他ノ措置ニ關スル事項（同前）

384
1/2

裏面白紙

新 舊 對 照

第三條ノ二 郵便局通信課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 郵便物ノ取集、引受、差立、到着、船達及交付ニ關スル事項

二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項

三 郵便物ノ檢閱ニ關スル事項 (豊原局)

四 檢閱ニ伴フ郵便物ノ送達停止其ノ他ノ措置ニ關スル事項 (同前)

五 郵便料金ノ徵收及郵便ニ依ル電報料ノ追徵ニ關スル事項

(中 略)

十六 電報ノ停止ニ關スル事項

十七 電報ノ檢閱ニ關スル事項 (豊原局)

十八 檢閱ニ伴フ電報ノ停止其ノ他ノ措置ニ關スル事項 (同前)

十九 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項

(以下 略)

三、該長定員増減員（△印ハ減ヲ示ス）
 課長定員ノ増減員ハ凡テ通信書記トス
 名古屋宛 但シ電話課長一人減員ハ通信技手トス
 大阪宛 但シ電話課長一人増員ハ通信技手トス

計	共	郵	電	電	貯	保	計
	迎	便	信	話	金	險	
							無務
							會計
							郵便
							電信
							電話
							貯金
							保險
							通信
							貯蓄
							貯蓄
							計

（別紙ニ依リ記入）

貯金保険課及貯蓄業務課ヲ設置スル局ニアリテハ左ニ依リ分課並に員ヲ決定スルコト

貯金關係

主事一人ノ場合ハ貯蓄業務課所屬トシ二人ノ場合ハ貯金保険課及貯蓄業務課ニ各一人宛配置スルコト

「主事三人ノ場合ハ貯金保険課ニ一人貯蓄業務課ニ二人配置スルコト」

「主事四人ノ場合ハ貯金保険課及貯蓄業務課ニ各二人宛配置スルコト」

「貯規第六三號（一八、二一）第四項ニ依リ職員セル通信書記、監視員及集配員ハ貯金保険課所屬トシ其ノ他ノ職員ハ貯蓄業務課所屬トスルコト

名古屋屋友
 仙台宛ニ
 限ル
 東京及大
 阪宛ニ限
 ラハ札
 内
 除ク宛

2. 米穀關係

主事、經理統計事務定員ハ次ノ標準ニ依リ實際必要度ニ應ジ配直スルコト、副經理統計事務、官廳加區分ハ適宜トス

職別	主事				副經理統計事務			
	一ノ	二ノ	三ノ	四ノ	一ノ	二ノ	三ノ	四ノ
府金保蔵課	一人	一人	二人	二人	一人	一人	二人	二人
貯蓄業務課	一人	一人	一人	二人	三人	一人	一人	二人

監視員及集配員並ニ管轄第四區號（一五—二四）ニ依リ増員セル
 映寫板操作定員ハ貯金保蔵課所屬トシ受持事務、貸付事務、再發
 事務一及符置事務一ノ定員ハ貯蓄業務課所屬トス
 3. 前各課ニ依リ區分シ難キモノアル場合ハ分課規程改正ノ趣旨ニ
 ミ可然指直アリタシ

一ノ内ハ
 二ノ内ハ
 三ノ内ハ

豊原一内ハ
 五ノ内ハ
 昭和十八年十一月一日

郵便局分課増減總括

課名	現在		改定		新設		正計		増減(△引)	備考
	計	別	計	別	計	別	計	別		
庶務課	11	11	11	11	1	1	11	11	△	一、通常郵便課、小包郵便課等郵便事業内ノ事務別分課ハ便宜郵便課中ニ包含セシメタリ 二、郵便課新設ノハ青森鐵道郵便局ヲ設ク 三、檢閲課ハ異動ナシニ付掲記セズ 本年改定ハ、改定郵便局(長崎、熊本、鹿児島)ノ分課増減ニ関ス
郵便課	11	11	11	11	1	1	11	11	△	
電信課	10	10	10	10	1	1	10	10	△	
電話課	7	7	7	7	1	1	7	7	△	
貯金課	1	1	1	1	1	1	1	1	△	
保險課	1	1	1	1	1	1	1	1	△	
通信課	2	2	2	2	1	1	2	2	△	
貯金保險課	1	1	1	1	1	1	1	1	△	
計	77	77	77	77	4	4	77	77	△	

逓信局別内譯

局別	改定		新設		正計		増減(△引)	備考
	計	別	計	別	計	別		
東京	5	5	1	1	5	5	△	本年改定ハ、改定郵便局(長崎、熊本、鹿児島)ノ分課増減ニ関ス
名古屋	2	2	1	1	2	2	△	
大阪	4	4	1	1	4	4	△	
廣島	1	1	1	1	1	1	△	
熊本	1	1	1	1	1	1	△	
札幌	1	1	1	1	1	1	△	
函館	1	1	1	1	1	1	△	
計	15	15	4	4	15	15	△	

註 アラビア數字ハ新設ノ再掲トス。分課新設局ハ一四局

一、事業別 經費關係調書

事業別 (通信書記)	定率	月額	年度内額	備考
郵便	八	六六四〇〇	三九八〇〇	七九六八
電信	一九	△一五七七〇〇	△九四六二	△一八九二〇
電話	五	二四九〇〇	一四九四	二九八八
貯金	六	△四九八〇〇	△二九八八	△五九七六
保險	七	五八一〇〇	△三四八六	△六九七二
計	七		△三四八六	△六九七二

郵便事業ハ緊
急施設費支辨

註一、實施期日ハ昭和十八年十月一日トス

二、各事業ニ於テ負擔セル庶務課長定員(電信、電話、貯金各一人、
保險三人)ハ昭和十九年度使用計畫ニ於テ郵務局へ豫算額替ニル
コト

三、通信局別

通信局別	數量	定率	月額	年度内額	年額	備考
東京	△五	八三〇〇	△一五〇〇	△二四九〇	△四九八〇	一、昭和十八年十月一日實施
名古屋	△△	八三〇〇	△六六〇〇	△九六六	△一九九二	二、右傍書記、左傍技手ノ別
大阪	△	八三〇〇	△八五〇〇	△四九八	△一九九六	掲トシ判任俸給ノミトス
大坂	△	八三〇〇	△三三二〇〇	△一九九二	△三九八四	
熊本	△	八三〇〇	△一六六〇〇	△九九六	△一九九二	
仙臺	△	八三〇〇	△二六六〇〇	△九九六	△一九九二	
札幌	△	八三〇〇	△二六六〇〇	△九九六	△一九九二	
豊原	△	八三〇〇	△二四九〇〇	△四九四	△二九八八	
計	△七			△三四八六	△六九七二	

別表 (追加添付物)

逓信局名	郵便局名	改正(又、新設)課名
東京	東京中央	庶務課、通常郵便課、小包郵便課、外國郵便課、軍事郵便課、檢閲課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	神田、牛込、淺草、本所、深川、目黒、大森、澁谷、淀橋、豊島、荒川、城東、神奈川、横濱中、浦和、足立	庶務課、通信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	日本橋、京橋、小石川、下谷	庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	蒲田、世田谷、川崎、千葉、水戸、宇都宮、静岡、濱松、甲府	庶務課、通信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	中野、杉並、落合長崎、板橋、向島	庶務課、通信課、貯金保險課
	八王子、長岡、沼津	庶務課、通信課、電話課、貯金保險課
	横濱	庶務課、郵便課、外國郵便課、檢閲課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	鶴見、前橋	庶務課、通信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	横須賀	庶務課、郵便課、外國郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	新潟	庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課
	高崎	庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	名古屋、金澤	庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	名古屋榮	庶務課、郵便課、貯金保險課、貯蓄業務課
	名古屋東、熱田	庶務課、通信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	豊橋	庶務課、通信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	岡崎、一宮、四日市、山田	庶務課、通信課、電話課、貯金保險課
	津、岐阜、長野、福井、富山	庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	松本	庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課
	上田、昭和、中村	庶務課、通信課、貯金保險課

遞信局名	郵便局名	改正又ハ新設課名
大阪	大阪中央	庶務課、通常郵便課、小包郵便課、外國郵便課、軍事郵便課、檢閱課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	大阪天滿、大阪東、大阪西、京都、七條、和歌山	庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	大阪港、大阪福島、東成、大阪城東、兵庫、神戸林田	庶務課、通信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	堺、大津、大阪城東	庶務課、通信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	伏見、明石、御影	庶務課、通常郵便課、小包郵便課、外國郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	神戸中央	庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課
	姫路	庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	尼崎、西宮、奈良、徳島、高知	庶務課、通信課、貯金保險課
	東舞鶴、灘、東淀川	庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
廣島	廣島、岡山	庶務課、通信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	廣島驛前	庶務課、郵便課、軍事郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	吳	庶務課、通信課、電話課、貯金保險課
	福山	庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	鳥取、松江、松山	庶務課、通信課、貯金保險課、貯蓄業務課
	山口	庶務課、郵便課、外國郵便課、軍事郵便課、檢閱課、電信課、貯金保險課
	下關	庶務課、郵便課、鐵道郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	高松	庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課
熊本	熊本	庶務課、郵便課、外國郵便課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	長崎	庶務課、郵便課、軍事郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課
	佐世保	庶務課、郵便課、軍事郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課

遞信局名

郵便局名

改正又ハ新設課名

福岡

博多

久留米

門司

小倉、八幡、大分、佐賀、宮崎、鹿兒島、那覇

別府

延岡

仙臺

秋田

青森鐵道

札幌

函館

小樽、旭川

室蘭、釧路

豊原

庶務課、郵便課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課

庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課

庶務課、郵便課、外國郵便課、軍事郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、通信課、電話課、貯金保險課

庶務課、通信課、貯金保險課

庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、乘務課

庶務課、郵便課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、郵便課、電信課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課、貯蓄業務課

庶務課、郵便課、電信課、電話課、貯金保險課

庶務課、通信課、貯金保險課

別紙

課長定員事業別増減員調書

宛先事業別	東京宛				名古屋宛				大阪宛			
	共	郵	電	貯	共	郵	電	貯	共	郵	電	貯
業務	通	便	信	金	通	便	信	金	通	便	信	金
庶務	五				二				四			
會計	△				△				△			
郵便	△				△				△			
電信												
電話												
貯金												
保險												
通信	△				△				△			
貯蓄												
計	△				△				△			
	四				三				三			

宛先 事業別	熊本宛				仙臺宛				札幌宛				豊原宛				合計			
	共	郵	電	貯	共	郵	電	貯	共	郵	電	貯	共	郵	電	貯	共	郵	電	貯
業務別	通	便	信	話	通	便	信	話	通	便	信	話	通	便	信	話	通	便	信	話
庶務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
會計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
郵便	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電話	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貯金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
保險	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
通信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貯貯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

理由

郵便局分課設置ハ職員定員二五〇人以上ノ事務官配置局ニ概ネ事業別ニ設置シ來リタル處近時一般社會經濟勞務情勢ノ激變ニ伴ヒ通信部門ノ運轉々々窮屈化シ一方貯蓄部門ニ於テハ貯蓄增強國債消化ノ徹底強化ノ愈々其ノ重要性ヲ増大シ來リタルニ伴ヒ之ガ運營ハ從來ノ機構ヲ以テシテハ十分ナラザルニ立至リタルニ付別記郵便局分課整備方針ニ依リ現行郵便局機構ヲ統合強化シ以テ事業ノ圓滑ナル運營ヲ圖ル爲按ノ通取計ヲコト、致度

別記

郵便局分課整備方針

第一分課設置局

一、通信（郵便、電信、電話）關係

1. 通信課設置

勞務ノ量的確保維持ニ小分課設置ノ弊ニ鑑ミ現行ノ郵便課、電信課（電話課）ニシテ第三項標準未滿ノモノヲ合併シテ通信課トナシ以テ定員配置ノ合理化ヲ行フモノトス

2. 單獨課設置

郵便、電信、電話各事業共規模大ナル場合ハ第三項標準ニ依リ概ネ單獨課ヲ設置ス但シ郵便事業ニ於テハ必要ニ依リ通常郵便、小包郵便、外國郵便、軍事郵便等事務別ニ分課ヲ設置ス

三、貯蓄關係

貯蓄事務ノ綜合一元化ヲ圖ル爲現行ノ貯金課及保險課ヲ合併シテ貯金

保險課ヲ設置ス但シ貯金保險總定員ガ第三項標準以上ノ場合ハ人事管理ノ點ヲ考慮シ内務關係ト外務關係ニ分チ貯金保險課及貯蓄業務課ノ二課ヲ設置ス

三、庶務會計關係
 横濱、京都及神戸中央各郵便局ノ會計課ハ其ノ事務量及定員配置ノ合理化ヲ圖ル爲之ヲ廢止シ庶務課ニ統合ス

四、檢閱關係
 實際ノ必要ニ依リ設置ス

第三ニ 分課未設置局

一、局長ニ事務官配置局
 第三項標準ニ依リ分課ヲ新設ス

二、局長ニ通信書記配置局

通信書記配置局ニシテ事務官局長局ト同様ノ規模ヲ有スル局ハ時局關係事務ノ激増事故犯罪ノ増加職員ノ鍊成福利厚生ニ特ニ配意スル必要ヲ生ジタル等ニ依リ局長ノ負擔ハ著數ク苛重シ局長一人ノ宰領ニテハ業務ノ進行ヲ確保シ難キ實情ナルヲ以テ斯ル局ニハ事務官局長局ト同様ノ標準ニ依リ分課ヲ設置シ局長ヲ補佐セシムルモノトス

第三 郵便局分課設置標準

一、分課ハ職員總定員二五〇人以上局ニ設置ス
 二、各事業別ノ分課ハ左ノ改正標準以上ノ場合ニ設置ス但シ貯金及保險ハ二課（貯金保險課及貯蓄業務課）ヲ設置ス

定員別	庶務	郵便	電信	電話	貯金	保險
改正	無制限	一三〇人	四五人	一三〇人	一二人	二〇人
現在	無制限	一〇〇人	三五人	一〇〇人又ハ分室設置局	二五人	七〇人

各事業ニシテ右標準ニ違セザル場合ハ郵便、電信及電話ヲ併セ電信
又貯金及保険ヲ併セ貯金保険課ヲ設置ス

三、逓信局事務分掌局、電話ガ分室ノ局其ノ他特ニ必要アル局ニハ設備標
準ニ不抵触ヲ設置スルコトヲ得

四、局舎ノ現状ニ徴シ分課設置ヲ適當トセザル局ハ設備標準ニ不抵
触ノ設置ニ止ムルカ又ハ分課ヲ設置セザルコト、ス

課長要員負擔

課別	郵便	電信	電話	貯金	保險	計
課長	八	一	一	三	一	一四
課長	三一	九	二			四二
課長	三	九	二	二	二	二九
課長	一		技手			一三
課長	一		技記			一三
計	四〇	〇	一	二	一	八
減員(△長)	三二	二九	一	一	一	△△ 技記 九五
差引	八	九	三	六	七	△ 記 一七
備考						

註 一、本件ハ新設課長要員ノ事業別負擔トス

二、「其ノ他」トハ青森鐵郵局業務課長、御影局電話課長、足立局貯金保險課長及貯蓄業務課長トス

三、貯金保險課及貯蓄業務課ヲ設置スル場合ハ貯金及保險共各一課長ヲ負擔スルモノトス

内 譯

ノ庶務課長要員負擔

區別	郵便	電信	電話	貯金	保險	計
定員	一、二四〇	四六一	二一四	五一	一〇四九	三、四七五
千分比	三五七	一三二	六一	一四七	三〇二	一、〇〇〇
負擔要員	6.6	1.3	.6	1.5	3.0	一三
事業別	七	一	一	一	三	一三
備考	<p>一、郵便事業負擔中三人ハ會計課長要員ヲ振替充當スルモノトス</p> <p>二、本件以外ニ郵便事業負擔、ハテ青森鐵郵局庶務課長一アリ</p>					

2. 通信課長要員負擔

區別	郵便	電信	電話	計
定員	五〇二九	一、四四九	三〇二	六七八〇
千分比	七四二	二一四	四四	一、〇〇〇
負擔要員	31.2	9.0	1.8	四二
負擔率	三一	九	二	四二

3. 貯金保險課長要員負擔

區別	貯金	保險	計
定員	・九五四	二、〇八三	三、〇三七
千分比	三一四	六八六	一、〇〇〇
負擔要員	9.1	19.9	二九
負擔率	九	二〇	二九

通信課新設局定員調書
 (通信課長負擔關係)

一八八二〇現在

既設局	局名	郵便	電信	電話	新設局	局名	郵便	電信	電話
神田	神田	一七三	〇	四〇	兵庫	兵庫	一〇〇	〇	四一
牛込	牛込	一四〇	三一	三一	神戸林田	神戸林田	一〇八	三五	三五
浅草	浅草	一六〇	三六	三六	廣島驛前	廣島驛前	二〇九	三二	三二
本所	本所	一三八	三二	三二	福山	福山	八三	二七	二七
深川	深川	一一七	三三	三三	小計	小計	三七八九	九八八	八八
目黒	目黒	一五七	〇	四六	新設局	新設局			
大森	大森	一四一	〇	四〇	足立	足立	一〇七	四四	× 三六
澁谷	澁谷	一四九	三四	三四	御影	御影	七四	二三	
中野	中野	一〇九	四四	四四	昭和	昭和	一一〇	三〇	
豊島	豊島	一三〇	三〇	三〇	豊原	豊原	五二	〇	四二
神奈川	神奈川	二七九	二九	二九	東舞鶴	東舞鶴	七四	一六	四二
横濱中	横濱中	一五三	三三	三三	延岡	延岡	五七	二〇	× 五一
長岡	長岡	七九	二八	二八	落合長崎	落合長崎	一〇六	三〇	三三
前橋	前橋	七九	二三	二三	杉並	杉並	一四三	四三	
沼津	沼津	七一	二九	二九	向島	向島	九一	二四	
熱田	熱田	一四〇	三二	三二	板橋	板橋	一〇六	三一	
豊橋	豊橋	一一一	三九	三九	中村	中村	一〇二	二八	
山田	山田	六〇	二五	二五	東淀川	東淀川	一〇三	二九	
上田	上田				小計	小計	一三四〇	四六一	二一四
大阪港	大阪港	一二八	三八	三八	合計	合計	五〇二九	一四四九	三〇二
大阪福島	大阪福島	一〇五	三一	三一					
東成	東成	一四六	四五	四五					
大阪城東	大阪城東	一一六	四二	四二					
堺	堺	一一六	三七	三七					

備考
 ○印ハ電信負擔
 ×印ハ電話負擔
 他ハ郵便負擔

貯金保險課ノミ新設局ノ定員調書
 (貯金保險課長負擔關係)

一八八二〇現在

局名	貯金	保險	局名	貯金	保險
中野	〇	七五	御影	〇	五六
八王子	〇	七六	昭和	〇	三六
長岡	二三	七五	豐原	二二	二二
高崎	二七	六七	東舞鶴	三六	四三
岡崎	二八	五六	延岡	二七	四六
一宮	三三	五七	杉並	〇	八二
四日市	二八	六四	落合長崎	〇	八〇
松本	二九	五五	板橋	〇	九〇
伏見	三二	六九	向島	〇	一一五
姫路	三三	六三	中村	〇	一一一
廣島前	二五	八一	灘	三三	九一
下關	二三	八二	東淀川	三五	九二
博多	三三	七六	小計	四六三	九三一
久留米	二四	八〇	合計	九五四	二〇八三
別府	二二	五六			
室蘭	二八	五四			
銚路	二九	六六			
小計	四九一	一五二			

備考
 ○印ハ貯金負擔
 他ハ保險負擔

局名	庶務	郵便	電信	電話	貯金	保險	檢閱	計	現在	改正
東京	二二九	一九六四	九〇		一一〇	三五	一七四	二六二	庶務、通郵、小郵、貯業、軍郵、檢、貯保、外	庶務、通郵、小郵、貯業、軍郵、檢、貯保、外
神田	二七	一七三	四〇		四九	七五		三六四	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
日本橋	三四	二四八	七二		五一	六六		四七一	信、郵、貯、保、	信、郵、貯保、貯業、
京橋	三一	二〇二	六五		五三	七七		四二八	信、郵、貯、保、	信、郵、貯保、貯業、
牛込	二〇	一四〇	三一		四〇	七七		三〇八	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
三軒	三〇	二〇三	五八		四一	一一		四四三	信、郵、貯、保、	信、郵、貯保、貯業、
下谷	三〇	一八四	四六		五四	一〇三		四一七	信、郵、貯、保、	信、郵、貯保、貯業、
淺草	二八	一六〇	三六		五八	一三八		四二〇	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
本所	二四	一三八	三二		六二	一三七		三九三	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
川	二三	一一七	三三		五〇	一一		三四一	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
目黒	一九	一五七	四六		五四	一〇九		三八五	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
大森	二四	一四一	四〇		三六	一〇三		三四四	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
浦田	二九	一六四	四三	一八	五八	一六		四二八	信、話、貯、保、	信、話、貯保、貯業、
三軒	三二	一八七	五七	四六	四五	一一		四七九	信、話、貯、保、	信、話、貯保、貯業、
洗谷	二五	一四九	三四		五〇	七八		三三六	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、
洗谷	二〇	一四八	二五		三九	八二		三一四	信、郵、貯、保、	庶、通、貯保、貯業、

第一、既設分課ノ改定（局名ニ「判」ト冠シテルハ判任局長局、現在分課名ノ右傍ニ。印アルハ減少課數）

寫名	中野	豐島	荒川	城東	八王子	杉	鶴見	神奈川	横濱中	横須賀	川崎	新潟	長岡	浦和	前橋	高崎	千葉	水戸	宇都宮	群馬	濱松	
庶務	一九	一九	二二	一八	二四	七三	二五	三〇	二四	三九	三五	六六	三〇	二三	二七	二九	二八	三三	三六	四四	四一	
郵便	一〇九	一三〇	一四三	一六	六九	二一五	九四	二九九	一五三	二三四	一三二	二一六	七九	六三	七九	一〇二	一一四	一〇七	一一八	一三七	一一二	
電信	四四	三〇	二三	三三	一六	一二五	三二	二九	三三	五二	四三	一三二	二八	一七	二三	三七	四二	五九	五三	九八	五三	
電話				九一			八六			一三三	一四九	二一四	一一八	四六	七一	一一三	一〇六	一三五	八三	二一四	二五四	
貯金	三六	四七	八〇	六九	三八	三五	三九	四二	五八	五五	五五	三八	二三	二四	三三	二七	二八	三一	二八	四〇	三六	
保險	七五	八三	一七九	一二八	七六	七一	八八	一〇四	一六一	八〇	一〇八	一〇九	七五	八三	九九	六七	七七	八一	九三	一二九	八八	
檢閱						四〇						一七										
計	二八三	三〇九	四四八	三六四	三〇四	五五九	三六四	四八四	四二九	五八四	五二二	七九二	三五三	二五六	三三二	三七五	三九五	四四六	四一一	六六二	六〇四	
現	庶、郵、貯、保、信、	庶、郵、貯、保、信、	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、會、郵、外、貯、	庶、通、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、軍、貯、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、外、貯、	庶、郵、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、
在	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、會、郵、外、貯、	庶、通、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、軍、貯、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、外、貯、	庶、郵、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、通、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、	庶、郵、貯、保、
課	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	改
名	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

局名	庶務	郵便	電信	電話	貯金	保險	檢閱	計	現	在	課	改	名
沼津	二二	七一	二九	一二二	二三	四六		三一三	話	庶、郵、貯保、信		庶、通、貯保、話	正
清水	二一	五一	二一	一〇六	一六	五二		二六七	話	庶、通、貯保、話		全	
甲府	三四	九六	四四	九三	二五	八八		三八〇	話	庶、郵、貯、保、信		庶、郵、貯保、貯業、信、話	
名古屋	四〇	四四五	四四		六七	一二三	一三	七三二	庶、	庶、郵、貯、保、信		庶、郵、貯保、貯業、信	
名古屋榮	二六	二一八			四七	一一二		四〇三	庶、	庶、郵、貯、保		庶、郵、貯保、貯業	
名古屋東	二六	一四四			四三	一〇九		三五三	庶、	庶、郵、貯、保、信		庶、通、貯保、貯業	
熱田	二五	一四〇	三二		四八	一一〇		三五五	話	庶、郵、貯、保、信		庶、通、貯保、貯業、話	
豐橋	三三	一一一	三九	一〇五	四七	七八		四一三	話	庶、郵、貯、保、信		庶、通、貯保、貯業、話	
岡崎	二六	八七	二〇	九三	二八	五六		三一〇	庶、	庶、通、貯、保、話		庶、通、貯保、話	
一宮	二七	六六	一八	一五六	三三	五七		三五七	話	庶、郵、貯、保、信		庶、通、貯保、話	
津	三二	八八	七一	一四六	二六	七〇		四三三	話	庶、郵、貯、保、信		庶、通、貯保、貯業、話	
四日市	二九	八八	二八	一三三	二八	六四		三六九	話	庶、通、貯、保、話		庶、通、貯保、話	
山田	二八	六〇	二五	一一七	二五	五四		三〇九	話	庶、郵、貯保、信		庶、通、貯保、話	
岐阜	四五	一五九	八〇	二二三	五〇	一二四		六八一	話	庶、郵、貯、保、信		庶、通、貯保、貯業、信、話	
大垣	二三	六三	一三	八九	二七	五三		二六八	話	庶、通、貯保	全	全	
長野	三八	一一三	四七	一〇五	三五	九〇		四二八	話	庶、郵、貯、保、信		庶、通、貯保、貯業、信、話	
松本	三五	八三	五五	一四〇	二九	五五		三九七	話	庶、郵、貯、保、信		庶、郵、貯保、信、話	
上田	二四	五〇	二九	八八	一六	三五		二四二	話	庶、通、貯保、話		庶、通、貯保	
福井	四一	一一〇	六一	二四六	六五	一〇四		六二七	話	庶、郵、貯、保、信		庶、郵、貯保、貯業、信、話	
金澤	三四	一三八	一〇四		六二	一三三		四六一	話	庶、郵、貯、保、信		庶、郵、貯保、貯業、信	
富山	三八	一一〇	七六	一一七	四一	九八		四八〇	話	庶、郵、貯、保、信		庶、郵、貯保、貯業、信、話	
高岡	二三	六五	二〇	一〇一	二八	六二		二九九	話	庶、通、貯、保、話		全	

局名	庶務	郵便	電信	電話	貯金	保險	檢閱	計	現分	在課	改名
大阪	1-1111-1111	1-1111-1111	KB	KB	2K-1111	1-1111	1-1111	1-1111	庶、通、郵、小、貯、保、外、軍、郵、檢、貯、信	庶、通、郵、小、貯、保、外、軍、郵、檢、貯、信	庶、通、郵、小、貯、保、外、軍、郵、檢、貯、信
天滿	110	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
大阪東	3-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
大阪港	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
福島	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
東成	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
大東	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
堺	3-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
京都	5-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
七條	3-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
伏見	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
神戶	8-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
兵庫	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
神田	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
林田	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
姫路	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
尼崎	3-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
明石	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
西宮	3-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
奈良	3-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信
大津	2-11	1111	BP	BP	BP	110	110	110	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信

局名	和歌山	徳島	高知	廣島	廣前島	吳	尾道	福山	鳥取	松江	岡山	山口	下關	宇部	高松	松山	長崎	佐世保	福岡	博多	久留米
庶務	三二	三二	三八	四九	二二	四六	二六	二六	二五	三一	四九	二二	五三	二四	四一	三五	四三	五七	三六	二八	三七
郵便	一六一	一一四	一一六	一九九	二〇九	二五六	八七	八三	八一	八五	二〇三	四四	四八	七一	二一六	一一六	一八二	二五〇	一四九	一一七	一一四
電信	六五	六九	九五	二七五	三二	六九	四九	二七	四〇	四六	一三六	二五	五四	三六	九四	一一三	一八〇	一七七	四八	四八	四六
電話		一〇六	一五〇		三二	八九	一三四	二〇七	四〇	二一	一三	一五	二四	七五	一三八	一一三	二〇五	一一一	四八	四八	二二六
貯金	五七	三八	三五	一七一	二五	六六	一九	二一	一六	一九	二二	二二	二二	一八	三四	二六	三三	四〇	四三	四三	二二
保險	一三〇	九〇	八二	一三一	一〇二	一〇二	六	六	四	四	一三	二二	二二	一八	四〇	二六	八三	二二	一〇一	一〇一	八〇
檢閲				一〇									一〇						一〇	一〇	一〇
計	四三〇	五四九	五二二	一〇七三	三六八	六二五	三二〇	三三〇	四〇一	三二〇	四二〇	三二〇	四〇七	二八八	四一三	五九〇	八二〇	七二二	三二二	三二二	四三〇
現	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信	庶務、郵便、貯保、信
在	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業
改	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業	信、郵、貯保、貯業

所名	庶務	郵便	電信	電話	貯金	保險	檢閱	計	現分	在課	改名
門司	七三	五九	一一七	二六〇	三六	八七	五〇	一三三	庶務、郵便、外郵便、軍郵便、貯保、貯保、信、話	庶務、郵便、外郵便、軍郵便、貯保、貯保、信、話	全上
大牟田	二八	九二	三六	三三	三一	九	三二	一〇二	庶務、通、貯保、話	庶務、通、貯保、話	全上
小倉	三二	一四	三一	一一一	五二	二〇	五〇	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
若松	二六	七一	五一	一五四	二五	五八	三八	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
八幡	三五	一〇九	五八	一三九	三一	一〇	四九	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
飯塚	二四	四四	二二	九〇	一一	五九	二九	一〇七	庶務、通、貯保、話	庶務、通、貯保、話	全上
大分	三八	一〇五	一〇九	一五五	二五	七三	五〇	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
別府	三〇	八九	二八	九八	二二	五六	三三	一〇七	庶務、通、貯保、信、話	庶務、通、貯保、信、話	全上
左賀	三三	八二	七九	一五二	二六	五四	四二	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
官崎	三三	七二	八二	一〇九	二四	六六	三八	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
鹿兒島	五八	一九八	二四五	二二二	四〇	一一五	八九	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
那覇	二九	五五	七二	五五	二〇	五四	二二	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
仙台	五三	二二四	一五六	二五五	六四	一一七	八七	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
松洋	二七	六四	三四	八一	二二	五四	二二	一〇七	庶務、通、貯保	庶務、通、貯保	全上
那山	三一	七三	二五	九二	二二	四八	二〇	一〇七	庶務、通、貯保	庶務、通、貯保	全上
那島	二八	八二	五二	一一一	二二	七五	三七	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
盛岡	三八	一〇六	九二	一一〇	二五	七一	四三	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
青森	四七	九二	一三三	一〇八	二八	八五	四九	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
弘前	二八	六八	三一	六九	二二	五五	二七	一〇七	庶務、通、貯保	庶務、通、貯保	全上
山形	三〇	九二	五七	一一二	二二	七九	五九	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上
秋田	三七	九八	七八	九九	二五	六九	四〇	一〇七	庶務、郵便、貯保、信、話	庶務、郵便、貯保、信、話	全上

局名	札幌	函館	小樽	旭川	室蘭	釧路	帶廣
庶務	三三	四四	五三	四〇	二七	三二	二五
郵便	二四三	二一五	一五八	一一〇	六四	六一	四八
電信	三	一一二	一七〇	八四	五九	六一	四〇
電話			二二二	一一九	八五	九五	九二
貯金	八四	四九	九九	三三	二八	二九	二二
保險	一六七	一四四	一一一	八四	五四	六六	三四
檢閱	一九	八	一〇	四	二		
計	五六一	六六八	八四〇	四八四	三二六	三四四	二七一
現分	庶、郵、貯、保	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、郵、貯、保、信	庶、通、貯、保
在課							
改正	庶、郵、貯、保、貯業	庶、郵、貯、保、貯業	信、庶、郵、貯、保、貯業	信、庶、郵、貯、保、貯業	信、庶、郵、貯、保、信	信、庶、郵、貯、保、信	全上



807

